

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和6年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

# 目 次

## 【障害福祉課】

1	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について	1
2	障害福祉の現場で働く方々の収入の引き上げについて	48
3	障害福祉関係施設等の整備について	58
4	高齢の障害者に対する支援等について	69
5	改正障害者総合支援法の施行(事業者指定の見直し)について	78
6	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	81
7	強度行動障害を有する者等に対する支援について	105
8	訪問系サービスについて	115
9	障害者の就労支援の推進等について	156
10	障害者優先調達推進法について	186

## 【地域生活・発達障害者支援室】

11	障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について	192
12	相談支援の充実等について	211
13	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	238
14	成年後見制度利用促進について	261
15	発達障害者支援施策の推進について	270
	(参考)令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	276



## 1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

### (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、昨年末の令和6年度予算編成過程において、改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされたところである。

また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされたところである。

これを踏まえ、今回の報酬改定では、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について取り組んでいく必要があることから、各サービスの報酬・基準について、必要な改定を行うこととしている。

具体的な改定内容については昨年5月より、厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、49の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ね、本年2月6日に「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をとりまとめたところ。改定内容の詳細については、当該概要資料をご参照いただきたい。【関連資料1】

<厚生労働省 HP（障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)

### (2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期については、全ての障害福祉サービス等について、これまでと同様に、令和6年4月1日施行とする。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における福祉・介護職員の処遇改善分については、令和5年度補正予算において、福祉・介護職員の処遇改善のための措置が令和6年5月まで講じられていることから、令和6年6月1日施行とする。

また、報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、報酬告示（平成18年

度告示第 523 号他)等については、改定内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月15日に公布。

報酬に関する関係通知やQ & Aについては、3月下旬に発出する予定としており、各都道府県等におかれては、あらかじめご了知いただくとともに、管内市町村や事業所等への情報提供をお願いする。

その際、令和6年度予算事業として実施予定の「障害福祉サービス事業所等サポート事業」を活用し、新たな処遇改善の取得促進のため行政書士等を事業所に派遣をする、また、令和6年度報酬改定に関する研修会を開催し、改定の概要を丁寧に説明するなど、適切な報酬の算定に寄与するよう、市町村や事業所に対するきめ細かい支援をお願いしたい。

<参考（活用できる補助事業）>【関連資料2】

- ・ 「福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業及び人材確保対策事業」  
（R5 補正予算）
  - ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート体制準備事業」（R5 補正予算）
  - ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート事業」（R6 当初予算案）
- ※ いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）



こどもまんなか  
こども家庭庁

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの一貫、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- 施設における10人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

### (自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算(I)【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6 就労系サービス

### (就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

## 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(I)(II) 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等＞

## 8 障害児支援

### (児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価  
＜中核機能強化加算【新設】 22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位~187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し >
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ 60単位)、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

## 目次

## &lt;障害福祉サービス等における横断的な改定事項&gt;

○ 福祉・介護職員等処遇改善加算について	P5
○ 地域生活支援拠点等の機能の充実	P7
○ 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像(イメージ)	P9
○ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実	P10
○ 障害者の意思決定支援を推進するための方策	P11
○ 障害者虐待の防止・権利擁護	P12
○ 障害福祉現場の業務効率化	P13
○ 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化	P14
○ 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上	P15
○ 情報公表未報告の事業所への対応	P16
○ 地域区分の見直し	P17
○ 補足給付の基準費用額の見直し	P18

## &lt;各サービスにおける改定事項&gt;

○ 障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応	P19
○ 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実	P20
○ 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し	P21
○ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等	P22
○ 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組	P23
○ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実	P24
○ 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し	P25
○ 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実	P27
○ 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等	P28
○ 就労移行支援事業の安定的な事業実施	P29
○ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価	P30
○ 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価	P31
○ 就労定着支援の充実	P32
○ 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施	P33
○ 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策	P35
○ 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実	P36
○ 質の高い発達支援の提供の推進	P37
○ 支援ニーズの高い児への支援の充実	P39
○ 家族支援の充実	P41
○ インクルージョンの推進	P42
○ 障害児入所施設における支援の充実	P43

# 福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

## 概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

## 単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。



# 福祉・介護職員等処遇改善加算について②

## 算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率	新加算区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	<b>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	<b>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）  <del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	<b>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。



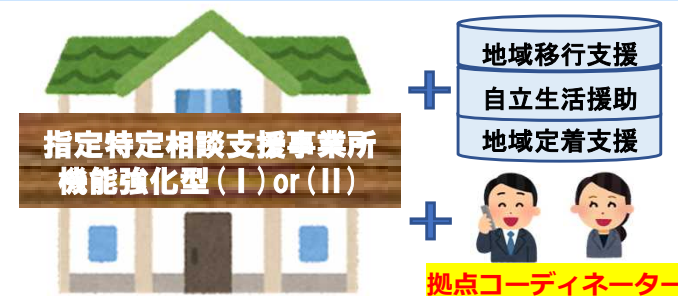
# 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

## ① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** \* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限  
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



## ② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所 (加算) 100単位/日 \* 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所 (加算) **200単位/日** \* 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

## ③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

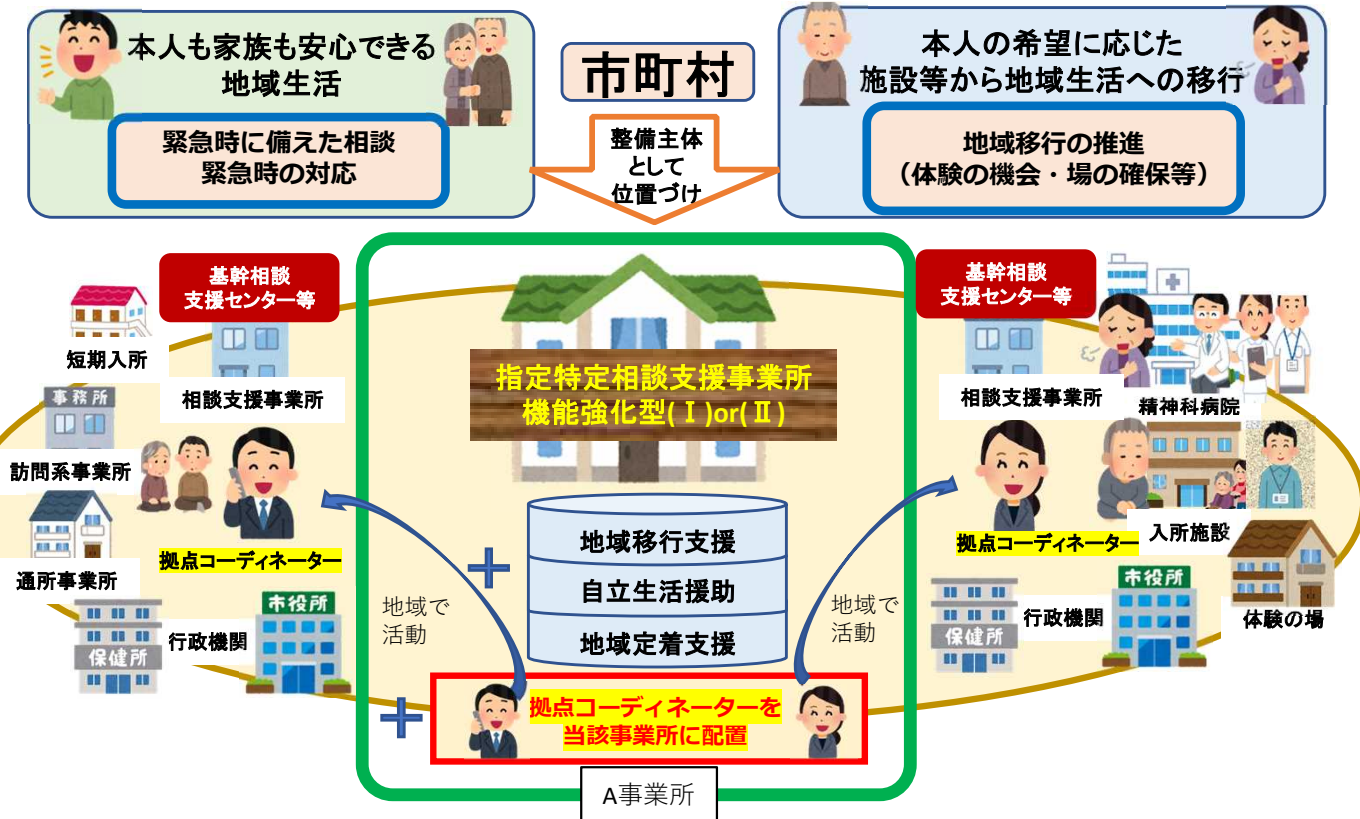
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。  
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算 (II) **60単位/日**



# 拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

## ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合

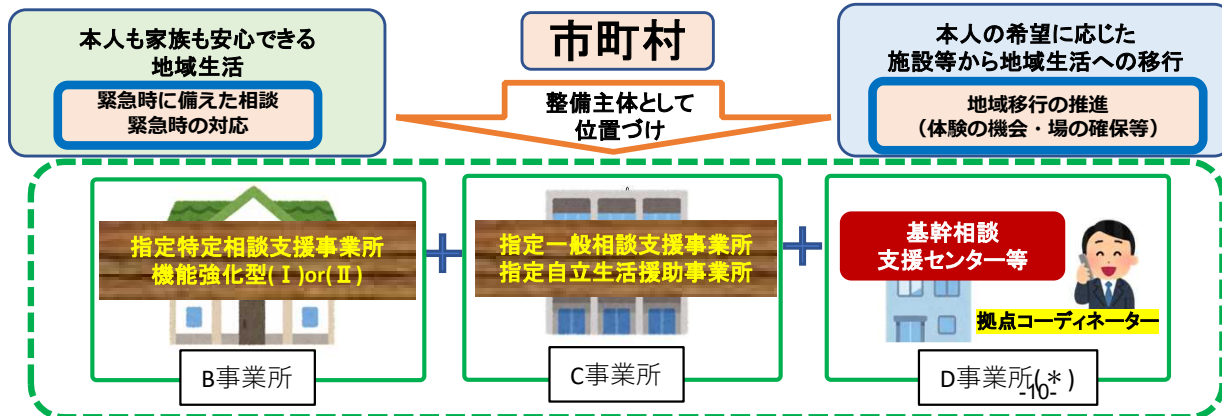


【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。
- ① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。
- ② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

\* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

## ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

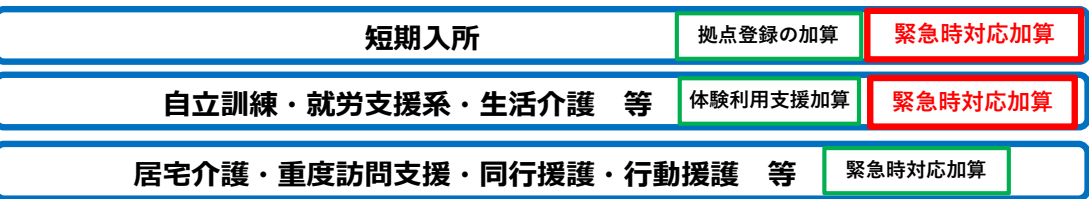
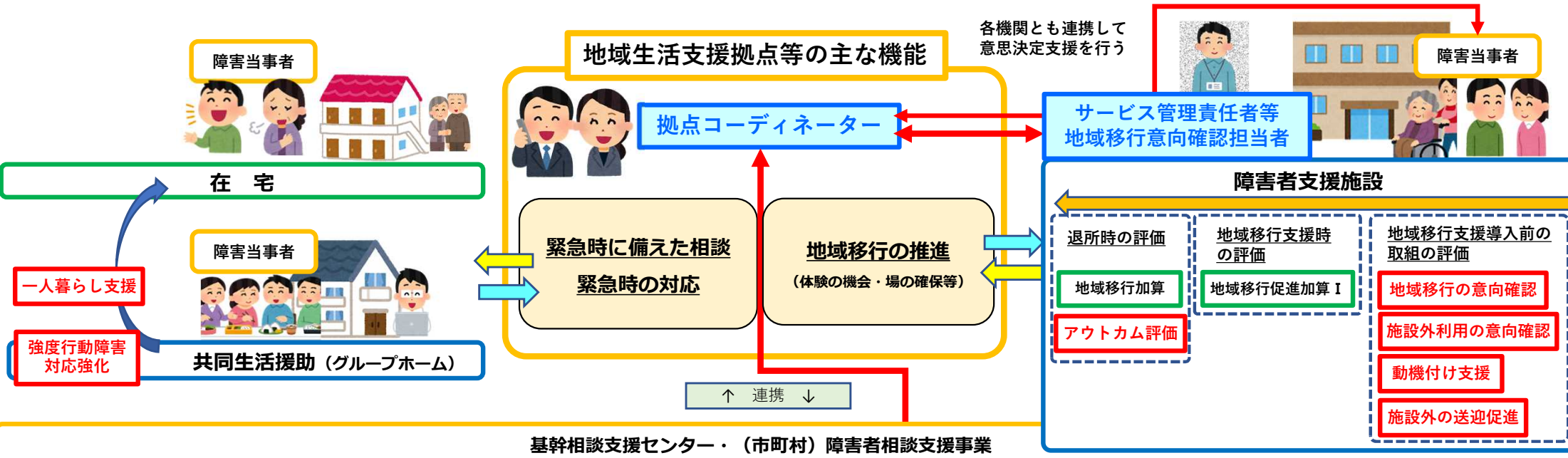
\* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。  
\* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

\* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

# 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



\* 図内の枠色について

既存の障害福祉報酬での取組

R6 障害福祉サービス等報酬改定

\* 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑ 連携 ↓

行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関 （自立支援）協議会等の協議の場



# 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

### 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。  
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

### 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

### 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

### 【重度障害者支援加算（共通）】

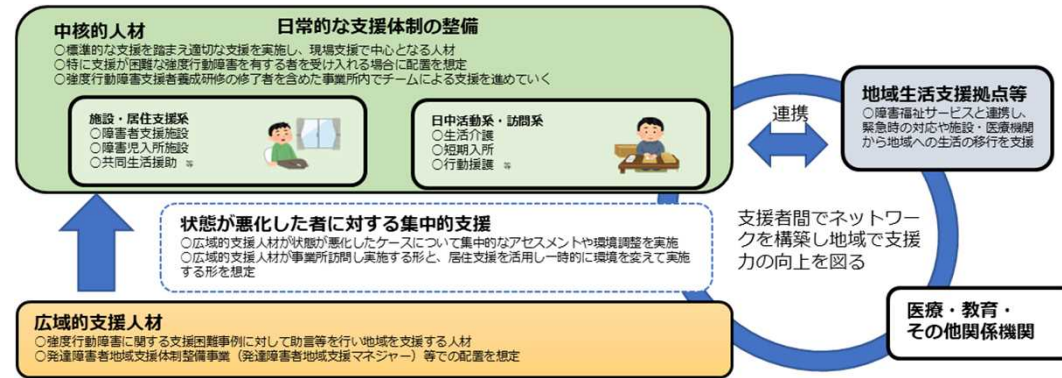
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

### 【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

## ③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

### 【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
  - ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者を受入れ
  - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

## ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

### 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

### 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

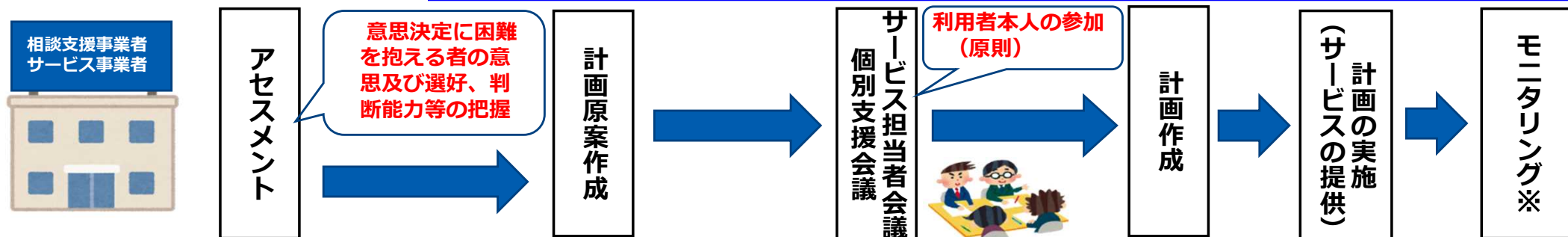
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。



## <各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

### <標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）

考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

## <見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上  
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

## <管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

# 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

## 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 減算単位

### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。



# 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

## ① 感染症発生時に備えた平時からの対応

### <運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（\*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

### <報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
  - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
  - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
  - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（\*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

#### 【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

## ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

#### 【新設】

新興感染症等施設療養加算 240単位

# 情報公表未報告の事業所への対応

## 概要

### 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

## 減算単位

### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

## 都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 地域区分の見直し

- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

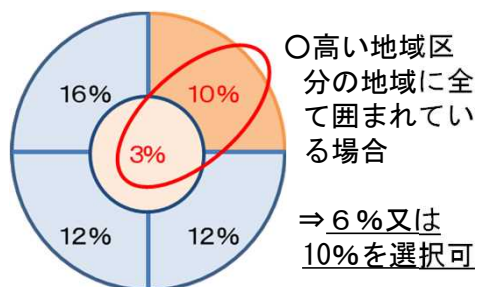
また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

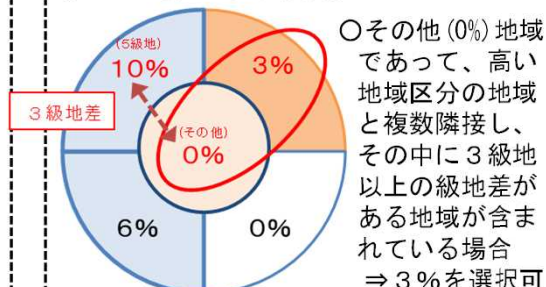
- （※1）
- ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げを認める。
    - i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
    - ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
    - iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
  - イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

- （※2）
- 平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

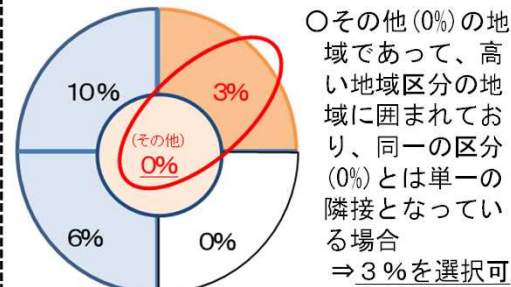
【ア i に該当する事例】



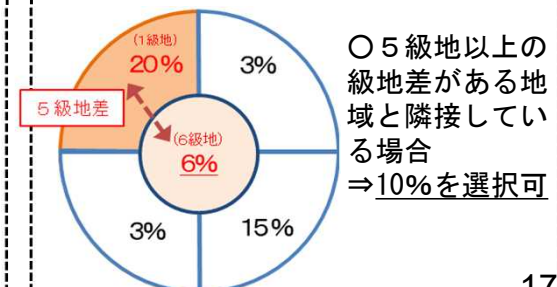
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】



【イ に該当する事例】



# 補足給付の基準費用額の見直し

## 現行制度（20歳以上の障害者の場合）

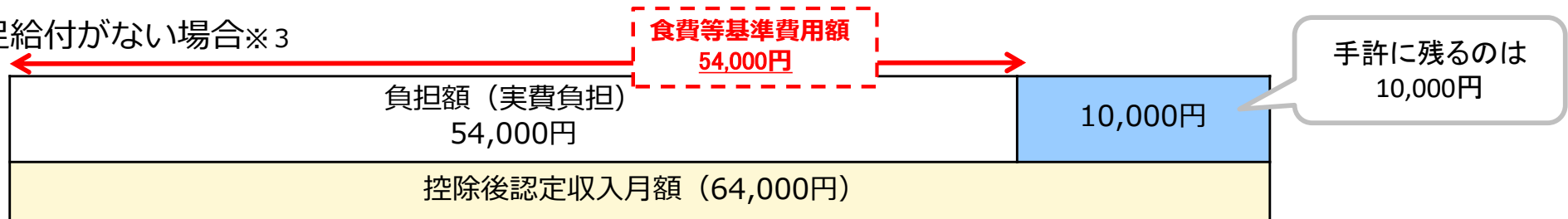
- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

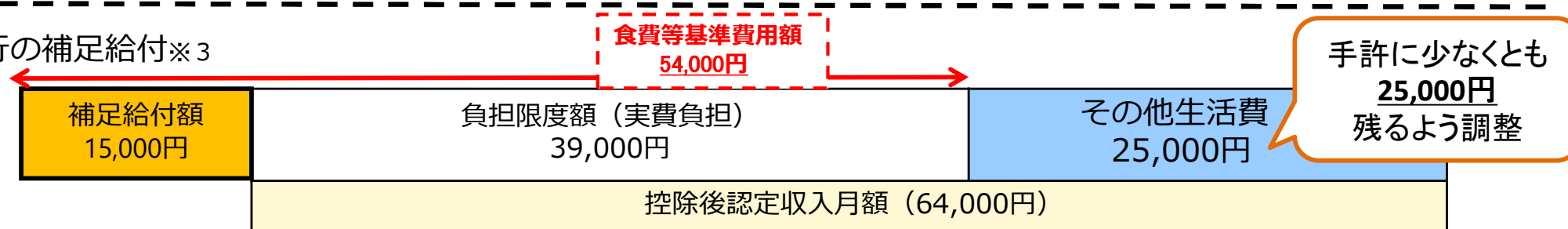
	補足給付の額
控除後認定収入額（※2）が66,667円を超える場合	$(\text{月額}) 54,000\text{円} - \text{負担限度額 (月額)}$ $\text{負担限度額 (月額)} = (66,667\text{円} - \text{その他生活費の額}) + (\text{控除後認定収入額} - 66,667\text{円}) \times 50\%$
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	$(\text{月額}) 54,000\text{円} - \text{負担限度額 (月額)}$ $\text{負担限度額 (月額)} = \text{控除後認定収入額} - \text{その他生活費の額}$
生活保護受給者	(月額) 54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

### ○補足給付がない場合※3



### ○現行の補足給付※3



※3 入所施設対象者（60歳未満、控除後認定収入額（月額 64,000円）の場合）

## 基準費用額の見直し

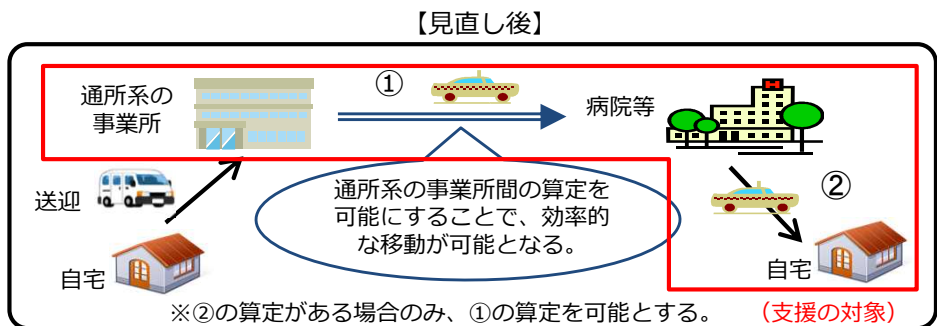
- 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「55,500円」とする。



# 障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

## ① 通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関して、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。



## ② 熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%（合わせて170%）

【見直し後】

所定単位数の90%（合わせて180%）

- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%（合わせて180%）

## ③ 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

(要件)

- 特定事業所加算 (I) 要件①～③のすべてに適合) 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算 (II) 要件①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算 (III) 要件①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算 (IV) 要件①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

- ① サービス提供体制の整備
- ② 良質な人材の確保
- ③ 重度障害者への対応
- ④ 中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加  
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

## ④ 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【現行】		【居宅介護利用者】		【見直し後】	
(対象者)		(対象者)		(対象者)	
区分1	6,280単位	区分1	6,410単位	区分1	6,410単位
区分2	7,130単位	障害児	13,010単位	区分2	7,270単位
区分3	9,010単位			障害児	13,270単位
区分4	14,040単位			区分3	9,190単位
区分5	20,570単位			区分4	14,320単位
				【介護保険対象者】	
				区分5	1,100単位
				区分6	1,810単位

※通院等（乗降）介助ありの単位

※通院等（乗降）介助ありの単位

【現行】		【重度訪問介護利用者】		【見直し後】		
(対象者)		(対象者)		(対象者)		
区分4	28,430単位	【介護保険対象者】	共通	17,340単位	区分4	28,940単位
区分5	35,630単位			区分4	14,620単位	
区分6	50,800単位			区分5	15,290単位	
				区分6	22,910単位	

# 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

## ①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

## ②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

### 入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

#### 医療と福祉の連携

入院前



医療機関  
職員（医師、看護師、事務員等）

関係者による事前調整



相談支援  
専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所  
職員（サービス提供  
責任者、管理者、重度  
訪問介護従業者）



※この他、訪問介護  
等の関係者も参加  
する場合あり。

※福祉関係者は重  
度訪問介護事業所  
のみの場合あり。

#### 【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1)障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
  - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
  - ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
  - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
  - ・重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2)医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
  - ・医療機関の入院規則
  - ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3)医療機関と障害福祉サービス等の調整
  - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
  - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
  - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
  - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

# 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

### 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

## ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

## ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

## ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 <b>【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等</b>
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 <b>【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等</b>
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 <b>【新設】 30単位/日</b>
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 <b>【新設】 80単位/日</b>
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 <b>【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等</b>
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 <b>【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数</b>
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 <b>【新設】 17単位/日</b>
短期入所	福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 <b>【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等</b>
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 <b>医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日</b>
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 <b>【新設】 1,000単位/日(1回を限度)</b>
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 <b>【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日</b>
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。



# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

## ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

## ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 \* 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 \* 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 \* 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) \* 自立支援加算(Ⅰ)に加算

\* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

## ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 \* 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 \* 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

**入居前**

個別支援計画等の作成



個別支援会議等

**グループホーム**

- ・介護サービス包括型
- ・外部サービス利用型



**生活支援**



グループホームを利用して行く中で、新たな生活の希望が出てきた場合(期間の定めはない)

**★入居中**

個別支援計画の見直し



個別支援会議  
本人の希望する生活や意思について共有

**自立支援加算(Ⅰ)**

個別支援計画を見直した上で、希望する生活に向けて住居の確保等の支援を受ける(6か月)

一人暮らし等へ

### 3. 退居後の支援

**退居後共同生活援助サービス費**

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



+



退居後ピアサポート実施加算

+



居宅介護等

### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

**★入居前**

個別支援計画等の作成



個別支援会議等

利用前に本人の希望する生活や意思について共有

**グループホーム**

- ・移行支援住居の定員は2人以上7人以下。

**移行支援住居**



**自立支援加算(Ⅲ)**

**不動産**

住まいの確保

グループワーク等

居住支援法人・協議会等との連携・報告

**ピアサポート実施加算**

同じ目的を持った仲間と共に希望する生活を目指す住居の確保や退居後の生活に向けた支援を受ける(3年間)

\* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の住居の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位/日 \* 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**  
 【新設】（初期）**500単位/日** \* 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**  
 【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位/日 \* 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**  
 【新設】（初期）**400単位/日** \* 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**



## ② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6:1以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位/日）  
 【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600**単位 区分5：**456**単位 区分4：**372**単位 区分3：**297**単位 区分2：**188**単位 区分1以下：**171**単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位/日** 区分3以下 **77単位/日** \* 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配  
 人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位/日** 区分3以下 **31単位/日** \* 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



## ③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可  
 【見直し後】 支援の**初日**から算定可 \* 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



## ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

# 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

## ≪地域との連携等【新設】≫

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。





# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

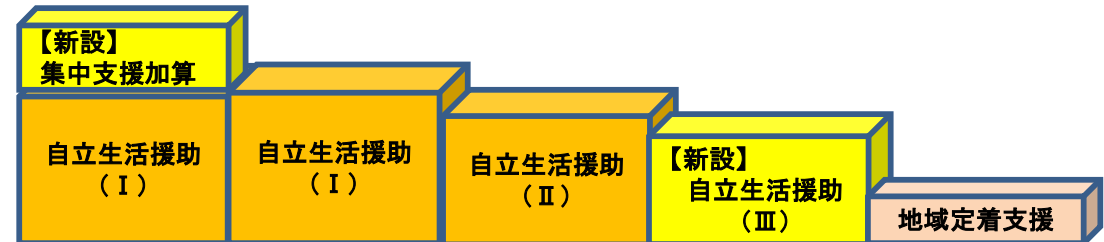
<b>自立生活援助</b>	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	<b>1,566</b> 単位/月（30人未満）	<b>1,095</b> 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	<b>1,172</b> 単位/月（30人未満）	<b>821</b> 単位/月（30人以上）
	【新 設】	<b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月</b> * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定		
<b>地域移行支援</b>	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	<b>3,613</b> 単位/月	（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位/月 （Ⅲ） <b>2,422</b> 単位/月
<b>地域定着支援</b>	【現 行】	・体制確保費	306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費	<b>315</b> 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位/日

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

\* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

## ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

**機能訓練** 【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日 \* 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

**生活訓練** 【一部新設】 個別計画訓練加算（Ⅰ） 47単位/日 \* 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

## ② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）（例：利用定員が20人以下の場合）

【現行】 748単位/日 【見直し後】 **776**単位/日

生活訓練サービス費（Ⅱ）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）

【現行】 750単位/日 【見直し後】 **779**単位/日 \* 機能訓練も同様

生活訓練サービス費（Ⅲ）（例：利用期間が2年間以内の場合）

【現行】 271単位/日 【見直し後】 **281**単位/日



## ③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。



【新規】 ピアサポート実施加算 **100**単位/月

## ④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可

## ⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

## ⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

## 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） **60**単位/日 \* 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） **30**単位/日 \* 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】 高次脳機能障害者支援体制加算 **41**単位/日





## 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

## 支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

### 【現行】

**【支援計画会議実施加算】 583単位／回**  
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

### 【見直し後】

**【地域連携会議実施加算】 (Ⅰ) 583単位／回**

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

**【地域連携会議実施加算】 (Ⅱ) 408単位／回**

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



# 就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

## スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
  - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
  - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
  - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
  - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
  - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

### 【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



### 【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～ <u>90</u> 点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	<u>-20</u> 点～ <u>60</u> 点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	<u>-50</u> 点～ <u>0</u> 点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	<u>0</u> 点～10点で評価



# 就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

## 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

### (1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所 を更に評価	従業員配置 6 : 1 (新設) 定員20人以下の場合																		
4.5万円以上	↑ 単価 引上げ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均工賃月額</th> <th>基本報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4.5万円以上</td><td>837単位/日</td></tr> <tr><td>3.5万円以上4.5万円未満</td><td>805単位/日</td></tr> <tr><td>3万円以上3.5万円未満</td><td>758単位/日</td></tr> <tr><td>2.5万円以上3万円未満</td><td>738単位/日</td></tr> <tr><td>2万円以上2.5万円未満</td><td>726単位/日</td></tr> <tr><td>1.5万円以上2万円未満</td><td>703単位/日</td></tr> <tr><td>1万円以上1.5万円未満</td><td>673単位/日</td></tr> <tr><td>1万円未満</td><td>590単位/日</td></tr> </tbody> </table>	平均工賃月額	基本報酬	4.5万円以上	837単位/日	3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日	3万円以上3.5万円未満	758単位/日	2.5万円以上3万円未満	738単位/日	2万円以上2.5万円未満	726単位/日	1.5万円以上2万円未満	703単位/日	1万円以上1.5万円未満	673単位/日	1万円未満	590単位/日
平均工賃月額		基本報酬																		
4.5万円以上		837単位/日																		
3.5万円以上4.5万円未満		805単位/日																		
3万円以上3.5万円未満		758単位/日																		
2.5万円以上3万円未満		738単位/日																		
2万円以上2.5万円未満		726単位/日																		
1.5万円以上2万円未満		703単位/日																		
1万円以上1.5万円未満	673単位/日																			
1万円未満	590単位/日																			
3.5万円以上4.5万円未満	+	<b>【目標工賃達成加算】 (新設) 10単位/日</b> 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。 重度者支援体制加算 (現行) 22~56単位/日																		
3万円以上3.5万円未満																				
2.5万円以上3万円未満	↓ 単価 引下げ																			
2万円以上2.5万円未満																				
1.5万円以上2万円未満																				
1万円以上1.5万円未満																				
1万円未満																				

### (2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5 : 1 定員20人以下の場合		基本報酬	
定員		【現行】	【見直し後】
20人以下		556単位/日	530単位/日

従業員配置 6 : 1 (新設) 定員20人以下の場合		基本報酬	
定員		584単位/日	
20人以下			

加算	
ピアサポート実施加算 (現行)	100単位/月
地域協働加算 (現行)	30単位/日
重度者支援体制加算 (現行)	22~56単位/日

減算	
<b>【短時間利用減算】 (新設) 所定単位数の70%算定</b>	利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合 (個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外)

## 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ) ÷ 工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{月}$$

<sup>-33</sup>※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

# 就労定着支援の充実

## 基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
  - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
  - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
  - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

利用者数
20人以下
21人以上40人以下
41人以上



就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



【見直し後】 ※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

【支援体制構築未実施減算】 【新設】  
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

## 定着支援連携促進加算の見直し

- **地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。**
- **この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。**

【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位/回  
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (Ⅰ) 579単位/回

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (Ⅱ) 405単位/回

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

## 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

## 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

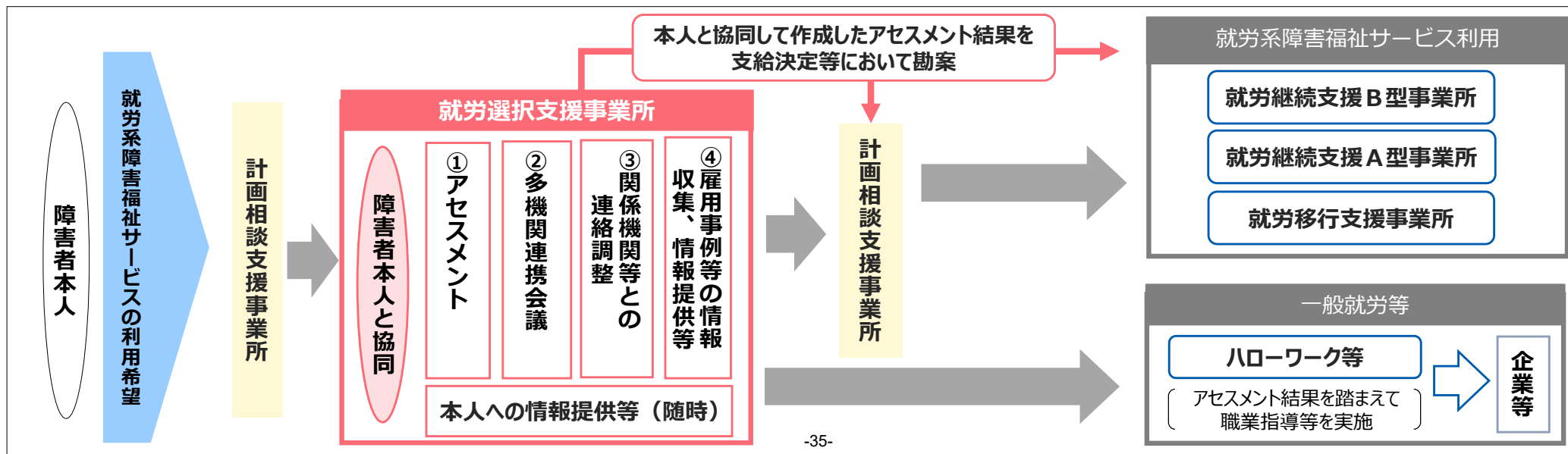
## 基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 **1210単位/日**
- 特定事業所集中減算 **200単位/月**

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

## 支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

## 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

## 従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
  - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
    - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
    - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



## 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。



# 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

## ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**  
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加  
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算  
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</u> 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)  
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

## ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

**面談・会議**

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



**通院同行**

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



**情報提供**

・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	—	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	—	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	—	<u>300単位</u>
その他加算	<u>(新) 情報提供</u>	—	<u>150単位</u>
	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等  
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

# 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る  
 (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

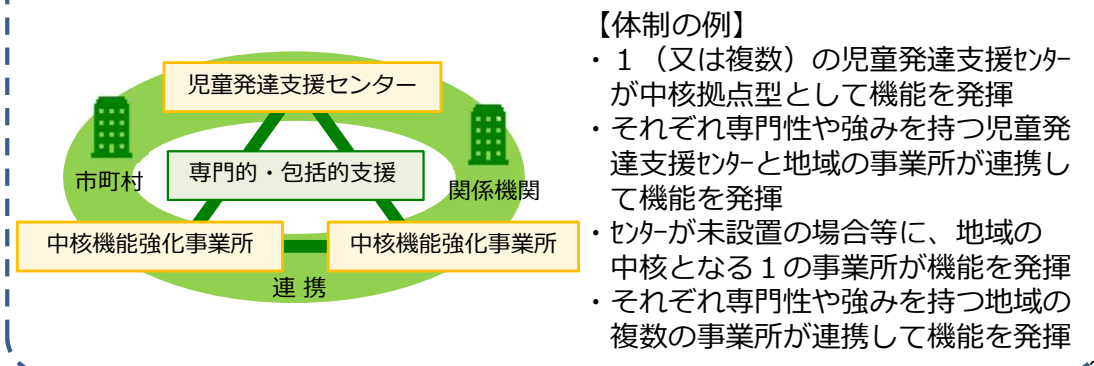
## ①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
  - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
  - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
  - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

## ②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）  
 (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能  
 ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイザー・コンサルテーション機能  
 ③地域のインクルージョンの中核機能  
 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

### 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



### 児童発達支援センター（中核拠点型）

**新設《中核機能強化加算》** 22～155単位/日  
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(I) イ+□+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(II) イ+□ 44～124単位/日	□ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(III) イ又は□ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

**基本要件**

- **地域における中核機関としての体制・取組**
- ・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

### 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

**新設《中核機能強化事業所加算》** 75～187単位/日  
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進①

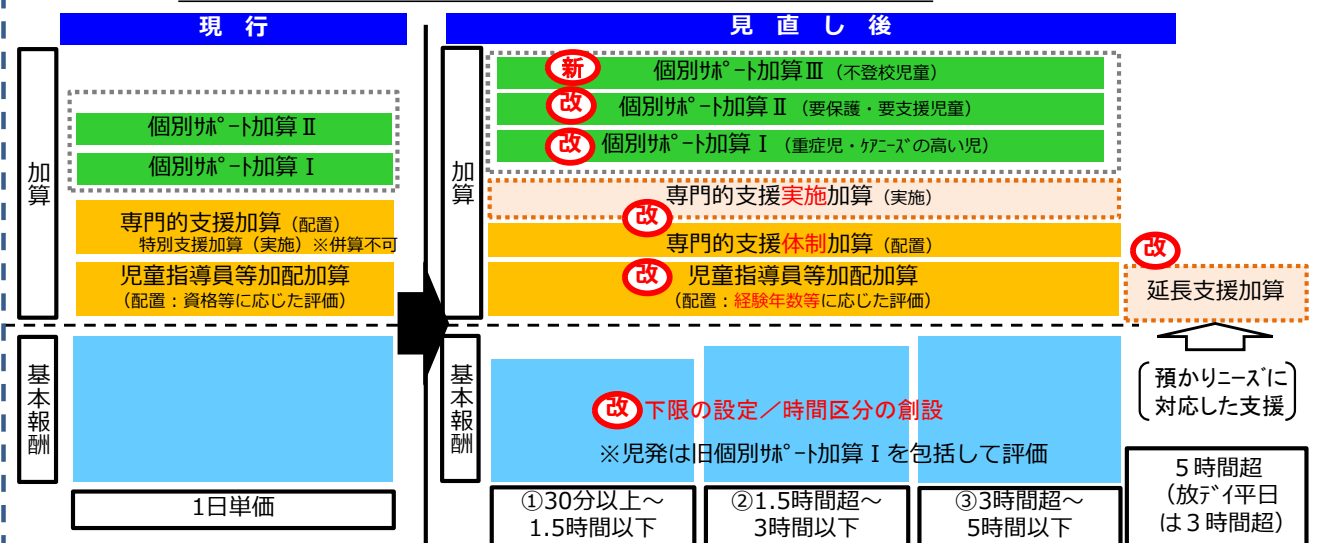
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
  - (①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

### ①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《**運営基準**》
  - (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求め、**未実施減算**を設ける
 

**新設《支援プログラム未公表減算》**  
 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算及び特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
  - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
  - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《**運営基準**》

#### 児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》	
<b>【現行】</b>	理学療法士等を配置 75~187単位/日
	児童指導員等を配置 49~123単位/日
	その他の従業者を配置 36~90単位/日
<b>↓</b>	
<b>【改定後】</b>	児童指導員等を配置
	常勤専従・経験5年以上 75~187単位/日
	常勤専従・経験5年未満 59~152単位/日
	常勤換算・経験5年以上 49~123単位/日
	常勤換算・経験5年未満 43~107単位/日
	その他の従業者を配置 36~90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》	
<b>【現行】</b>	○専門的支援加算
	理学療法士等を配置 75~187単位/日
	児童指導員を配置 49~123単位/日
	○特別支援加算 54単位/回
<b>↓</b>	
<b>【改定後】</b>	○専門的支援体制加算 49~123単位/日
	○専門的支援実施加算 150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)
	※体制加算:理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで)
	実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

※ 図の高さは単位数とは一致しない ※放デイは平日は②まで、学校休業日は③まで算定可 -39-



## 2. 質の高い発達支援の提供の推進②

### ② 関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

#### 《関係機関連携加算》

##### [現行]

- (I) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

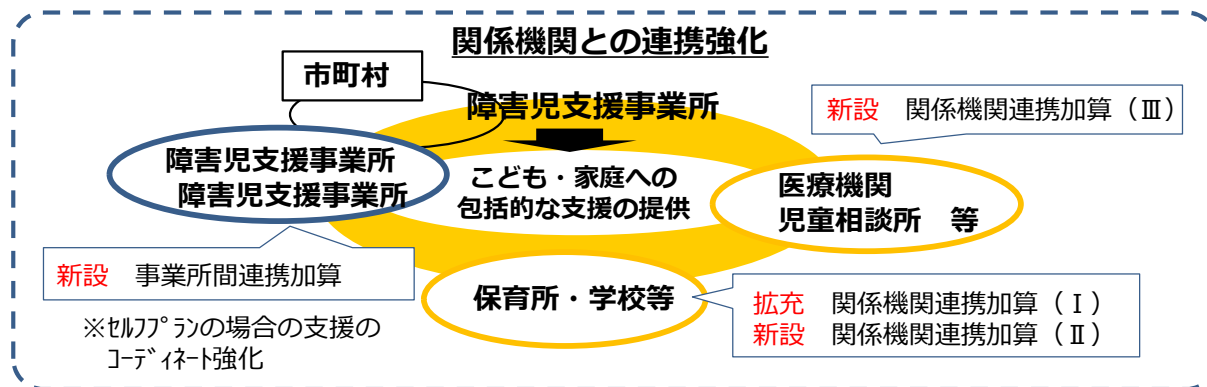
##### [改定後]

- (I) 250単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等とI以外で情報連携
- (III) 150単位/回（月1回まで） 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

- **セッパラン**で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価（**事業所間連携加算**） ※併せて、障害児支援利用計画（セッパラン）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

#### 新設《事業所間連携加算》

- (I) （中核となる事業所） 500単位/回（月1回まで）
- (II) （連携する事業所） 150単位/回（月1回まで）
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



### ③ 将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（**通所自立支援加算**）
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（**自立サポート加算**）

#### 新設《通所自立支援加算》 60単位/回（算定開始から3月まで）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

#### 新設《自立サポート加算》 100単位/回（月2回まで）

※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

### ④ その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《**運営基準**》【障害児支援全サービス】

- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とすり見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長



### 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める  
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

#### ①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算 (Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算 (Ⅶ)》 **[現行]** 100単位/日 → **[改定後]** 250単位/日  
 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価 (**入浴支援加算**)

**新設** 《入浴支援加算》 55単位/回 (月8回まで)  
 ※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》 **[現行]** 障害児 54単位/回  
 医療的ケア児 + 37単位/回  
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可  
 看護職員の付き添いが必要

→

**[改定後]**  
 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回  
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回  
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】  
 重症心身障害児 40単位/回  
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回  
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要  
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児 16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件 (重度障害者への対応、中重度障害者への対応) に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価 (**共生型サービス医療的ケア児支援加算**)

**新設** 《共生型サービス医療的ケア児支援加算》  
 400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

#### ②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **[現行]** 155単位/日  
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援

→

**[改定後]** (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日  
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)  
 加算開始から90日間は+500単位/日  
 ※実践研修修了者 (Ⅱは中核的人材) を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算 (Ⅰ) においても評価を充実。また、集中的支援加算 (1000単位/日 (月4回まで)) も創設

### 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

#### ③ ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日  
 ※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

**【改定後】** 120単位/日  
 ※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

- **放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日  
 ※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

**【改定後】** ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日  
 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日  
 著しく重度の障害児に支援 120単位/日  
 （主として重症児除く）

- **個別サポ-ト加算（Ⅱ）**について、こども家庭センターやサポ-トプラザに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》 **【現行】** 125単位/日  
 ※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

**【改定後】** 150単位/日  
 ※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- **人工内耳を装用している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》  
**【現行】** 445～603単位/日  
 ※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

**【改定後】**  
 (Ⅰ) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日  
 (Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日  
 ※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

**新設** 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

#### ④ 不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

**新設** 《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》 70単位/日  
 ※放デイのみ

#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. イクル-ジョ-の推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限の設定**、**訪問支援員特別加算の見直し**、**多職種連携支援加算の新設**）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が**専門的な支援**を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算の新設**）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算の新設**）

## 4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

### ① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、**むら**による相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化

#### 《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

##### 【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

##### 《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）

##### 【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回

施設等で対面 100単位／回

むら 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

むら 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポーター加算**）

#### 新設《子育てサポーター加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

### ② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

#### 《延長支援加算》

##### 【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

##### 【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日）

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可



# 5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

## ①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》 **【現行】** 500単位/回 (1回まで)  
 ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合  
 (退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)



**【改定後】** 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回 (2回まで)  
 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回 (1回まで)  
 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回 (1回まで)

## ②保育所等訪問支援の充実

### <効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価 (**関係機関連携加算**)
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける

**新設《関係機関連携加算》** 150単位/回 (月1回まで)

**新設《自己評価結果等未公表減算》**  
 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》 **【現行】** 679単位/日  
 ※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置



**【改定後】** (I)業務従事10年以上 (又は保育所等訪問等5年以上) 850単位/日  
 (II) 同 5年以上 (同 3年以上) 700単位/日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価 (**多職種連携支援加算**)

**新設《多職種連携支援加算》** 200単位/回 (月1回まで)  
 ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

### <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価 (**ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算**)

**新設《ケアニーズ対応加算》** 120単位/日  
 ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

**新設《強度行動障害児支援加算》** 200単位/日  
 ※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

### <家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

**【現行】** 《家庭連携加算》  
 居宅訪問 280単位  
 (1時間未満187単位) /回  
 (月2回まで)



**【改定後】** 《家族支援加算》 (Iは月2回まで・IIは月4回まで)  
 (I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位 (1時間未満200単位) /回  
 事業所等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回  
 (II) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回



## 6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える  
(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

### ①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価(体験利用支援加算)
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

**新設《移行支援関係機関連携加算》**  
250単位/回(月1回まで)

**新設《体験利用支援加算》**  
(Ⅰ)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで)  
(Ⅱ)(日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

**【現行】《職業指導員加算》**  
8~296単位/日  
※職業指導員を専任で配置



**【改定後】《日中活動支援加算》** 16~322単位/日  
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、日中活動に関する計画を作成し支援

### ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)

**《小規模グループケア加算》**

**【現行】** 240単位/日 サテライト型+308単位/日



※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置

**【改定後】** 規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日  
※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

### ③支援ニーズの高い児への支援の充実

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(Ⅰ)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで)  
(Ⅱ)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

**《強度行動障害児特別支援加算》**

**【現行】** 781単位/日  
加算開始から90日間は+700単位/日



**【改定後】** (Ⅰ)(児基準20点以上) 390単位/日  
(Ⅱ)(児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし  
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

**新設《要支援児童加算》** (Ⅰ)(関係機関と連携した支援) 150単位/回(月1回まで)  
(Ⅱ)(心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)

### ④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価(家族支援加算)

**新設《家族支援加算》** (Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで)

(Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回  
施設等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回  
(Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回

#### (4) 障害福祉分野における人材の確保を図る取組支援

施策名：障害福祉サービス事業所等サポート体制準備事業

##### ① 施策の目的

令和6年度より実施予定の障害福祉事業所等サポート事業(※)の立ち上げを支援することで、事業の円滑な実施を推進する。

(※)都道府県等にサポートセンターを設置し、報酬請求等の手続きのサポート、情報公表や財務状況の見える化の促進、制度改正等に係る周知・広報、事業所等からの各種相談等に対する助言など、事業所等に対する支援体制の確保を図るもの。

##### ② 対策の柱との関係

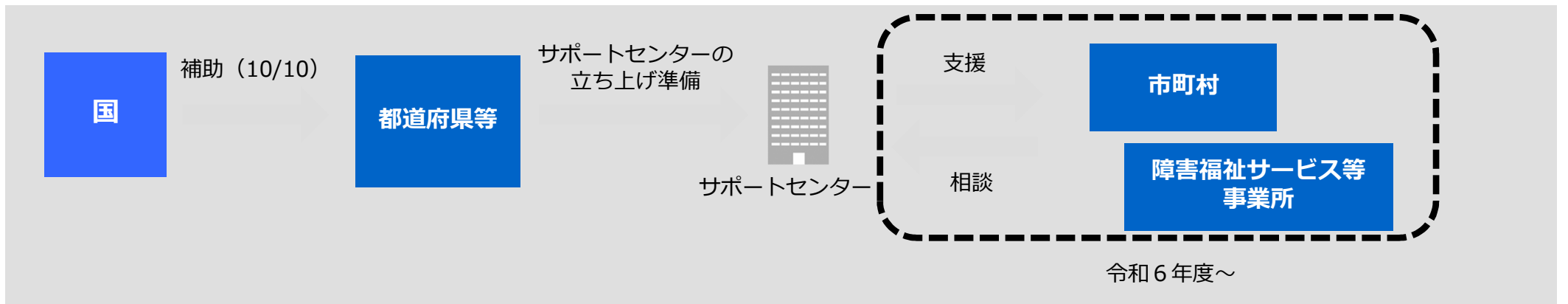
I	II	III	IV	V
			○	

##### ③ 施策の概要

障害福祉事業所等サポート事業の円滑な実施に向け、都道府県等におけるサポートセンターの立ち上げ準備に必要な経費を支援する。

##### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○事業スキーム(補助事業) 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 補助率：10/10



##### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

報酬請求等の手続きのサポート、情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保、制度改正等に係る周知・広報など、各都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

# 障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和6年度当初予算案 38百万円 ( - ) ※ ( )内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.8億円

## 1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
  - ・ 報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
  - ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
  - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

## 2 事業の概要

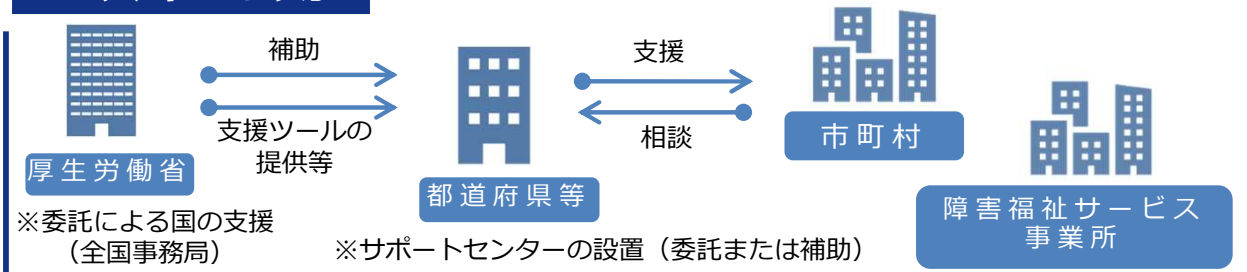
事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

1. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
2. 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）
3. 制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、BCP作成支援など）
4. 事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
5. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：1/2
- ※ 別途、国が自治体等に対して支援するための経費を措置。
- ※ 「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- ※ 地域生活支援事業（しごとの魅力発信事業）は廃止。

## 4 スキーム等



## 2 障害福祉の現場で働く方々の収入の引き上げについて

### (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、本年2月から前倒しで実施することとされた。

これを受けて、令和5年度補正予算(令和5年11月29日閣議決定)において、当該措置を令和6年2月から5月までの間実施するために必要な予算を計上し、都道府県を実施主体とする「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業を実施することとした。

本交付金は、令和4年2月から9月の間実施した交付金と同様に、対象サービスごとに、福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて設定された交付率を、各事業所の総報酬に乗じる形で交付することとなる。

なお、事業所の判断で、福祉・介護職員以外の職員の処遇改善に、今回の交付金による収入を充てることができるように柔軟な運用を認めることとしている。

本交付金の取得要件としては、以下の要件を満たすことが必要となるので、ご留意いただきたい。

- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得していること(令和6年4月からベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む)
- 令和6年2、3月分(令和5年度中)から実際に賃上げを行うこと
- 賃上げ効果の継続に資するよう、交付額の2/3以上は福祉・介護職員等の月額賃金の改善に使用すること(4月分以降。就業規則等の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2、3月分は全額一時金による支給も可能とする)

各都道府県におかれては、4月以降、事業所から提出される処遇改善計画書の審査や、支払いに当たっての各国保連合会との調整など、当該事業の円滑な実施に向けて協力をお願いする。【関連資料1】

なお、本交付金に係るコールセンターを国において設置しているため、事業所等からの問い合わせについては、当該コールセンターを活用いただきたい。

### (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(いわゆる「新加算」)等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、令和6年6月から、福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算(I)～(IV)」に一本化すると



ともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げることとする（経過措置区分として、令和6年度末までの現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う）。

また、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。

その際、障害福祉の現場で働く方々にとって確実にベースアップにつながるよう、障害福祉サービス事業者等の判断により、令和6年度に加算額の一部を令和7年度に繰り越し、令和7年度分の賃金改善に充てることを認める予定としている。具体的には、令和6年度分の処遇改善加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めず、繰越額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて誓約した上で、令和7年度中に福祉・介護職員、その他の職員の賃金改善に充てればよいものとする。令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとする。

また、事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月分の旧処遇改善加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式として提示することとしている。

なお、新加算を含む令和6年度における事業所からの処遇改善計画書の提出期限は4月15日を予定している。

新加算（Ⅰ）～（Ⅳ）においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）こととする。

取得に当たっては、月額賃金の改善に関する要件の見直しを行うこととするが、当該要件の見直しは令和6年度中は適用を猶予し、令和7年度から適用することとしている。

また、新加算取得にあたって必要となるキャリアパス要件についても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたことから差し支えないこととする。

さらに、新加算施行前の時点で、旧処遇改善加算の全部または一部を算定している場合は、令和6年度末までの間に限り、現行の加算要件を維持したまま、旧処遇改善加算の取得状況に応じた新加算（Ⅴ）にスライドすることも可能とする（加算率は引き上がる）。

新加算については、事業所からの問い合わせが多くなることが予想されることから、令和6年4月から1年間、国においてコールセンターを設置する予定としているため、事業所からの問い合わせについて当該コールセンターを活用いただきたい。

また、令和6年4月から、就労定着支援及び自立生活援助のサービスを新たに処遇改善加算等の対象に加えることとする。【関連資料2】

※ 就労選択支援については、令和7年10月施行から対象とする。

さらに、今回の改定においては、福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬の見直しも行っている。

### (3) 処遇改善加算の取得促進及び人材確保対策について

処遇改善加算については、一本化に伴う新加算への円滑な移行や加算の取得の手続き等に課題があるため、各都道府県におかれては、処遇改善加算の取得促進のための予算事業を活用し、行政書士等を事業所に派遣して直接指導を行う、研修会を開催するなど、令和6年度報酬改定による制度の周知、各種報酬手続き等の事務サポートと合わせて、市町村や事業所に対する丁寧な支援をお願いしたい。

また、地域の実情に応じた総合的な人材確保の取組についても、活用可能な補助事業を創設したので、地域における現状把握、地域におけるマッチングの取組、障害福祉分野の魅力の発信など、各都道府県レベルにおける人材確保対策を推進していただくよう、積極的な活用をお願いしたい。

<参考（活用できる補助事業）> 【関連資料3】

- ・ 「福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業及び人材確保対策事業」（R5補正予算）
  - ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート体制準備事業」（R5補正予算）
  - ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート事業」（R6当初予算案）
- ※ いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）

なお、国においても、障害福祉分野における仕事の魅力の発信として、パンフレットや魅力を発信する紹介動画を掲載したサイトを作成しているので、こちらもご活用いただきたい。

令和5年度においては、人材確保や業務効率化における事業所の好事例を集めて、当該サイトに掲載する予定としている。

<厚生労働省 HP（仕事の魅力発信サイト）>

<https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/>

# 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

関連資料 1

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 福祉・介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）

◎ **交付金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎ **取得要件**

- ・ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む）
  - ・ 上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所
  - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等の月額賃金（※）の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
- ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ **対象となる職種**

- ・ 福祉・介護職員
- ・ 事業所の判断により、福祉・介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。  
※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。  
※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

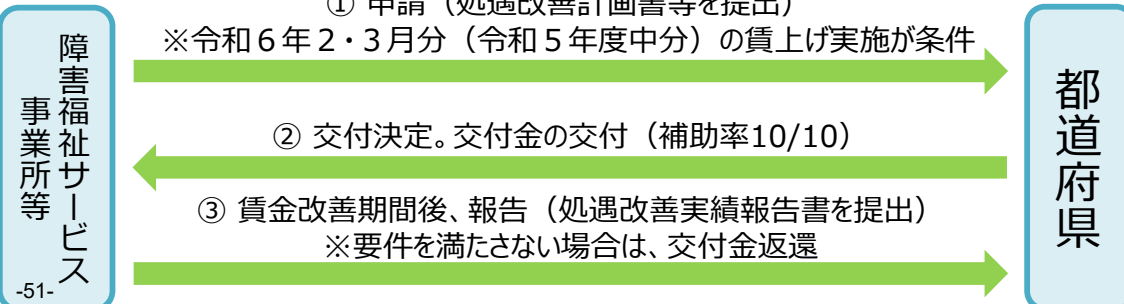
◎ **交付方法**

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払（国費10/10、約167億円（事務費含む））。

◎ **申請・交付スケジュール**

- ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
- ※ 事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



# 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付率について

○ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。事業者ごとに交付される交付金額は、福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円（給与の約2%）の賃金引上げに相当する額になる。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護</li> <li>重度訪問介護</li> <li>同行援護</li> <li>行動援護</li> <li>重度障害者等包括支援</li> </ul>	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援</li> <li>就労継続支援A型</li> <li>就労継続支援B型</li> <li>就労定着支援</li> <li>自立生活援助</li> </ul>	0.7%
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> </ul>	0.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活援助（介護サービス包括型）</li> <li>共同生活援助（日中サービス支援型）</li> <li>共同生活援助（外部サービス利用型）</li> </ul>	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援</li> <li>短期入所</li> <li>療養介護</li> </ul>	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援</li> <li>医療型児童発達支援</li> <li>放課後等デイサービス</li> <li>居宅訪問型児童発達支援</li> <li>保育所等訪問支援</li> </ul>	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練（機能訓練）</li> <li>自立訓練（生活訓練）</li> </ul>	0.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設</li> <li>医療型障害児入所施設</li> </ul>	2.1%

※ 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は交付対象外。  
 ※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。  
 ※ 別途賃上げ効果が継続される取組みを行うとしていることを踏まえ、6月以降の取扱いについては、引き続き調整・検討予定。



【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

### 概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

### 単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

# 福祉・介護職員等処遇改善加算について②

## 算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率	新加算区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	<b>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	<b>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）  <del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	<b>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

【医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援】

施策名：福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業及び人材確保対策事業

① 施策の目的

- ・ 本事業により、処遇改善加算等の新規取得やより上位区分の加算取得に向けて更なる支援を行い、加算の算定率の向上を図る。同時に、令和6年度報酬改定への対応に向けて手厚い支援を実施し、着実な取得の実施に繋げる。
- ・ 事業所における目下の人材不足の状況を踏まえ、緊急的な人材確保対策を講じることにより、利用者に対する安定的なサービス提供に資する。

② 対策の柱との関係

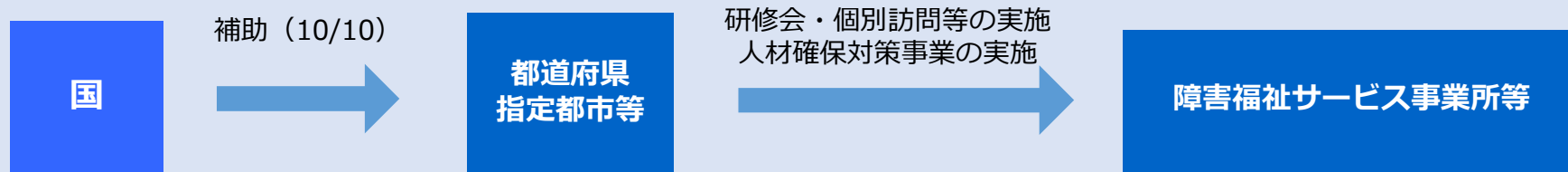
I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

- ・ 加算の新規取得や上位区分の加算取得、令和6年度報酬改定への対応に向けて、自治体が行う障害福祉サービス等への研修会や専門的な相談員（行政書士など）の派遣を通じた助言・指導等の支援を行う。
- ・ 都道府県が地域の実情に応じて緊急的に実施する、障害福祉分野の総合的な人材確保対策の取組みに対して支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○事業スキーム（補助事業） 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 補助率：10/10



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・ 処遇改善加算等の取得促進を実施し、より多くの事業所が処遇改善加算を取得することで、障害福祉職員の賃金が向上し、人材確保に繋げることができる。
- ・ 障害福祉サービス事業所の人材確保が図られることにより、障害者の安定した日常生活又は社会生活の実現に寄与する。

#### (4) 障害福祉分野における人材の確保を図る取組支援

令和5年度補正予算 1.8億円

施策名：障害福祉サービス事業所等サポート体制準備事業

##### ① 施策の目的

令和6年度より実施予定の障害福祉事業所等サポート事業(※)の立ち上げを支援することで、事業の円滑な実施を推進する。

(※)都道府県等にサポートセンターを設置し、報酬請求等の手続きのサポート、情報公表や財務状況の見える化の促進、制度改正等に係る周知・広報、事業所等からの各種相談等に対する助言など、事業所等に対する支援体制の確保を図るもの。

##### ② 対策の柱との関係

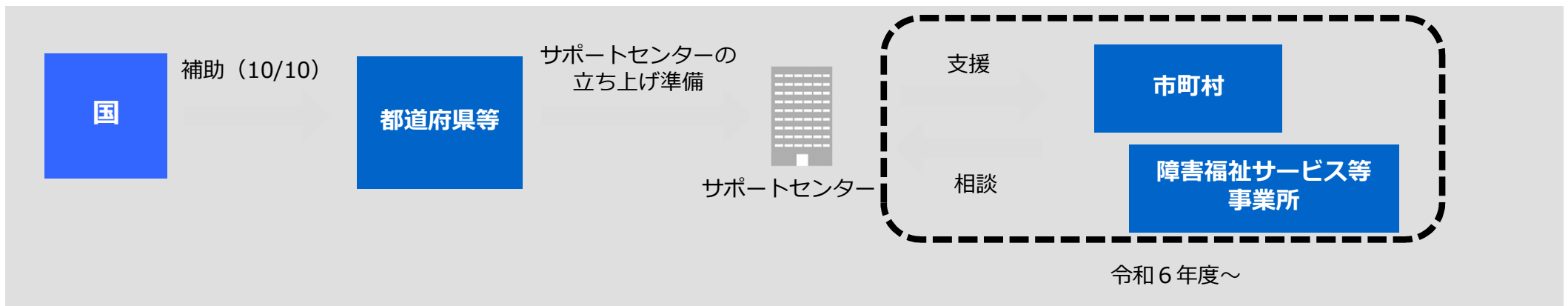
I	II	III	IV	V
			○	

##### ③ 施策の概要

障害福祉事業所等サポート事業の円滑な実施に向け、都道府県等におけるサポートセンターの立ち上げ準備に必要な経費を支援する。

##### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○事業スキーム(補助事業) 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 補助率：10/10



##### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

報酬請求等の手続きのサポート、情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保、制度改正等に係る周知・広報など、各都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。



# 障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和6年度当初予算案 38百万円 ( - ) ※ ( )内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.8億円

## 1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
  - ・ 報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
  - ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
  - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

## 2 事業の概要

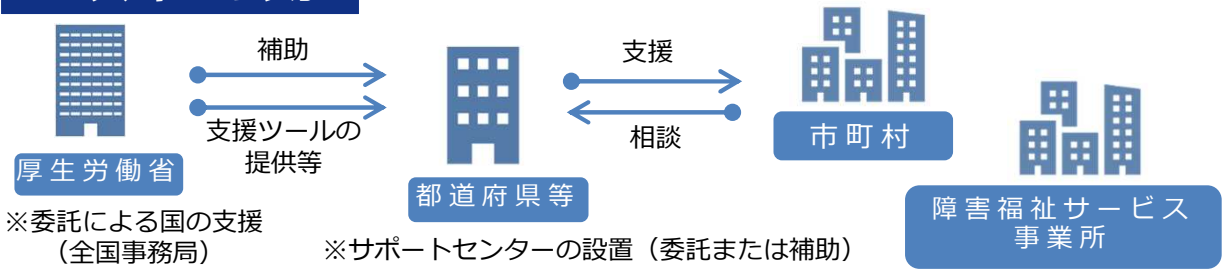
事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

1. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
2. 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）
3. 制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、BCP作成支援など）
4. 事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
5. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：1/2
- ※ 別途、国が自治体等に対して支援するための経費を措置。
- ※ 「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- ※ 地域生活支援事業（しごとの魅力発信事業）は廃止。

## 4 スキーム等



### 3 障害福祉関係施設等の整備について

#### (1) 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について【関連資料1】

ア 障害者の地域移行を支援するためのグループホームの創設など、自治体の整備計画に基づく施設整備を推進するため、令和6年度予算案に44.7億円を計上している。

これにより、障害のある方々が地域で安心し、それぞれの能力を發揮することができるよう、障害者の社会参加支援や地域移行を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備等を進めていくこととしている。

イ 令和6年度予算案は、令和5年度補正予算と一体として編成されており、令和5年度補正予算101.8億円と一体的に執行することとしている。

#### (2) 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

ア 令和6年度国庫補助協議について

(ア) 令和6年度予算(案)に係る国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

- ① 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。また、これらの内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類を提出すること。
- ② 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止している場合や、利用が低調であることの指摘(会計検査院)を受けていることから、協議に当たっては、事業者の継続可能性、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選すること。
- ③ 平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、社会福祉充実財産(社会福祉充実残額)を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、令和3年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約4割(39.5%)が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

各都道府県等におかれては、整備計画に加え、各法人の社会福祉充

実計画も踏まえて協議を行うこと。

- ④ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。
- ⑤ 障害児関係の施設等については、令和 5 年度からこども家庭庁の所管となったことから、同庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金により補助されることとなった一方、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金の補助対象だった女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き厚生労働省が所管することとなったことから、本補助金により補助することとしていること。なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き公立施設も補助対象となること。
- ⑥ 障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討し）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えないこと。

(イ) 令和 6 年度予算案における協議においても、協議額が予算額を大幅に上回ることが見込まれる。協議額が予算額を超過した場合には、申請の際に各自治体に付していただく優先順位を踏まえて、予算の範囲内において採択を行うこと。

(ウ) 国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのでご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ・国から地方厚生局への協議通知の発出       | 3月中  |
| ・地方自治体から協議書の地方厚生（支）局への提出 | 4月中旬 |
| ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング | 4月中  |

イ 令和 6 年度補助基準単価について

令和 6 年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比 8.1% 増の改定を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

ウ 令和 5 年度社会福祉施設等施設整備費補助金の受入について

近年、社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について、次のような事案が発生している。

- ・ 中核市が都道府県へ請求事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの
- ・ 請求を受けた都道府県が期限までに支出決定事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの

については、社会福祉施設等施設整備費補助金の予算は、例年厳しい状況であるので、年度末に向けて、年度内に受け入れるべき補助金については、くれぐれも支出決定等の事務に漏れが生じないように願います。

なお、過年度支出を行う際は、現年度予算において過年度支出を要する金額以上の不用が見込まれることが必要であるところ、協議額が予算額を大幅に上回る本補助金においては、過年度支出を行うことが難しい状況となっているので、ご承知置き願いたい。

#### エ 令和5年度社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越事務について

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越しの手続について、繰り越すべき額を自治体の歳入予算として受入れてしまったため、繰越ができなくなった事例が発生している。

例年、厚生労働省会計課から都道府県の国費事務担当者宛に注意喚起の事務連絡を发出しているところではあるが、繰越は、繰り越すべき額が国庫にある状態ではじめて可能な手続きであることから、都道府県におかれては、国費事務担当者とも連携を図りながら、繰り越すべき額を支出しないよう、ご留意願いたい。

(参考)

- ・ 「令和5年度予算の執行について」

(令和6年2月9日厚生労働省大臣官房会計課予算総括班予算第三係長事務連絡)

#### オ 令和6年度以降の防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策

(ア) 令和5年度補正予算以降に措置される防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策においても、市町村が国土強靱化地域計画を策定することを補助要件とすることとしている。このため、地域計画未策定の市町村に所在する障害福祉サービス等事業所は引き続き補助対象外となるのでご承知置き願いたい。

(イ) 令和7年度までは、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策が継続される予定であるが、近年頻発する豪雨等の災害や地震発生による建物の倒壊等で人的被害が生じていることから、耐震化、非常用自家発電設備、ブロック塀改修、水害対策の整備に当たっては、各種フォローアップ調査の結果を踏まえ、早期の実施に向けた取組の強化をお願い



いしたい。

(ウ) 国土強靱化に係る補助協議については、国土強靱化予算の厳格運用の観点から、その補助対象を厳格化して運用しているところであり、令和6年度の協議においてもこの運用を継続することとしているので、協議に当たっては、国土強靱化の対象となる整備か否かについて十分に確認の上で提出いただきたい。

(エ) 会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備の設置場所は、津波、浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。【関連資料2】

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和3年度決算結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたところである。これを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。【関連資料3】

### (3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

#### ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

#### イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

##### 【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様  
貸付利率 基準金利同率

ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%  
貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様  
貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

例年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う不適切な事例が見受けられるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）による申請手続き等が必要となるため、引き続き、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

その上で、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の2か月前までには、申請していただくようお願いしたい。

なお、処分予定年月日の2か月前までに申請が行えない場合は、申請事業者に対し、処分予定年月日を変更するよう依頼いただきたい。

(参考)

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号厚生労働省社会・援護局長通知）

(5) 障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

ア アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、令和3年10

月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

イ アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっており、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(6) 障害福祉関係施設の木材利用の促進及びCLTの活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」

(平成28年7月21日雇児発0721第17号、社援発0721第5号、障発0721第2号、老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。



- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。





# 1. 補助内容

○ 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、  
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、  
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、  
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

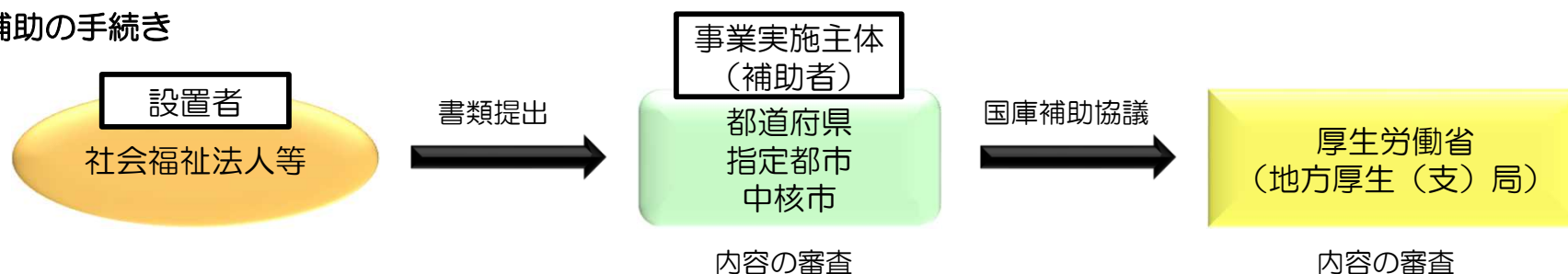
## 国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

## 2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出(地方自治体 → 地方厚生(支)局)  
(地方厚生(支)局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出(地方厚生(支)局 → 厚生労働省)
- 6月中旬～下旬 : 厚生労働省から地方自治体へ内示

※ 都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

## 参考:対象施設

### <障害者総合支援法上のサービス>

- 日中活動系 : 短期入所(ショートステイ) ・療養介護 ・生活介護
- 居住支援系 : 自立生活援助 ・共同生活援助(グループホーム)
- 訓練系・就労系 : 自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型=雇用型) ・就労継続支援(B型=非雇用型) ・就労定着支援
- 施設系 : 施設入所支援
- 相談系 : 相談支援事業所

### <その他>

- 保護施設 : 救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設
- 女性自立支援施設等 : 女性自立支援施設 ・女性相談支援センター一時保護所
- 身体障害者社会参加支援施設 : 補装具製作施設 ・盲導犬訓練施設 ・視聴覚障害者情報提供施設
- その他 : 社会事業授産施設 ・福祉ホーム ・応急仮設施設
- ・日常生活支援住居施設 ・無料低額宿泊所

※ 平成18年度に一般財源化したため、女性自立支援施設等を除き公立施設は補助対象外。

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等（要請）

内閣官房、11府省庁

### 検査の結果4 各対策として実施した事業に係る効果の状況（報告書P59～64）

#### ①工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・

- ・359事業（33対策）は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていない
- ・うち336事業は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した**事業の効果が発現しない状況**（事業に係る支出済額計69億7648万円）  
例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

#### ②整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表

- 一方
- ・9事業（5対策）は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災
  - ・うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、**設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分**

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなり、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況（4対策）、事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況（8対策）あり

#### 所見

推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の**効果が十分に発現するよう**引き続き取り組んでいくこと  
（対策の効果が発現状況に関する他の所見については報告書を参照）



## 10. 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性（処置要求）

### 施設整備補助金の概要

- 厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- 非常用設備等の目的は、地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのもの



- 厚生労働省は、事業目的に照らし、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等が施設整備補助金を交付するなどとしている
- 厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

### 検査の結果

- 厚生労働省は、地方厚生（支）局において耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、15都道府県及び69市区町は、耐震性が確保されているか確認していなかった



- 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体（55事業所）は、請負会社から非常用設備等の整備時に耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証

- 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた（7事業所）
- 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていなかった（2事業所）
- 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった（46事業所）



⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれ

### 要求する処置

- 都道府県等に対して、耐震性を確保する必要があることなどを周知すること
- 地方厚生（支）局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること



## 4 高齢の障害者に対する支援等について

### (1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料1】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、令和5年6月30日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、高齢障害者に対する障害福祉サービスの利用を認める要件として、画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないことをお示ししている他、「具体的な運用例」として、

- ・ 障害福祉サービスの居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・ 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

等をお示ししている。

各市町村においては、当該事務連絡も参考として、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

※ 重度訪問介護等の訪問系サービスに係る支給決定については、P121の「8 訪問系サービスについて」の（5）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等についても確認されたい。（なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護及び重度訪問介護に適用又は準用されるものではなく、市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断されたい。）

なお、介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけることを改めてお願いする。

さらに、特に65歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供できるよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いする。

## (2) 共生型サービスについて【関係資料2】

高齢の障害者に対する支援の一つとして、障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきた事業所でのサービス利用が可能となるよう、平成30年に「共生型サービス」が設けられた。

この共生型サービスについては、「6. 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について」において具体的に記載しているので、これも参考として管内事業所への周知等に取り組んでいただくよう、改めてお願いする。

## (3) 新高額障害福祉サービス等給付費について【関係資料3】

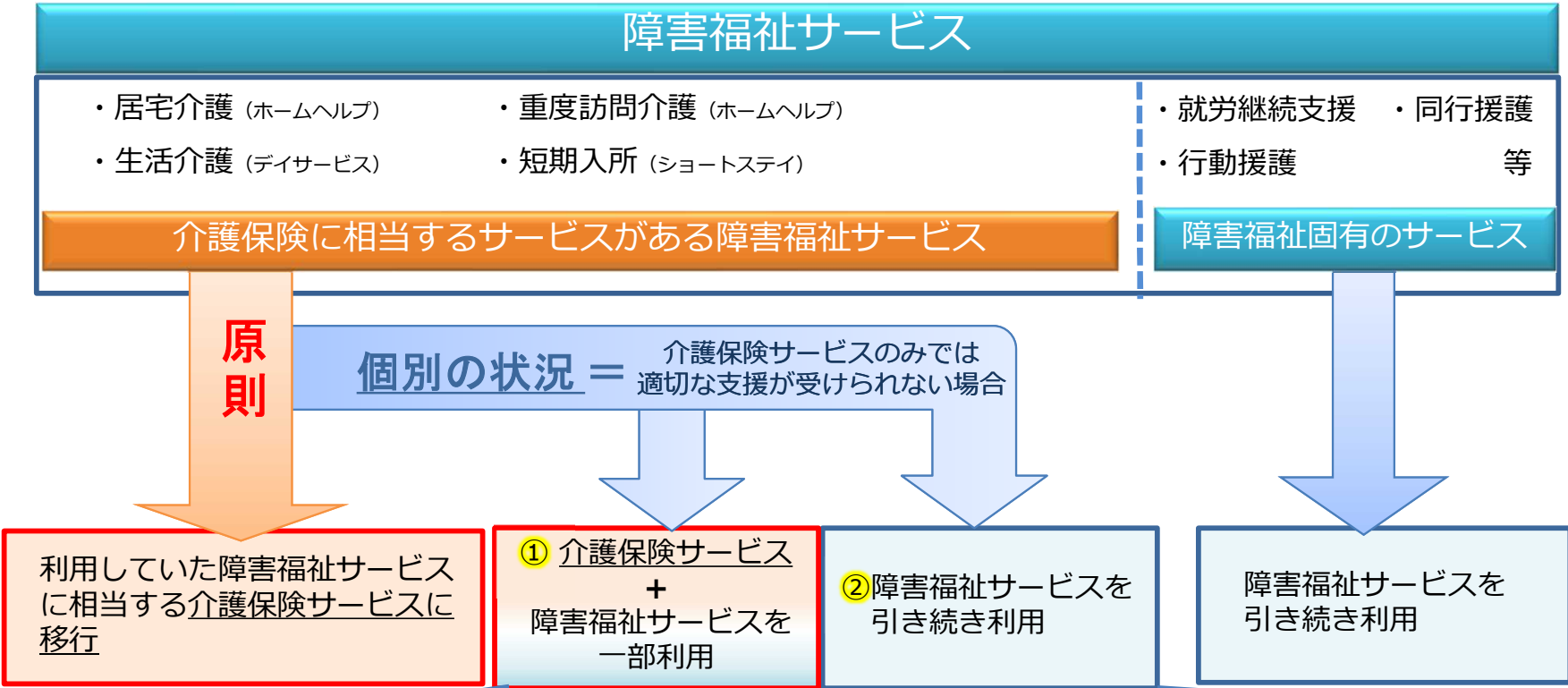
いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれては、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。

# 障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



**個別の状況**

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

- ① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと認められる場合
- ② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
  - 例えば ・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
  - ・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)



## 介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

### (2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

#### ② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、**障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービス特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。**

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

## 1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

### (2) 具体的な運用の例について

適用関係通知を踏まえた高齢障害者に対する支給決定について、以下のとおり具体的な運用の例として考えられるものを挙げるので、参考にされたい。各市町村においては、本事務連絡も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

#### 【具体的な運用例】

- ・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。
- ・共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※本事務連絡の全文は下記ご参照

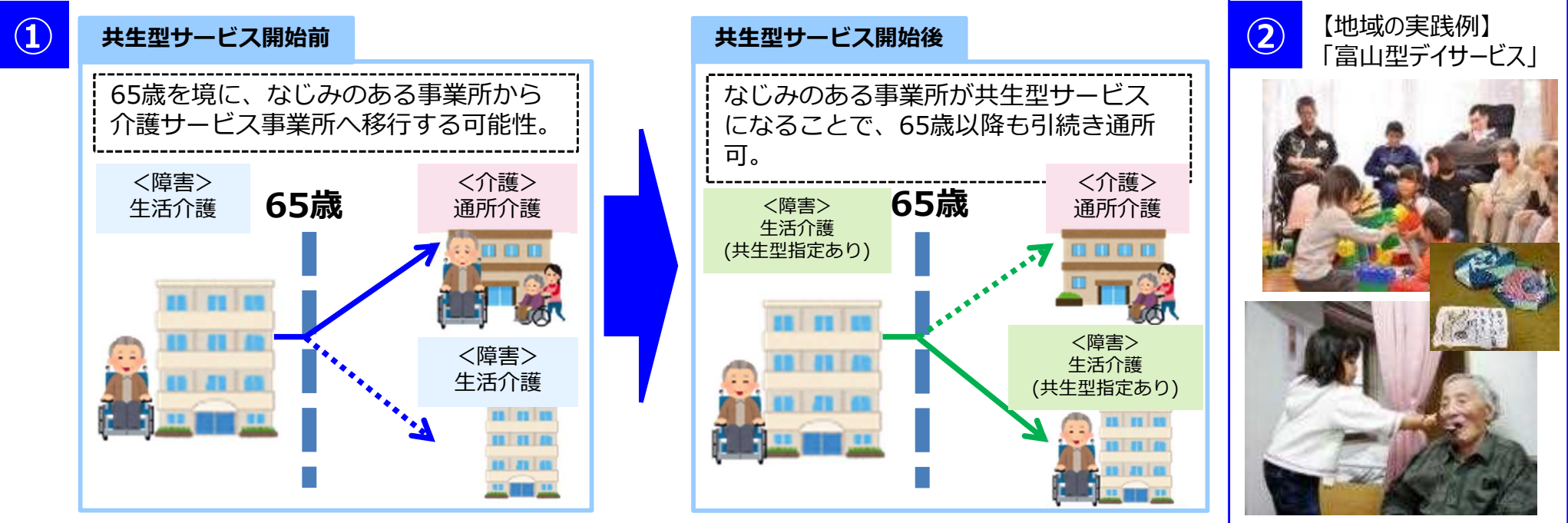
<https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf>

# 共生型サービスの概要

○ 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

## 共生型サービスを活用することのメリット

- 利用者**
- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
  - ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。



**事業所** 障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれ  
の基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

**地域** 地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進



- 平成30年4月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、**65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し**、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により**利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)**を設けたところ。
- 当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨通知を送付している事例もあり、**高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい**。
- また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

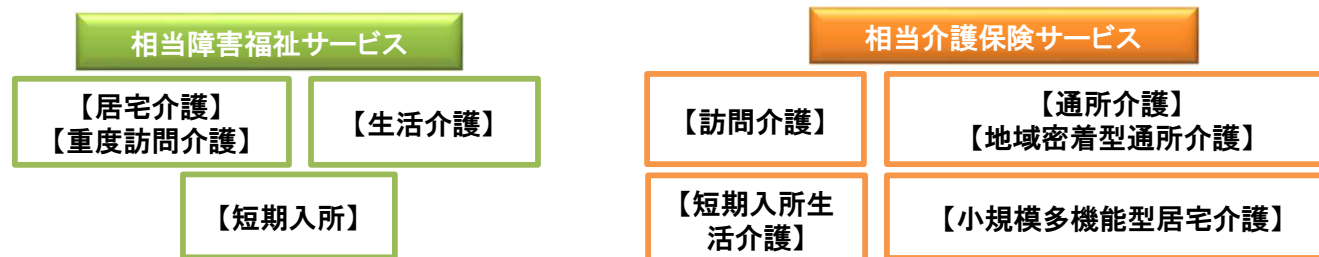
### 対象者の具体的要件①（「65歳に達する前に長期間にわたり」）

**65歳に達する日前5年間にわたり**、相当する障害福祉サービス(相当障害福祉サービス)に係る**支給決定を受けていた**ことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間にわたり、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

### 対象者の具体的要件②（「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」）

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。



(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)  
(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当障害福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

### 対象者の具体的要件③（「所得の状況」）

65歳に達する日の前日において**「低所得」又は「生活保護」**に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも**「低所得」又は「生活保護」**に該当することを要件とする。

### 対象者の具体的要件④（「障害の程度」）

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

### 対象者の具体的要件⑤（「その他の事情」）

**65歳まで介護保険サービスを利用しなかったこと**を要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

## 5 改正障害者総合支援法による事業者指定の見直しについて【関連資料1】

市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、令和4年12月16日に公布された改正障害者総合支援法において、都道府県等が行う事業者指定及び指定更新に対し、市町村が一定程度関与できる仕組みを創設し、本年4月1日付けで施行される。

具体的には、都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定（指定更新を含む）について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとしたものである。

この仕組みを活用し、指定の際に付すことのできる条件としては、例えば、

- ・ 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- ・ 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- ・ サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ・ 市町村の計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に事業者が連携・協力又は参加することなどを想定している。

なお、この仕組みの運用に当たっては、

- ・ 制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
  - ・ 市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること
- に留意いただきたい。

今後、市町村が申し出る意見や都道府県が付する条件について、具体例等をお示しすることを予定している。

改正障害者総合支援法による事業者指定の見直しについて、ご不明点等あれば、障害福祉課企画法令係まで照会いただきたい。

# 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

## 現状・課題

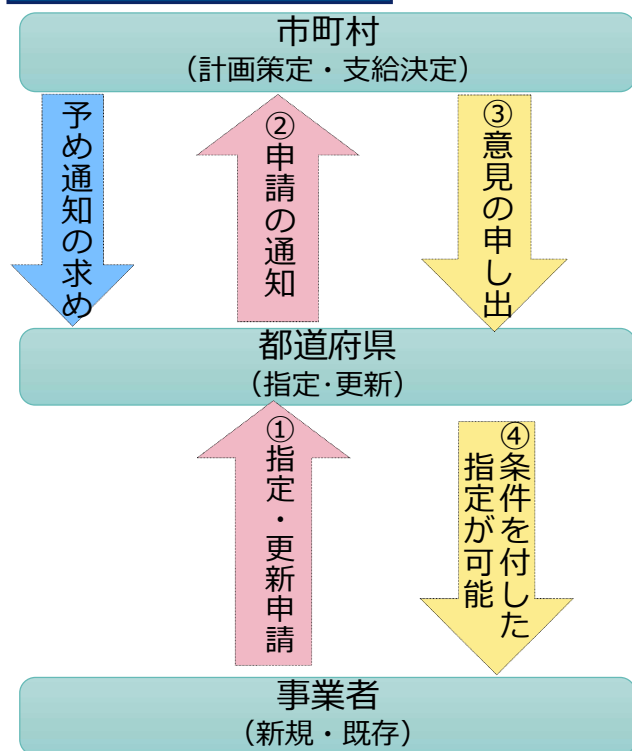
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

## 見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができるとする。

## 見直しのイメージ



### 【想定される条件（例）】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
  - 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
  - 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
  - 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること
- \* 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない

※ 指定都市及び中核市は、その障害福祉計画等との調整を図る見地から、自ら事業者の指定に際して必要な条件を付すことができることとする。

# 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

## 改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第6項から第8項までを新設

### 第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①**主務省令で定めるところにより**、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

## ① 通知の求めの具体的内容

- (1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
  - ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
  - ・ 通知の対象となる区域及び期間
  - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
  - ・ 事業所の名称及び所在地
  - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
  - ・ 利用者の推定数  
(※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。)
  - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。)

## ② 意見の申出の具体的内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
- (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- (3) 条件の内容
- (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。



## 6 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、令和3年度以前（H29～R3）の交付額について、令和5年度において再確定を行っている。（435件、返還額515百万円・追加交付額1,023百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

#### 【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、定員超過減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者欠如減算、就労移行支援計画未作成減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

### (2) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

#### ア 障害福祉関係施設の耐震化について

##### (ア) 施設の耐震化状況について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、令和4年8月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu/index.html)参照）では、令和2年3月時点の耐震化率は86.2%（4.6万棟／5.3万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であるため、令和5年度補正予算

に係る国土強靱化分の協議については、該当するものについて全て採択したところである。

(イ) 施設の耐震化に関する課題の把握について

令和5年1月30日付事務連絡「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について（依頼）」により、耐震化の状況について確認調査をお願いしたところであるが、各都道府県等におかれては、当該調査の結果を踏まえ、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供・助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉施設等の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

イ 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

(ア) 非常用自家発電設備等の設置場所・耐震性の確保について（一部再掲）

会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備等の設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。【関連資料1】

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和3年度決算結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたことを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。【関連資料2】

なお、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされている。このため、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。

**【国庫補助金の交付を受ける事業】**

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

**【上記以外の事業】**

融資率 通常の融資率と同様

ウ 障害福祉関係施設の土砂災害対策等の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、土砂災害防止法の規定により、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられているところである。

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生していることを踏まえ、各都道府県等におかれては、砂防部局や管内市区町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/common/001189352.pdf> 参照）を参考に、当該施設に対して、指導・助言等を行っていただくようお願いする。

## エ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課連名事務連絡）など参照）

また、各都道府県等におかれては、大規模災害等が起こると予測されている場合、状況に応じた早期の避難に係る注意喚起や停電等への備え（燃料の確保など）の呼びかけを行うとともに、市区町村や社会福祉施設等との連絡体制の確保など、被害が生じた場合に備えていただくようお願いする。

更に、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受け入れる体制の整備をお願いする。

### （3）障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号、こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

#### ア 迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市区町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。



## イ 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害時情報共有システムの運用を開始している。

令和5年度に発生した災害において、厚生労働省で同システムを起動したものの、都道府県等による被災状況の報告指示がされず、結果として施設等の被害状況等の把握・共有に時間を要した事例が見受けられた。同システムは、都道府県等による被災状況報告指示をもって、施設等へ報告依頼メールが届く仕様となっているため、システム上の操作を適切に行っていただくようご協力をお願いする。

なお、同システムに必要な情報の登録等について、令和6年2月9日時点において、事業所担当者のメールアドレス登録率は61.4%に留まっており、未登録の事業者が散見されることから、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いする。

特に、災害時情報共有システムの対象となる施設、事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携するため、情報公表システム上で施設、事業所による登録が未了、又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設、事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告ができないので、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかなシステム入力を促すとともに、審査・公表していただくようお願いする。

また、障害者支援施設等の被害状況等の情報は、災害復旧事業の適正な事業費を算出し、補正予算や予備費使用額等の算定のための資料となるが、同システムを活用していない場合、災害対応中の被災自治体に対し、予算措置のために必要な情報を短期で報告を求めることとなり、過度な負担がかかる恐れがあるため、被災した施設等への迅速な支援の観点のみならず、自治体の事務負担軽減の観点からも、同システムの積極的な活用をお願いする。

なお、被災状況等の報告については、被害が発生していない場合でも、重要な情報となるため、被害が発生していない旨の報告をしていただくよう、施設、事業所への報告の徹底について働きかけを行っていただきたい。

## ウ 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、上記イに記載した災害時情報共有システム等を活用して報告を行うとともに、重大な事故を未然に防止することが必要である。このため、都道府県等におかれては、特に医療

的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

#### (4) 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業について

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉サービス事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は、喫緊の課題であり、将来にわたって人材を安定的に確保し、また、経営基盤を強化することが求められている。

こうした状況を踏まえ、小規模事業所を含む複数の事業所で構成されるグループによるシンクタンク等を活用した人材確保に向けた協働化の取組内容の検討や実施方法の検討、取組状況の検証等を行うとともに、たとえば、共通の採用パンフレット等の作成、事務処理部門の集約・共同化、初任者研修等のeラーニング教材等の作成、将来的な人事交流を前提とした共通の給与体系の作成などの事業を試行し、その成果をとりまとめ、全国に横展開すること等により人材確保及び法人経営の基盤強化を図るためのモデル事業を実施する。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市とするため、都道府県等におかれては、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することや市町村に補助することも差し支えないこととしている。

#### (5) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和6年度報酬改定においては、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設したところである。

当該減算は、施設・居住系サービスは所定単位数の10%を減算し、訪問・通所系サービスは所定単位数の5%を減算するもの。

各都道府県等におかれては、管内の状況を把握し、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

また、各都道府県におかれても、施行規則において、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとしておりますので、ご了知の上、適切な対応をお願いする。

なお、公表情報については、年度ごとの情報更新をお願いしているところであるが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報があるため、繰り返しになるが、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して、情報公表制度

の趣旨を周知し、報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものであるため、未公表の事業所への指導、速やかな公表をお願いする。【関連資料3】

## （6）業務継続計画（BCP）の作成について

業務継続計画（BCP）については、令和6年度から策定が義務化となるところである。

さらに、令和6年度報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

当該減算は、施設・居住系サービスは所定単位数の3%を減算し、訪問・通所系サービスは所定単位数の1%を減算するもの。

各都道府県等におかれては、より一層管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、計画の作成を促していただくようお願いする。

その際、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、経過措置期間中にすべての事業所でBCPが策定されるよう、お願いしたい。【関連資料4】

<厚生労働省 HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

業務継続計画や情報公表未報告事業所に対しても予算事業を活用し、研修会を開催するなど事業所に対するきめ細かい支援をお願いしたい。

<参考（活用できる補助事業）> 【関連資料5】

- ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート体制準備事業」（R5補正予算）
- ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート事業」（R6当初予算案）

※ いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）

## （7）共生型サービスの普及促進

共生型サービスは、平成30年度に

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」として設けられた。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる
- ・ 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる

といった、各地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されている。【関連資料6】

一方で、共生型サービスの実施や普及に当たっては、これまでの調査研究事業等により、共生型サービスの認知度の低さや指定申請に当たっての必要な手続きがわかりにくいといった課題等があることが明らかとなっている。

そこで、これらの課題等の解決に向けた取組を支援するため、以下①～③を実施したので活用されたい。

#### ① 共生型サービスに係るポイント集の作成

令和2年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」では、共生型サービスの概要や創設の経緯、共生型サービスを実施することにより解決できる地域課題、共生型サービスの開始や運営に関するポイント、自治体による共生型サービス普及のための支援方法、現在共生型サービスに取り組んでいる事業所の事例報告、共生型サービス関係規定等をまとめたポイント集（「共生型サービス★はじめの一步★～立ち上げと運営のポイント」）が作成されたので、各自治体におかれてはこれを活用し、積極的な普及啓発や共生型サービスの実施を検討している事業所への支援をお願いしたい。【関連資料7】

#### ② 共生型サービスに係る実態調査等の実施

令和3年度に、今後の共生型サービスに係る普及策の検討を行うにあたっての基礎資料を得るため、都道府県・指定都市の共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービスの担当部署に対し、現時点での普及に対する考え方や普及にあたって実施してきたこと・今後実施したいこと等に関する実態調査を行った。

また、令和4年度においては、老人保健健康増進等事業「今後の共生型サービスの整備方針に関する調査研究事業」にて、自治体や事業者等を対象に共生型サービスの整備に関するヒアリング調査を実施し、これまでの老人保健健康増進等事業において把握した整備にあたっての課題及び解決策等もふまえ、今後の共生型サービスの普及推進に向けた施策や事業・取組について整理したところである。

共生型サービスに関する調査研究事業は、令和元年度より継続して行っ



ているため、サービスを必要としている利用者や事業所がいる場合においては、適宜参考のうえ、引き続き支援をお願いしたい。

### ③ 共生型サービスに係るホームページの開設

上記のポイント集やこれまで実施してきた調査結果、共生型サービスの概要、各都道府県・指定都市・中核市における共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービス担当課一覧、その他共生型サービスの普及等に当たり必要な情報等は、厚生労働省ホームページ（以下URL）に掲載しているため、積極的に活用されたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398\\_00016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html)

このほか、共生型サービスの普及を促進するため、令和4年度から地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において「共生型サービスの普及促進に関する事業」を設けている。同事業は、都道府県等が共生型サービスの普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行うものであり、例えば以下のような取組の実施が想定される。各都道府県におかれては、介護保険部局と連携しながら地域における共生型サービスの普及に当たっての課題を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。

#### 【関連資料8】

#### <実施が想定される取組（例）>

- ・ 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ・ 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ・ 共生型サービス事業所等への見学会の開催
- ・ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

### ④ 自立訓練（機能訓練）事業所の共生型サービス、基準該当サービスの提供の拡充

令和6年度の報酬改定においては、医療・介護サービスとの連携を強化するとともに、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応する観点から、医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（機能訓練）の提供が可能となることを踏まえ、自立訓練（機能訓練）を提供する際の人員及び設備の共用を可能とすることとした。

(8) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和6年度予算案に計上しているため、管内サービス事業所等に周知を図るよう御配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域の住民並びに上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域又は旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）若しくは令和3年度以前に指定が解除された旧帰還困難区域、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域の住民  
（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和7年2月末（サービス提供分）まで

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等（要請）

内閣官房、11府省庁

### 検査の結果4 各対策として実施した事業に係る効果の状況（報告書P59～64）

#### ①工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・

- ・359事業（33対策）は、**事業の内容が測量業務、設計業務等のみ**となっていて、工事を実施するものとなっていない
- ・うち**336事業**は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した**事業の効果が発現しない状況**（事業に係る支出済額計**69億7648万円**）  
例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

#### ②整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表

- 一方
- ・9事業（5対策）は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災
- ・うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、**設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分**

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなり、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況（4対策）、**事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況（8対策）**あり

#### 所見

推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の**効果が十分に発現するよう**引き続き取り組んでいくこと  
(対策の効果の発現状況に関する他の所見については報告書を参照)



## 10. 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性（処置要求）

### 施設整備補助金の概要

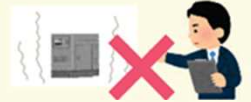
- 厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- 非常用設備等の目的は、地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのもの



- 厚生労働省は、事業目的に照らし、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等が施設整備補助金を交付するなどとしている
- 厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

### 検査の結果

- 厚生労働省は、地方厚生（支）局において耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、15都道府県及び69市区町は、耐震性が確保されているか確認していなかった



- 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体（55事業所）は、請負会社から非常用設備等の整備時に耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証

- 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた（7事業所）
- 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていなかった（2事業所）
- 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった（46事業所）



⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれ

### 要求する処置

- 都道府県等に対して、耐震性を確保する必要があることなどを周知すること
- 地方厚生（支）局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること



### 概要

#### 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

### 都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

## 障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和6年2月9日現在：掲載事業所数167,322件  
参考：令和5年9月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数152,118件
4. 障害福祉サービス等情報公表サイト ヒット数
  - ・ 令和3年度：106,600,626件
  - ・ 令和4年度：125,373,917件
  - ・ 令和5年度：116,656,719件（令和6年1月末現在）

## 令和5年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和5年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で65.0%である。（令和6年2月9日現在）  
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 利用者に最新の情報提供を行えるよう、引き続き最新情報への更新についてご協力をお願いします。
- また、災害発生時における被災状況の報告システムである「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、本システムにおける公表施設の情報が連携されており、各都道府県等においては、未公表事業所に関する情報公表の促進についてご協力をお願いするとともに、最新の施設情報の掲載についてご協力をお願いします。
- 利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するため、各都道府県等において掲載情報の充実について引き続きシステムを活用した積極的な情報登録をいただくよう周知をお願いします。

# 【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和6年2月9日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	51.7%	滋賀県	<u>48.9%</u>
青森県	93.7%	京都府	60.3%
岩手県	79.4%	大阪府	66.2%
宮城県	56.0%	兵庫県	70.8%
秋田県	66.3%	奈良県	<u>46.9%</u>
山形県	91.0%	和歌山県	76.7%
福島県	75.1%	鳥取県	<u>28.8%</u>
茨城県	51.4%	島根県	84.7%
栃木県	62.2%	岡山県	81.5%
群馬県	65.1%	広島県	73.0%
埼玉県	<u>44.7%</u>	山口県	<u>46.3%</u>
千葉県	58.3%	徳島県	62.2%
東京都	<u>45.6%</u>	香川県	<u>40.3%</u>
神奈川県	80.4%	愛媛県	90.5%
新潟県	93.9%	高知県	<u>33.5%</u>
富山県	60.8%	福岡県	64.4%
石川県	75.2%	佐賀県	72.7%
福井県	78.3%	長崎県	62.5%
山梨県	63.7%	熊本県	99.3%
長野県	72.6%	大分県	69.4%
岐阜県	85.3%	宮崎県	58.7%
静岡県	86.8%	鹿児島県	53.5%
愛知県	78.0%	沖縄県	<u>41.5%</u>
三重県	64.0%		

政令市	更新率
札幌市	53.5%
仙台市	80.3%
さいたま市	<u>45.5%</u>
千葉市	61.8%
横浜市	56.4%
川崎市	55.1%
相模原市	<u>47.2%</u>
新潟市	80.6%
静岡市	79.0%
浜松市	91.7%
名古屋市	71.4%
京都市	59.2%
大阪市	77.5%
堺市	53.1%
神戸市	62.8%
岡山市	71.5%
広島市	74.6%
北九州市	64.7%
福岡市	87.6%
熊本市	66.8%

中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
函館市	60.7%	甲府市	56.6%	倉敷市	81.5%
旭川市	62.1%	長野市	72.0%	呉市	91.3%
青森市	60.9%	松本市	89.6%	福山市	72.4%
八戸市	74.5%	岐阜市	64.8%	下関市	72.9%
盛岡市	98.9%	豊橋市	82.1%	高松市	55.4%
秋田市	75.8%	岡崎市	67.1%	松山市	70.5%
山形市	95.6%	一宮市	81.0%	高知市	65.4%
福島市	89.2%	豊田市	66.5%	久留米市	59.6%
郡山市	68.9%	大津市	59.4%	長崎市	65.6%
いわき市	71.0%	豊中市	58.9%	佐世保市	52.9%
水戸市	<u>38.2%</u>	吹田市	69.2%	大分市	63.8%
宇都宮市	79.2%	高槻市	80.9%	宮崎市	60.8%
前橋市	65.5%	枚方市	59.4%	鹿児島市	73.7%
高崎市	83.9%	八尾市	78.8%	那覇市	55.3%
川越市	51.1%	寝屋川市	53.1%		
川口市	65.2%	東大阪市	88.7%		
越谷市	55.4%	姫路市	58.0%		
船橋市	62.4%	尼崎市	63.5%		
柏市	65.8%	明石市	82.5%		
八王子市	50.4%	西宮市	62.2%		
横須賀市	76.2%	奈良市	<u>34.8%</u>		
富山市	75.2%	和歌山市	53.2%		
金沢市	66.6%	鳥取市	80.9%		
福井市	66.7%	松江市	91.0%		

一般市	更新率
栃木市	74.4%
我孫子市	79.2%
大府市	81.5%

特別区	更新率
世田谷区	58.2%
荒川区	<u>34.9%</u>
江戸川区	<u>45.8%</u>
港区	54.9%
中野区	<u>39.1%</u>
板橋区	<u>31.0%</u>
豊島区	<u>24.2%</u>
葛飾区	54.7%

## 【変更がない場合も報告を！】

情報公表制度において求める毎年度の情報更新については、既に公表されている情報に変更がない場合でも、「変更がない」旨の報告が必要となります。

各事業者の届出機能において、ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能を提供しておりますので、当該機能を活用した届出について周知いただき、最新情報の公表に努めていただきますようお願いいたします。

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

# 障害福祉サービス等情報公表システムの周知について (各自治体ホームページへのリンクバナー設置のお願い)

## 各自治体ホームページへのリンクのお願い

利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる検索ツールとして、これまでも各自治体ホームページへのリンクをお願いしたところですが、**リンク未設定の自治体におかれましては、システムの運用管理を行う（独）福祉医療機構を通じてバナーの提供を行っているので、各自治体のホームページや障害福祉サービスに関するページへのリンク設定についてご協力をお願いします。**

掲出バナーの貼付を希望する自治体におかれては、以下のURLよりダウンロードをお願いします。

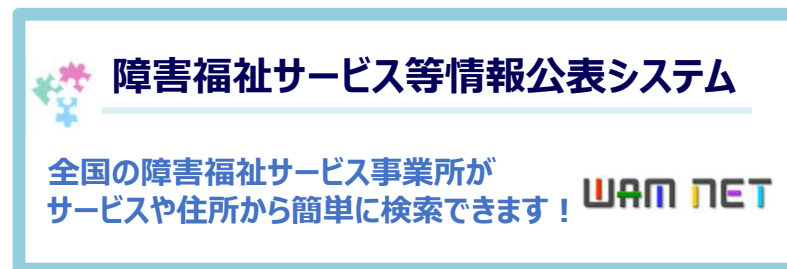
<ダウンロードURL>

[https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkouhyoout\\_banner/](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkouhyoout_banner/)

### <パターン1>



### <パターン2>



## 【参考】令和6年1月末現在、各自治体における公表サイトへのリンク設定状況

○都道府県：33自治体（70%） / ○政令市：14自治体（70%） / ○中核市：31自治体（50%）

（※）各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知をお願いします。



## 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 減算単位

## 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

#### (4) 障害福祉分野における人材の確保を図る取組支援

施策名：障害福祉サービス事業所等サポート体制準備事業

##### ① 施策の目的

令和6年度より実施予定の障害福祉事業所等サポート事業(※)の立ち上げを支援することで、事業の円滑な実施を推進する。

(※)都道府県等にサポートセンターを設置し、報酬請求等の手続きのサポート、情報公表や財務状況の見える化の促進、制度改正等に係る周知・広報、事業所等からの各種相談等に対する助言など、事業所等に対する支援体制の確保を図るもの。

##### ② 対策の柱との関係

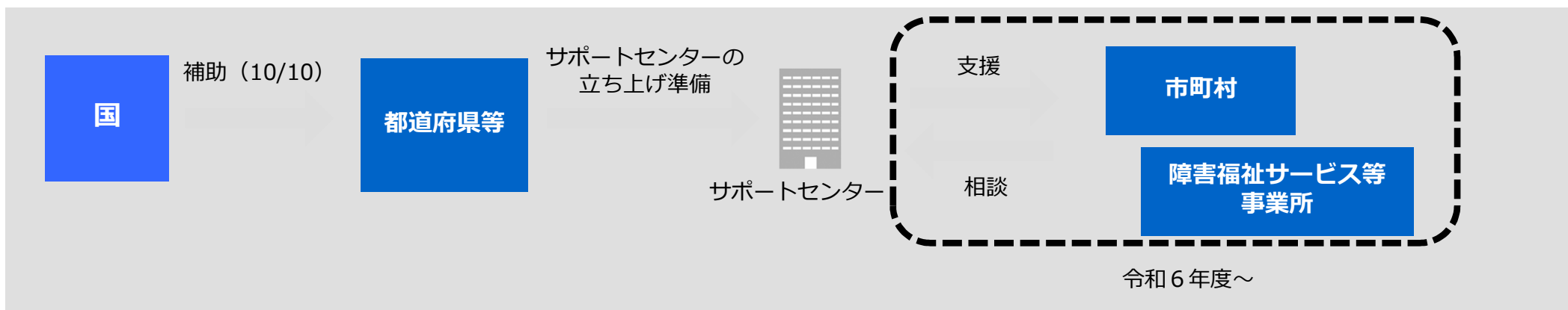
I	II	III	IV	V
			○	

##### ③ 施策の概要

障害福祉事業所等サポート事業の円滑な実施に向け、都道府県等におけるサポートセンターの立ち上げ準備に必要な経費を支援する。

##### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○事業スキーム(補助事業) 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 補助率：10/10



##### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

報酬請求等の手続きのサポート、情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保、制度改正等に係る周知・広報など、各都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

# 障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和6年度当初予算案 38百万円 ( - ) ※ ( )内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.8億円

## 1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
  - ・ 報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
  - ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
  - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

## 2 事業の概要

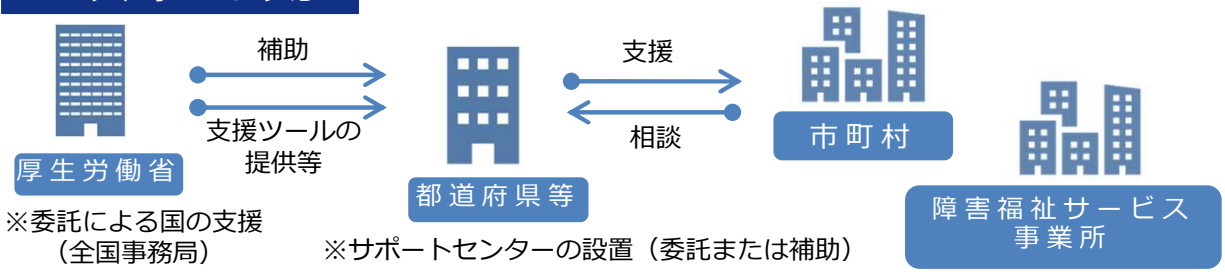
事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

1. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
2. 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）
3. 制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、BCP作成支援など）
4. 事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
5. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：1/2
- ※ 別途、国が自治体等に対して支援するための経費を措置。
- ※ 「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- ※ 地域生活支援事業（しごとの魅力発信事業）は廃止。

## 4 スキーム等



# 共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

## 共生型サービスを活用することのメリット

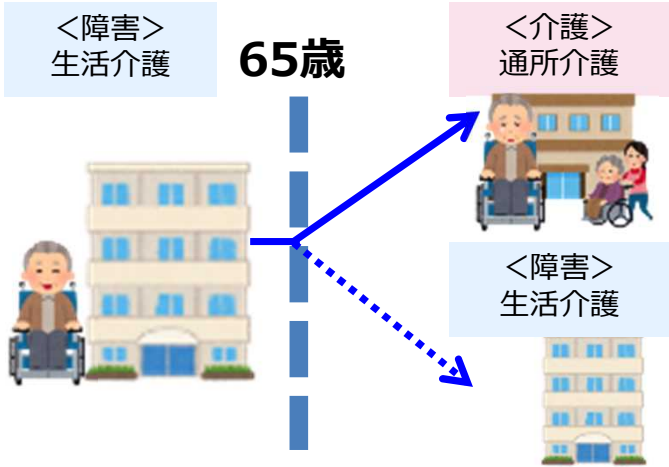
### 利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

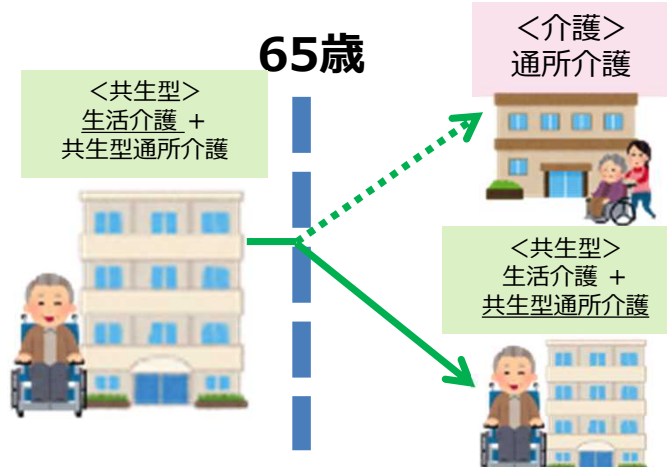
#### 共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



#### 共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



②

【地域の実践例】  
「富山型デイサービス」



### 事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

### 地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進



# 共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。  
※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

## 解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど・・・  
近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが・・・

役所のどこに相談すればよいのか・・・  
介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けともらえるのか・・・

地域活動を活性化させたい・・・  
介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか・・・

続けて同じ事業所に通いたいのにな・・・  
長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか・・・

親子で一緒に過ごしたい  
障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか・・・

人材が足りない・・・  
介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか・・・



# 共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
  - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
  - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い □ 泊まり	→	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。



- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント」を作成。
  - ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要がわからない。
  - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。



### 共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

#### 共生型サービスについて知る

- **共生型サービスとは**  
⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。
- **共生型サービスの取組事例**



#### 共生型サービスを立ち上げる

- **共生型サービスを開始するまでのポイント**  
⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
  - ① 事業所の職員と話し合おう
  - ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
  - ③ 利用者確保の見込みを立てよう
  - ④ 運営計画を作成しよう
  - ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
  - ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
  - ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
  - ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
  - ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
  - ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

#### 共生型サービスを継続する

- **共生型サービス継続のポイント**  
⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

#### 共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- **共生型サービス普及のポイント**  
⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業者の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和6年度予算案：地域医療介護総合確保基金（国2 / 3：都道府県1 / 3）

### 事業目的

- 共生型サービスは、平成30年に
  - ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる
  - ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる
 ことを目的とした指定手続きの特例として設けられた。
- 共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から4年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。
- このため、各都道府県において、**共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。**

#### 共生型サービスのイメージ



共生型障害福祉サービス

介護保険サービス

1事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供

### 共生型サービスの実施により実現できること

- ① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。
- ③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

利用者・家族、地域住民のみならず、自治体にとっても、地域課題解決のきっかけになる。



### 事業内容

- 共生型サービスの普及促進のため、都道府県・市町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。

#### 共生型サービス普及にあたっての現状の課題と実施が想定される取組（例）

#### ① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案

- 各都道府県・市町村において共生型サービス普及にあたっての課題把握や各種計画への位置付けがなされていないという状況がある。
- ⇒ 課題把握や計画作成に必要な調査等を実施。

#### ② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催

- 共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所が多いという状況がある。
- ⇒ 相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。

#### ③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- 共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたり、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となる。
- ⇒ 共生型サービス事業所等の見学会を行うことで、事業所の不安や疑問を解消。

#### ④ 介護事業所・障害福祉事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

- 介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うが、事業所と両専門員の連携が難しいとの声がある。
- ⇒ 両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。



## 7 強度行動障害を有する者等に対する支援について

### (1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり不適切な身体拘束や虐待につながる可能性がある。しかし、適切な支援により状態の安定・改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行い、適切な支援につなげることが重要であることから、平成 25 年度には、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設し、平成 26 年度から「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設している。

これらの研修修了者による支援について、平成 27 年度報酬改定においては、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設、平成 30 年度報酬改定においては、生活介護、計画相談支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスで新たに加算で評価しており、令和 3 年度報酬改定では、医療型障害児入所施設における強度行動障害児特別支援加算の創設や強度行動障害のある人が地域移行のためにグループホームを体験利用する場合の加算の創設、生活介護及び施設入所支援における加算算定期間の延長及び単位数の見直しにより更なる充実を図っている。

また、令和 6 年度報酬改定では、生活介護、短期入所、施設入所支援において、重度障害者支援加算の単位数の見直しや、共同生活援助において、利用者の環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する加算を創設することとしている。

各都道府県におかれては、地域生活支援事業の地域生活支援促進事業に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）」や「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」の活用も検討いただき、本研修の着実な実施と障害福祉サービス事業所等の従事者の積極的な研修参加に向けた周知に協力をお願いする。【関連資料 1】

これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、令和 5 年度に独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において以下のとおり開催予定である（いずれの日程もオンラインでの実施を予定）。

○強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）

1 回目 6 月 10 日（月）・6 月 11 日（火）

2 回目 6 月 24 日（月）・6 月 25 日（火）

○強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）

1回目 6月13日（木）・6月14日（金）

2回目 6月27日（木）・6月28日（金）

**（2）中核的人材の養成について**

「中核的人材養成研修の実施予定について」（令和6年2月7日事務連絡）においてお示ししたとおり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定している。

中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、令和6年度からは全ての都道府県を対象として実施することとしている。

本研修については、令和9年度を目途に都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施する。

行動関連項目等の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に1,500か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。

令和6年度の研修受講者は、全都道府県2名ずつ計94名程度（指定都市及び中核市分を含む。）の推薦者を受け付ける予定としているため、各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。今年度の中核的人材養成研修の詳細については、夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。【関連資料2】

**（3）強度行動障害を有する者に対する対応について**

① 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援について

強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要である。

現状では、障害福祉サービス等事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。

このような状況等を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性を有する者であって、地域において強度行動障害を有する児者を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する予定としている。この「広域的支援人材」については、令和7年度以降、国において人材養成研修を実施する予定としているが、人材養成研修実施までの当分の間は、地域支援マネジャーのうち強度行動障害の支援に関する知見がある者や強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）養成研修の講師など、集中的支援において指導助言ができる能力を有するものとして都道府県等が認める者についても、広域的支援人材とみなすものとするとしている。また、地域生活支援事業の発達障害者支援体制整備事業実施要領の中で、集中的支援実施のための体制整備として、都道府県及び指定都市が障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施に当たり、管内において、「広域的支援人材」の役割を担う者を登録した名簿の作成や派遣調整を行うこととしており、都道府県及び指定都市においては、事業実施に必要な準備を進めていただきたい。

なお、集中的支援の具体的な支援の内容、事務処理手順等については、別途お示しする。

## ② 強度行動障害を有する者に対する障害支援区分認定について

現在、障害支援区分の認定に当たっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、在宅での行動障害の状態と障害福祉サービス事業所等における行動障害の状態に違いがあることが多いこと等から、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨を御理解いただき、遺漏なきようお願いする。

## （４）介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、各都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登

録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配慮願いたい。

また、都道府県から登録を受けた登録研修機関については、社会福祉士及び介護福祉士法施行令の規定により、5年毎に更新を受けなければならないため、当該手続きに遺漏なきよう御対応願いたい。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護事業所（登録特定行為事業者）が医療的ケアが必要な者等へ喀痰吸引・経管栄養を実施した場合の評価を創設する予定である。

#### **（５）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修**

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

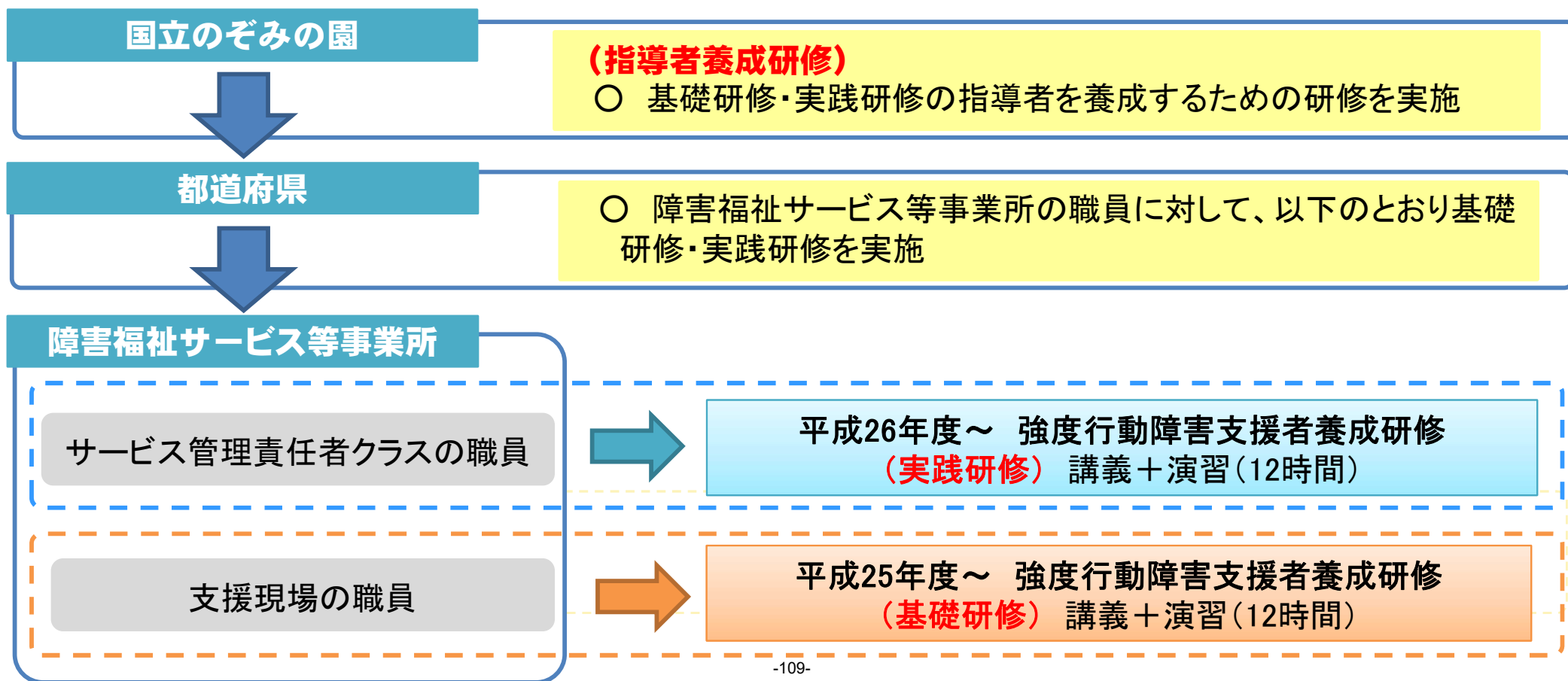
各都道府県及び指定都市におかれては、当該研修の内容について障害福祉担当部局と介護保険担当部局双方で改めて御確認いただくとともに、関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう協力をお願いします。【関連資料3】



# 強度行動障害支援者養成研修

都道府県地域生活支援促進事業

- ・ 行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する不適切な身体拘束や虐待につながる可能性も懸念されている。
- ・ 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施している。



事務連絡

令和6年2月7日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
こども家庭庁支援局障害児支援課

## 中核的人材養成研修の実施予定について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定しているところです。

中核的人材の養成研修については、下記のとおり実施する予定であるため、ご了知の上、円滑な事業実施にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

- 中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、令和6年度からは全ての都道府県を対象として実施することとする。
- 本研修については、将来的には都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、報酬との関係性については別途告示等でお示しするが、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施する研修を本研修と位置づけることとする。行動関連項目等の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に1,500か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。



- 令和6年度の研修受講者は、全都道府県2名ずつ計94名程度（指定都市及び中核市分を含む。）の推薦者を受け付ける予定としているため、各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。今年度の中核的人材養成研修は夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。
  
- また、受講者と合わせて、補助指導者（以下「サブ・トレーナー」という。）1名も募集することとしており、各都道府県においては、サブ・トレーナーについても推薦の準備を進めていただきたい。  
このサブ・トレーナーについては、受講者と同じグループにおいて、担当指導者（以下「トレーナー」という。）を補佐しながら演習を進めつつ、トレーナーの指導技術を学び、将来的には各地域でトレーナーとなることが期待されることから、強度行動障害支援に関する他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等を募集要件とする予定である。
  
- 研修修了証の発行については、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を適切に修了できたと担当グループのトレーナーが判断した場合に交付することとしている。  
また、本研修のトレーナー及びサブ・トレーナーを務めた者についても、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を進行できる者であることが前提となることから、修了証を交付する予定であることを申し添える。
  
- なお、今回の報酬改定においては、強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、地域を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）による集中的支援加算も導入されているところであるが、広域的支援人材養成研修を実施するまでの間は、発達障害者地域支援マネージャーや中核的人材養成研修の講師（指導者）等の一定の要件を満たした者も広域的支援人材としての任用の要件としているところであり、中核的人材養成研修は、こうした地域の強度行動障害児者への支援体制構築にもつながるものであることにご留意いただきたい。

以上

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室  
電話：03-5253-1111（内線3038）

## 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修

都道府県地域生活支援事業（任意事業）

- 長期入院している精神障害者の地域移行の推進においては、「障害福祉サービス等利用ニーズの増大」と「高齢化」という背景があるなか、これまでは精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所、精神障害者の利用がそれほど想定されてこなかった介護保険サービス事業所（地域包括支援センター含む）や高齢者施設等についても、より積極的に精神障害者を受け入れていくことが期待されている。
- このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層実施できるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を実施するための経費を補助する。

### 【研修内容】

- 別紙参照

### 【実施主体】

- 都道府県、指定都市（精神保健福祉センター・保健所等を想定）又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定した研修事業者

### 【効果】

- 障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成できる。

### 【対象者】

（障害福祉分野）

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者

（介護分野）

- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者

（医療分野）

- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等の職員

（その他）

- 救護施設（生活保護施設）の職員



# 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム①

(別紙)

○標準的なカリキュラムは、2種類作成し、ニーズに応じた研修を実施。

## カリキュラム例① (1.5日(1日半)研修(540分) ※平成29年から

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	180分	
1 精神障害者の障害者の特性の総論的理解	40分	○ 精神障害者の定義 ○ 精神障害者の特性の理解
2 障害特性の理解と具体的な対応①	80分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援方法 (統合失調症・気分障害)
3 演習A(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術①

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
4 当事者の想いを理解	60分	○ 精神障害者の理解
5 障害特性の理解と具体的な対応②	120分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援の仕方 (老齢期・依存症・発達障害)
6 演習B(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術②
7 社会資源と連携、家族支援	60分	○ 関係機関との連携方法 ○ 精神障害を取り巻く社会資源の理解 ○ 家族支援の理解
8 演習C(グループワーク)	60分	○ 効果的な支援のための関係機関との連携方法

※ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会において、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト」を作成。

## カリキュラム例② (1.5日(1日半)研修(480分) ※令和元年から

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
1 演習(グループワーク)	30分	○ 研修目標設定
2 精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	60分	○ 精神保健医療福祉施策の変遷と動向の理解
3 地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	60分	○ 地域共生社会の理念の理解 ○ 障害保健福祉施策とその関連制度の理解
4 精神疾患の理解	90分	○ 精神疾患の理解 ○ 精神保健医療福祉分野の相談支援機関の理解
5 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	90分	○ 症状に合わせた支援方法の習得 ○ 接遇やコミュニケーション技法など技術の習得 ○ 多職種連携の具体的事例の理解
6 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	120分	
7 演習(事例検討)	90分	○ 精神障害者の地域移行支援等事例の検討
8 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

○講義形式のカリキュラムに加え、実習・演習形式のカリキュラムを実施することも可能。

### カリキュラム例 実践実習(210分) ※令和元年から

科目名	時間数	内容
講義	210分	
1 実践実習	180分	○ 実習機関による精神障害者の支援実践実習
2 演習(グループワーク)	30分	○ 実践実習振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

## 8 訪問系サービスについて

### (1) 入院中の重度訪問介護について【関連資料 1～3】

#### ①入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する最重度の障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者（ヘルパー）が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者（ヘルパー）の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成 28 年通知」という。）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるように病院等との調整にご協力をお願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っているところである。各都道府県等におかれては、重度の障害者等が入院に当たって重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした

事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということをも十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成 28 年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされているところであり、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することがないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

## ②入院中の重度訪問介護利用の対象拡大について

特別なコミュニケーション支援が必要な利用者の入院中の重度訪問介護の利用は、障害支援区分ではなく状態像によるものであり、必要となる状態像によっては、最重度の障害支援区分 6 の障害者だけでなく、障害支援区分 4 及び 5 の利用者にも該当することがあると指摘されている。

このため、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分 6 の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援



を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とすることとしたところである。

なお、令和3年度「入院中の重度障害者のコミュニケーション支援等に関する調査研究」において、障害や疾病により、入院中に特別なコミュニケーション支援が必要であると想定される利用者の状態像（例）を示しているため、特別なコミュニケーション支援を必要とする利用者への支給決定等の参考にされたい。【関連資料1・2】

### ③入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けることとしたところである。【関連資料1】

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

### ④重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いによる入院の周知等について

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であるが、院内感染対策などの観点から、支援者の付添いが認められない場合がある。当該障害児者における支援者は、障害児者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、院内感染対策に配慮しつつ、医療機関における支援者の付添いの受入れが進むよう、令和5年11月20日に、制度の内容等を示した事務連絡を発出したところである。【関連資料3】

都道府県・市町村の衛生部局と障害保健福祉部局におかれては、医療機関において重度訪問介護従業者（ヘルパー）等の支援者の付添いの受入れが進み、関係者が連携して支援できるよう、この事務連絡にも添付している医療機関・医療従事者向けのチラシも活用しながら、医療機関や障害福祉サービス事業所等に対し、事務連絡の内容について周知をお願いする。

## （2）同行援護について

### ①同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について【関連資料4】

令和5年10月16日に、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正された。

## 【改正の概要】

同行援護の事業を行う事業所に置くべき従業者の要件として、同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたことが定められているところ、当該従業者の要件に係る経過措置及び当該研修のカリキュラムについて、以下の見直しを行う。

### ア 従業者の要件に係る経過措置

現行、令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和6年3月31日までの間は同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を設けている。

今般、当該経過措置の対象者について、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととする。

### イ 同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除する。

### ウ 適用期日

アについては、令和6年4月1日

イについては、令和7年4月1日

都道府県におかれては、新たなカリキュラムによる同行援護従業者養成研修が円滑に実施できるよう、関係団体や指定研修事業者等への周知を行うとともに、都道府県が定める研修実施要領の改正や研修事業者の指定（更新）等の準備をお願いする。

## ②同行援護従業者養成研修の実施について

視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所の従業者だけでなく、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いする。

なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

## ③盲ろう者に係る支給決定について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する

国庫負担（精算基準）の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

#### ④ 同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

### （３） 行動援護について

#### ① 短時間の支援の評価について

行動援護の支援ニーズは、長時間より短時間のサービス提供のニーズが多くなっているが、短時間の報酬単位（１時間 30 分までの単位）について、地域生活支援事業の移動支援の単価等と同等となっている地域がある。

このため、強度行動障害を有する者を支援するための行動援護従業者養成研修等を受講した専門的な人材配置を要件としている行動援護ではなく、これらの配置の必要がない移動支援により対応されることで、十分な支援が行われていないとの指摘がある。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行うこととしている。

都道府県や市町村においては、強度行動障害を有する者が行動援護により適切な支援が受けられるよう、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努められたい。

#### ② 居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年 4 月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等

利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居室内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③ 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和 9 年 3 月 31 日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

**（４）訪問系サービスの従業者の養成について**

① 居宅介護等従業者の養成について

訪問系サービスについて、市町村においてサービス利用の支給決定がなされても、支援を行う従業者が確保できず、サービスの利用ができないといった声が聞かれるところである。居宅介護等従業者の養成については、これまでも各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

なお、この対応としては、訪問系サービスの支援に必要な従業者を養成



し、サービスの提供体制を確保することが重要となっているため、各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

## ②資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修・追加研修・統合研修）修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

## （５）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

### ①支給決定事務における留意事項について【関連資料５】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成 19 年 4 月 13 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

### ②重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料６】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、市町村に対応していただくよう、重度訪問介護の利

用及び支給決定について周知されたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者によどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日付老振第76号)は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支

給決定を行うこと。

イ 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、従業者（ヘルパー）が行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

### ③居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

なお、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定では、居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象としたところである。

### ④支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平

成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

さらに、「社会通念上適切でない」外出の判断にあたっては、例えば飲食店等の利用において、特定の業態、場所、時間帯等であるという理由で一律に不相当と判断することなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行われたい。

加えて、通学などの同じ場所への「通年かつ長期にわたる外出」は、障害福祉サービスにおける個別給付の対象としていないが、大学等の通信課程でのスクーリングなど、短期かつ反復しない外出については、重度訪問介護等の対象となり得る場合もあり、個々のケースに応じて支給決定を判断されたい。

#### ⑤居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成 21 年 7 月 1 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたところであるが、「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和 3 年 5 月 26 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和 3 年 7 月 12 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

また、本事務連絡において居宅介護等における「育児支援」の支給決定要件の一つとして「③他の家族等による支援が受けられない場合」が挙げられている。支給決定における介護を行う者の状況の判断に当たっては、単に支援を提供可能な他の家族等がいることのみをもって「支援が受けられる」と判断するのではなく、ヤングケアラーを含め、当該家族等の介護の負担の程度も考慮されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有する者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者に周知されたい。



#### ⑥ 必要な障害福祉サービスの提供について

市町村において視覚障害を有する者や行動障害を有する者等に外出支援を行う際、同行援護や行動援護でなく、地域生活支援事業の移動支援事業を優先的に利用するよう促す事例が見受けられる。同行援護や行動援護による専門的な支援が必要と判断される者について、これらのサービスにより適切な支援が受けられるよう、市町村における支給決定において、個々のケースに応じて適切にご判断されたい。

また、都道府県及び市町村においては、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスごとに障害者等のニーズを適切に把握するとともに、必要なサービスが提供できるよう、訪問サービス事業所の確保や従業者の養成に努められたい。

#### (6) 訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」（令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問21においてお示ししているところである。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるため、ご了承くださいとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

#### 〈Q&A VOL.1 問21〉

問40のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

〈答〉

(略)

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

#### (7) 化学物質過敏症の利用者に対する配慮について【関連資料7】

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪

問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者へ配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者へ周知されたい。

## **(8) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について【関連資料8】**

平成30年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように、大学等が重度障害者の修学に係る支援体制を構築するまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。


本事業の実施にあたっては、障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること等を補助要件としている。

また、実施主体である市町村は、大学等が行う支援体制の構築に向けた計画の策定やその実施に協力を行うなど、大学と連携しながら本事業を実施することが重要であることから、市町村が大学等の実施する委員会に少なくとも年に1回以上参加し、当該学生への支援状況や大学等の支援体制等について大学等と共に確認を行うとともに、必要な助言を行うことを補助要件としている。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と十分に連携し、本事業の趣旨等を踏まえた事業実施が積極的に行われるよう、周知をお願いしたい。

### ①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者</li> </ul> |  | <p>【見直し後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者</li> </ul> |
|--|---|--|

### ②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

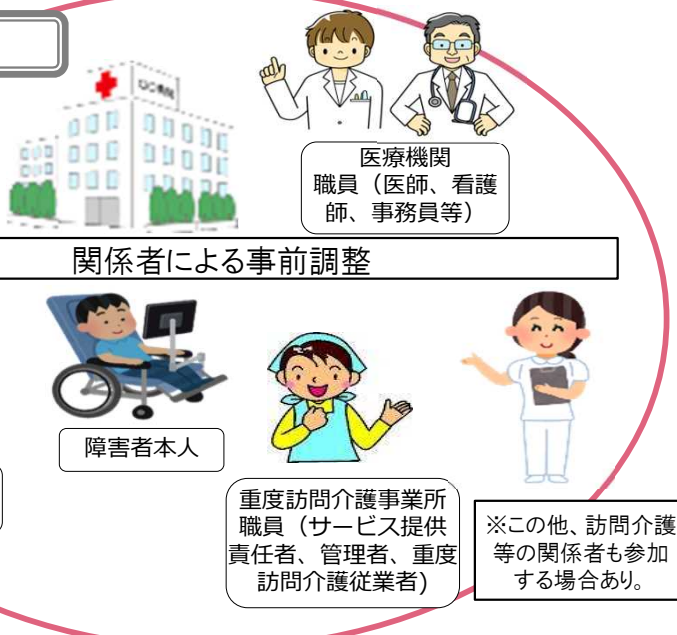
重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

### 入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

#### 医療と福祉の連携

#### 入院前



#### 【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
  - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
  - ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
  - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
  - ・重度訪問介護の制度（目的、内容）
- 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
  - ・医療機関の入院規則
  - ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- 医療機関と障害福祉サービス等の調整
  - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
  - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
  - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
  - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

【参考】入院中の重度障害者のコミュニケーション支援が必要な者の状態像（例）について

入院中の重度障害者のコミュニケーション支援が必要な者の状態像について

- 令和3年度「入院中の重度障害者のコミュニケーション支援等に関する調査研究」においては、障害や疾病により入院中のコミュニケーション支援が必要であると想定される利用者の状態像について整理が行われた。  
この調査研究によると、特別なコミュニケーション支援が必要な利用者の入院中の重度訪問介護の利用は、障害支援区分ではなく状態像によるものであり、必要となる状態像によっては、最重度の障害支援区分6の障害者だけでなく障害支援区分4, 5の利用者にも該当することがあるとしている。

対象者として想定される状態像（例）

No	状態像	主な障害・疾病
1	四肢麻痺で、かつ、発声困難なケース	ALS、筋ジス、頸髄損傷、脳性麻痺 等
2	四肢麻痺で通常時は発声可能だが、病状によって発声困難となるため家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	ALS、筋ジス、頸髄損傷、脳性麻痺 等
3	センサースイッチでコミュニケーションをとっているが、傷病により使用不能となるため家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	ALS、筋ジス、頸髄損傷、脳性麻痺 等
4	文字盤でコミュニケーションをとっているが、傷病により眼球の動きが難しくなり、コミュニケーションができなくなるため家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	ALS、筋ジス、頸髄損傷、脳性麻痺 等
5	傷病によりいつもとれているコミュニケーションが取れなくなるため家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	ALS、筋ジス、頸髄損傷、脳性麻痺、重度知的障害、高次脳機能障害 等
6	脳の障害等により、言語コミュニケーションが困難であり、家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	脳性麻痺、高次脳機能障害、重度知的障害、精神障害 等
7	発話のできるものの、自分で意思を伝えることが困難であり、家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	脳性麻痺、高次脳機能障害、重度知的障害、精神障害 等
8	極度の対人恐怖等があり、入院により環境が変わることにより、意思の確認が困難となるため家族もしくは慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース	知的障害、精神障害、発達障害 等
9	強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげるケース	重度知的障害、発達障害、精神障害（いわゆる行動障害を含む） 等



事務連絡  
令和5年11月20日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部局 御中  
特別区

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中  
中核市

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の  
入院時における支援者の付添いの受入れについて

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していただくよう、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）等においてお願いしてきたところです。

今般、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングを行い、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料（別添1）を取りまとめました。

コミュニケーションに特別な支援が必要な障害児者の入院にあたっては、その支援者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っています。このため、院内感染対策に配慮しつつ、支援者の付添いの受入れが進むよう、衛生主管部局におかれては公立医療機関をはじめとする管内の医療機関、障害保健福祉主管部局におかれては管内の市町村及び障害福祉サービス事業所等に対し、別添の資料を含め本事務連絡の内容について周知いただけますようお願いいたします。

記

1 コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院時における支援について

- 保険医療機関における看護は当該保険医療機関の看護要員によって行われることとされているが、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院に

おける支援について」(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

- 上記のコミュニケーション支援において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく、障害福祉サービスの一つである「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した重度訪問介護従業者(ヘルパー)が付き添うことにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっている。

(参考資料)

- ・ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)

【別添 2】

## 2 具体的な対応について

### (1) 都道府県や市町村における対応

都道府県や市町村においては、別添 1 の資料により、必要に応じ、特別なコミュニケーション支援を必要とする重度障害者が入院中に重度訪問介護を利用できるように、医療機関や重度訪問介護事業所等との調整にご協力いただきたい。

### (2) 医療機関における対応

医療機関においては、別添 1 の資料を医療機関内の医師や看護師、社会福祉士等に対し周知いただくとともに、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院する際の支援者の付添いについて、院内感染対策に留意しつつ受入れをご検討いただきたい。

### (3) 重度訪問介護事業所における対応

重度訪問介護事業所は、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

# 重度障害者が入院する場合 医療従事者等とのコミュニケーションを支援する 「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です

重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、本紙も参考に、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。

## 入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」

（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）

- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和5年11月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡）

## 特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

# 実際に受け入れを行った医療機関の事例

実際に支援者の付き添いを受け入れた医療機関にヒアリングを行ったところ、以下のような工夫や対応が行われていました

## 事前の準備

- ・院内の**医療連携室**(社会福祉士等)により、事前に医師や看護師に対し、入院中の重度訪問介護の利用などの**制度が周知**されており、受け入れが**スムーズに進んだ**
- ・入院前に、医療機関の職員と重度訪問介護事業所の職員において、入院する障害者の障害特性（障害の状態、介助方法（体位変換、食事、排泄等）など情報の共有や**受け入れの流れを確認**した
- ・院内や地域に向けて、患者家族と協同で入院中の重度訪問介護について講演会を開催し、**皆の理解**を深めた

## 入院時の対応

- ・支援者にも院内では**マスク**や**手指消毒**を徹底してもらうほか、発熱などの症状が無いかわり申告してもらった
- ・以前は全ての例でPCR検査等を行っていたが、今は体調チェックシートへの記入のみお願いしている

## 支援者の付き添い事例・効果

- ・重度の障害のため、体が動かず、言葉も発せられない状態で、自分ではナースコールを押すこともできなかった。患者本人を熟知する支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、体が痛い、体勢を変えて欲しいなど、医療従事者に患者の意思のくみ取り方が共有できた
- ・重度の障害のため言葉がうまく話せず、ジェスチャーや表情で、患者本人の意思をくみ取る必要があった。また、慣れない場所では不安でパニックになり、点滴や酸素投与のマスクを取ってしまうこともあった。患者本人の支援に慣れている支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、パニックを起こすことなく落ち着いて治療が受けられた
- ・重度の障害者で発声ができず、不安が高まると筋緊張が強くなってしまいう患者だったが、慣れた支援者（ヘルパー）の付き添いによる意思疎通の支援により、本人の不安の軽減にも繋がり、入院中はそのようなこともほとんど起こらなかった

上記は対応の一例であり、実際に支援者の付き添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じてご検討ください。

## お問い合わせ先

障害福祉サービスの利用については、各市区町村の障害福祉担当部局にお問い合わせください。



保医発 0628 第 2 号  
平成 28 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員によって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものであるが（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な重度の ALS 患者の入院においては、当該重度の ALS 患者の負担により、コミュニケーションに熟知している支援者が付き添うことは差し支えないとしてきたところである。

今般、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、下記のとおりとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」（平成 23 年 7 月 1 日付け保医発 0701 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

#### 記

1. 看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者（以下「支援者」という。）が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニ

- ケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。
3. 1により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。
  4. 保険医療機関と支援者は、1による支援が行われる場合に、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携すること。
  5. 保険医療機関は、1により支援が行われる場合であっても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第11条の2に基づき適切に、当該保険医療機関の看護要員により看護を行うものであり、支援者の付添いを入院の要件としたり、支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。
  6. 保険医療機関は、1により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

以上

## 障害者の入院に係る支援に関する確認書（患者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーションに係る支援を行う支援者：

氏名 \_\_\_\_\_（事業所名 \_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_（事業所名 \_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_（事業所名 \_\_\_\_\_）

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援者の支援は、保険医療機関から強要されたものではありません。

(患者氏名) 印

(家族等氏名) 印

※患者の署名がある場合には家族等の署名は不要

※ コミュニケーション支援以外は、医療機関の看護要員が行うこととされており、上記の支援者がこれを行うことはできません。

障害者の入院に係る支援に関する確認書（支援者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーション支援を行う支援者：

氏名 \_\_\_\_\_（事業所名 \_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_（事業所名 \_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_（事業所名 \_\_\_\_\_）

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援に当たっては、コミュニケーション支援以外の支援を行いません。

（支援者代表者氏名）

（事業者名）

印



事務連絡  
令和5年10月16日

障害保健福祉主管部（局）  
各 都道府県 御中  
児童福祉主管部（局）

こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 同行援護従業者養成研修カリキュラム等に関する告示の改正について

本日、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正されたところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

#### 記

#### 1 改正の概要（参考資料：別添1、2）

同行援護の事業を行う事業所に置くべき従業者の要件として、同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたことが定められているところ、当該従業者の要件に係る経過措置及び当該研修のカリキュラムについて、以下の見直しを行います。

##### （1）従業者の要件に係る経過措置

現行、令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和6年3月31日までの間は同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を設けています。

今般、当該経過措置の対象者について、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととします。

##### （2）同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを別添3のとおり見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、別添4のとおり、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除することとします。

### (3) 適用期日

(1) については、令和6年4月1日

(2) については、令和7年4月1日

## 2 留意事項

### (1) 研修日程及び研修プログラム

同行援護従業者養成研修の研修日程及び研修プログラムについては、各研修事業者により定められていますが、引き続き、受講人数や会場の規模等、各地域の実情に即して、研修を実施するようお願いします。

また、研修受講に部分免除がある盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者による研修参加の負担軽減にできる限り配慮し、研修日程や研修費用等を設定いただくようお願いします。

なお、参考として、別添5のとおり、研修日程等の参考例をお示しします。

### (2) 研修の実施

各都道府県においては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所等や、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いします。

また、多くの方々に同行援護従業者養成研修を受講していただけるよう、地域生活支援事業による経費の補助を活用するなどして、地域の実情に応じた研修の実施をお願いします。

○子ども家庭庁告示第二号  
厚生労働省告示第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第六及び別表第七に係る改正規定は、令和七年四月一日から適用する。また、令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者又は障害児に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたもの（令和六年三月三十一日において法第五条第四項に規定する同行援護の事業を行う事業所の従業者であつた者に限る。）にあつては、令和九年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護の提供に当たるとして子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等第一条第六号に規定する者に該当するものとみなす。

令和五年十月十六日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子  
厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等)  
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス

(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等)  
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス

第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき基準該当行動援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき基準該当行動援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一・二 (略)  
三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

一・二 (略)  
三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。)の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四・五 (略)

四・五 (略)

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたものにあつては、令和六年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)

七(二十二) (略)

七(二十二) (略)



別表第六 (第六号関係)

講義	区分	科	目	時間数	備考
外出保障 視覚障害の理解と疾病① 視覚障害の理解と疾病②				(略) 一 〇・五	視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者」という。)にあつては、受講を免除する。
同行援護の制度 同行援護従業者の実際と職業倫理				二・五 一	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
視覚障害者(児)の心理 視覚障害者(児)福祉の制度とサービス				(略) 一・五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。

別表第六 (第六号関係)

講義	区分	科	目	時間数	備考
障害・疾病の理解① 同行援護の制度と従業者の業務				(略) 二	(新設)
代筆・代読の基礎知識 同行援護の基礎知識				二 二	(新設)
障害者(児)の心理① 情報支援と情報提供				(略) 二	(新設)

(注) (略)	合	演習		講義	区分	科目	目	時間数	備考																																																																								
		(削る)	(削る)																																																																														
(注) (略)	計	(削る)	(削る)	(削る)	-	-	-	-																																																																									
										-	-	-	-	-	-	-	-																																																																
																			-	-	-	-	-	-	-	-																																																							
																												-	-	-	-	-	-	-	-																																														
																																					-	-	-	-	-	-	-	-																																					
																																														-	-	-	-	-	-	-	-																												
																																																							-	-	-	-	-	-	-	-																			
																																																																-	-	-	-	-	-	-	-										
																																																																									-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										

(注) (略)	合	演習		講義	区分	科目	目	時間数	備考																																																																								
		(削る)	(削る)																																																																														
(注) (略)	計	(削る)	(削る)	(削る)	-	-	-	-																																																																									
										-	-	-	-	-	-	-	-																																																																
																			-	-	-	-	-	-	-	-																																																							
																												-	-	-	-	-	-	-	-																																														
																																					-	-	-	-	-	-	-	-																																					
																																														-	-	-	-	-	-	-	-																												
																																																							-	-	-	-	-	-	-	-																			
																																																																-	-	-	-	-	-	-	-										
																																																																									-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) (略)	合	演習		講義	区分	科目	目	時間数	備考																																																																								
		(削る)	(削る)																																																																														
(注) (略)	計	(削る)	(削る)	(削る)	-	-	-	-																																																																									
										-	-	-	-	-	-	-	-																																																																
																			-	-	-	-	-	-	-	-																																																							
																												-	-	-	-	-	-	-	-																																														
																																					-	-	-	-	-	-	-	-																																					
																																														-	-	-	-	-	-	-	-																												
																																																							-	-	-	-	-	-	-	-																			
																																																																-	-	-	-	-	-	-	-										
																																																																									-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) (略)	合	演習		講義	区分	科目	目	時間数	備考																																																																								
		(削る)	(削る)																																																																														
(注) (略)	計	(削る)	(削る)	(削る)	-	-	-	-																																																																									
										-	-	-	-	-	-	-	-																																																																
																			-	-	-	-	-	-	-	-																																																							
																												-	-	-	-	-	-	-	-																																														
																																					-	-	-	-	-	-	-	-																																					
																																														-	-	-	-	-	-	-	-																												
																																																							-	-	-	-	-	-	-	-																			
																																																																-	-	-	-	-	-	-	-										
																																																																									-	-	-	-	-	-	-	-	

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## 目 的

### 1. 研修カリキュラム改正

- 障害福祉サービスの「同行援護」の従業者の要件の一つとして、「同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した者の証明書の交付を受けた者」がある。
- この同行援護従業者養成研修のカリキュラムについて、
  - ・ 同行援護従業者の質的向上を図るため、カリキュラム内容を充実する。
  - ・ 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者について、カリキュラムの受講の一部を免除する。

ことを目的に、令和3年度厚生労働行政推進調査事業において、新カリキュラム作成に関する調査研究が実施された。

- この調査研究において示された新カリキュラム案により同行援護従業者養成研修が実施されるよう、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）の改正を行うものである。（カリキュラム改正については次ページ）

### 2. 従業者要件の経過措置

- 現在、「盲ろう者向け通訳・介助員」については、令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修の修了者とみなす経過措置を置いているが、上記の同行援護従業者養成研修の新カリキュラムへの移行も踏まえ、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する（ただし、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。）。

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## カリキュラムの改正

### 現 行

#### 一般課程

区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
	合計	20
演習	基本技能	4
	応用技能	4

#### 応用課程

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
合計	12	



### 改 正 後

#### 一般課程

区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者		
			免除	免除後時間数	
講義	外出保障	1		1	
	視覚障害の理解と疾病①	1		1	
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0	
	視覚障害者（児）の心理	1		1	
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0	
	同行援護の制度	1		1	
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0	
	講義・演習	情報提供	2		2
		代筆・代読①	1		1
		代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4	
	誘導の基本技術②	3	○	0	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0	
	交通機関の利用	4		4	
合計	28		19		

#### 応用課程

区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
合計	6	

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## スケジュール

### 1. 新カリキュラムによる研修

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体スケジュール	旧カリキュラムによる研修		新カリキュラムによる研修	
国 (告示改正など)	R 5. 6月 ・ 障害者部会	R 5. 10月 ・ 告示改正	【R 7. 4月から】	
都道府県 (事業者指定など)	研修実施手続き(予定) (実施要領改正、事業者指定など)			
研修事業者 (研修実施など)		都道府県への 手続き(予定)	研修の実施	

### 2. 経過措置(みなし規定)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「盲ろう者向け通訳・ 介助員」については、 同行援護従業者養成研 修の修了者とみなす	現行の経過措置 【R 6. 3月末まで】	経過措置の延長 ※		【R 9. 3月末まで】
		※経過措置の延長は、現在、みなし要件で同行援護に 従事している者に限る。		

## 告示適用日

- 新カリキュラムによる研修・・・令和7年4月1日より実施
- 従業者要件の経過措置・・・・・・・・令和9年3月31日まで(現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。)



# 同行援護従業者養成研修カリキュラム新旧対照表

## 現行

### 一般課程

科目番号	区分	科目名	時間数
①	講義	視覚障害者(児)福祉サービス	1
②	講義	同行援護の制度と従業者の業務	2
③	講義	障害・疾病の理解①	2
④	講義	障害者(児)の心理①	1
⑤	講義	情報支援と情報提供	2
⑥	講義	代筆・代読の基礎知識	2
⑦	講義	同行援護の基礎知識	2
⑧	演習	基本技能	4
⑨	演習	応用技能	4

### 応用課程

科目番号	区分	科目名	時間数
⑩	講義	障害・疾病の理解②	1
⑪	講義	障害者(児)の心理②	1
⑫	演習	場面別基本技能	3
⑬	演習	場面別応用技能	3
⑭	演習	交通機関の利用	4



## 改正後

### 一般課程

科目番号	区分	科目名	目的	時間数	免除時間数
①	講義	外出保障	視覚障害者(児)の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者(児)の外出保障を担うことを理解する。	1	0
③⑩	講義	視覚障害の理解と疾病①②	視覚障害者(児)の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	1.5	0.5
④⑪	講義	視覚障害者(児)の心理	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	1	0
①	講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者(児)が利用する関係施設を理解する。	1.5	1.5
②	講義	同行援護の制度	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	1	0
②⑦	講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	2.5	2.5
⑤⑦	講義・演習	情報提供	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	2	0
⑥	講義・演習	代筆・代読①②	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	1.5	0.5
⑧⑫	演習	誘導の基本技術①②	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	7	3
⑨⑬	演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①②	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	5	1
⑭	演習	交通機関の利用	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	4	0

### 応用課程

科目番号	区分	科目名	目的	時間数	免除時間数
②	講義	サービス提供責任者の業務	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	1	0
③	講義	様々な利用者への対応	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	1	0
④	講義	個別支援計画と他機関との連携	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	1	0
②	講義	業務上のリスクマネジメント	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性のある事故や発生時の管理体制等について理解する。	1	0
⑤	講義	従業者研修の実施	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	1	0
⑦	講義	同行援護の実務上の留意点	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	1	0

※各科目の講義内容や目的等の見直しも行ったため、現行カリキュラムの科目は、改正後カリキュラムの科目に、複数跨がる科目もある

# 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の研修修了者の免除内容について

区分	科目名	実施内容 ※下線が免除する内容	基本 時間数	免除 時間	免除部分の主な内容
講義	視覚障害の理解と疾病 ① ②	(1) 視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報) (2) 視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(2) 視覚障害と疾病の理解」 ・視覚障害を引き起こす主な疾病等について(緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、ベーチェット病等)
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	(1) 障害者福祉の動向 (2) 障害者福祉に関連する法律 (3) 障害者総合支援法 (4) 視覚障害に関する施設等 (5) 障害者を対象としたその他の制度	1.5時間	1.5時間	実施内容の全部
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	(1) 同行援護従業者の業務内容 (2) 同行援護従業者の職業倫理 (3) 同行援護の実際(様々な利用者への対応等)	2.5時間	2.5時間	実施内容の全部
講義・演習	代筆・代読 ① ②	(1) 代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) (2) 代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) (3) 代読・代筆の具体的な方法 (4) 演習(代読1題・代筆1題)	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(3) 代読・代筆の具体的な内容」 ・代読・代筆におけるプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境など
演習	誘導の基本技術 ① ②	(1) 基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) (2) 狭いところの通過、ドアの通過 (3) 椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差)	7時間	3時間	実施内容のうち、「(1) 基本姿勢・歩く」 「(2) 狭いところの通過、ドアの通過」 ・基本姿勢・歩く・狭いところの通過
演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き) ① ②	(1) 共通(トイレ、食事) (2) 街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段) (3) 場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	5時間	1時間	実施内容のうち、「(3) 場面別」 ・場面別支援技術における(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修・余暇活動(コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦)・冠婚葬祭)

## 研修日程及び研修プログラム（参考例）

## 1 新規受講者向け研修

（全科目実施（研修時間 28 時間）。4 日間で実施する場合）

## （参考例 1）

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	時間数	
(オリエンテーション)		同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5	誘導の基本技術① ②	7	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	5	
外出保障	1	情報提供	2			交通機関の利用	4	
視覚障害の理解と疾病 ① ②	1.5	代筆・代読① ②	1.5			(修了式)		
視覚障害者(児)の心理	1							
視覚障害者(児)福祉の 制度とサービス	1.5							
同行援護の制度	1							
計	6	計	6	計	7	計	9	
							合計	28

## （参考例 2）

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	時間数	
(オリエンテーション)		同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5	誘導の基本技術① ②	5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	2	
外出保障	1	情報提供	2	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	3	交通機関の利用	4	
視覚障害の理解と疾病 ① ②	1.5	代筆・代読① ②	1.5			(修了式)		
視覚障害者(児)の心理	1	誘導の基本技術① ②	2					
視覚障害者(児)福祉の 制度とサービス	1.5							
同行援護の制度	1							
計	6	計	8	計	8	計	6	
							合計	28

2 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者向け研修  
 (一部科目免除(研修時間19時間)。3日で実施する場合)

(参考例1)

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数
(オリエンテーション)		誘導の基本技術①	4	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	2
外出保障	1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	2	交通機関の利用	4
視覚障害の理解と疾病①	1			(修了式)	
視覚障害者(児)の心理	1				
同行援護の制度	1				
情報提供	2				
代筆・代読①	1				
計	7	計	6	計	6
				合計	19

(参考例2)

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数
(オリエンテーション)		代筆・代読①	1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	4
外出保障	1	誘導の基本技術①	4	交通機関の利用	4
視覚障害の理解と疾病①	1			(修了式)	
視覚障害者(児)の心理	1				
同行援護の制度	1				
情報提供	2				
計	6	計	5	計	8
				合計	19

3 新規受講者（全科目実施）と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の研修修了者（一部科目免除）の合同による研修

（参考例1）

1日目(第1週・○/○(土))	免除の有無	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	免除の有無	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	免除の有無	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	免除の有無	時間数
(オリエンテーション)			誘導の基本技術①		4	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○	1.5	交通機関の利用		4
外出保障		1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		4	同行援護従事者の実際と職業倫理	○	2.5	(修了式)		
視覚障害の理解と疾病①		1				誘導の基本技術②	○	3			
視覚障害の理解と疾病②	○	0.5				誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	○	1			
視覚障害者(児)の心理		1									
同行援護の制度		1									
情報提供		2									
代筆・代読①		1									
代筆・代読②	○	0.5									
計		8	計		8	計		8	計		4
うち免除時間計		1	うち免除時間計		0	うち免除時間計		8	うち免除時間計		0
										合計	28
										免除時間合計	9

（参考例2）

1日目(第1週・○/○(土))	免除の有無	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	免除の有無	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	免除の有無	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	免除の有無	時間数
(オリエンテーション)			誘導の基本技術①		4	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○	1.5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		4
外出保障		1	誘導の基本技術②	○	3	同行援護従事者の実際と職業倫理	○	2.5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	○	1
視覚障害の理解と疾病①		1							交通機関の利用		4
視覚障害の理解と疾病②	○	0.5							(修了式)		
視覚障害者(児)の心理		1									
同行援護の制度		1									
情報提供		2									
代筆・代読①		1									
代筆・代読②	○	0.5									
計		8	計		7	計		4	計		9
うち免除時間計		1	うち免除時間計		3	うち免除時間計		4	うち免除時間計		1
										合計	28
										免除時間合計	9



事 務 連 絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

事 務 連 絡

平成 1 9 年 2 月 1 6 日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成 1 8 年 1 0 月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課訪問サービス係  
電 話 03-5253-1111 (内線 3038)  
F A X 03-3591-8914

## 記

### 1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

### 2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

### 3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

#### (1) 重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

#### (2) このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

事務連絡  
令和6年1月24日

各 { 都道府県 } 障害保健福祉主管部（局）  
 { 市区町村 } 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課  
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和3年から啓発ポスターを作成し、周知啓発を行っています（※）。さらに、令和5年7月には当該ポスターを改訂するとともに下記1のウェブサイトに掲載しております。

つきましては、貴管内の障害者支援施設等に対し、情報提供いただきますようご依頼申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記2に記載しておりますので、必要に応じてご参照下さい。

※令和3年9月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び健康局難病対策課事務連絡及び令和4年6月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課・健康局難病対策課・子ども家庭局総務課少子化総合対策室・子ども家庭局保育課・老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課連名事務連絡において、医療機関等へ情報提供を依頼しているもの。

## 記

### 1. 啓発ポスターについて

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/index.html#other\\_002](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002)

### 2. 関連情報について

日本石鹼洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

#### (1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

[https://jsda.org/w/01\\_katud/a\\_sekken25.html](https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html)

#### (2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して

[https://jsda.org/w/01\\_katud/jyuunanzai\\_kaori.htm](https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm)

# 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（地域生活支援促進事業）

■**内容** 重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。

■**実施主体** 市町村（公費負担割合：国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4）

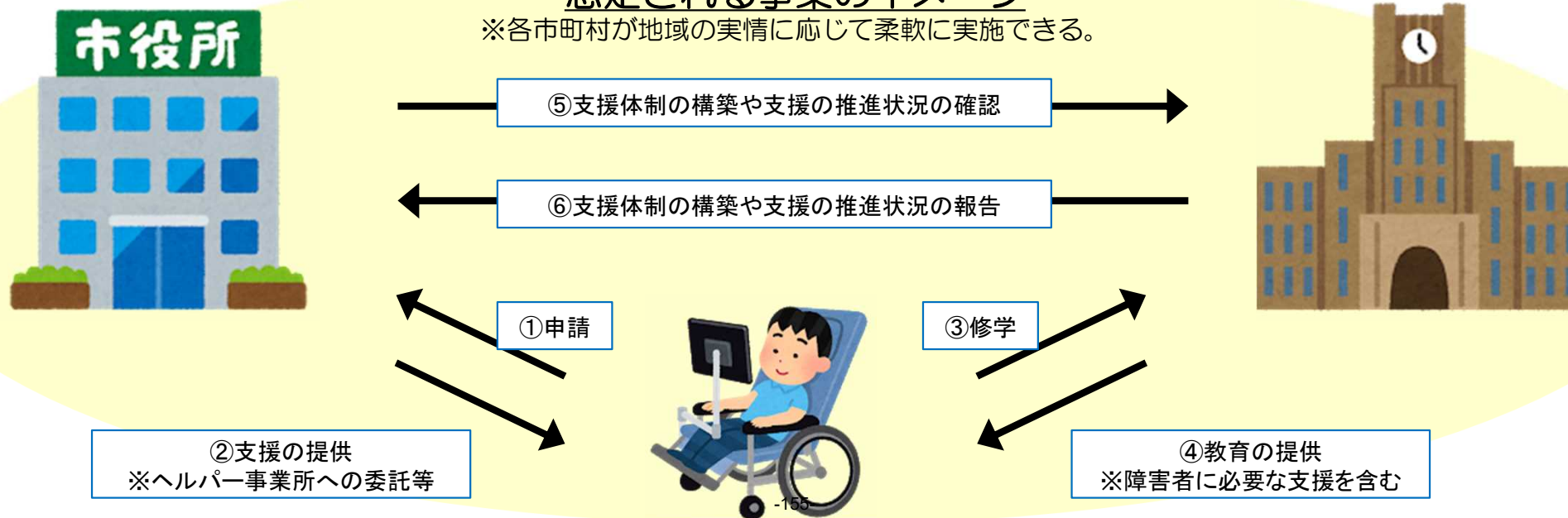
■**対象学生** 重度訪問介護対象者（障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺がある者等）

■**対象大学** 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、次の①及び②に該当するもの

- ① 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されること。
- ② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められること。

## 想定される事業のイメージ

※各市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施できる。





## 9 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 障害者の就労支援の推進について

- ① 就労継続支援事業所の平均工賃・賃金の状況等について【関連資料1】
- 令和4年度における就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額は83,551円、また、就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額は17,031円となっており、前年度と比べいずれも増加となった。
  - 令和4年度における就労継続支援A型の生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている事業所は1,882事業所であった。経営状況を把握した事業所のうちの50.7%を占めており、前年度の56.5%と比較して改善はしているものの、依然として、指定基準第192条第2項の基準に違反している事業所が全国に多数ある。
  - 特に、前年度においても同様の状況にあった事業所が1,507事業所(80.1%)と多数に上ることから、指定基準を満たせていないことが常態化している可能性も伺えるため、令和6年度報酬改定の就労継続支援A型のスコア項目において、経営改善計画の作成状況の項目を設けている。
  - なお、各事業所の生産活動の状況については、指定権者である各自治体において定期的に把握することとなっているものの、その実態把握が適時適切に実施できていない自治体もあることから、適切な経営状況の把握に努めていただきたい。その際、経済情勢や各業種の市場環境の変化による影響、生産活動に関する具体的な経営判断や取組などの把握にも努め、必要な範囲で適切な指導・助言を行うようお願いする。
  - また、物価高騰の影響により、事業所における生産活動は依然厳しい状況にあると考えられるため、後述の予算事業等も活用し積極的な支援策を講じられたい。
- ② 一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用について
- 昨年度成立した改正障害者総合支援法により、令和6年4月から、i)通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を段階的に増やしていく場合や、ii)休職からの復帰を目指す場合に、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用することが可能となる。
  - i)働き始めに労働時間を段階的に増やしていく場合は、企業等での週所定労働時間が概ね10時間以上20時間未満から段階的に勤務時間を増やす場合に「通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの」として対象とし、利用期間は原則3か月から6か月以内（延長が必要な場合は合計1年まで）とする。  
一方、従来からの運用においても、非常勤のような形態で一般就労する利用者が一定の要件を満たせば一般就労中の就労を行わない日や時間のサービス利用が可能となっているが、今般の法改正を踏まえ、概ね10時

間未満であることを目安に「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」として対象とすることとする。

- ii) 休職からの復帰を目指す場合は、今後は法律に基づく取扱いとして実施することとするが、従来からの運用を踏まえ、「企業や地域の支援機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難である場合である場合」や「本人が復職を希望し、主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合」等、一定の条件を満たした場合に対象とし、利用期間は企業が定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする。ただし、一部の自治体において利用条件が遵守されていない実態が判明したことから、支給申請の際に利用条件に係る雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとするので適切なサービス提供にご協力いただきたい。

## (2) 障害者の就労支援に係る予算について【関連資料2】

### ① 工賃向上計画支援等事業

- 就労継続支援事業所で働く利用者の賃金・工賃の向上を図るため、各都道府県におかれては「工賃向上計画支援等事業」に取り組んでいただいているところであるが、令和6年度予算案においては、「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」の補助率が10分の9から2分の1に変更になったことにより、令和5年度予算から126,895千円減となる575,394千円の予算を計上している。
- また、令和5年度補正予算において、障害者就労施設が障害者の工賃向上に資する取組として生産設備を導入する費用を補助する「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」（予算額3.0億円）と、事業所の障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用を補助する「就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業」（予算額3.2億円）をともに補助率10分の10で実施することとしているので、これらも有効に活用いただきたい。

### ② 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 国においては農福連携等の一層の推進を図るため、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）に基づき、関係団体や関係省庁が連携しながら取組を進めているところであるが、本ビジョンは、策定から5カ年が経過したことから、令和6年度に新たなビジョンを策定する予定である。
- 工賃向上計画支援等事業において実施している「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」については、就労継続支援事業所等における農業、林業、水産業等と福祉の連携についての取組を推進するため、農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援している。令和6年度予算において、障害者就労施設等の支援員や農業者等の相互理解

が進むよう、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施するためのメニューを新たに盛り込んでいる。なお、国庫補助率については、令和6年度から2分の1となるので、ご承知置き願いたい。

- 一方、令和5年度補正予算において、農福連携に取り組む障害者就労支援施設に対して、マッチング、立ち上げ支援と一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一気通貫したモデル事業「農福連携プラス推進モデル事業」を予算額1.3億円を計上し、補助率10/10で実施することとしているので、積極的にご活用いただきたい。
- また、厚生労働省も構成員として参加している「農福連携等応援コンソーシアム」が主催する「ノウフク・アワード」において、農福連携に取り組む優れた事例を表彰しているため、農福連携等を推進するに当たり、こうした地域における取組等も参考にされたい。

【参考：ノウフク WEB】

<https://noufuku.jp/award/?archive=1>

### ③ 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

- 重度障害者等に対する就労支援として、令和2年10月から、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤や職場等における支援を実施する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を開始しており、令和5年10月31日時点では、159名が本事業を利用している。なお、実施している自治体は予定を含め77自治体である。
- 国の障害福祉計画に係る国の基本方針告示において、自治体は、重度障害者の就労支援に関する支援ニーズ等を把握することを明記しており、各自治体におかれては重度障害者の支援ニーズ等を踏まえた障害福祉計画を策定されることと承知している。
- 本事業については、令和6年度予算案においても、令和5年度と同額の予算を計上しており、支援を必要としている方に着実に支援が行き渡るよう、各市区町村に重度障害者の就労支援ニーズに応じた事業実施を検討していただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、本事業の実施に係る検討が適切に行われるよう、本事業の周知などに引き続きご協力いただきたい。
- また、事業の利用にあたって必要な支援計画書の作成については、相談支援事業所の相談支援専門員等が支援した場合に、支援に要した費用を本事業から支出することが可能であるため、円滑な利用が図られるよう、こうした仕組みの活用や関係者への周知を進めていただきたい。

### ④ 障害者就業・生活支援センター事業の推進

- 障害者就業・生活支援センターの生活支援員を配置するため、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しているとこ

ろであるが、令和6年度予算案においても、引き続き所要額を盛り込んだところである。上限額についても、本年度と同水準（4,712千円）を確保する予定であり、各自治体におかれても引き続き所要の予算確保をお願いする。

- また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、障害者就業・生活支援センター体制強化等事業（都道府県任意事業）の活用も積極的にご検討いただきたい。
- 令和6年度報酬改定において、令和6年4月より、就労定着支援の実施主体に障害者就業・生活支援センターが追加され、令和7年10月より創設される就労選択支援の実施主体の一つとして障害者就業・生活支援センター事業の受託法人が含まれている。さらに、令和4年度と令和5年度で実施している「定着支援地域連携モデル事業」により、障害者就業・生活支援センターの基幹的機能や役割を整理していることから、一層地域における障害者就業・生活支援センターの重要性が高まっている。
- 「定着支援地域連携モデル事業」を踏まえ、令和6年度予算案においても、地域生活支援事業（都道府県任意事業）の「障害者就業・生活センター体制強化等」において、障害者就業・生活支援センターが「基幹型」としての役割を果たせるよう、困難事例に対応するために企業に同行し個別支援やスーパーバイズを行ったり、就労系障害福祉サービス事業所を対象とした研修会や交流会の実施等に活用できるようメニューの充実を図っているところ、都道府県においては積極的に事業を活用されたい。

⑤ 就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業

- 令和7年10月から開始する就労選択支援の施行に向けた取組として、就労系障害福祉サービスを新たに利用する意向のある者及び就労系障害福祉サービスを利用中の者のうち、支援を受けることを希望する者に対して、就労継続支援事業所等が行う就労アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など、各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する事業を令和5年度に引き続き、令和6年度も実施する予定である（令和5年度補正予算を令和6年度に繰り越して執行する方向で調整中）。
- 本事業は、民間事業者への委託事業であるが、複数のモデル地域を選定の上、各モデル地域の関係機関（市町村、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、ハローワーク、計画相談支援事業所、教育機関、医療機関などを想定）と連携した上で、事業実施を予定しているため、各自治体においても積極的にご協力願いたい。

**（3）運営基準に合致していないことが疑われる障害者就労支援施設への対応について**

- 例えば就労継続支援B型において、利用者の知識及び能力の向上のため

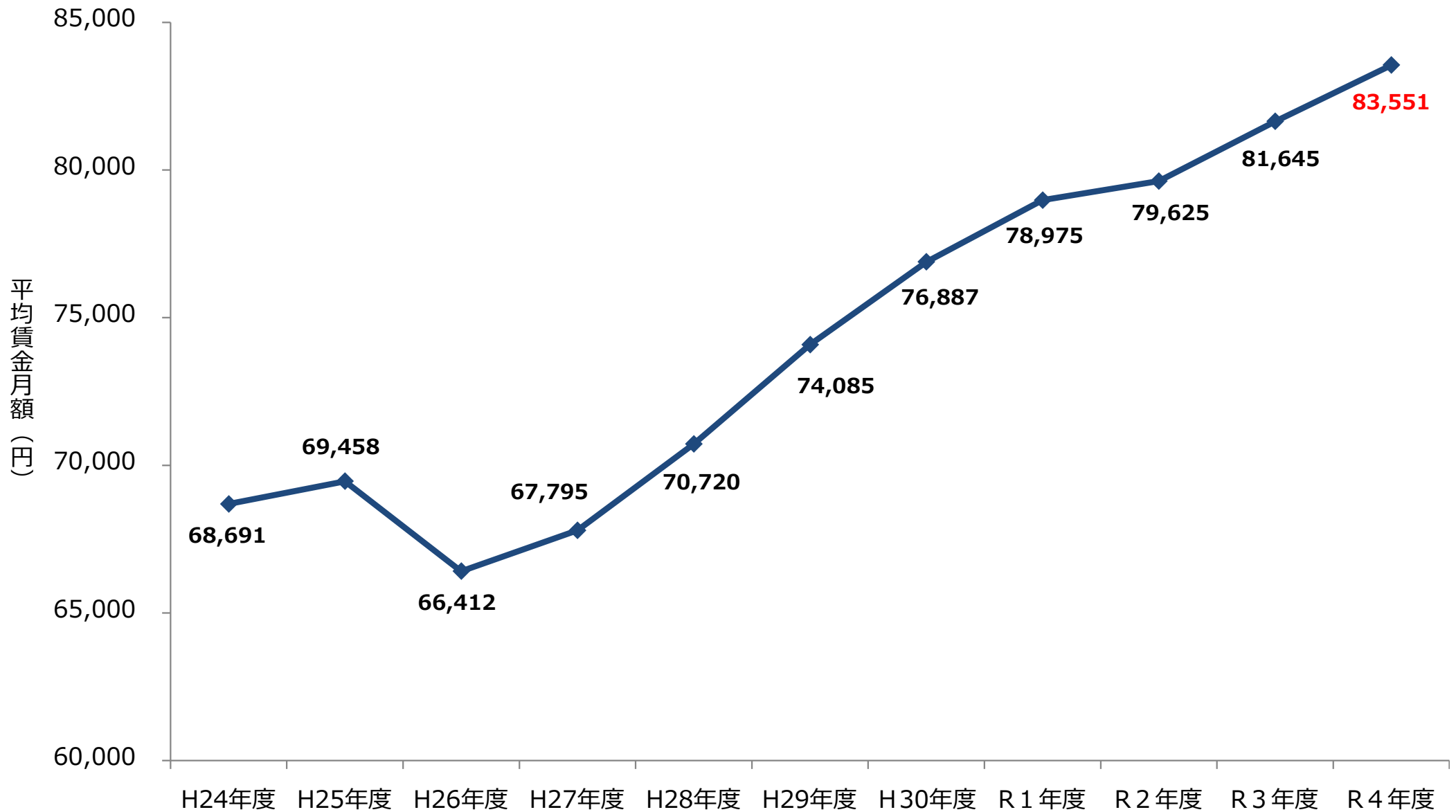
に必要な訓練を実施していないなど、一部の障害者就労支援施設で運営基準に合致していないことが疑われる事案があると指摘を受けている。また、障害者就労支援施設をフランチャイズで募集する際に事実とは異なる内容の広告を出している事例があることについて指摘を受けているところ。

- このような運営基準等に違反していることが疑われる事案を把握した場合は、速やかに実態調査を実施し、適切な対応を行っていただくとともに、厚生労働省にも積極的に情報提供いただくようお願いする。
- なお、事実とは異なる内容の広告については、独占禁止法の「ぎまんの顧客誘引」に該当する可能性があるところ、独占禁止法違反に係る窓口は公正取引委員会ホームページや各ブロックに所在する同委員会の地方事務所・支所となるので、もし独占禁止法違反が疑われる事案を把握した場合は、適宜申告いただきたい。



# 就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額推移

関連資料 1



# 就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額

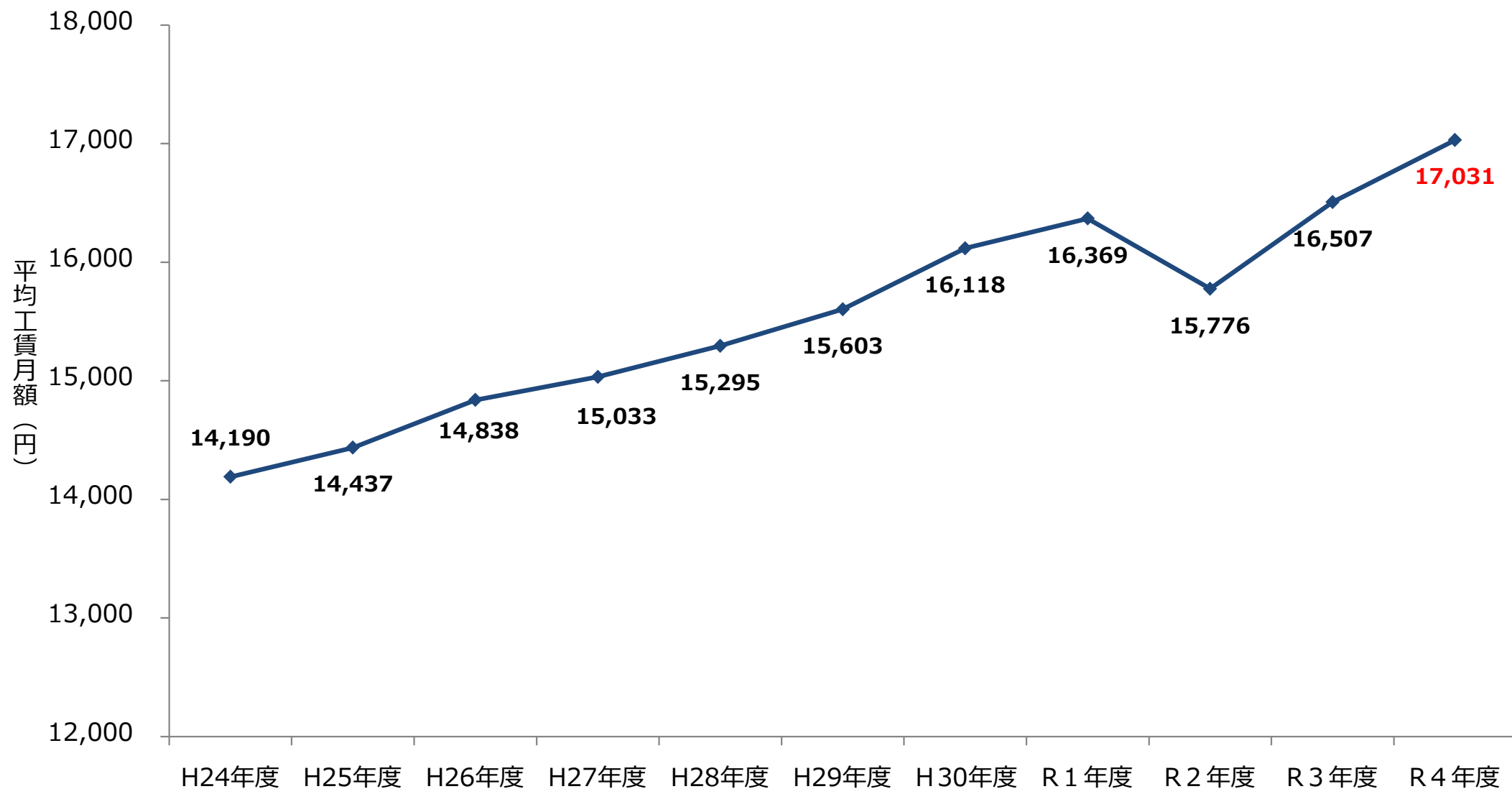
(単位：円)

都道府県	令和 3 年度	令和 4 年度	前年度比
北海道	78,362	81,779	104.4%
青森県	73,011	74,085	101.5%
岩手県	85,000	87,351	102.8%
宮城県	76,096	79,450	104.4%
秋田県	71,745	71,627	99.8%
山形県	81,814	83,023	101.5%
福島県	76,130	78,892	103.6%
茨城県	81,196	82,528	101.6%
栃木県	74,189	75,841	102.2%
群馬県	75,104	77,311	102.9%
埼玉県	74,901	80,440	107.4%
千葉県	78,830	78,090	99.1%
東京都	99,335	103,286	104.0%
神奈川県	91,494	92,140	100.7%
新潟県	76,636	78,241	102.1%
富山県	70,670	76,263	107.9%
石川県	75,189	79,271	105.4%
福井県	88,308	92,936	105.2%
山梨県	71,251	77,387	108.6%
長野県	86,983	87,055	100.1%
岐阜県	77,118	81,581	105.8%
静岡県	80,692	81,776	101.3%
愛知県	86,841	84,031	96.8%
三重県	77,608	80,238	103.4%

都道府県	令和 3 年度	令和 4 年度	前年度比
滋賀県	89,096	85,993	96.5%
京都府	90,160	91,972	102.0%
大阪府	83,748	85,064	101.6%
兵庫県	85,088	87,110	102.4%
奈良県	77,753	80,340	103.3%
和歌山県	93,701	96,162	102.6%
鳥取県	86,477	86,712	100.3%
島根県	97,079	100,019	103.0%
岡山県	83,794	86,789	103.6%
広島県	95,486	98,059	102.7%
山口県	84,621	84,193	99.5%
徳島県	75,256	77,311	102.7%
香川県	78,915	78,019	98.9%
愛媛県	74,185	76,853	103.6%
高知県	93,764	92,696	98.9%
福岡県	79,634	82,305	103.4%
佐賀県	87,378	89,286	102.2%
長崎県	92,131	94,909	103.0%
熊本県	76,351	79,220	103.8%
大分県	88,297	92,843	105.1%
宮崎県	67,570	68,407	101.2%
鹿児島県	75,968	77,153	101.6%
沖縄県	71,015	75,101	105.8%
全国平均	81,645	<b>83,551</b>	102.3%

# 就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額の推移

関連資料 1



# 就労継続支援 B 型 都道府県別平均工賃月額

(単位：円)

都道府県	令和 3 年度	令和 4 年度	前年度比
北海道	19,523	19,932	102.1%
青森県	15,255	15,686	102.8%
岩手県	19,713	19,949	101.2%
宮城県	18,240	18,169	99.6%
秋田県	15,774	16,433	104.2%
山形県	12,943	14,037	108.4%
福島県	15,195	15,993	105.3%
茨城県	15,201	15,726	103.5%
栃木県	17,389	18,292	105.2%
群馬県	17,562	18,079	102.9%
埼玉県	14,722	15,024	102.0%
千葉県	14,572	15,371	105.5%
東京都	15,563	16,320	104.9%
神奈川県	14,956	15,795	105.6%
新潟県	15,317	15,882	103.7%
富山県	17,058	17,735	104.0%
石川県	15,982	16,419	102.7%
福井県	22,093	22,211	100.5%
山梨県	17,913	19,181	107.1%
長野県	16,153	16,930	104.8%
岐阜県	16,390	17,496	106.7%
静岡県	16,468	16,866	102.4%
愛知県	17,653	18,174	102.9%
三重県	17,305	17,696	102.3%

都道府県	令和 3 年度	令和 4 年度	前年度比
滋賀県	18,148	18,373	101.2%
京都府	16,749	17,235	102.9%
大阪府	12,786	13,681	107.0%
兵庫県	14,354	14,914	103.9%
奈良県	17,311	18,056	104.3%
和歌山県	17,869	17,935	100.4%
鳥取県	19,797	20,378	102.9%
島根県	19,749	20,141	102.0%
岡山県	14,805	15,264	103.1%
広島県	17,412	18,005	103.4%
山口県	19,570	19,779	101.1%
徳島県	21,550	22,361	103.8%
香川県	16,890	17,371	102.9%
愛媛県	17,351	17,112	98.6%
高知県	20,597	20,969	101.8%
福岡県	14,691	15,607	106.2%
佐賀県	19,628	19,855	101.2%
長崎県	19,150	19,341	101.0%
熊本県	15,760	16,296	103.4%
大分県	18,917	20,145	106.5%
宮崎県	20,225	20,459	101.2%
鹿児島県	18,217	18,003	98.8%
沖縄県	16,016	16,372	102.2%
全国平均	16,507	<b>17,031</b>	103.2%

# 就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末時点）

- 就労継続支援 A 型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている<sup>(注)</sup>事業所は 3,715 事業所のうち 1,882 事業所（50.7%）

(注) 就労継続支援 A 型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

## 【生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末日時点）】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,472	3,715	1,882	50.7%
(4,228)	(3,512)	(1,984)	(56.5%)

※ 1 ( ) 内に昨年度の状況（令和 4 年 3 月末時点）を記載

※ 2 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は 1,690 事業所（提出率 89.8%）

※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、令和 4 年 3 月末時点も指定基準を満たしていない事業所は 1,507 事業所（80.1%）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）



# 【都道府県別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 5 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
北海道	112	90	80.4%	51	56.7%	48	94.1%
青森県	43	10	23.3%	3	30.0%	3	100.0%
岩手県	33	27	81.8%	14	51.9%	5	35.7%
宮城県	32	26	81.3%	16	61.5%	5	31.3%
秋田県	13	12	92.3%	12	100.0%	12	100.0%
山形県	20	19	95.0%	5	26.3%	5	100.0%
福島県	19	14	73.7%	6	42.9%	2	33.3%
茨城県	99	29	29.3%	0	0.0%	0	0.0%
栃木県	65	45	69.2%	25	55.6%	24	96.0%
群馬県	38	27	71.1%	11	40.7%	7	63.6%
埼玉県	51	48	94.1%	24	50.0%	23	95.8%
千葉県	84	80	95.2%	34	42.5%	34	100.0%
東京都	82	82	100.0%	26	31.7%	26	100.0%
神奈川県	32	27	84.4%	15	55.6%	6	40.0%
新潟県	25	22	88.0%	14	63.6%	9	64.3%
富山県	28	27	96.4%	22	81.5%	22	100.0%
石川県	32	29	90.6%	16	55.2%	16	100.0%
福井県	43	29	67.4%	16	55.2%	12	75.0%
山梨県	16	16	100.0%	6	37.5%	6	100.0%
長野県	45	30	66.7%	12	40.0%	3	25.0%
岐阜県	87	87	100.0%	40	46.0%	35	87.5%
静岡県	86	64	74.4%	22	34.4%	22	100.0%
愛知県	87	45	51.7%	45	100.0%	45	100.0%
三重県	79	58	73.4%	41	70.7%	40	97.6%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
滋賀県	35	18	51.4%	6	33.3%	6	100.0%
京都府	35	31	88.6%	11	35.5%	11	100.0%
大阪府	101	79	78.2%	47	59.5%	41	87.2%
兵庫県	58	30	51.7%	17	56.7%	16	94.1%
奈良県	35	33	94.3%	24	72.7%	14	58.3%
和歌山県	36	28	77.8%	13	46.4%	13	100.0%
鳥取県	20	19	95.0%	6	31.6%	1	16.7%
島根県	20	18	90.0%	8	44.4%	6	75.0%
岡山県	36	35	97.2%	15	42.9%	13	86.7%
広島県	23	23	100.0%	4	17.4%	4	100.0%
山口県	34	33	97.1%	7	21.2%	7	100.0%
徳島県	33	33	100.0%	10	30.3%	10	100.0%
香川県	16	14	87.5%	4	28.6%	3	75.0%
愛媛県	32	30	93.8%	15	50.0%	15	100.0%
高知県	9	9	100.0%	2	22.2%	2	100.0%
福岡県	158	114	72.2%	59	51.8%	59	100.0%
佐賀県	55	38	69.1%	18	47.4%	18	100.0%
長崎県	37	35	94.6%	10	28.6%	9	90.0%
熊本県	109	104	95.4%	48	46.2%	48	100.0%
大分県	37	37	100.0%	16	43.2%	14	87.5%
宮崎県	29	29	100.0%	9	31.0%	9	100.0%
鹿児島県	58	36	62.1%	16	44.4%	15	93.8%
沖縄県	91	83	91.2%	52	62.7%	52	100.0%
合計	2,348	1,852	78.9%	893	48.2%	796	89.1%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

# 【指定都市別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 5 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を 満たしていない事業所 (生産活動収支< 利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
			(②/①)		(③/②)		(④/③)
札幌市	118	109	92.4%	64	58.7%	54	84.4%
仙台市	28	15	53.6%	12	80.0%	12	100.0%
さいたま市	25	24	96.0%	15	62.5%	15	100.0%
千葉市	20	20	100.0%	12	60.0%	12	100.0%
横浜市	31	27	87.1%	12	44.4%	0	0.0%
川崎市	20	12	60.0%	6	50.0%	0	0.0%
相模原市	16	16	100.0%	12	75.0%	10	83.3%
新潟市	25	23	92.0%	13	56.5%	13	100.0%
静岡市	35	33	94.3%	14	42.4%	14	100.0%
浜松市	30	30	100.0%	15	50.0%	15	100.0%
名古屋市	134	117	87.3%	72	61.5%	72	100.0%
京都市	62	58	93.5%	27	46.6%	27	100.0%
大阪市	248	200	80.6%	140	70.0%	120	85.7%
堺市	22	20	90.9%	9	45.0%	9	100.0%
神戸市	50	45	90.0%	22	48.9%	22	100.0%
岡山市	61	60	98.4%	36	60.0%	36	100.0%
広島市	42	38	90.5%	19	50.0%	19	100.0%
北九州市	46	44	95.7%	18	40.9%	16	88.9%
福岡市	92	76	82.6%	34	44.7%	27	79.4%
熊本市	51	51	100.0%	26	51.0%	24	92.3%
合計	1,156	1,018	88.1%	578	56.8%	517	89.4%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

# 【中核市別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 5 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
函館市	6	6	100.0%	1	16.7%	1	100.0%
旭川市	8	7	87.5%	2	28.6%	0	0.0%
青森市	21	18	85.7%	11	61.1%	10	90.9%
八戸市	21	21	100.0%	11	52.4%	10	90.9%
盛岡市	18	18	100.0%	11	61.1%	11	100.0%
秋田市	12	9	75.0%	6	66.7%	6	100.0%
山形市	6	6	100.0%	3	50.0%	3	100.0%
福島市	6	5	83.3%	1	20.0%	0	0.0%
郡山市	6	6	100.0%	3	50.0%	3	100.0%
いわき市	6	6	100.0%	2	33.3%	0	0.0%
水戸市	19	8	42.1%	3	37.5%	3	100.0%
宇都宮市	33	29	87.9%	14	48.3%	14	100.0%
前橋市	5	4	80.0%	3	75.0%	2	66.7%
高崎市	9	6	66.7%	5	83.3%	5	100.0%
川越市	12	8	66.7%	3	37.5%	3	100.0%
川口市	13	13	100.0%	6	46.2%	6	100.0%
越谷市	14	12	85.7%	9	75.0%	9	100.0%
船橋市	13	13	100.0%	8	61.5%	7	87.5%
柏市	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
八王子市	11	10	90.9%	4	40.0%	4	100.0%
横須賀市	4	2	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
富山市	37	30	81.1%	21	70.0%	21	100.0%
金沢市	30	26	86.7%	17	65.4%	17	100.0%
福井市	21	21	100.0%	11	52.4%	10	90.9%
甲府市	8	6	75.0%	3	50.0%	3	100.0%
長野市	4	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
松本市	12	10	83.3%	2	20.0%	0	0.0%
岐阜市	40	36	90.0%	21	58.3%	21	100.0%
豊橋市	12	4	33.3%	4	100.0%	4	100.0%
岡崎市	12	8	66.7%	7	87.5%	7	100.0%
豊田市	11	9	81.8%	4	44.4%	4	100.0%
一宮市	15	7	46.7%	2	28.6%	2	100.0%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
大津市	5	5	100.0%	2	40.0%	2	100.0%
豊中市	5	3	60.0%	1	33.3%	1	100.0%
吹田市	9	9	100.0%	3	33.3%	0	0.0%
高槻市	6	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%
枚方市	10	10	100.0%	4	40.0%	4	100.0%
八尾市	16	16	100.0%	13	81.3%	13	100.0%
寝屋川市	3	2	66.7%	1	50.0%	0	0.0%
東大阪市	19	16	84.2%	12	75.0%	12	100.0%
姫路市	15	15	100.0%	5	33.3%	4	80.0%
尼崎市	22	19	86.4%	16	84.2%	13	81.3%
明石市	16	16	100.0%	11	68.8%	11	100.0%
西宮市	18	14	77.8%	9	64.3%	9	100.0%
奈良市	19	18	94.7%	6	33.3%	6	100.0%
和歌山市	19	19	100.0%	9	47.4%	9	100.0%
鳥取市	13	2	15.4%	1	50.0%	1	100.0%
松江市	13	12	92.3%	4	33.3%	2	50.0%
倉敷市	26	26	100.0%	14	53.8%	12	85.7%
呉市	7	7	100.0%	2	28.6%	2	100.0%
福山市	16	16	100.0%	5	31.3%	0	0.0%
下関市	7	7	100.0%	3	42.9%	3	100.0%
高松市	12	12	100.0%	5	41.7%	5	100.0%
松山市	44	44	100.0%	12	27.3%	12	100.0%
高知市	15	12	80.0%	1	8.3%	1	100.0%
久留米市	33	29	87.9%	21	72.4%	20	95.2%
長崎市	14	13	92.9%	1	7.7%	0	0.0%
佐世保市	11	11	100.0%	8	72.7%	8	100.0%
大分市	31	26	83.9%	5	19.2%	5	100.0%
宮崎市	30	29	96.7%	12	41.4%	12	100.0%
鹿児島市	34	32	94.1%	11	34.4%	11	100.0%
那覇市	28	26	92.9%	15	57.7%	12	80.0%
合計	968	845	87.3%	411	48.6%	377	91.7%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

# 工賃向上計画支援等事業

令和6年度当初予算案 5.8億円 (7.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援及び農福連携の取組への支援等を実施する。

## 2 事業の概要

### (1) 基本事業 (補助率: 1/2)

#### ① 工賃等向上事業

##### 1. 経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

##### 2. 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

##### 3. 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

##### 4. 販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

#### ② 在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

#### ③ 共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

### (2) 特別事業 (補助率: 1/2)

#### 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施
- **障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進の実施**

## 3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県

◆ 補助率：国 1/2、都道府県 1/2

## 4 事業実績

◆ 実施自治体数：47都道府県  
(47都道府県)

※ 令和4年度交付決定ベース、括弧は令和3年度実績

(6) 障害者に対する就労支援の推進

施策名：障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業

令和5年度補正予算 3.0億円

① 施策の目的

- 障害者就労施設が生産設備を導入し、障害者の工賃向上に資する取組を行う際にモデル事業として実施し、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図る。

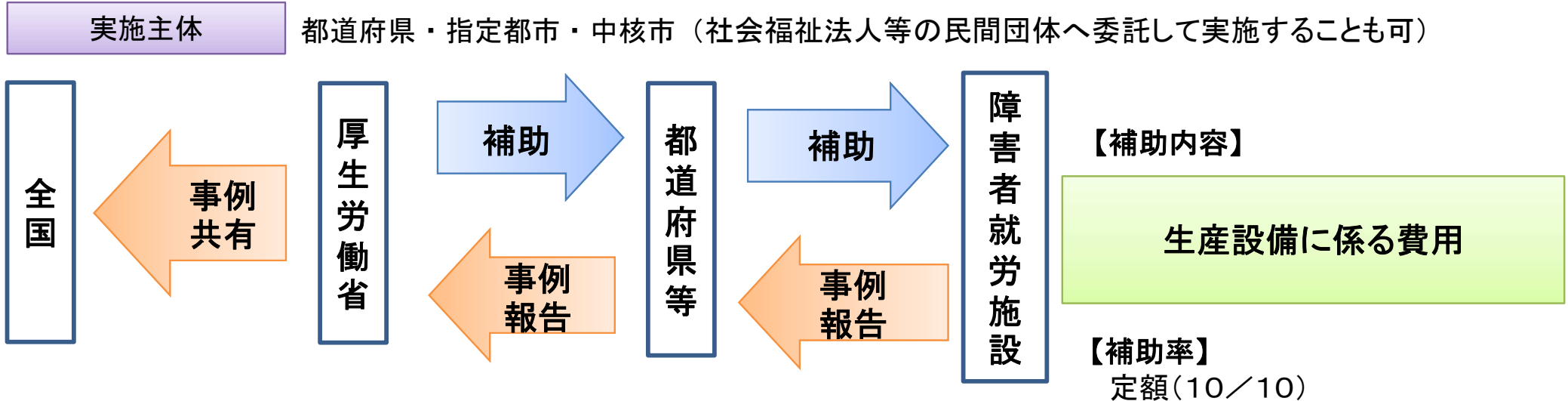
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

- 障害者就労施設が障害者の工賃向上に資する取組として生産設備の導入に係る費用の補助を行う。
- 生産設備の導入前後で効果を比較検証し、その成果を報告させ、好事例を共有し、障害者就労支援施設の工賃向上の取組を促進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害者就労施設が生産設備の導入した際に工賃向上にどのような影響があったか、事例を把握し、全国へ共有することで、障害者の工賃向上に資する取組を推進することができる。



## (6) 障害者に対する就労支援の推進

施策名：就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業

### ① 施策の目的

事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

### ③ 施策の概要

事業所の障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図るメニューを盛り込む。

また、導入後には、好事例の情報提供や試用等の体験会を行う。

なお、ICT機器等については、次のいずれかに当てはまるものに限ることとする。

- ・ 生産活動を行うために利用者自身が使用するもの。
- ・ 導入するICT機器等を支援者が使用することで、利用者の作業能率等の向上や生産活動の参加促進につながるもの。
- ・ ICT機器等を導入することにより、利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

補助事業者：社会福祉法人等の民間団体

負担割合：導入支援

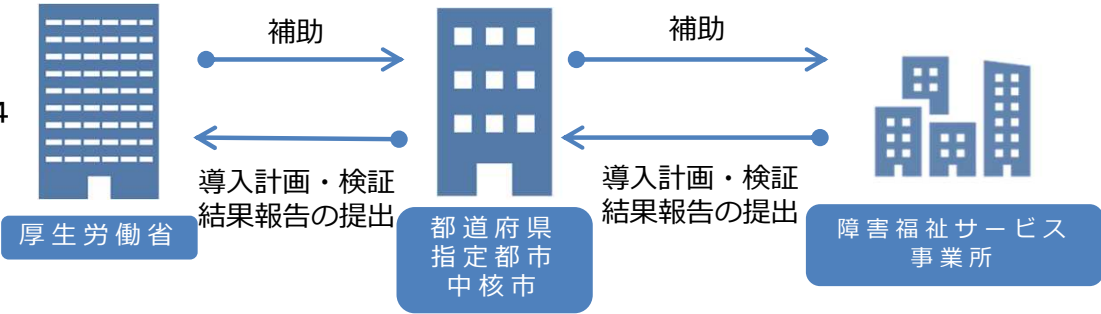
国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4

：好事例の情報提供や試用等の体験会

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

※ ICT機器等の例

- ・ AIレジ、予約・顧客管理システムの導入



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害特性に配慮したICT機器等の導入により、障害者の生産能力の向上や、障害者が従事可能な担当業務の拡充が図られ、事業所の生産活動の改善等に向けた取組が促進される。

# 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和6年度当初予算案 2.1億円（3.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

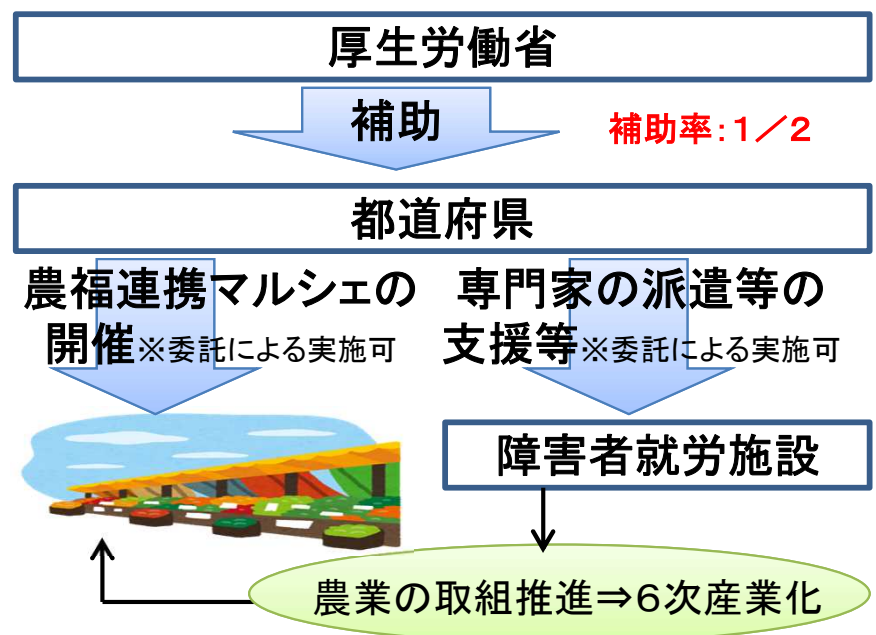
## 実施主体

**都道府県**  
 ※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

- **農業等の専門家派遣による6次産業化の推進**  
 農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。
  - **農福連携マルシェ開催支援事業**  
 農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）
  - **意識啓発等**  
 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。
  - **マッチング支援**  
 農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。
- ※過疎地域における取組を優先的に補助。
- 障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進**  
 障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

## <事業のスキーム>



## (6) 障害者に対する就労支援の推進

施策名：農福連携プラス推進モデル事業

### ① 施策の目的

- 農福連携の取組みに意欲的な障害者就労支援施設に対して、マッチング、立ち上げ支援と一括的に支援し、効果検証を含む事例報告までを一気通貫にしたモデル事業を行い、事例の全国展開をすることで、農福連携の取組を推進する。

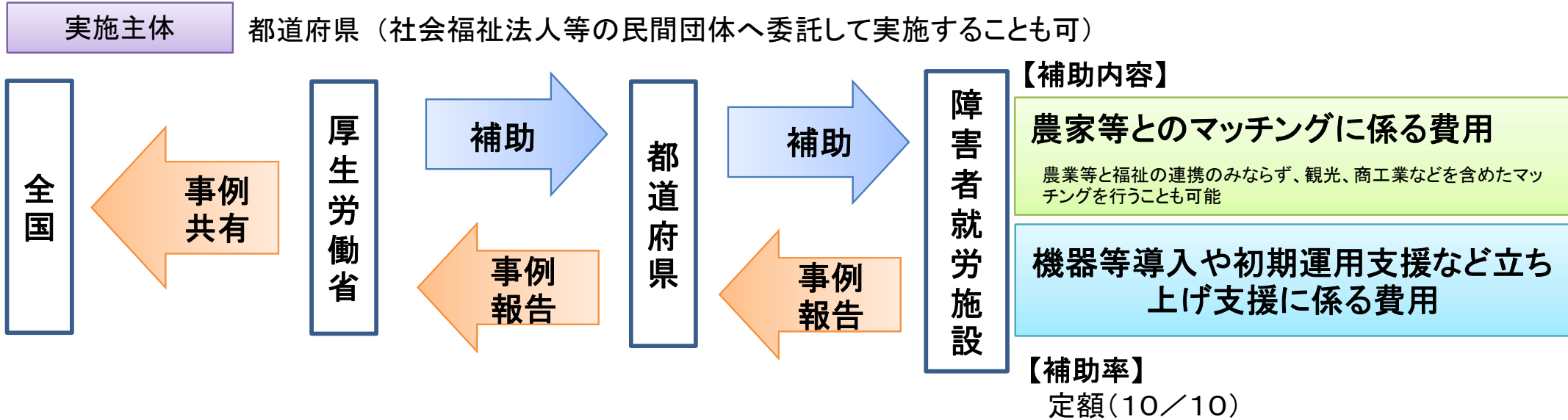
### ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

### ③ 施策の概要

- 農福連携に取組む障害者就労支援施設に対して、マッチング、立ち上げ支援(機器等導入・初期運用支援)に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一気通貫したモデル事業を行う。
  - モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農福連携の取組を推進する。
- ※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 農福連携の取組みに意欲的な障害者就労支援施設に対して、マッチング、立ち上げ支援と一括的に支援し、効果検証を含む事例報告までを一気通貫にしたモデル事業を行い、事例の全国展開をすることで、農福連携の取組を推進することができる。



## I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを出し、社会参画を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

## II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出\*

### 1 認知度の向上

- ・定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

### 2 取組の促進

#### ○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- ・試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノワーク」の仕組みの構築
- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・農業分野における公的職業訓練の推進

#### ○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ・コーディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

#### ○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

#### ○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

## 3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

## III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

### 1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

### 2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度当初予算案 7.7億円（7.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

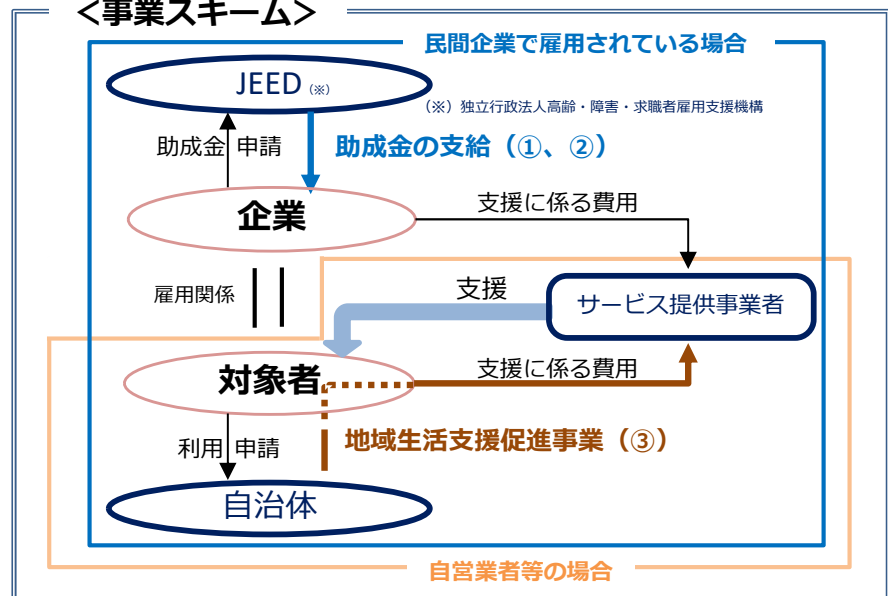
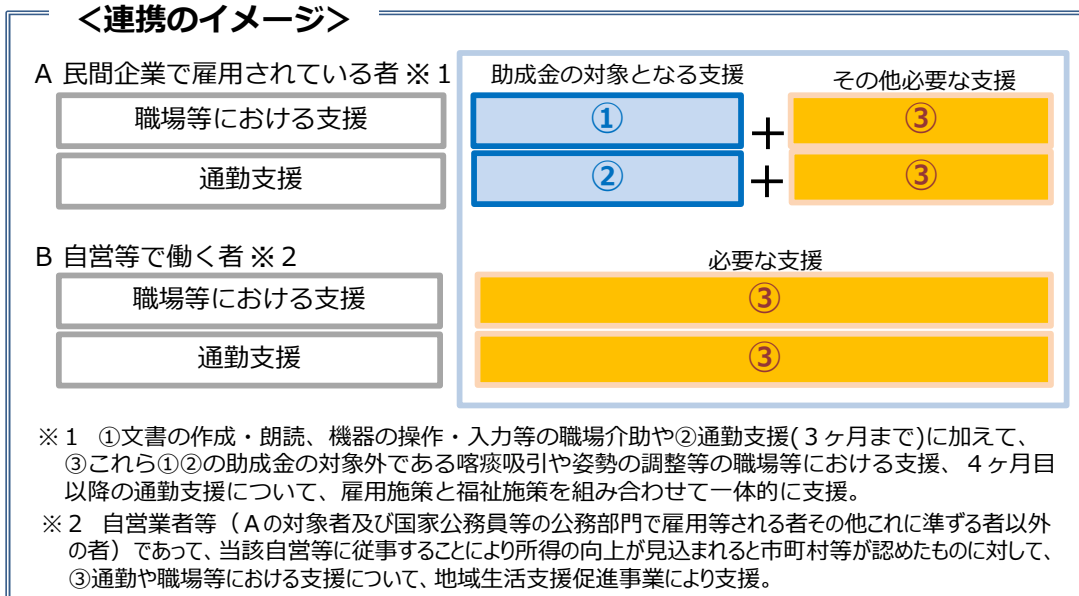
重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

## 2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、セミナーの開催や小冊子の作成・配布等、重度障害者等の就労に関する普及啓発に取り組む。これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。  
 ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

## 3 事業のスキーム



①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）  
 ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4



# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体（令和5年度）

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	2	札幌市 北見市	滋賀県	3	草津市 野洲市 彦根市
青森県	0	—	京都府	4	京都市 亀岡市 長岡京市 南丹市
岩手県	0	—	大阪府	8	大阪市 堺市 豊中市 箕面市 高槻市 枚方市 泉大津市 池田市 東大阪市
宮城県	1	仙台市	兵庫県	3	神戸市 姫路市 伊丹市
秋田県	0	—	奈良県	1	奈良市
山形県	2	西川町 長井市	和歌山県	0	—
福島県	0	—	鳥取県	1	境港市
茨城県	1	つくば市	島根県	1	松江市
栃木県	1	宇都宮市	岡山県	2	岡山市 備前市
群馬県	0	—	広島県	2	広島市 三次市
埼玉県	2	さいたま市 桶川市	山口県	1	宇部市
千葉県	4	千葉市 浦安市 船橋市 佐倉市	徳島県	0	—
東京都	11	江戸川区 葛飾区 江東区 港区 杉並区 台東区 中野区 文京区 北区 墨田区 目黒区	香川県	3	観音寺市 坂出市 三木町
神奈川県	2	横浜市 川崎市	愛媛県	0	—
新潟県	1	新潟市	高知県	1	高知市
富山県	0	—	福岡県	3	北九州市 福岡市 岡垣町
石川県	0	—	佐賀県	0	—
福井県	1	鯖江市	長崎県	0	—
山梨県	0	—	熊本県	2	熊本市 菊陽町
長野県	3	長野市 南箕輪村 上田市	大分県	3	大分市 別府市 由布市
岐阜県	2	岐阜市 高山市	宮崎県	1	宮崎市
静岡県	1	伊豆市	鹿児島県	0	—
愛知県	2	名古屋市 安城市	沖縄県	0	—
三重県	1	四日市市	合計	77	実施要綱作成済：67自治体 実施準備中：10自治体

【凡例】（令和5年10月31日時点） 黒太字：実施要綱作成済 黒細字：要綱等整備中 黄色：政令市・東京23区

# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和5年10月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		障害福祉サービス		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1	北海道	札幌市	16	7	9	11	5	0
2	北海道	北見市	2	0	2	0	2	0
3	山形県	西川町	1	1	0	0	1	0
4	山形県	長井市	1	1	0	1	0	0
5	茨城県	つくば市	1	0	1	1	0	0
6	栃木県	宇都宮市	8	0	8	2	6	0
7	埼玉県	さいたま市	8	7	1	8	0	0
8	千葉県	千葉市	2	2	0	2	0	0
9	千葉県	船橋市	1	1	0	1	0	0
10	千葉県	浦安市	1	1	0	1	0	0
11	東京都	台東区	1	0	1	0	1	0
12	東京都	江東区	2	0	2	1	1	0
13	東京都	目黒区	1	1	0	1	0	0
14	東京都	中野区	1	1	0	1	0	0
15	東京都	杉並区	2	2	0	1	1	0
16	東京都	北区	1	0	1	1	0	0
17	東京都	葛飾区	1	0	1	0	1	0
18	神奈川県	川崎市	1	0	1	0	1	0
19	福井県	鯖江市	1	1	0	1	0	0
20	長野県	南箕輪村	1	1	0	1	0	0
21	岐阜県	岐阜市	1	0	1	1	0	0
22	岐阜県	高山市	1	0	1	0	1	0
23	静岡県	伊豆市	1	1	0	1	0	0
24	愛知県	名古屋市	4	0	4	1	3	0
25	三重県	四日市市	2	2	0	2	0	0
26	滋賀県	彦根市	1	1	0	1	0	0
27	滋賀県	草津市	1	1	0	1	0	0
28	滋賀県	野洲市	1	1	0	0	1	0
29	京都府	京都市	17	9	8	7	10	0
30	京都府	長岡京市	2	0	2	0	2	0
31	大阪府	大阪市	36	24	12	28	8	0
32	大阪府	堺市	3	0	3	0	3	0

# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況 (令和5年10月31日)

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		障害福祉サービス		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
33	大阪府	豊中市	1	0	1	1	0	0
34	大阪府	枚方市	1	0	1	1	0	0
35	大阪府	箕面市	1	1	0	1	0	0
36	大阪府	泉大津市	3	2	1	3	0	0
37	兵庫県	神戸市	9	2	7	2	7	0
38	兵庫県	姫路市	1	1	0	1	0	0
39	兵庫県	伊丹市	1	0	1	1	0	0
40	兵庫県	加古川市	1	0	1	1	0	0
41	奈良県	奈良市	1	1	0	0	1	0
42	鳥取県	境港市	1	1	0	1	0	0
43	島根県	松江市	2	1	1	2	0	0
44	広島県	広島市	1	0	1	1	0	0
45	香川県	観音寺市	2	0	2	2	0	0
46	高知県	高知市	1	1	0	1	0	0
47	福岡県	北九州市	2	0	2	2	0	0
48	大分県	別府市	4	2	2	2	2	0
49	大分県	由布市	1	0	1	0	1	0
50	熊本県	熊本市	2	2	0	2	0	0
51	宮崎県	宮崎市	1	1	0	1	0	0
合計			159	80	79	101	58	0

# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について 支援事例（被雇用①）

## 札幌市の事例

### 利用者の状況

障害等の状況	職業・業務内容	勤務場所	労働時間
<ul style="list-style-type: none"><li>四肢体幹機能障害</li><li>重度訪問介護利用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>卸売会社の社員</li><li>カタログ、販促物の製作</li><li>Webコンテンツの製作</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自宅</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>週5日</li><li>1日4時間</li></ul>

### 事業の活用

事業活用以前の状況・・・

- 就労時間中は、同居親族から介助を受けていたが、事情により介助を受けることができなくなっていた状況にあった。

利用  
開始

事業活用による変化

- **業務に関連する支援（重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金）**
    - ・ 支援内容：PCの立ち上げ、資料の準備・印刷、電話やweb会議対応時の支援
  - **業務以外の支援（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）**
    - ・ 支援内容：見守り、姿勢調整、食事介助、給水、排泄介助
- 本事業を活用して、今後も継続して就労することが可能となった。
  - 突発的な作業への対応や、予定になかったテレビ会議への対応が柔軟にできるようになった。
  - 今後は関係先とのミーティングなどの外出にも活用したい。

# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について 支援事例（被雇用②）

## 西川町（山形県）の事例

### 利用者の状況

障害等の状況	職業・業務内容	勤務場所	労働時間
<ul style="list-style-type: none"><li>全盲</li><li>同行援護利用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>NPO法人の職員</li><li>視覚障害者向けの情報発信として、山形の魅力や旬の情報収集・原案作成・撮影・編集・配信等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>会社内</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>週3日</li><li>1日4時間</li></ul>

### 事業の活用

事業活用以前の状況・・・

- 本事業の活用以前は、職場が同行援護事業者へ補助を委託していた。
- 職場の財源も限られており、就労時間を伸ばすことができない状況にあったため、外出しての取材ができなかった。

利用  
開始

#### 事業活用による変化

- 本事業の活用後、就労時間を延長することができた。
- 就労時間の延長により、外出しての取材が可能となり、業務の幅が広がった。

- **業務に関連する支援（重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金）**
  - ・ 支援内容：業務期間中の作業支援、使用機器の準備補助、作業内容の確認補助
- **業務以外の支援（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）**
  - ・ 支援内容：外出時において、移動に必要な情報の提供



# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について 支援事例（被雇用③）

## 南箕輪村（長野県）の事例

### 利用者の状況

障害等の状況	職業・業務内容	勤務場所	労働時間
<ul style="list-style-type: none"><li>進行性筋ジストロフィー症による両上肢及び体幹機能障害</li><li>重度訪問介護利用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>通所介護、訪問介護事業所の職員</li><li>業務日誌及び各種書類の作成。</li><li>利用者への声かけ、見守り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自宅</li><li>会社内</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>週5日</li><li>1日7時間</li></ul>

### 事業の活用

事業活用以前の状況・・・

- 元々は当該障害福祉サービス事業所の利用者であったが、職員として採用された。
- 本支援事業の利用前は、職場スタッフの手助けや配慮により勤務していた。

利用  
開始

#### ○ 主な支援内容（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）

- 通勤帰宅時の移乗、職場内の移動
- 食事介助
- 排泄介助

#### 事業活用による変化

- これまで参加することの出来なかった外部で開催される研修への参加を検討している。

# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について 支援事例（自営等①）

## 伊丹市（兵庫県）の事例

### 利用者の状況

障害等の状況	職業・業務内容	勤務場所	労働時間
・ 上肢・下肢機能障害 重度訪問介護利用	・ フリーランス ・ カフェなどに設置された遠隔操作ロボットのパイロットとして接客等を行う。	・ 自宅	・ 週5日 ・ 1日3時間

### 事業の活用

事業活用以前の状況・・・

- 業務時間中は業務に必要なヘッドセットがずれ落ちた際に位置調整ができず、業務に支障をきたしていた
- 支援者が不在の状況で、体調不良等の緊急時に対して不安があり、短時間の業務以外は従事できなかった

利用  
開始

#### ○ 主な支援内容（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）

- 見守り、姿勢調整
- 排泄介助、給水
- 勤務中の音声・ネット環境トラブルの対応、勤務中に必要な資料のセッティング等業務面での介助

#### 事業活用による変化

- 本事業の活用後においては、以前の問題が軽減されている。
- 介助者がいる安心感から、以前より長く勤務できるようになった。

# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について 支援事例（自営等②）

## 江東区（東京都）の事例

### 利用者の状況

障害等の状況	職業・業務内容	勤務場所	労働時間
<ul style="list-style-type: none"><li>網膜色素変性症</li><li>同行援護利用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>はり治療院</li><li>あんまマッサージ指圧師鍼灸師</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自宅とは別の治療院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1日9時間</li></ul>

### 事業の活用

事業活用以前の状況・・・

- 近隣住民や駅係員の支援により単独歩行で通勤していたが、転倒や高齢者にぶつかるなどのアクシデントが発生していた。

利用  
開始

○ 主な支援内容（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）

- 通勤時（自宅から治療院）の移動支援

事業活用による変化

- 安全に通勤ができるようになり、自営を継続できるようになった。

# 障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

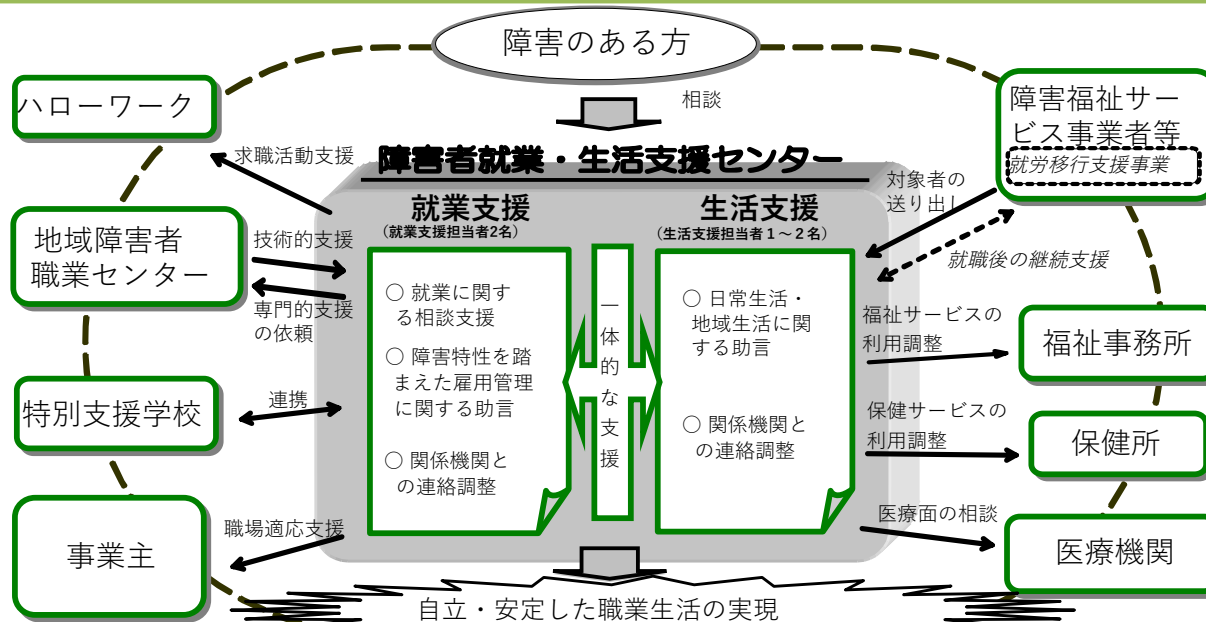
令和6年度当初予算案 7.9億円（7.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

障害者の就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

## 2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は218,382人（令和4年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約650人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和5年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和4年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和4年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
337箇所	218,382人	1,305,329件	472,945件	15,829件	81.0%

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

## 4 事業実績

- ◆ 実施自治体数：47都道府県  
(47都道府県)

※ 令和4年度交付決定ベース、括弧は令和3年度実績

## (6) 障害者に対する就労支援の推進

施策名：就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業

### ① 施策の目的

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることが必要であるため。

※ 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」社会保障審議会障害者部会報告書(令和4年6月13日)において、就労アセスメントの手法を活用して必要な支援を行う新たなサービス(就労選択支援(仮称))について記述されている。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

### ③ 施策の概要

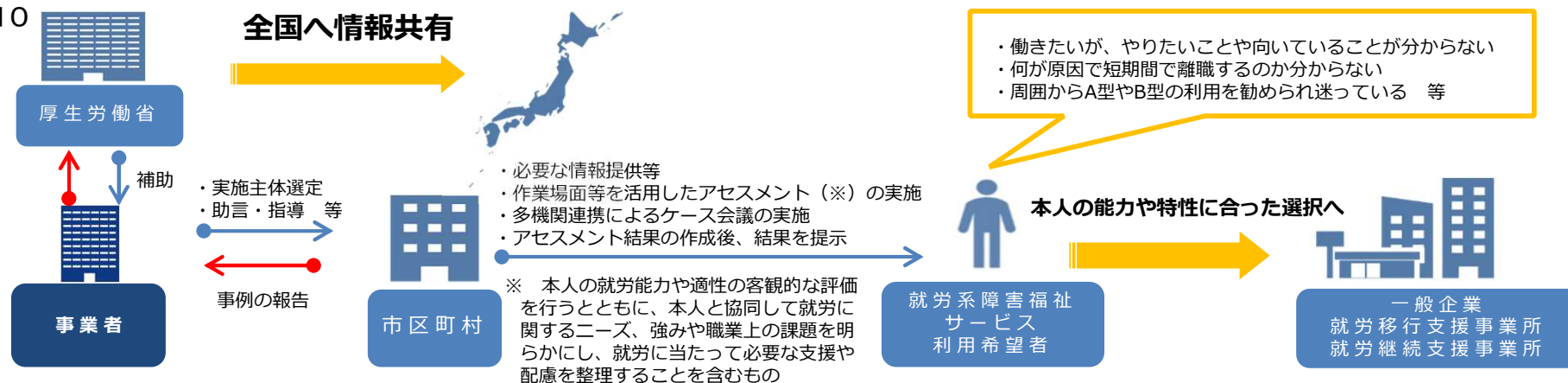
就労系障害福祉サービスの利用を希望する者(既に利用しており支給決定の更新を希望する者を含む)のうち、支援を受けることを希望する者に対して、就労移行支援事業所等が行うアセスメントや就労に関する情報提供などの支援や多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する。また、就労選択支援の開始に向けたマニュアル等の資料作成を行う。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 国 10/10

【事業スキーム】



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本モデル事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることで、障害者の自立した日常生活又は社会生活の実現に寄与する。



## 10 障害者優先調達推進法について

### (1) 調達方針の作成について【関連資料1】

- 障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という）を作成することとされている。
- 調達方針の作成率は、都道府県が100%である一方、市町村では95.3%（令和4年度末時点）である。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村や調達規模が大きくない市町村でも作成することとなっていることから、市町村の実情に応じた調達方針の作成について、改めて徹底願いたい。

### (2) 障害者就労施設等からの調達の促進について【関連資料2】

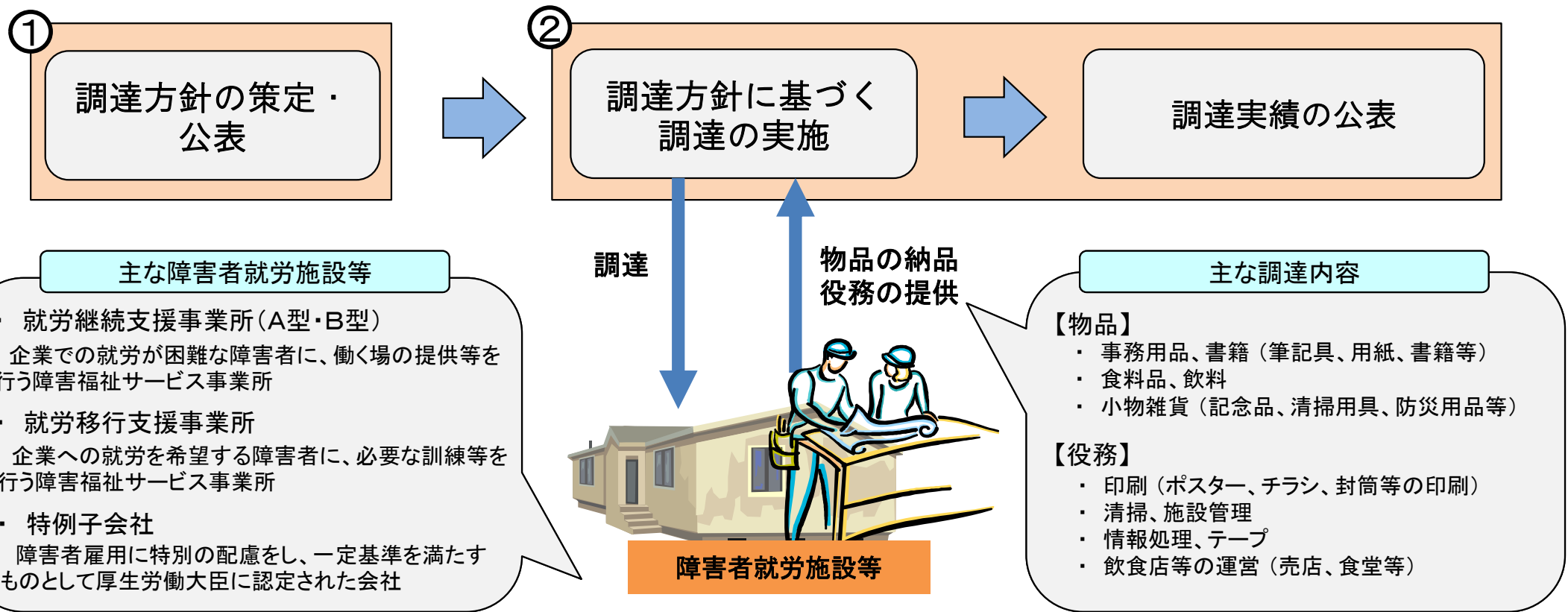
- 令和4年度の調達額の合計は約222億円で前年度比5.3%増（11.18億円増）となり、国、都道府県、市町村のいずれも前年度の調達額を上回った。
- 各自治体においては、調達方針で定める目標を達成するため、個別具体的な対応策を講じ、障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。
- 令和6年度予算案においても、引き続き、「共同受注窓口の機能強化事業（工賃向上計画支援等事業）」に必要な経費を計上しているため、各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただきたい。

### (3) 障害者優先調達推進法に基づく、調達のためのチェックリストの提供について

- 障害者就労支援施設等からの調達に当たり、適切な調達を進めていただくため、優先調達法に該当する施設の定義や要件に該当しているか等の確認点を記載したチェックリストを厚生労働省にて作成しているところ、自治体の皆様にも追って配布予定であるので、適宜活用いただきたい。
- また、前年度を上回る調達実績を達成していくためには、これまで以上に優先調達を行う分野や役務を拡大していく必要がある。近年AIやクラウド等のIT分野の進展に伴い、例えば、クラウドを活用したデータ入力業務に障害者が従事するなど、障害者の職域が拡大しているところであるので、今後の優先調達を検討するに当たり、積極的に検討いただきたい。

# 障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。  
注:平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立(議員立法))
- ① **調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表**
  - ② **調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表**



※ 国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

# 市区町村の調達方針作成状況（令和4年度）

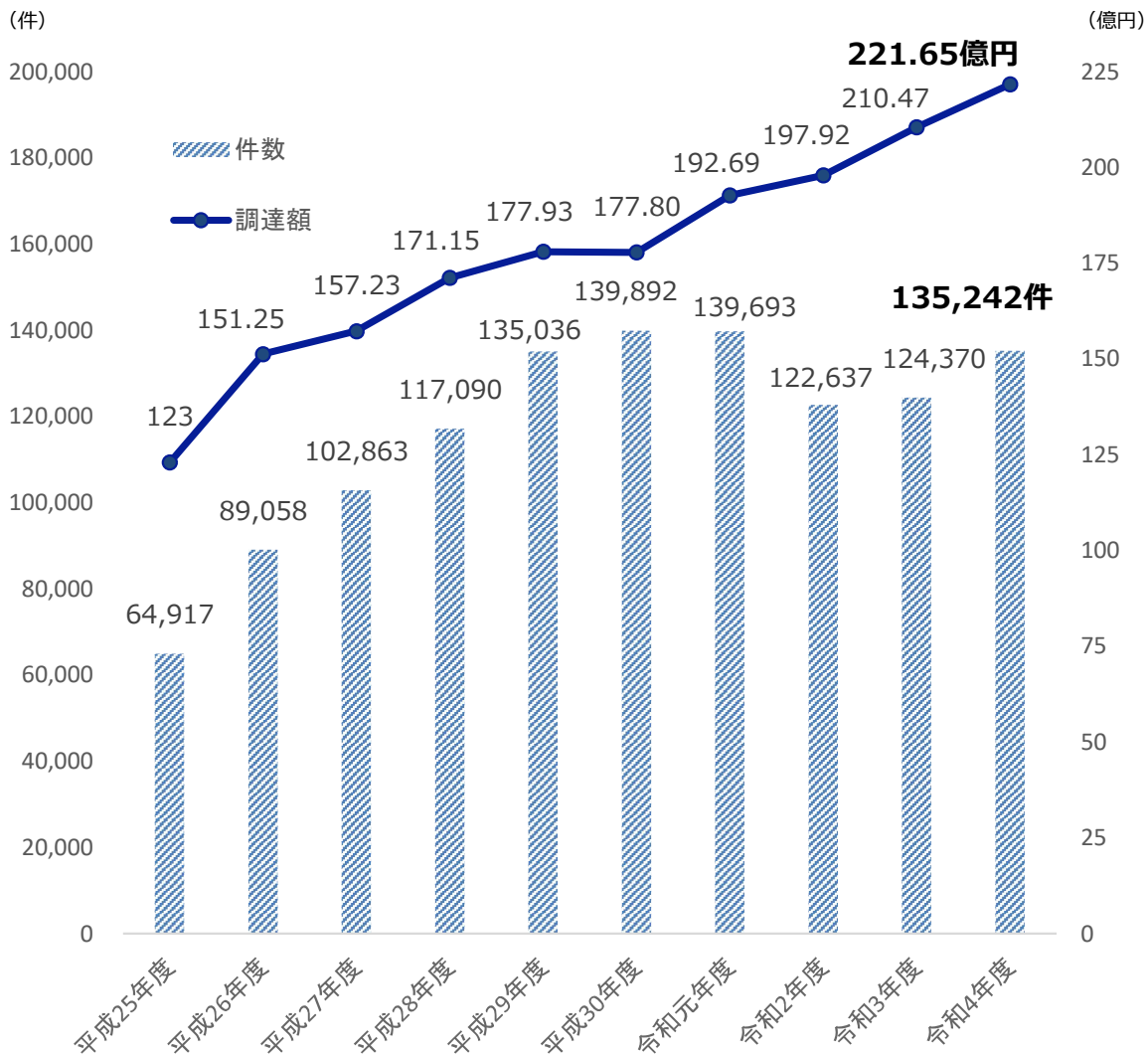
	対象市区町村	作成済み 市区町村	未作成 市区町村	作成割合
北海道	179	154	25	86.0%
青森県	40	39	1	97.5%
岩手県	33	32	1	97.0%
宮城県	35	34	1	97.1%
秋田県	25	23	2	92.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	51	8	86.4%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	34	1	97.1%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	54	0	100.0%
東京都	62	55	7	88.7%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	27	3	90.0%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	70	7	90.9%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	34	1	97.1%
愛知県	54	54	0	100.0%
三重県	29	29	0	100.0%

	対象市区町村	作成済み 市区町村	未作成 市区町村	作成割合
滋賀県	19	18	1	94.7%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	39	2	95.1%
奈良県	39	39	0	100.0%
和歌山県	30	29	1	96.7%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	18	1	94.7%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	33	1	97.1%
福岡県	60	59	1	98.3%
佐賀県	20	19	1	95.0%
長崎県	21	20	1	95.2%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	24	2	92.3%
鹿児島県	43	39	4	90.7%
沖縄県	41	32	9	78.0%
全国計	1,741	1,659	82	95.3%

# 障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

- 調達実績のうち調達額は、約222億円で前年度比5.3%増（11.18億円増）となった。
- 国、独立行政法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人のいずれも前年度の実績額を上回った。

調達実績推移



令和4年度調達機関別調達実績

	令和4年度		令和3年度		対前年度増減率	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	5,953件	11.43億円	5,732件	11.23億円	+3.9%	+1.8%
独立行政法人等	7,890件	19.77億円	7,262件	18.53億円	+8.6%	+6.7%
都道府県	28,308件	32.09億円	26,061件	30.21億円	+8.6%	+6.2%
市町村	90,872件	154.78億円	83,104件	147.04億円	+9.3%	+5.3%
地方独立行政法人	2,219件	3.58億円	2,211件	3.45億円	+0.4%	+3.8%
合計	135,242件	221.65億円	124,370件	210.47億円	+8.7%	+5.3%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

# 都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和4年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和4年度		令和3年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	348	105,834	359	117,922	▲ 11	▲12,088
青森県	119	24,989	139	21,523	▲ 20	3,466
岩手県	346	22,386	309	19,400	37	2,986
宮城県	977	45,140	1,094	35,664	▲ 117	9,476
秋田県	32	15,065	31	14,026	1	1,039
山形県	492	19,128	464	20,543	28	▲1,415
福島県	185	28,882	159	28,228	26	654
茨城県	413	39,376	357	39,183	56	193
栃木県	406	42,723	355	34,546	51	8,177
群馬県	1,020	33,755	1,044	36,851	▲ 24	▲3,097
埼玉県	500	108,648	474	105,133	26	3,515
千葉県	237	22,781	301	24,903	▲ 64	▲2,121
東京都	878	575,913	852	539,901	26	36,011
神奈川県	958	160,296	947	156,377	11	3,918
新潟県	860	116,181	687	73,052	173	43,129
富山県	862	15,200	819	19,264	43	▲4,064
石川県	128	11,206	130	11,355	▲ 2	▲150
福井県	114	16,432	138	13,506	▲ 24	2,925
山梨県	230	20,173	173	14,267	57	5,906
長野県	814	59,147	822	50,440	▲ 8	8,708
岐阜県	520	91,021	432	75,557	88	15,464
静岡県	1,195	74,397	1,102	63,958	93	10,439
愛知県	205	16,588	264	19,670	▲ 59	▲3,082
三重県	426	39,634	474	44,155	▲ 48	▲4,521

	令和4年度		令和3年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	555	32,067	546	28,653	9	3,414
京都府	182	70,234	170	76,133	12	▲5,899
大阪府	627	202,801	554	178,194	73	24,607
兵庫県	686	49,085	672	62,287	14	▲13,201
奈良県	99	37,176	87	32,465	12	4,711
和歌山県	119	43,921	142	45,706	▲ 23	▲1,785
鳥取県	841	21,769	767	22,726	74	▲957
島根県	584	40,673	486	36,710	98	3,962
岡山県	283	25,647	304	31,082	▲ 21	▲5,435
広島県	1,209	37,342	831	36,359	378	983
山口県	188	24,529	186	19,228	2	5,301
徳島県	770	122,375	770	102,160	0	20,215
香川県	703	25,646	572	22,566	131	3,080
愛媛県	381	22,172	297	20,596	84	1,577
高知県	912	30,377	887	32,312	25	▲1,935
福岡県	1,328	259,494	1,405	246,624	▲ 77	12,870
佐賀県	1,340	46,846	1,223	42,886	117	3,961
長崎県	167	28,850	146	23,646	21	5,205
熊本県	304	31,532	321	34,780	▲ 17	▲3,248
大分県	441	76,186	441	78,749	0	▲2,563
宮崎県	111	162,156	111	140,618	0	21,538
鹿児島県	4,126	43,393	3,129	59,413	997	▲16,020
沖縄県	87	69,363	88	67,473	▲ 1	1,890
合計	28,308	3,208,530	26,061	3,020,789	2,247	187,741

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。



# 市町村による障害者就労施設等からの調達実績（令和4年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和4年度		令和3年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	13,693	1,436,671	9,975	1,348,040	3,718	88,631
青森県	488	120,785	784	131,111	▲ 296	▲10,326
岩手県	1,121	84,297	1,124	84,809	▲ 3	▲512
宮城県	12,031	200,022	9,655	185,466	2,376	14,557
秋田県	662	78,614	734	73,691	▲ 72	4,922
山形県	796	58,373	728	55,040	68	3,333
福島県	732	89,640	772	74,446	▲ 40	15,195
茨城県	434	80,926	403	74,143	31	6,783
栃木県	463	76,796	534	67,295	▲ 71	9,502
群馬県	2,151	217,467	2,107	197,768	44	19,699
埼玉県	1,271	544,886	1,136	495,299	135	49,587
千葉県	903	198,502	760	174,467	143	24,035
東京都	5,905	2,827,060	5,389	2,649,241	516	177,819
神奈川県	2,349	565,977	2,057	547,321	292	18,656
新潟県	3,805	492,416	3,860	493,137	▲ 55	▲721
富山県	283	48,269	270	46,830	13	1,439
石川県	505	106,210	502	93,675	3	12,535
福井県	811	146,029	979	152,362	▲ 168	▲6,333
山梨県	670	37,174	626	31,888	44	5,286
長野県	3,504	162,456	3,574	149,349	▲ 70	13,107
岐阜県	2,059	164,145	1,645	158,063	414	6,082
静岡県	2,455	251,064	1,961	239,296	494	11,768
愛知県	2,882	1,026,455	2,939	1,043,107	▲ 57	▲16,652
三重県	484	76,077	498	75,650	▲ 14	427

	令和4年度		令和3年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	1,263	101,839	878	101,890	385	▲51
京都府	1,508	526,511	1,719	476,331	▲ 211	50,179
大阪府	2,991	732,024	2,835	752,156	156	▲20,132
兵庫県	2,137	1,178,847	2,149	1,143,987	▲ 12	34,859
奈良県	1,527	119,257	1,435	114,358	92	4,899
和歌山県	514	136,209	566	130,737	▲ 52	5,472
鳥取県	1,613	124,607	1,632	122,380	▲ 19	2,227
島根県	1,436	89,758	1,534	81,920	▲ 98	7,837
岡山県	2,779	238,533	3,154	227,844	▲ 375	10,689
広島県	747	260,323	719	264,837	28	▲4,514
山口県	833	232,322	733	220,317	100	12,006
徳島県	798	52,499	772	52,661	26	▲162
香川県	855	55,590	1,027	52,970	▲ 172	2,620
愛媛県	700	81,859	609	67,832	91	14,027
高知県	964	136,256	1,023	120,708	▲ 59	15,548
福岡県	3,962	844,436	3,175	754,713	787	89,723
佐賀県	604	124,382	1,081	118,245	▲ 477	6,137
長崎県	717	274,105	739	221,024	▲ 22	53,081
熊本県	1,338	256,639	1,384	278,496	▲ 46	▲21,856
大分県	1,378	284,804	1,134	271,982	244	12,821
宮崎県	467	67,323	519	67,039	▲ 52	284
鹿児島県	555	175,114	539	163,871	16	11,243
沖縄県	729	294,475	736	256,645	▲ 7	37,830
合計	90,872	15,478,024	83,104	14,704,440	7,768	773,585

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

注2 各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

## 1 1 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

### (1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や親元からの自立の実現に向け、障害者が希望する地域生活への移行や継続の支援を推進していく必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、障害福祉計画に掲げる目標の達成に向け、後述の地域生活支援拠点等の整備の推進及び拠点コーディネーターの配置等も含め、障害者の地域移行や地域生活の支援の更なる推進をお願いする。

昨年5月に策定した第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国の基本指針において、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」することや、「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することを目標として掲げている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、令和6年度から

- ・ 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
- ・ 意向確認のマニュアルを作成すること

を運営基準に規定し努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、これらが未対応の場合は減算の対象とすることとしている。

また、令和6年度から地域移行に向けた動機付け支援や地域移行の実績を新たに加算で評価する予定である。

各自治体においては、国の基本指針を踏まえた第7期障害福祉計画の策定及び障害者が希望する地域生活を実現するための地域の体制整備をお願いする。

なお、国の基本指針における「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することについては、一様に施設入所者を削減するのではなく、障害者支援施設が担っている強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者などのための専門的支援の役割を踏まえ、丁寧な検討をお願いする。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、障害者総合支援法に位置づけられるとともに、その整備に関しては、令和6年度から市町村の努力義務となる。

現状、地域生活支援拠点等について、令和5年4月時点で整備済みが1,117市町村（全市町村の約6割）に留まっており、未整備の市町村においては、複数の市町村による共同整備なども含め、地域の実情に応じた柔軟な形態により、可能な限り速やかな整備に向けた検討をお願いする。

また、障害者総合支援法の改正により、都道府県について、市町村の地域

生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行うよう努めるものとされたことから、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」も活用いただき、未整備の市町村に対する助言や、広域での整備に向けた調整など、市町村の整備の推進のための後方的な支援をお願いします。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、拠点コーディネーターの配置を促進するため、緊急時の支援や地域移行に関する情報連携等のコーディネート機能を評価する「地域生活支援拠点等機能強化加算」が新設される予定である。当該加算の算定要件は、

- ・ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営すること
- ・ 市町村によって地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業所等において、情報連携等の業務に専ら従事する拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置すること

としたところである。

なお、上記サービスを一体的に運営していない場合であっても、当該サービスに係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、当該事業者又はネットワーク上の関係機関において、情報連携等の業務に専ら従事する拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置した場合においても算定可能としている。

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村におかれては、本内容の積極的な周知をお願いするとともに、関係機関と連携の上、地域生活支援拠点等の機能の充実を主導的に進めていただきたい。

なお、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備するための「地域移行のための安心生活支援」（地域生活支援事業）については、令和6年度予算（案）において「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」に組み替えられたところである。本事業の詳細は、地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱（案）に定めるとおりであるが、地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置に係る経費について、別途障害福祉サービス等報酬による給付を受けている場合には、障害者の地域生活を支える専門的人材の確保等に要する経費を除き、本事業による補助対象としないこととなる。【関連資料1】

### （3）グループホームにおける支援の質の確保等について

#### ① グループホームにおける重度化・高齢化への対応

グループホームについては、入所施設や病院からの地域移行を推進するため、整備を推進してきたところであるが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整

備が課題となっている。

このため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する者の受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充し、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメントの評価等を新たに盛り込むとともに、重度障害者に係る個人単位での居宅介護等の利用に係る経過措置については、令和9年3月31日まで延長することとしたところである。

なお、支給決定事務等に係る事務処理要領では、受給者証の記載事項として、報酬算定上記載が必要な加算事項等をお示ししているが、重度障害者支援加算対象者である旨等の記載がなされておらず、障害福祉サービス事業所等において、当該利用者が加算の対象かどうか確認できない事例が散見されるところである。利用者に適切な支援が提供されるよう、支給決定事務を行う市町村におかれては御留意いただきたい。

また、第7期障害福祉計画において、共同生活援助の利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう、国の基本指針を見直したところである。都道府県及び市町村におかれては、重度障害者向けのグループホームの整備など、地域のニーズを踏まえた整備の推進について願います。

## ② 共同生活援助における支援の質の確保等

共同生活援助の支援の質に関しては、障害者部会報告書において、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される、との指摘があった。

これを踏まえ、共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を導入する。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

今後、具体的な基準等をお示しするが、市町村においては、担当者等が上記会議体の構成員となることも予定されているため、障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究（令和4年度障害者総合福祉推進事業）により作成された「地域連携推進会議（仮称）の手引き」も参照いただき、円滑な制度施行に向けた御協力をお願いします。

（参考）

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113325.pdf>

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究 地域連携推進会

議（仮称）の手引き

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/welfare-promotion-business2023-08.pdf>

### ③ 共同生活援助における食材料費の取扱い

昨年、共同生活援助を運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について、報道がなされた。

共同生活援助（グループホーム）事業者は、指定基準において利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしている。

グループホームにおける食材料費の取扱い等については、昨年10月に事務連絡を発出し、

- ・ グループホームを運営する法人に対して食材料費の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、
- ・ 自治体の監査等の場において適正な運用がなされているか確認するよう、全国の自治体に依頼

したところである。

同様の事案の再発を防止し、共同生活援助における食材料費に関して一層の透明性を確保する観点から、共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会計に関する諸記録として、利用者から徴収した食材料費にかかる記録が含まれることや、食材料費として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示することを予定している。

各都道府県等におかれても、各事業所に対する指導監査等を通じ、食材料費等の取扱いが適正に行われているかを確認するなど、障害福祉サービス事業所等の運営の適正化について御配意願いたい。

### ④ グループホームの防火安全対策等の徹底

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、取組を進めているところであるが、都道府県及び市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、都道府県及び市町村におかれては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組の促進を図るようお願いする。



⑤ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等への受入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」により評価している。

都道府県及び市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

**(4) 高次脳機能障害支援養成研修の実施等について**

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」を新設し、その算定要件として、高次脳機能障害支援者養成に関する研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修を修了した従業者の配置等とすることを予定している。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、新たに別添のとおり、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」を定めたところである。各都道府県におかれては、高次脳機能障害者の支援拠点機関等と連携しつつ、本研修の円滑な実施に向けた準備等について、特段の配慮をお願いする。【関連資料2】

なお、本研修の実施に当たっての留意事項等については、別途お示しすることを予定している。

(案)

関連資料 1

障発 号  
令和 年 月 日

各 市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

### 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年4月1日から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられたところである。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）では、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備やコーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げられたところである。

上記を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を推進する観点から、別紙のとおり「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、本事業の円滑な実施について特段の配慮をお願いする。

## 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

### 1 目的

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急時に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とする。

### 2 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

### 3 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者等」という。）を支援するため、以下の事業を実施する。

#### ア 体験利用等居室確保事業

居宅で生活する障害者の緊急時における宿泊及び入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた一人暮らしに向けた体験的宿泊の利用の機会を提供するための居室を確保する。

#### イ 専門的人材の確保・育成等

障害者の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や市町村と指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を推進する。

#### ウ 拠点コーディネーター事業

##### （ア）概要

ア及びイの事業を円滑に実施してネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）を配置して、緊急時に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院等への地域移行に向けた働きかけ、緊急時支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等を行う。

##### （イ）拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など、障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

(ウ) 拠点コーディネーターの業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

- ① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ③ 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 23 条第 2 項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。）及び精神科病院における退院後生活環境相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 に規定する退院後生活環境相談員をいう。）等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④ イに掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

4 留意事項

ア 拠点等の整備に係る区域の設定

地域生活支援拠点等の整備に係る区域（担当区域）については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域

等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定するものとする。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合においては、当該市町村内の全ての日常生活圏域が包摂されるよう留意するものとする。同様に、指定都市内に地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区が包摂されるような担当区域を設定して整備するものとする。人口規模の小さい自治体における整備については、複数の自治体で共同設置することで整備することを可能とする。

また、拠点コーディネーターの配置事業所については、地域生活支援拠点等の整備に係る区域当たりおおむね1か所を目安とし、その配置人数については人口規模や業務量等を勘案して市町村の判断で設定できるものとする。

#### イ 市町村の役割

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村は、協議会やその他の会議等を活用し、当該区域において効果的な支援体制を構築するために、当該自治体の策定した障害福祉計画も踏まえつつ、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制の検討等を行うこと。

また、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を迫認するのではなく、3のウ（ウ）に掲げる業務を適切に実施できると認められる事業所を選定すること。

#### ウ 経過的取扱い

3のウに掲げる事業の実施に当たり、拠点コーディネーターの配置に要する人件費等は、障害福祉サービス等報酬（地域生活支援拠点等機能強化加算）により評価されることとなるため、当該加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、本事業の補助対象となるものである。

#### エ その他

本事業は、地域生活障害者等の緊急時支援及び地域移行支援のための体制整備を目的としていることから、当該事業の実施又はウで示した障害福祉サービス等報酬の算定を理由として、市町村が実施する障害者相談支援事業の委託費を減額することのないようにすること。

なお、本事業の運用に関する細目については、別に通知するものとする。



障発 0219 第 1 号  
障精発 0219 第 1 号  
令和 6 年 2 月 19 日

各都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
(公 印 省 略)

### 高次脳機能障害支援養成研修の実施について

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、新たに別添のとおり、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」を定めたので、本事業の円滑な実施について特段の配慮をお願いします。

## 高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

### 1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。なお、指定都市又は中核市（特別区を含む）で適切に実施できる場合には、事業の全部又は一部を委託することができる。

また、事業の全部又は一部を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

### 3 対象者

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する従業者
- ② その他、医療機関や行政機関の職員等、本研修の実施主体が認める者

### 4 研修内容

標準的なカリキュラムは、別紙のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。

### 5 研修テキスト

本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

なお、令和2年度から4年度まで実施した厚生労働科学研究「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究」において、基礎研修及び実践研修のテキスト等の研修パッケージを作成しており、研修パッケージの貸出方法について、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）のホームページで公開されているので参照いただきたい。

### 6 修了証書の交付等

実施主体の長は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年

月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理すること。

#### 7 事業実施上の留意点

- ・ 実践研修の受講者は、基礎研修の修了者とする。
- ・ 国は、本研修の実施に要する経費について、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日障発0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱」第3の3に規定する研修事業として、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

＜基礎研修＞	<p>◆対象：全ての障害福祉サービスの新人・若手職員等</p> <p>◆研修のねらい：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスの対象となる高次脳機能障害者について知る。</li> <li>・ 高次脳機能障害者の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得する。</li> </ul>
--------	---

	時間	科目	内容
I 講義	360		
高次脳機能障害支援者基礎研修とは	40	基礎研修の趣旨説明	本研修の対象となる障害・研修の構成
高次脳機能障害とは		障害の定義	高次脳機能障害の定義・Q&A・各論の紹介
高次脳機能障害の診断・評価	40	障害特性の理解	典型画像と経過・症状の現れ方
病院で行うリハビリテーション	40		問診・神経心理学的評価 【日常生活で気づくこと・留意すること】 医学的リハビリテーション 病院から地域へ 【診断書のポイント・地域支援体制】
失語症とコミュニケーション支援	40	失語症とコミュニケーション支援	失語症と具体的な対応の要点
制度利用	40	制度利用	障害者手帳と総合支援法サービスを中心に
相談支援	40	地域におけるリハビリテーション	情報収集とアセスメント
生活訓練	40		自立訓練(生活訓練)における支援の取組
復職・就労移行支援	40		障害福祉施設及び障害者雇用施策における取組
生活と支援の実際	40		就労継続支援 B 型事業所の例から
II 演習	360		
障害特性の理解；診断・評価体験	90	診断・評価体験	「順唱」「線分二等分」や「描画」等の体験(注意や記憶の働き等の理解) MMSE/WAIS/BIT/BADS など、基本対応
障害特性に応じた支援	90	退院時の実際 情報収集とアセスメント	課題提示
			グループ検討・発表 解説・質疑
生活訓練の実際	90	生活訓練の実際	課題提示
			グループ検討・発表 解説・質疑
復職・就労移行支援	90	復職・就労移行支援	課題提示
			グループ検討・発表 解説・質疑

## 高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<p>&lt;実践研修&gt;</p>	<p>◆対象：サービス管理責任者、相談支援専門員などの高次脳機能障害者支援の経験者等</p> <p>◆研修のねらい：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携（チームアプローチ）の重要性を理解する。</li> <li>・高次脳機能障害者の支援の短期的な方向性（個別支援計画等）を立てることができるようになる。</li> </ul>
---------------------	--

	時間	科目	内容
I 講義	400		
障害特性に応じた支援・地域の支援体制	40	障害特性に応じた支援	地域における高次脳機能障害の支援体制
認知症との共通点と相違点	40		認知症との共通点と相違点
発達障害との共通点と相違点	40		発達障害との共通点と相違点
小児期における支援	40	ライフステージに応じた支援	小児期発症の高次脳機能障害の特徴／復学支援
長期経過とフォローアップ	40		各ライフステージにおける高次脳機能障害の特徴／支援
多職種連携・地域連携；チームアプローチの重要性	40	チームアプローチの重要性と支援の原則	地域連携とチームアプローチ
多職種連携・地域連携；家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	40	家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	高次脳機能障害者家族支援
コミュニケーション支援	40	コミュニケーション支援（地域生活・職場での支援）	失語症・高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の理解
支援の実践的な枠組みと記録	40	支援の実践的な枠組みと記録	支援の実践的な枠組み・プロセス／アセスメント票と支援の手順書の理解／記録方法
自動車運転再開支援	40	自動車運転再開支援評価・手続き	高次脳機能障害者の自動車運転支援に関連する法制度、運転評価、課題や留意事項などの理解
II 演習	360		
障害特性の理解と対応方法	180	1. 障害特性の理解と対応方法 2. 障害特性とアセスメント	高次脳機能障害者の心理と対応法の理解
			障害特性に基づくアセスメント
			グループワーク（障害特性の把握と対応方法のディスカッション）
			対応方法演習（ロールプレイ）
環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	180	1. 環境調整の考え方と方法 2. 記録の収集と分析	グループワーク及び発表（対応方法の振り返りと支援計画検討）
			強みや好みを活かす視点
			環境調整の考え方
			環境調整の方法
			行動の記録の方法
			記録の整理と分析
			再アセスメントと手順書の修正
チームアプローチを学ぶ（個別支援計画作成演習）			
グループ検討／まとめ			



高次脳機能障害支援者養成研修 基礎編シラバス

	講義名	到達目標	内容	時間数
講義 00	高次脳機能障害支援者基礎研修とは	基礎編研修の趣旨について理解する。	基礎編研修の対象者および構成	—
講義 01	高次脳機能障害とは	高次脳機能障害の定義を知る。	高次脳機能障害の定義 Q&A 各論の紹介	40分
講義 02	高次脳機能障害の診断・評価	高次脳機能障害が生じる背景と診断・評価の基本を理解する。	診断の流れ 症状の成り立ち 症状の診かた 神経心理学的評価	40分
講義 03	病院で行うリハビリテーション	急性期から回復期に至る病院でのリハビリテーションの内容を理解する。さらに、医療機関と地域の福祉機関との連携方法を理解する。	医学的リハビリテーション ① 急性期および回復期の理解 ② 医学的管理 ③ 廃用症候群の予防 ④ 高次脳機能障害への対応 医療福祉連携 ① 障害者総合支援法の利用 ② 介護保険法の利用 ③ 就労支援機関	40分
講義 04	失語症とコミュニケーション支援	失語症についての基本的なイメージを持ち、具体的な対応の要点を理解する。	失語症とは何か。 適切な対応方法	40分
講義 05	制度利用	高次脳機能障害支援に関連する法制度を理解する。	高次脳機能障害支援に関連する法制度 障害者総合支援法に基づくサービス 障害者手帳制度 手続き 活用方法と事例	40分
講義 06	相談支援	高次脳機能障害支援における情報収集・アセスメントの要点を理解する。	診断名と症状や受傷発症状況 既往歴と医療機関 家族と関係者 生活状況と生活史 制度利用	40分
講義 07	生活訓練	高次脳機能障害者の生活訓練について理解する。	・生活訓練の概要 ・高次脳機能障害者の生活上の困難さ ・生活訓練におけるアセスメントと目標立案 ・訓練プログラムの内容 ・生活訓練における支援のポイント	40分

講義 08	復職・就労移行支援	<p>1. 基本的な就労支援施策を理解する。</p> <p>2. 高次脳機能障害者への就労支援のプロセスを理解する。</p>	<p>1. 就労支援施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発症・受傷から復職・新規就労までの流れ</li> <li>② 障害者総合支援法に基づく就労系サービス</li> <li>③ 障害者雇用施策に基づくサービス</li> </ul> <p>2. 就労移行支援における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労支援のプロセス</li> <li>② 職業相談</li> <li>③ 職業評価</li> <li>④ 職業準備訓練</li> <li>⑤ 復職・新規就労支援</li> </ul> <p>3. 高次脳機能障害者の就労支援のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高次脳機能障害者の課題と就労支援のポイント</li> <li>② 自己理解の重要性と困難さ</li> <li>③ 社会適応モデル</li> </ul>	40分
講義 09	生活と支援の実際	生活支援の場における支援のプロセスと支援方法、課題について理解する。	<p>作業時における高次脳機能障害者の問題 受け入れにあたってのアセスメント 環境調整 支援の実際 作業を教える技術 支援を通して目指すこと</p>	40分

演習 01	障害特性の理解； 診断・評価体験	高次脳機能障害の診断 に用いられる評価を体 験し理解する。	下記検査を体験し、検査上の異常につい て理解する。 順唱・3単語再生・セブンシリーズ・線 分二等分テスト・2輪の花の絵模写・立 方体透過図の模写	90分
演習 02	障害特性に応じた 支援	具体的な事例を通し て、高次脳機能障害支 援における情報収集・ アセスメントの要点を 理解する。	脳卒中・脳外傷（通勤中の自動車事故） の事例を通して、「診断名と症状や受傷発 症状況」「既往歴と医療機関」「家族と関 係者」「生活状況と生活史」「制度利用」 等の情報収集・アセスメントの要点を理 解する。	90分
演習 03	生活訓練の実際	具体的な事例を通し て、生活訓練における 支援の実際を理解す る。	生活課題のある就労を目指す事例を通し て、生活訓練における「目標設定」「計画 立案」「訓練項目及び内容」「調整項目及 び内容」「他機関との連携」等の要点を理 解する。	90分
演習 04	復職・就労移行支 援	医療機関と就労支援機 関の立場による違いを 知るとともに、基本的 な就労支援のプロセス について理解する。	脳卒中の復職ケースの事例を通して、「医 療機関で必要となるアプローチ・難しい アプローチ」「医療機関と就労支援機関の 連携をする上での課題、効果的な情報提 供」「就労支援機関で必要となるアプロー チ」について理解する。	90分

高次脳機能障害支援者養成研修 実践編シラバス

	講義名	到達目標	内容	時間数
講義 01A	障害特性に応じた支援・地域の支援体制	地域における高次脳機能障害の支援体制について理解する。	地域の支援体制 支援拠点機関等が行う事業内容 社会資源（保健・医療・福祉・当事者団体等）の情報	40分
講義 01B 前半	認知症との共通点と相違点	認知症について、認知機能の特性を知り、高次脳機能障害と比較し理解する。	認知症の種類・認知機能の低下・周辺症状について原因から理解し、対策を考えられるようにしていく。	40分
講義 01B 後半	発達障害との共通点と相違点	発達障害について、その症状特性を知り、高次脳機能障害と比較し理解する。	発達障害の分類とその症状特性について原因から理解し、対策を考えられるようにしていく。	40分
講義 02A	小児期における支援	小児期発症の高次脳機能障害の特徴、症状と対応方法を理解する。子どもの社会復帰先である学校との連携や家族支援について理解する。	小児期における支援 ・小児高次脳機能障害の特徴 ・症状と対応方法 ・復学支援（学校との連携） ・家族支援	40分
講義 02B	長期経過とフォローアップ	小児期・青年期・成年期・壮年期・高齢期それぞれのライフステージにおける高次脳機能障害の特徴と対応を理解する。受傷から医学的リハ・生活訓練・職業訓練を経て就労に至るまでの流れと、壮年期の機能低下や認知症へ移行した場合の支援について理解する。	ライフサイクルをとおしてみた高次脳機能障害 ・青年期の特徴 ・就学から就労につなげる ・成年期の復職支援 ・回復の基盤が緩やかな場合の支援の連続 ・壮年期・高齢期の機能低下 認知症への移行 ・受傷・発症から10年経過した事例の特徴と支援	40分
講義 03A	多職種連携・地域連携；チームアプローチの重要性	高次脳機能障害児者と家族が地域で生活を安心して送るために必要な地域連携とチームアプローチの方法、支援を行うにあたっての気を付けたい点について理解する。	高次脳機能障害児者支援における多職種連携・地域連携 ・多職種による支援チームの意義 ・支援チームを作るときに ・「家族との連携」と「家族支援」 ・継続した地域連携 ・地域における支援の仕組み	40分

講義 03B	多職種連携・地域連携；家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	高次脳機能障害者家族支援の必要性と支援の視点を理解する。	高次脳機能障害者家族の困難 感情反応と障害受容の理論 家族支援の視点 家族会の活動 きょうだいの問題 ケアラーとしての家族への支援	40分
講義 03C	コミュニケーション支援	失語症向け意思疎通支援事業について理解する。 失語症以外の高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の特徴と対応方法について理解する。	失語症の場合の失語症者向け意思疎通支援事業 失語症以外の高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の特徴と対応 高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の症例提示	40分
講義 03D	支援の実践的な枠組みと記録	・地域生活支援を展開するための諸計画の作成ポイントやつながりを理解する。 ・記録を踏まえたフィードバックの意義を理解する。	・サービス等利用計画の作成ポイントと個別支援計画とのつながり ・個別支援計画の意義と手順書とのつながり ・記録とフィードバックの意義 ・地域の相談支援体制の活用	40分
講義 03E	自動車運転再開支援	高次脳機能障害者の自動車運転支援に関連する法律制度、運転評価、課題や留意事項などを理解する。	運転免許制度 自動車の運転評価で確認する事項 自動車運転で生じる課題、留意事項など 自動車と運転補助装置の選択 自動車に関する税と助成制度など 各学会の自動車運転に関する適応や指導指針	40分
演習 01	障害特性の理解と対応方法	高次脳機能障害者の心理と対応法を理解する。 障害特性に基づくアセスメントを理解する。	グループワーク：事例によるロールプレイ グループワーク：事例検討	180分
演習 02	環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	支援内容の組み立てに際し、本人を取り巻く環境の調整により課題解決を図る方法を学ぶ。 支援記録を踏まえた本人へのフィードバックのあり方について理解する。	モデル事例による ・再アセスメントの視点 ・再プラン に関する演習を行う。 モデル事例による ・支援記録を踏まえた本人へのフィードバックの必要性の確認 ・留意点の理解 に関する演習を行う。	180分



## 1 2 相談支援の充実等について

### (1) 障害者総合支援法改正を踏まえた相談支援体制の充実強化等について

#### 【関連資料 1】

相談支援については、障害者の生活を支えるサービスの利用援助や生活上の課題への相談や情報提供などを行うものであり、障害者が希望する地域生活を実現するための重要な役割を担っている。

令和4年12月に成立した障害者総合支援法等一部改正法(以下「改正法」という。)により、令和6年度から地域における相談支援体制の充実強化や協議会等に関する見直しが施行予定である。

各都道府県、市町村におかれては、以下の点に留意しつつ、改正法を踏まえた地域における障害者の相談支援体制の充実強化をお願いします。

#### ① 基幹相談支援センターの設置の促進、機能の充実

##### ア 改正法を踏まえた基幹相談支援センターの設置促進等

#### 【関連資料 2～5】

改正法により、令和6年4月から、

- ・市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化
- ・基幹相談支援センターの業務として現行法に規定されている総合的な相談支援の業務に加え、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」について法律上明記
- ・都道府県による市町村への基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施について法律上明記

されたところである。

あわせて、改正法を踏まえ、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)に係る国の基本指針(以下「基本指針」という。)において、基幹相談支援センターについて、令和8年度末までに全ての市町村において設置すること等を成果目標として掲げたところである。

一方、基幹相談支援センターについては、その設置市町村数が973市町村、約56%(令和5年4月(速報値))の設置状況にとどまっており、都道府県毎にばらつきがあるとともに、特に小規模な市町村における整備が十分に進んでいない状況がある。

また、基幹相談支援センターを設置している市町村においても、基幹相談支援センターの特に重要な役割である地域の相談支援体制の強化の取組状況は様々であり、十分に行われていない場合がある。

基幹相談支援センターを未設置の市町村においては、改正法を踏まえ、相談支援事業所への委託による設置や、複数市町村による共同設置、委託相談支援事業所の機能等の見直しによる基幹相談支援センター化な

どを含む地域の実情に応じた方法により、基幹相談支援センターの設置に向けた検討をお願いします。

また、基幹相談支援センターを設置している市町村においても、基幹相談支援センターの機能の充実を図り、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域づくりの取組の推進についてお願いします。

なお、基幹相談支援センターの設置及び運営に当たっては、改正法により令和6年度から市町村における整備が努力義務化される地域生活支援拠点等との効果的な連携体制を構築していただくようお願いします。

※ 基幹相談支援センターの設置形態等については、現在作成中の相談支援の手引において、例を示す予定であるため、適宜参照されたい。

また、基幹相談支援センターの役割は以下の取組等が考えられる。

- 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援
  - ・ 地域の相談支援事業所が参画する支援方針等を検討する場の設置運営
  - 具体的には、個別事例のサービス等利用計画の検討・検証、セルフプランの事例に係る支援内容の検討・検証、支援困難ケースに関するスーパーバイズ等
  - ・ 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言
  - ・ 研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等
- 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、子ども家庭センター等との情報収集・提供や連携の取組、障害者等の支援に係る専門的助言等
- 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

また、改正法において、都道府県の役割として、市町村への基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施が明記されたことを踏まえ、令和6年度予算（案）において、新たに地域生活支援促進事業（国庫補助率1/2）として、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県における市町村への広域的支援事業である「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」を創設することとしている。

都道府県におかれては、本事業や都道府県相談支援体制整備事業の活用等により、基幹相談支援センターを未設置の市町村を中心に広域的な観点からの設置促進や運営に関する助言等をお願いします。

#### イ 基幹相談支援センター等機能強化事業の見直しについて【関連資料6】

令和6年度予算（案）において、現行の「基幹相談支援センター等機能強化事業」について、「基幹相談支援センター機能強化事業」に名称を見直した上で、本事業の補助対象について、

- ・ 基幹相談支援センターに対する補助に限定
- ・ 地域の相談支援体制の強化や地域づくりの取組への補助に重点化

- ・基幹相談支援センターに配置される職員について、障害福祉に関する相談支援機能を強化するため、補助対象となる専門的職員を主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等に限る

こととしている。

※重層的支援体制整備事業における基幹相談支援センター等機能強化事業についても同様に見直し予定。

令和5年度に本事業を実施している市町村については、令和6年度に限り経過措置として従前の補助対象を認めることとしているが、令和7年度から上記見直しが全面施行となることを踏まえ、令和6年度中に基幹相談支援センターの設置や事業内容及び人員体制の見直し等の機能の強化に向けた検討を行っていただくようお願いする。

なお、本事業の実施にあたっては、地方交付税措置の対象である障害者相談支援事業との補助対象経費を適切に区分するよう留意すること。

具体的には、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの運営を一体的に委託する場合であって、一般的な相談支援に係る部分を含めた委託費全額を本事業の補助対象として計上することは不適切であるため、委託費のうち本事業に係る部分を按分する等適切な額を計上されたい。

## ②（自立支援）協議会の活性化【関連資料7～8】

協議会については、地域の障害者等の支援体制の整備を図ることを目的として設置するものであるが、地域課題の検討が十分行われておらず、形骸化しているとの指摘がある。

このような状況を踏まえ、改正法において、令和6年4月から

- ・協議会において、地域課題等を把握するために必要な障害者の個別事例について、情報の共有や支援のあり方の検討等を行うことを明確化
- ・関係機関に対して情報提供等の協力を求めることができる旨明記し、あわせて当該関係機関による協議会への情報提供等の協力についての努力義務を課す
- ・協議会の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務を課すこととされたところである。

また、改正法を踏まえ、基本指針において、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを成果目標として掲げたところである。

さらに、令和6年度報酬改定において、計画相談支援における機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施

していること」という要件を盛り込むこととしているほか、計画相談支援事業所が協議会に参画し、個別の事例の報告や検討等を行った際に算定可能な地域体制強化共同支援加算の算定要件を見直すこととしている。

市町村におかれては、上記を踏まえ、管内の全ての相談支援事業所に協議会への参画を求め、相談支援に係る専門部会の定期的な開催等により、個別課題の分析から地域課題を抽出し、地域の支援体制の整備に着実につなげていくよう積極的な取組をお願いする。なお、この取組は基幹相談支援センターと市町村が共同で開催し、計画相談支援事業所の主任相談支援専門員の協力を得ながら取り組むことが重要である。

また、広域的な支援体制の整備を担う都道府県の協議会と地域の支援体制の整備を担う市町村の協議会の効果的な連携が重要であることから、都道府県が管内市町村の協議会の状況を定期的に把握することや相互に地域課題の検討状況の定期的な共有など必要な連携等をお願いする。

なお、改正法を踏まえた協議会の運営や都道府県による市町村支援の取組について、別途、通知や相談支援の手引、協議会の設置・運営ガイドラインによりお示しする予定であることを申し添える。

### ③ 相談支援従事者の計画的な養成【関連資料 9～12】

相談支援の利用者数、事業所数、相談支援専門員数ともに増加傾向にあるものの、相談支援専門員について、その人員の不足や更なる資質の向上を求める声がある。また、相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。

このような状況を踏まえ、令和 6 年度報酬改定において、相談支援の質の向上や提供体制の整備を図るため、基本報酬や各種加算、指定基準の見直し等について盛り込んだところである。

<令和 6 年度報酬改定（計画相談支援・障害児相談支援）のポイント>

#### ① 基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬の算定要件を追加（※）した上で報酬額を引き上げ（※）「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」
- ・主任相談支援専門員加算について、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所で、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に加算額を引き上げ

#### ② 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- ・加算の対象となる場面（モニタリング月）や業務（通院への同

行)、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価を充実

- ・要医療児者支援体制加算等について、医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する場合に加算額を引き上げ

③ 相談支援人材の確保及び ICT の活用について

- ・機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可（サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を可能とする） 等

また、基本指針において、相談支援専門員について、都道府県が市町村における必要数を把握した上で計画的に養成することとしているが、今後、都道府県及び市町村において、地域のニーズを踏まえた相談支援専門員の養成・確保がなされるよう、国において、市町村毎のセルフプラン率等について、公表する予定である。

都道府県及び市町村におかれては、障害者等が希望する暮らしを送るために必要な相談支援が確実に受けられるよう、地域のニーズを踏まえた相談支援専門員や主任相談支援専門員の計画的な養成・確保に努めるようお願いする。

なお、市町村においては、いわゆるセルフプランについて、その理由を確認及び記録するとともに、地域の相談支援事業者の不足によりやむを得ずセルフプランとなっているケースがある場合については、具体的に相談支援体制の整備に向けた取組を講じるとともに、安易にセルフプランに誘導することがないよう徹底すること。

④ 市町村における適切なモニタリング期間の設定について【関連資料 13】

相談支援のモニタリング期間については、市町村が、相談支援専門員の提案を踏まえつつ、対象者の状況に応じて柔軟に適切な期間を設定することとしており、障害福祉サービス等の支給決定に係る事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）等において、標準よりも短い期間で設定することが望ましい状態像の具体例を示しているが、一部の市町村では柔軟なモニタリング期間の設定がなされていない状況がある。

また、現在事務処理要領において示している、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性への対応の観点から、令和6年4月から新たに以下を追加することとしている。

- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必



要となる者

- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

市町村におかれては、上記を踏まえつつ、対象者の状況に応じた柔軟かつ適切なモニタリング期間の設定についてご留意願いたい。

※今後、国において、市町村毎のモニタリング期間の設定状況を公表予定

#### ⑤ 相談支援と医療等の多機関との連携の推進

障害児者の地域生活を支えていくためには、本人の多様なニーズに応じて、保健、医療、福祉、就労、教育等のサービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、様々な機関との連携が求められる。

特に、健康面で支援の必要性がある障害児者に対しては、福祉と医療の両面からの支援やマネジメントが重要である。

また、令和4年6月の障害者部会報告において、

- ・精神障害者等の疾病の状態が障害に影響する者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者等、本人が医療との関わりを必要とする場合等について、利用者の適切な支援に求められる連携を更に促進する方策等について検討すべき
- ・支給決定に際して市町村に提出された、かかりつけ医等が作成した医師意見書をサービス等利用計画案作成に際しても活用することの促進も必要

である旨の指摘があったところである。

このような状況を踏まえ、

- ・令和6年度報酬改定において、多機関連携を推進するため、医療等との連携を報酬上評価する各種加算について、対象となる場面（モニタリング月）や業務（通院への同行による医療機関への情報提供）、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数の増加などの充実を実施
- ・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について相談支援事業所がサービス等利用計画案作成に際して参考とすることができるよう、本人の同意を得た上で、相談支援事業所に提供することが可能である旨を事務処理要領において明確化
- ・令和5年度障害者総合福祉推進事業において、医療と福祉の連携に活用するための様式を策定中であり、当該様式の活用を通じて医療機関と相談支援事業所の円滑な情報共有を推進

することとしている。

都道府県及び市町村におかれては、上記について留意するとともに、協

議会の専門部会を活用する等により、医療と相談支援をはじめとする福祉の連携推進について地域で協議することを願います。

⑥ 国によるブロック会議の開催について

改正法を踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進や機能の強化、協議会の効果的な運営を推進するため、令和6年度において、国と自治体間で意見交換等を実施するためのブロック会議を開催予定である。

具体的な開催時期や開催方法等の詳細は追って連絡するので、ご留意願いたい。

(2) 障害者相談支援事業の消費税に係る取扱いについて【関連資料14】

市町村が実施する障害者相談支援事業については、昨年10月に事務連絡を発出し、

- ・ 障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、
- ・ 自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合、消費税相当額を加えた金額を委託料として受託者に支払う必要があること

について周知したところである。

市町村においては、本事務連絡を踏まえた適切な取扱いを徹底するとともに、自治体が委託する場合に必要な消費税相当額について、委託先の民間事業者の負担とすることがないようお願いする。

あわせて、障害者相談支援事業を民間事業者に委託する場合の委託料の算定にあたっては、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- ・ 委託する事業内容や従事する人員等の業務実態等を踏まえて適切な額を算定するとともに、当該額に消費税相当額を加えた金額を委託料として支払うこと
- ・ 令和6年度報酬改定において、指定特定相談支援事業者等に対する地域生活支援拠点等のコーディネーターに係る報酬の評価及び計画相談支援の報酬の充実等を行うこととしているが、当該報酬上の評価については、地域生活支援拠点等の整備促進や当該機能及び計画相談支援の充実を図ることを趣旨としたものであることから、当該報酬が算定されることを理由に障害者相談支援事業に係る委託料を減額することのないようにすること

(3) 相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度について【関連資料15~17】

① 研修の受講見込人数の把握、必要な研修の実施等について

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成については、それぞれ令和2年度及び令和6年度に研修制度等を見直している。

各都道府県においては、以下の点に留意して相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成を計画的に進めていただきたい。

② サービス管理責任者等養成研修の受講機会の確保について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修受講希望者が事業所の存在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいている。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、オンライン講義と対面による演習を効率的に組み合わせる等の研修実施上の工夫を凝らしていただき、受講希望者が受講できないような事態にならないよう、引き続き配慮をお願いする。

③ サービス管理責任者等の研修制度について

都道府県におかれては、障害福祉サービス事業者等に対して以下の点について周知を行うとともに、各種研修について、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修の実施をお願いする。

- ・研修制度見直し前の平成30年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が資格を更新するためには、令和5年度末までに更新研修を受講する必要があること。また、期限までの受講が間に合わなかった場合は、実践研修を受講することで再度サービス管理責任者等として業務が可能であること。
- ・研修制度見直しに伴い、令和元年度から令和3年度中の基礎研修受講者については、基礎研修終了日後3年間は実践研修を修了していない場合でもサービス管理責任者等とみなすことができることとしており、令和3年度の基礎研修修了者は令和6年度内にみなし期間が終了するため、みなし期間終了前に実践研修を修了していただく必要があること。
- ・令和5年6月より、基礎研修修了後のOJTについて、一定の要件を満たした場合、個別支援計画の作成を6月以上行うことで実践研修を受講できること。

④ サービス管理責任者等更新研修について

更新研修の受講にあたっては、以下の実務経験が必要である。

- ・現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していること
- ・過去5年間で2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していたこと

平成31年度以前よりサービス管理責任者であった者については、最初の更新研修の受講時には上記実務経験を満たすものとみなして取り扱う

こととされていたが、令和6年度以降は当該者についても更新研修の受講にあたって上記実務経験が求められるため、受講案内及び受講決定にあたっては留意すること。

なお、令和6年度より更新研修のカリキュラムにおいて「サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習」の実施が必須となるため、当該実施に向けて必要な準備を進めること。

#### ⑤ 主任相談支援専門員について

主任相談支援専門員については、令和2年度以降、都道府県による養成を開始している。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域づくりの中核を担う人材を早期に養成する観点から、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成について願います。

なお、基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核としての役割が望まれる（※）ものであり、市町村においては、センターの従事者として主任相談支援専門員を配置するようお願いする。

※令和6年度以降、基幹相談支援センター機能強化事業では、補助対象となる専門的職員を主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等に限ることとしている。

#### ⑥ 専門コース別研修について

令和2年度以降、専門コース別研修の拡充等を行っており、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を対象とする「意思決定支援」並びに「就労支援」、「障害児支援」、相談支援専門員を対象とする「介護支援専門員との連携・相互理解」のコースを設定したところ。各都道府県においては、専門性確保等のため、これらの研修の実施をお願いする。

また、障害者に対する意思決定支援の推進を図るため、令和6年度報酬改定において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させることとしていることから、「意思決定支援」コースの実施及び相談支援専門員及びサービス管理責任者等への周知や受講勧奨について願います。（13 障害者虐待の未然防止・早期発見等についての（2）意思決定支援の推進についても参照されたい。）

#### （4）令和6年度における国研修の開催予定について

令和6年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に係る国研修については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。令和6年度は相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責

任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修ともに各4日間の研修として実施することとしているが、相談支援従事者指導者養成研修については、研修内容の定着等を図るフォローアップのための研修を一定の期間をあけた上で、オンラインで実施することとしている。

また、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修については、専門コース別研修の内容を扱う9月10日（火）をオンラインで実施することとしているので、ご了知いただきたい。

#### 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

■日時：令和6年6月19日（水）～6月21日（金）、令和7年3月7日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

（注）令和7年3月7日（金）についてはオンラインで実施する。

#### サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

■日時：令和6年9月10日（火）～13日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

（注）令和6年9月10日（火）についてはオンラインで実施するとともに、他の3日間とは異なる受講生を選定できる。また、相談支援の立場の者とサービス管理に係る者の双方から受講生を選定することが望ましい。



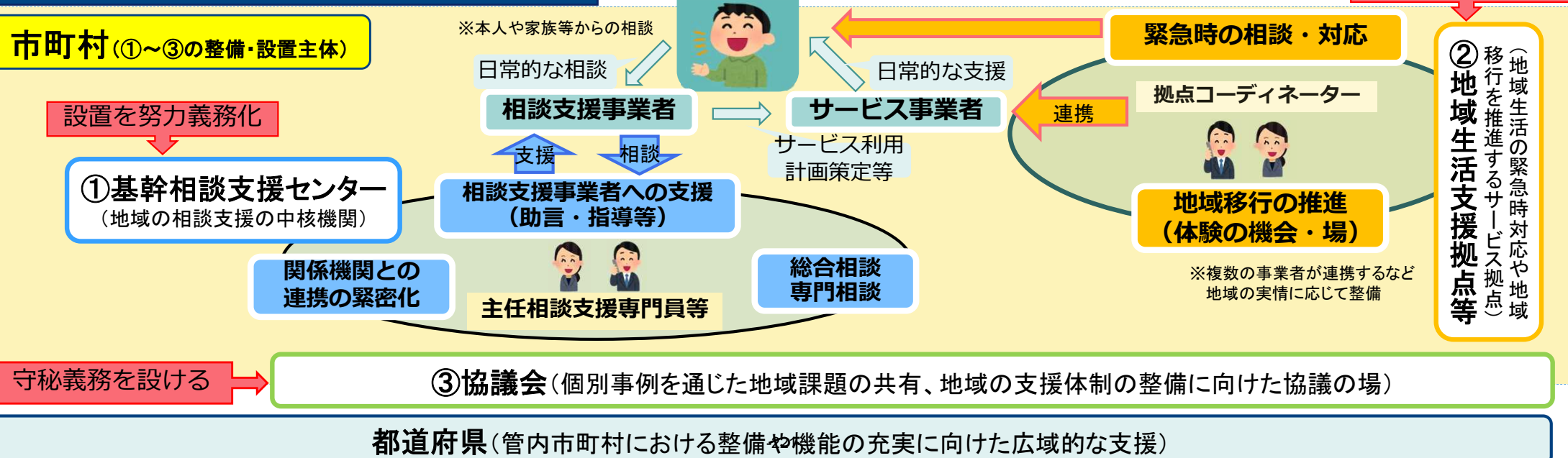
## 現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

## 基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

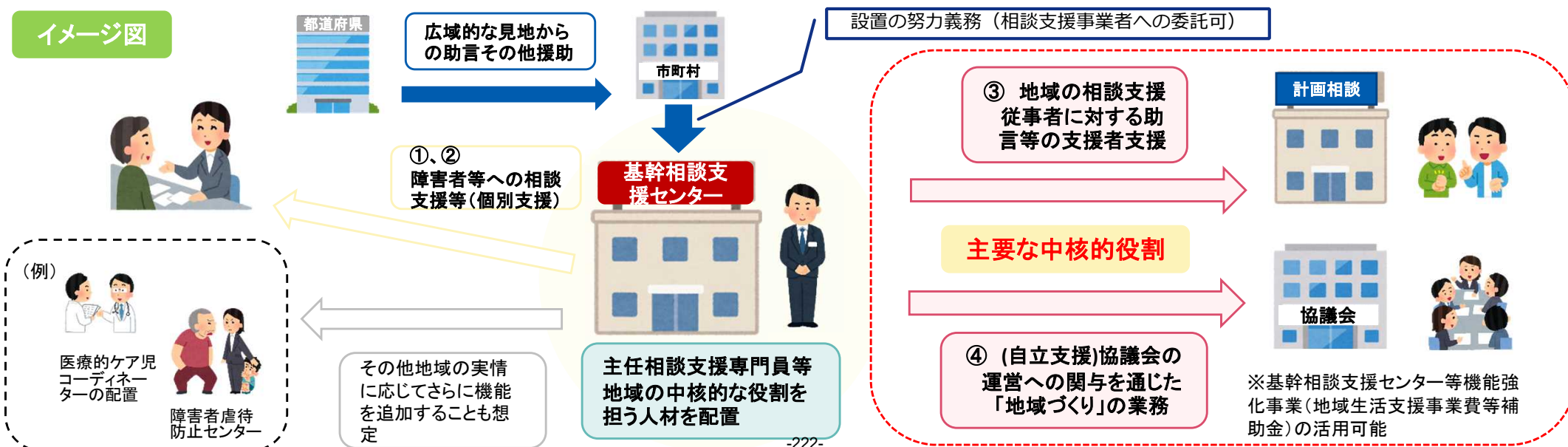
※令和6年4月1日施行

## 関連資料2

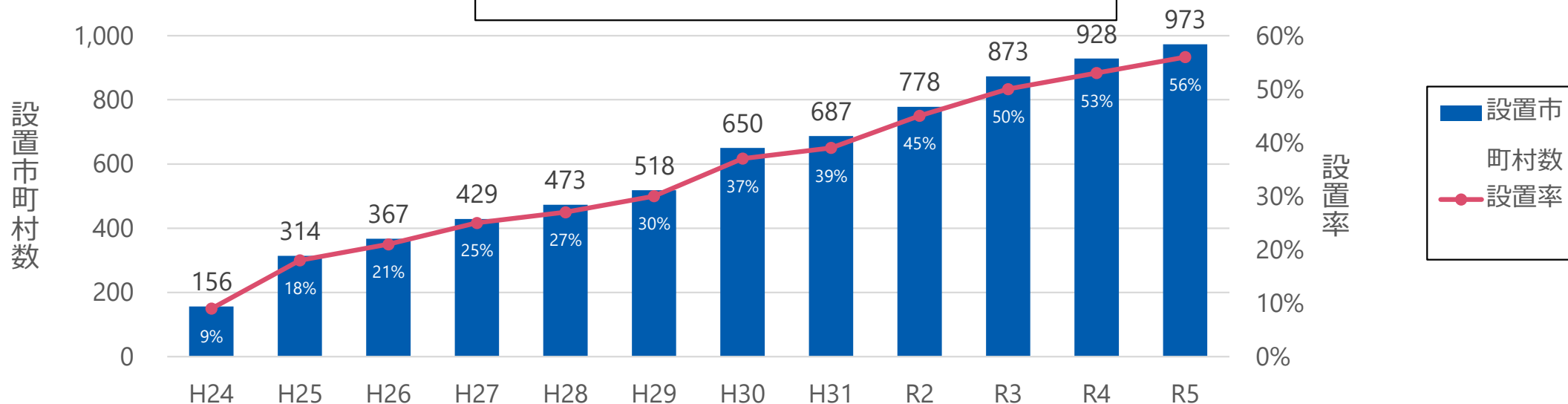
- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置しよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
    - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
    - 新 ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
    - 新 ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) 新

③④が主要な「中核的な役割」

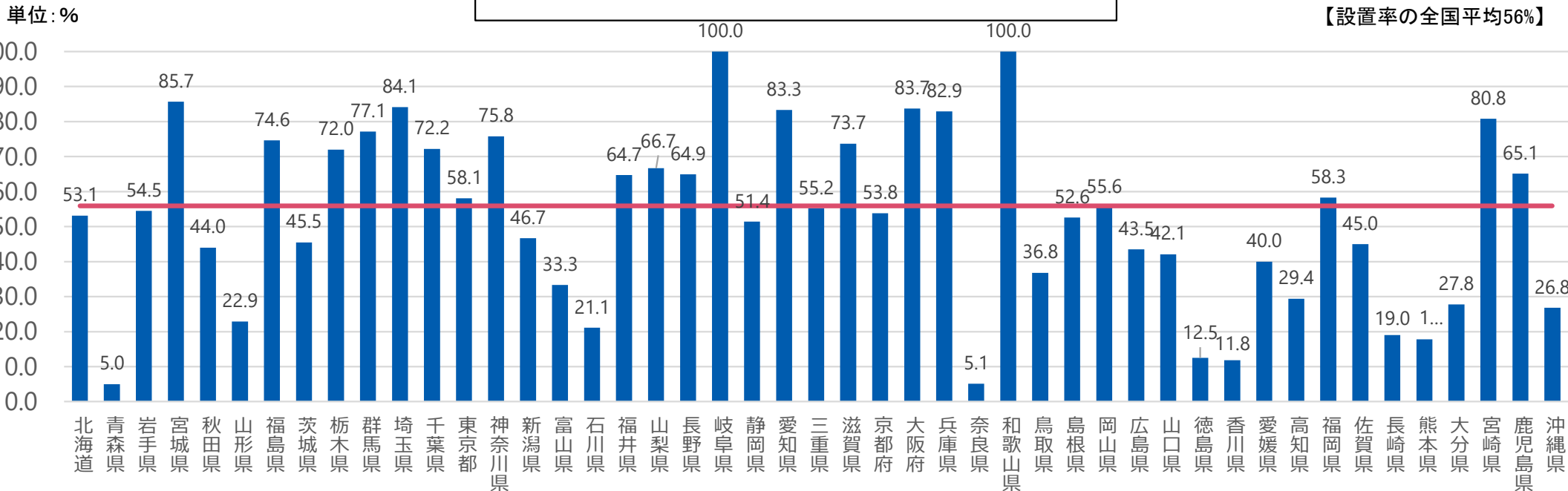
### イメージ図



基幹相談支援センターの設置状況 (経年比較)



基幹相談支援センターの設置率 (都道府県別)



- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等それぞれの役割や機能は異なるが、障害者の地域生活を支援する体制づくりを担う点は共通。  
各々の役割や機能を踏まえた効果的な連携体制の構築が必要。

	基幹相談支援センター (地域における相談支援の中核的な機関)	地域生活支援拠点等 ( 障害者が地域で安心して暮らすための サービスの拠点・連携体制 )
設置・整備主体	市町村が設置主体（複数市町村による共同設置可） ※指定特定相談支援事業所等に対する委託可	市町村が整備主体（複数市町村による共同整備可） ※複数のサービス事業所等による面的な体制整備も可
役割・機能	<p>地域における相談支援の中核的な機関として地域の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合的な相談支援・権利擁護</li> <li>②地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援</li> <li>③関係機関等の連携の緊密化の促進</li> </ul>	<p>地域生活における安心の確保＋地域生活への移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急時・緊急時に備えるための相談</li> <li>②緊急時の受け入れ・対応</li> <li>③体験の機会・場</li> <li>④専門的人材の確保・養成</li> <li>⑤地域の体制づくり</li> </ul>



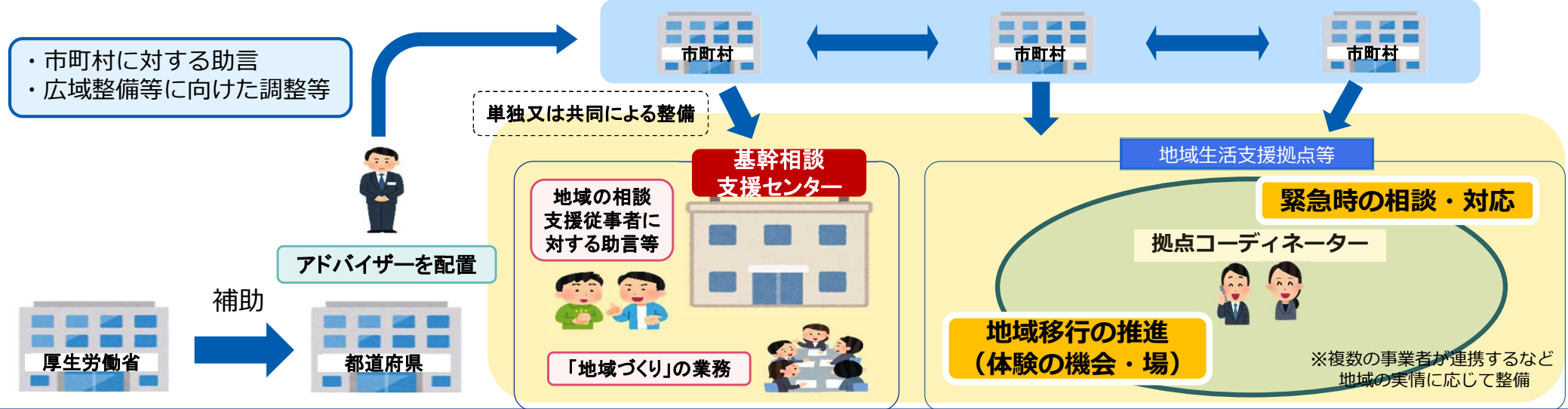
令和6年度当初予算案 32百万円（－）※（）内は前年度予算額

## 1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。  
 ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2



# 基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和6年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（504億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。  
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
  - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
  - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。  
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

現 行	見直し（案）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

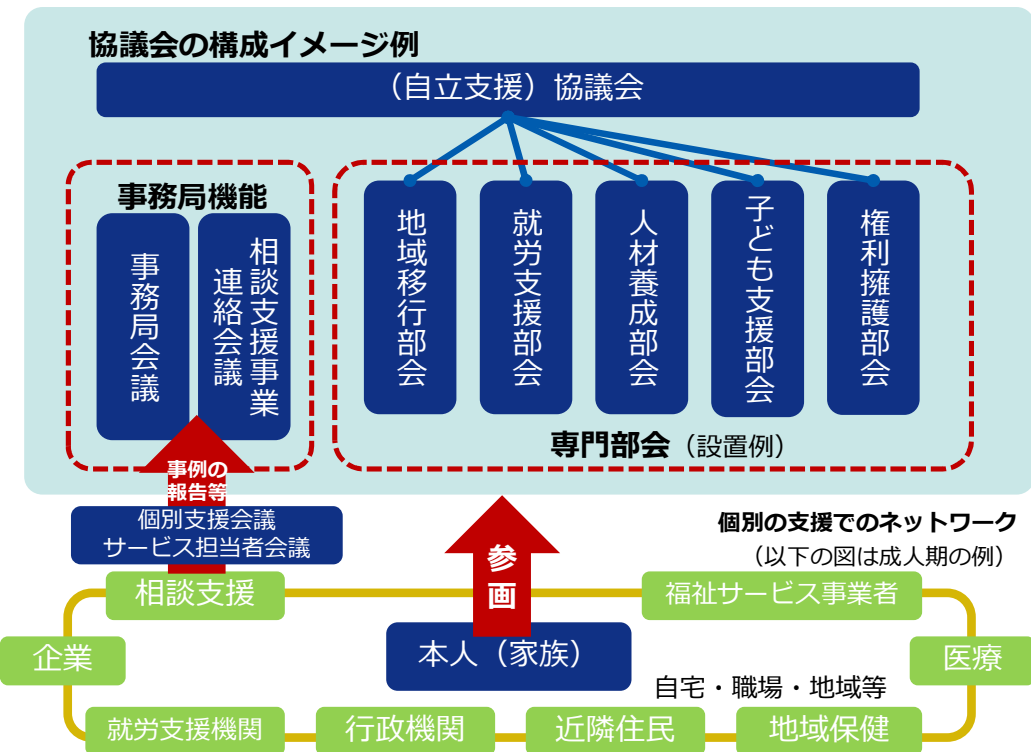
## (自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。(法第89条の3第5項) **新**
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。(法第89条の3第5項) **新**

## (自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R5.4月時点) ※精査中
  - 市町村: 1,677自治体(設置率約96%)
  - ※協議会数: 1,197箇所
  - 都道府県: 47自治体(設置率100%)
- ※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。  
(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画
- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

## （自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

**改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(\*) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

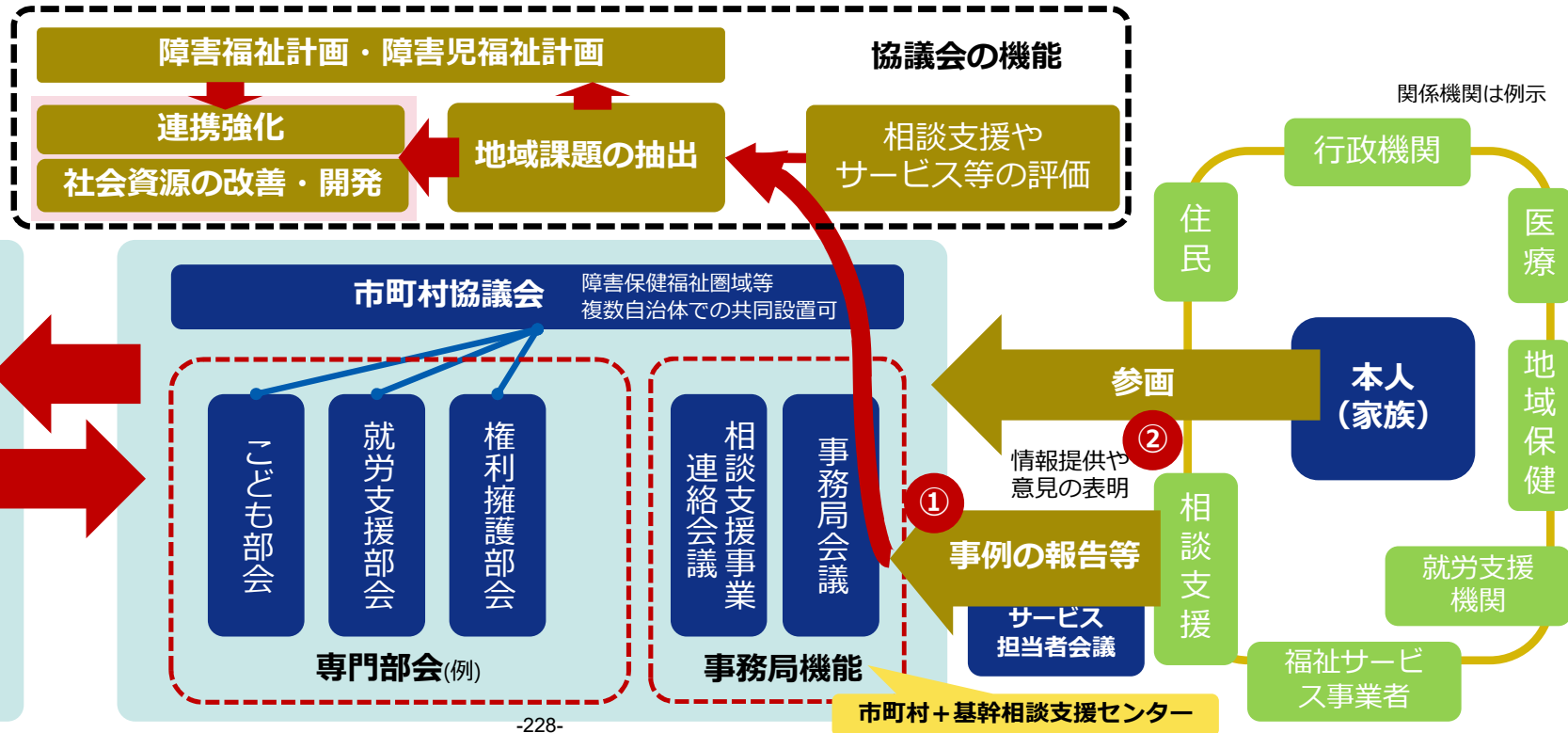
**新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

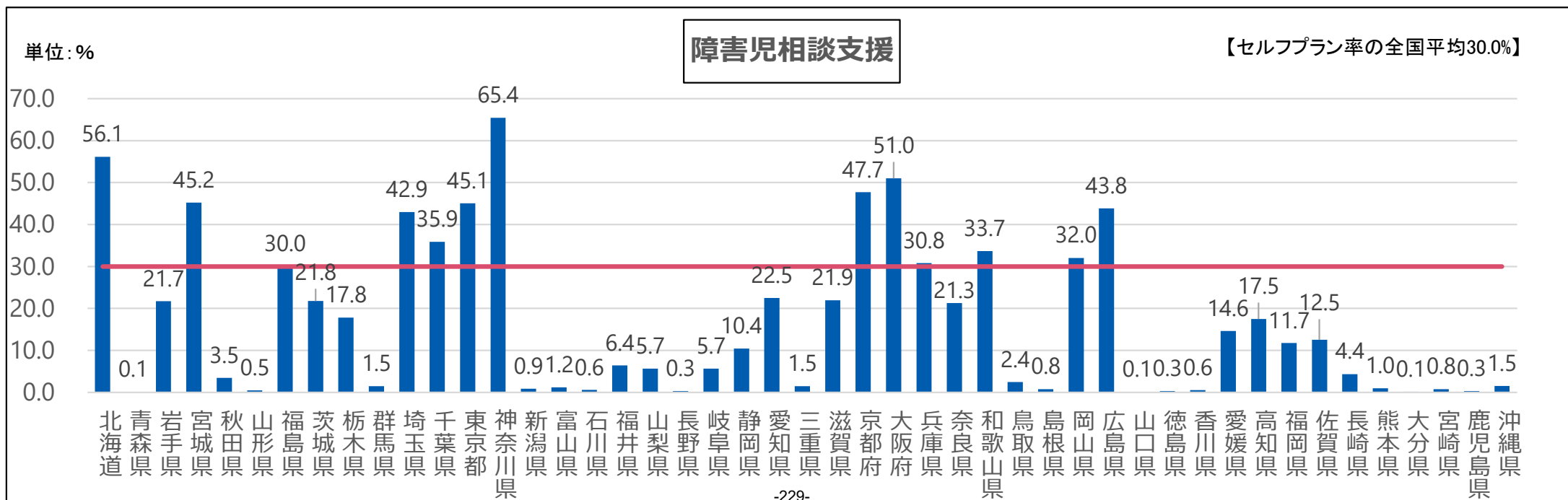
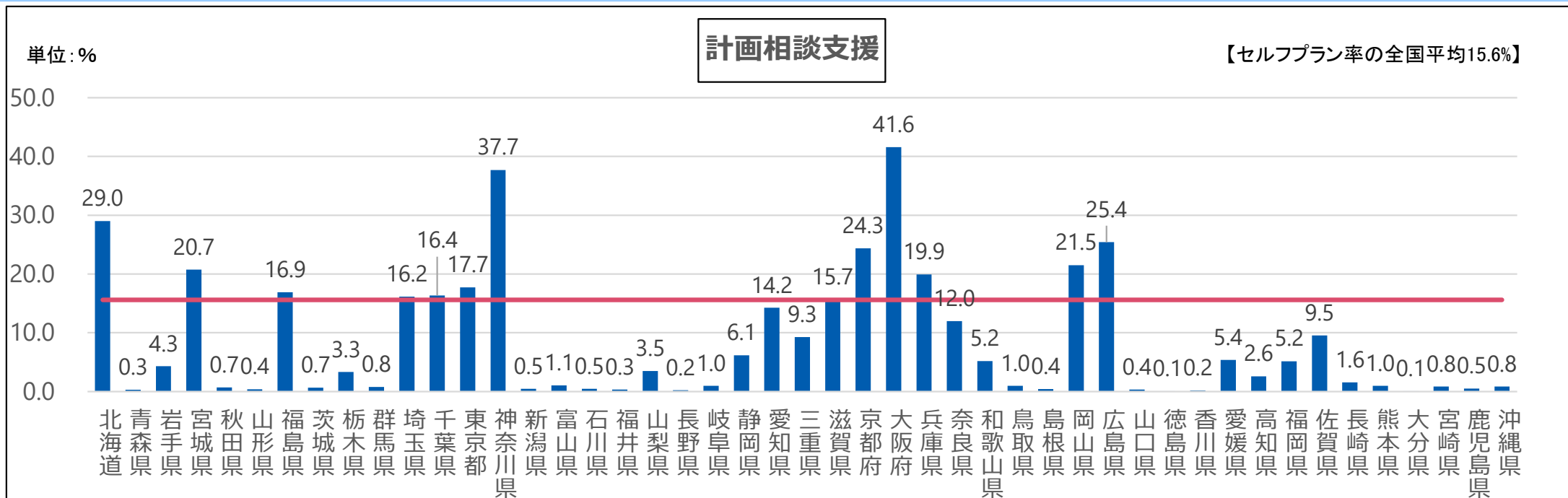
**新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

\* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

### (\*) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

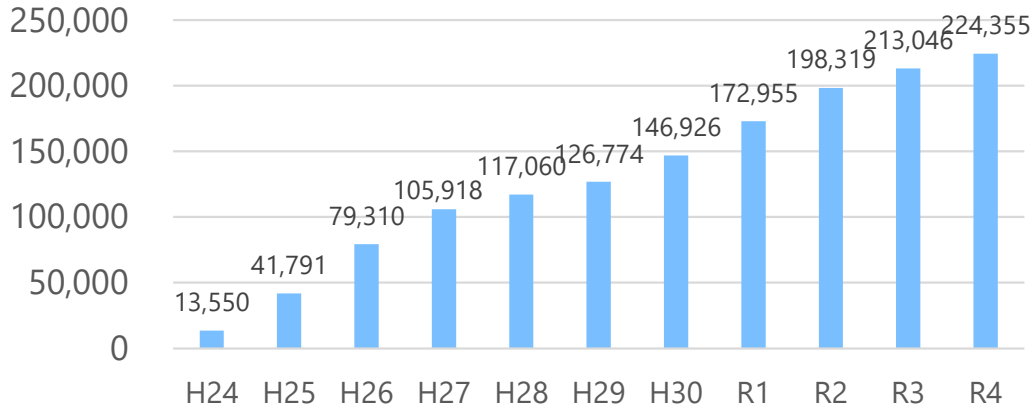




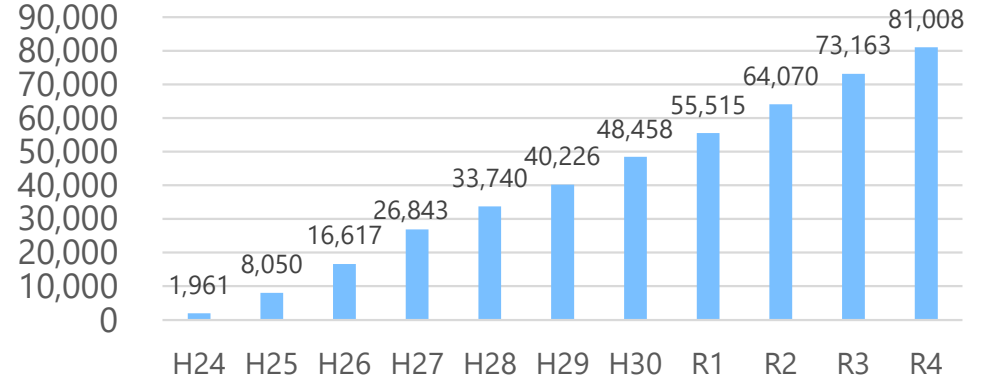


# 相談支援の現状

計画相談支援利用者数の推移（一月平均（人））

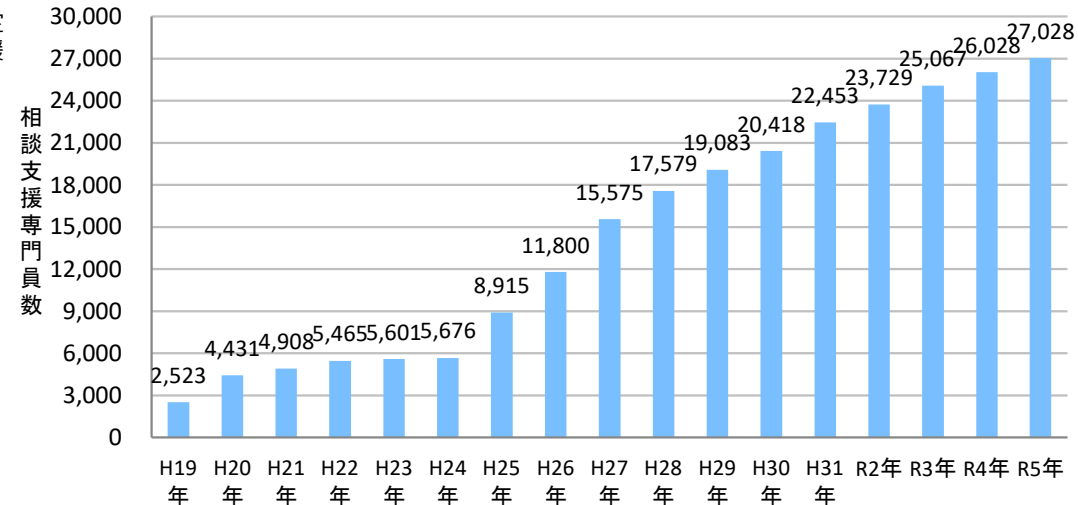
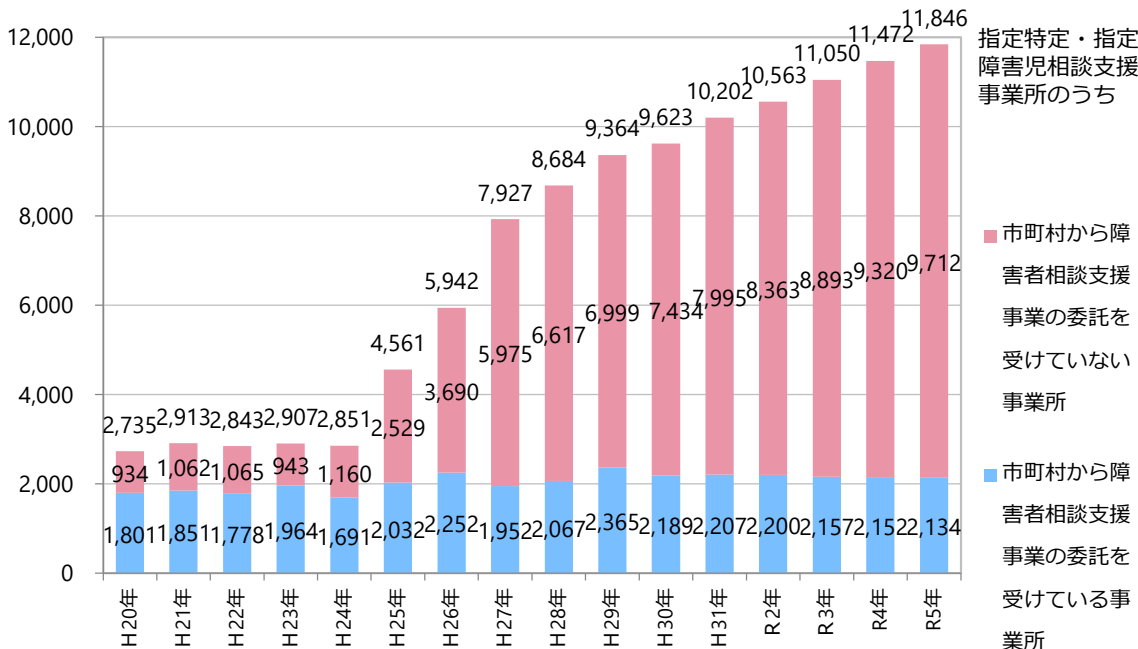


障害児相談支援利用者数の推移（一月平均（人））



指定特定・指定障害児相談支援事業所数（経年比較）

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている  
相談支援専門員の人数（経年比）



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数。  
 ※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

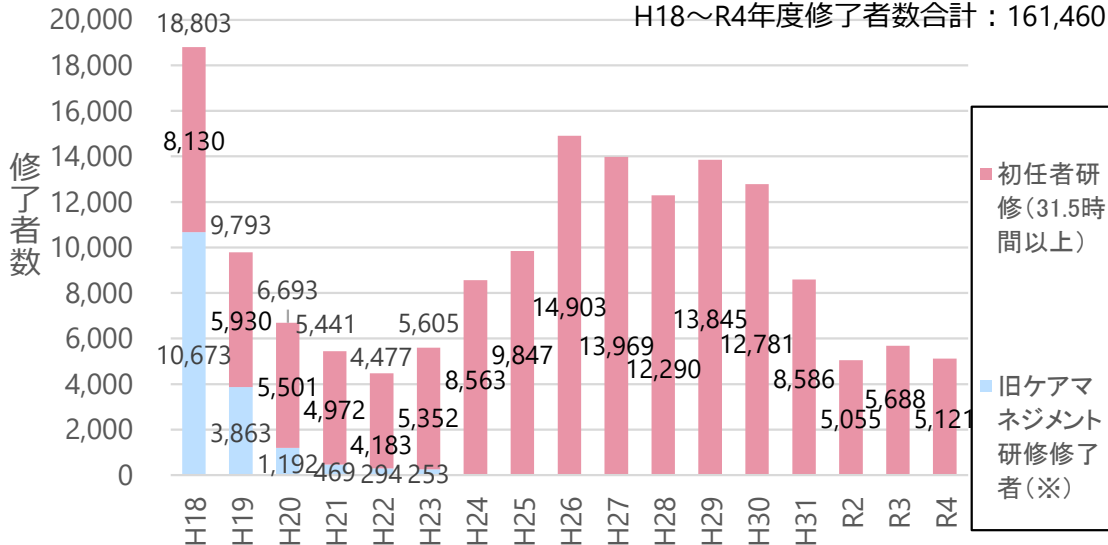
※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。  
 ※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。  
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。



# 相談支援従事者研修修了者の推移について（参考データ）

### 相談支援従事者初任者研修の修了者数（経年比較）

H18～R4年度修了者数合計：161,460

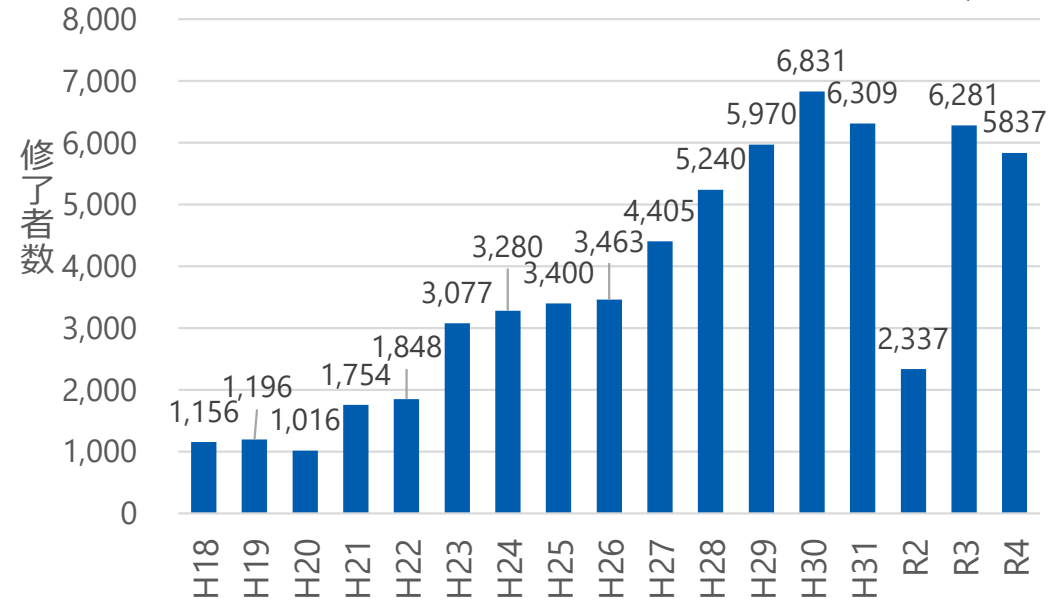


※旧ケアマネジメント研修修了者を対象とした研修（6.5時間以上）修了者（23年度まで実施）

※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

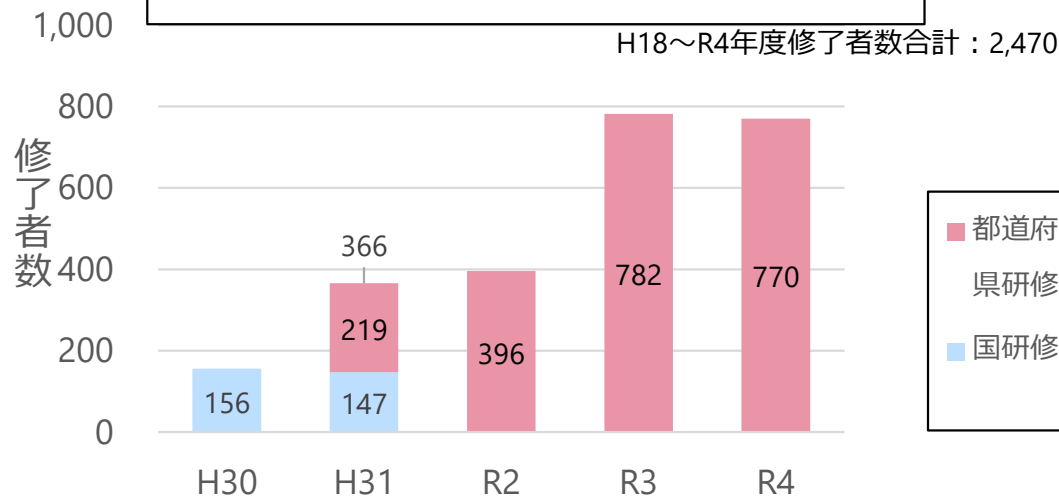
### 相談支援従事者現任研修の修了者数（経年比較）

H18～R4年度修了者数合計：63,400



### 相談支援従事者主任研修の修了者数（経年比較）

H18～R4年度修了者数合計：2,470



（出典）障害者相談支援事業の実施状況等について  
※R4は速報値

## ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**  
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加  
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算  
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</u> 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)  
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

## ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	—	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	—	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	—	<u>300単位</u>
その他加算	<u>(新) 情報提供</u>	—	<u>150単位</u>
	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等  
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

- モニタリングは、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**を設定する。（施行規則第6条の16）
- 市町村においては、利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすることとされている。  
（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）
- さらに、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にあるとなっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者	・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者	・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者	・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者	・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
・家族や地域住民等との関係が不安定な者	・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
・進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者	・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

○また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）	・医療的ケア児
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者	・強度行動障害児者
・医療観察法対象者	・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予者等）	



# 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

関連資料14

(令和5年10月4日こども家庭庁支援局障害児支援課、  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡)

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

## 記

### 1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

障害者総合支援法第77条第1項第3号関係	・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
障害者総合支援法第77条の2関係	・基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）
障害者総合支援法第78条第1項関係	・障害児等療育支援事業 ・発達障害者支援センターを運営する事業 ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
その他	・医療的ケア児支援センターを運営する事業

### 2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び同法別表第一第7号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記1のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

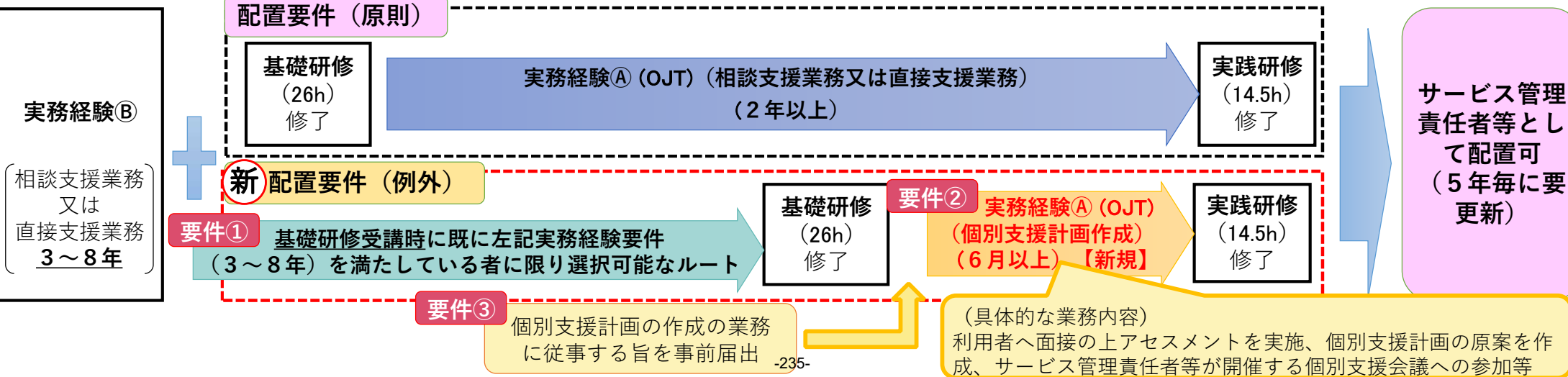
- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

### 実務経験要件

### 研修修了要件





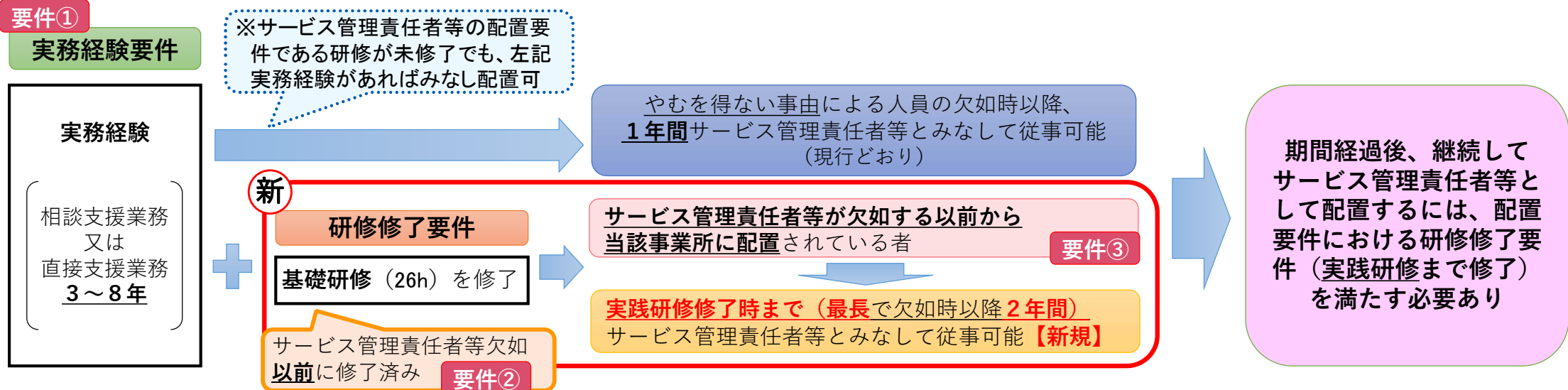
## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

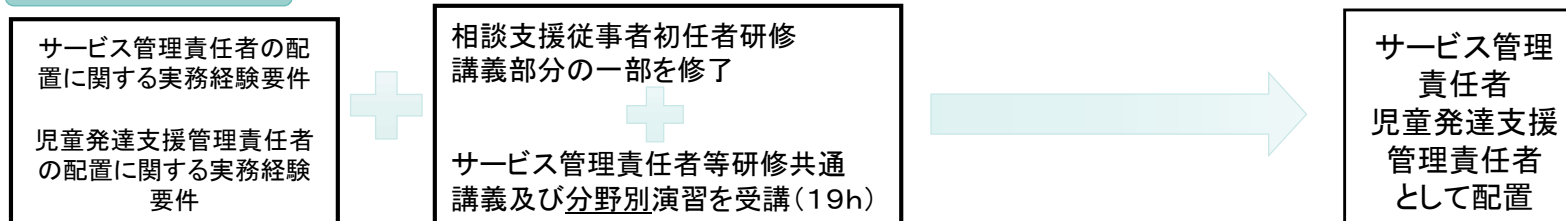
- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



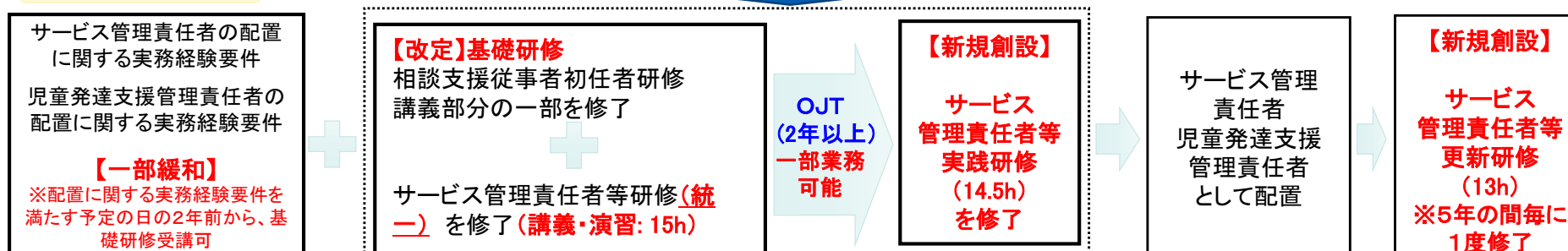
# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

## 改定前



## 現行 H31(R1)年度～



### (注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

**【新規創設】**  
専門コース別研修

### 1 3 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

#### (1) 障害者虐待の防止及び対応の徹底

##### ①障害者虐待事例への対応状況等について【関連資料1～8】

毎年度、厚生労働省において実施している「令和4年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和5年12月公表）」において、

- ・ 養護者及び障害福祉施設従事者等による障害者虐待について、それぞれ相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数がいずれも増加し、特に、障害福祉施設従事者等による虐待判断件数が大幅に増加
- ・ 通報者の割合については、近年の傾向と同様に、養護者による虐待は警察、障害福祉施設従事者等による虐待は施設・事業所の管理者や職員からの通報が増加
- ・ 施設従事者虐待の虐待判断件数については、施設・事業種別では共同生活援助、施設入所支援、生活介護の順に多く、障害種別では知的障害者や行動障害のある者の割合が高い
- ・ 虐待の発生要因は、養護者による虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い
- ・ 市町村における虐待通報への対応状況について、「虐待通報件数」に占める「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合に一定のばらつきがある

等の状況が認められた。

また、虐待判断件数の増加の要因については、

- ・ 障害者虐待防止法の通報義務の浸透のほか、
- ・ 令和4年度から施設・事業所における虐待防止措置（①虐待防止委員会の設置、②虐待防止責任者の配置、③職員研修の実施）が義務化されたことによる通報の徹底
- ・ サービス利用者数の増加

等の要因が考えられる。

なお、障害福祉施設従事者等虐待の市町村が考える「発生要因」として「教育・知識・介護技術等に関する問題」「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い状況があることから、施設・事業所における支援の質などの観点も含め、引き続き、国の調査研究において分析していくこととしている。

都道府県及び市町村におかれては、障害者虐待の通報・相談に対する事実確認調査や対応の徹底を図るとともに、施設・事業所に対する監査等に

において虐待防止措置の徹底を図ること等により、障害者虐待の防止及び対応の徹底について願います。

また、市町村におかれては、障害者虐待の相談・通報への対応の徹底を図るため、

・ 相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと

・ 市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくよう願います。

なお、令和5年度における障害者虐待に係る調査研究において、重篤事案の検証や、都道府県における市町村及び事業所等に対する虐待防止に向けた取組促進策の好事例の把握を行っており、本調査研究を踏まえて障害者虐待防止の手引の見直し等を行う予定であるため、申し添える。

## ②障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化等について【関連資料9～11】

令和6年度報酬改定において、障害福祉サービス事業所等における虐待防止及び身体拘束適正化の取組の強化を図ることとしている。

都道府県及び市町村におかれては、当該見直しについての障害福祉サービス事業者等への周知や対応の徹底について願います。

(虐待防止措置未実施減算の創設)

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束廃止未実施減算の見直し等)

身体拘束適正化措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に係る身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げるとともに、訪問・通所系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

なお、身体拘束等については、指定基準において緊急やむを得ない場合を除き禁止しているところであるが、

- ・ 緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たす場合であること
- ・ 組織として当該要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと

を解釈通知において明記する予定である。

このほか、障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、

- ・ 共同生活援助、障害者支援施設において、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化（令和6年度までは努力義務）
- ・ 強度行動障害を有する児者への支援体制の強化

を行うこととしており、事業所の運営への外部の目の導入や強度行動障害を有する者への適切な支援の推進により、障害者虐待の防止にもつなげていくこととしている。

③ 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料 12】

令和6年度障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の予算案において、今年度と同様6.2億円を確保している。

都道府県や市町村におかれては、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応や適切な支援を行うため、本事業の積極的な活用をお願いします。

④ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修内容の見直し等について【関連資料 13】

都道府県における「障害者虐待防止・権利擁護に関する研修」の実施状況にばらつきがあることから、令和6年度より、国において標準的な研修カリキュラムを示すこととしている。

また、都道府県が当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合に障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の国庫補助対象と



する見直しを予定しており、都道府県におかれては、当該見直しを踏まえた研修カリキュラムの見直しについて検討していただくようお願いする。

なお、障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、虐待防止担当者及び管理者について、都道府県による同研修に参加することが望ましい旨示す予定であり、都道府県におかれては、これらの者で同研修を未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

令和6年度における各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修で指導的役割を担う者に係る国研修の開催日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

令和6年度は今年度と同様3日間の研修として実施することとしており、詳細は追って連絡する。

#### 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）

■日時：令和6年8～9月頃（3日間）

■場所：東京都23区内を予定

#### （2）意思決定支援の推進について【関連資料14～16】

障害者本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現していくためには、障害者本人に関わる支援者が一体となって丁寧に意思決定支援を実施していくことが重要である。

障害者の意思決定支援の推進については、これまで、

- ・平成28年度に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を策定し、意思決定支援責任者の配置や意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画の作成、モニタリングなどの枠組みを示すとともに、
- ・令和2年度から、都道府県における相談支援専門員、サービス管理責任者等に対する専門コース別研修の実施
- ・基本指針において、新たに、都道府県による意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施について盛り込むとともに、研修の実施回数や修了者数の見込みを活動指標として設定するなど、取組を進めている。

令和6年度報酬改定においては、更に、障害福祉サービス等における意思決定支援の取組を推進するため、意思決定支援ガイドラインの内容について、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させることとしている。

また、解釈通知において、障害者に対する意思決定支援を担うサービス管理責任者及び相談支援専門員について、当該職員を対象とする専門コース

別の意思決定支援研修を受講することが望ましい旨を明確化する予定である。

各都道府県及び市町村におかれては、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等に対して、今回の見直し内容の周知や丁寧な意思決定支援の実施に向けた助言等により、意思決定支援の取組の推進について願います。

あわせて、意思決定支援研修を未実施の都道府県におかれては、意思決定支援研修の実施について検討いただくよう願います。

### (3) 本人の希望を踏まえたサービス提供体制の確保について（同性介助）【関連資料 17】

障害福祉サービス事業所等の設置者は、障害者総合支援法において、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等の人格を尊重する責務が規定されている。

また、障害者虐待防止の手引きにおいて、障害福祉サービス等の提供に当たって「本人の意思に反した異性介助を繰り返す」ことについて、心理的虐待の一つとして例示するとともに、性的虐待の防止のため、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整える旨記載している。

令和5年3月に閣議決定された障害者基本計画(第5次)において、新たに「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われないよう取組を進める」旨盛り込むとともに、基本指針において、「本人の意思に反した異性介助が行われないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること」が盛り込まれたところである。

更に、令和6年度報酬改定において、排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記することとしている。

都道府県、市町村におかれては、障害福祉サービス事業者に対して、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨の周知や必要な助言指導について願います。

### (4) その他

従来より、障害福祉サービス等が適切に運営されるよう、機会あるごとに

要請してきているところであるが、近年においても事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総支法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。

その際、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるように、また、虐待を受けている障害者について、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、障害者虐待防止法等の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を行う際に、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県等においては、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）  
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

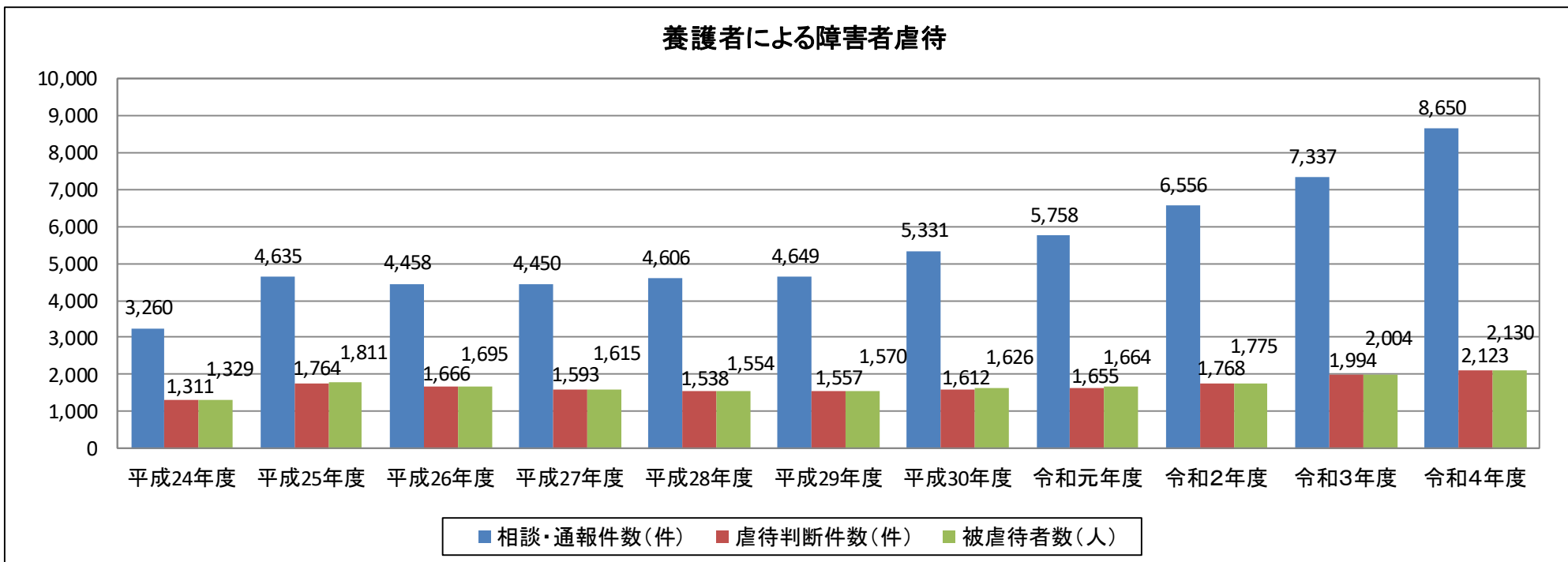
第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

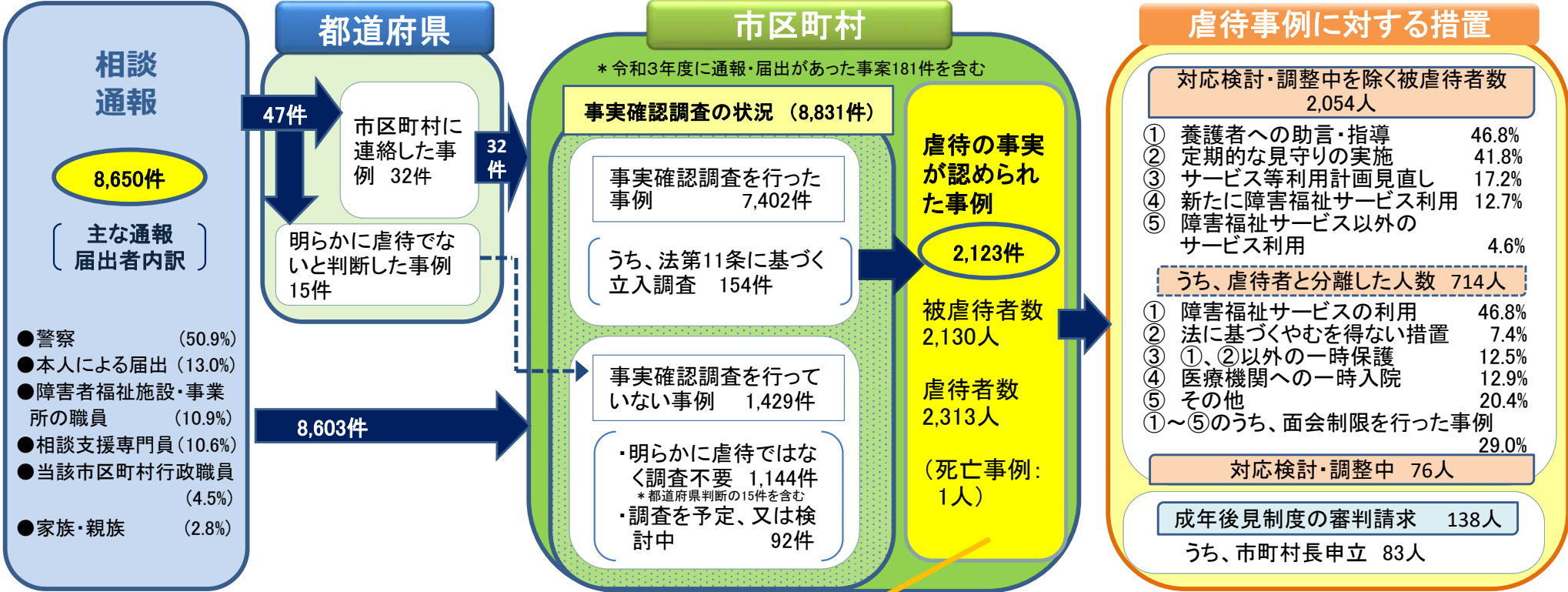
1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



# 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



### 虐待者(2,313人)

- 性別  
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢  
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)  
40～49歳(16.3%)
- 続柄  
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)  
兄弟(10.8%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

### 被虐待者(2,130人)

- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明:1名
- 年齢  
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)  
40～49歳(19.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.0%	45.0%	43.4%	3.1%	2.4%

- 障害支援区分のある者 (49.3%)
- 行動障害がある者 (27.5%)
- 虐待者と同居 (85.3%)
- 世帯構成  
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、  
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)



令和3年度調査結果（養護者による虐待）

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	226	156	19	206	33	902	829	17	3,411
構成割合	13.4%	3.1%	2.1%	0.3%	2.8%	0.4%	12.3%	11.3%	0.2%	46.5%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	335	113	20	258	61	7,566
構成割合	4.6%	1.5%	0.3%	3.5%	0.8%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数7,337件に対するもの

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	415	513	130	332	181	847	347	198
構成割合	20.7%	25.6%	6.5%	16.6%	9.0%	42.3%	17.3%	9.9%

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	504	319	189	851	311	290	73
構成割合	25.1%	15.9%	9.4%	42.5%	15.5%	14.5%	3.6%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

令和4年度調査結果（養護者による虐待）

【通報等】

「警察」からの通報が増加

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,128	244	129	16	232	23	918	941	12	4,405
構成割合	13.0%	2.8%	1.5%	0.2%	2.7%	0.3%	10.6%	10.9%	0.1%	50.9%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	390	128	15	228	59	8,868
構成割合	4.5%	1.5%	0.2%	2.6%	0.7%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数8,650件に対するもの

【発生要因】

「家庭の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多い

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	489	564	148	379	179	877	346	199
構成割合	23.0%	26.5%	6.9%	17.8%	8.4%	41.2%	16.2%	9.3%

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	538	329	209	894	360	292	82
構成割合	25.3%	15.4%	9.8%	42.0%	16.9%	13.7%	3.8%

-246- (注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

① 養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。

市町村における事実確認調査については、100%程度の都道府県がある一方で、70%程度となっている都道府県もある。また、虐待判断についても、50%程度の都道府県がある一方で、10%程度となっている都道府県もある。

※ 図1・図2ともに平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

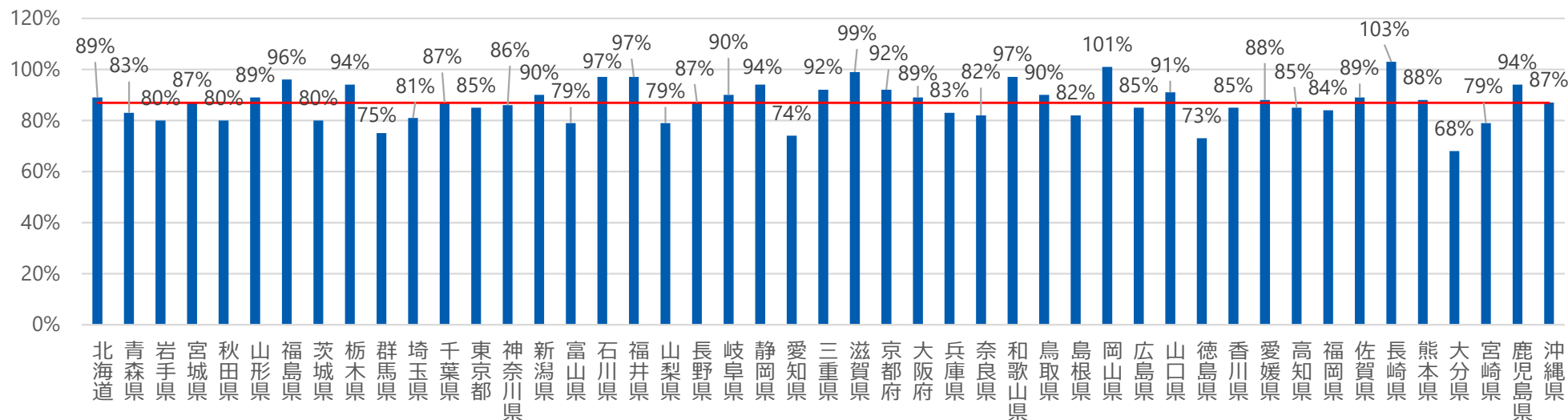
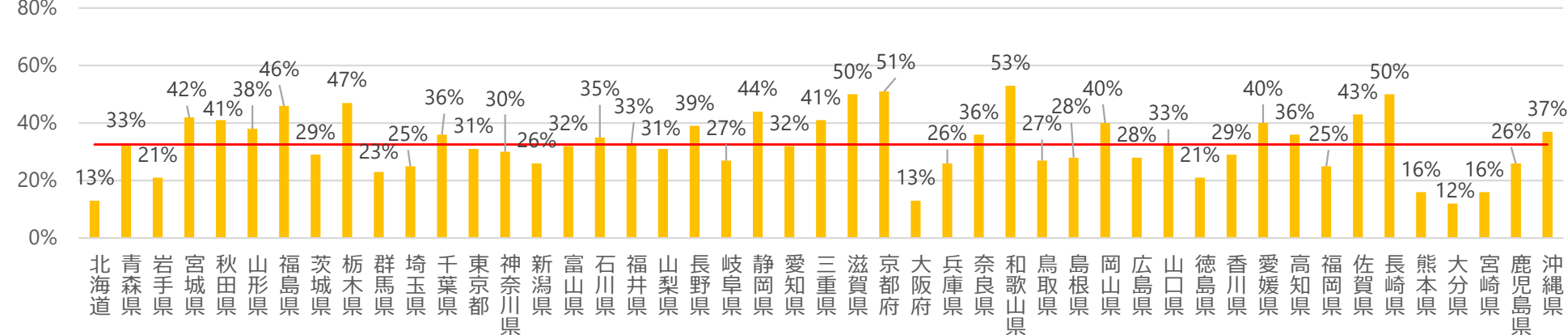


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」

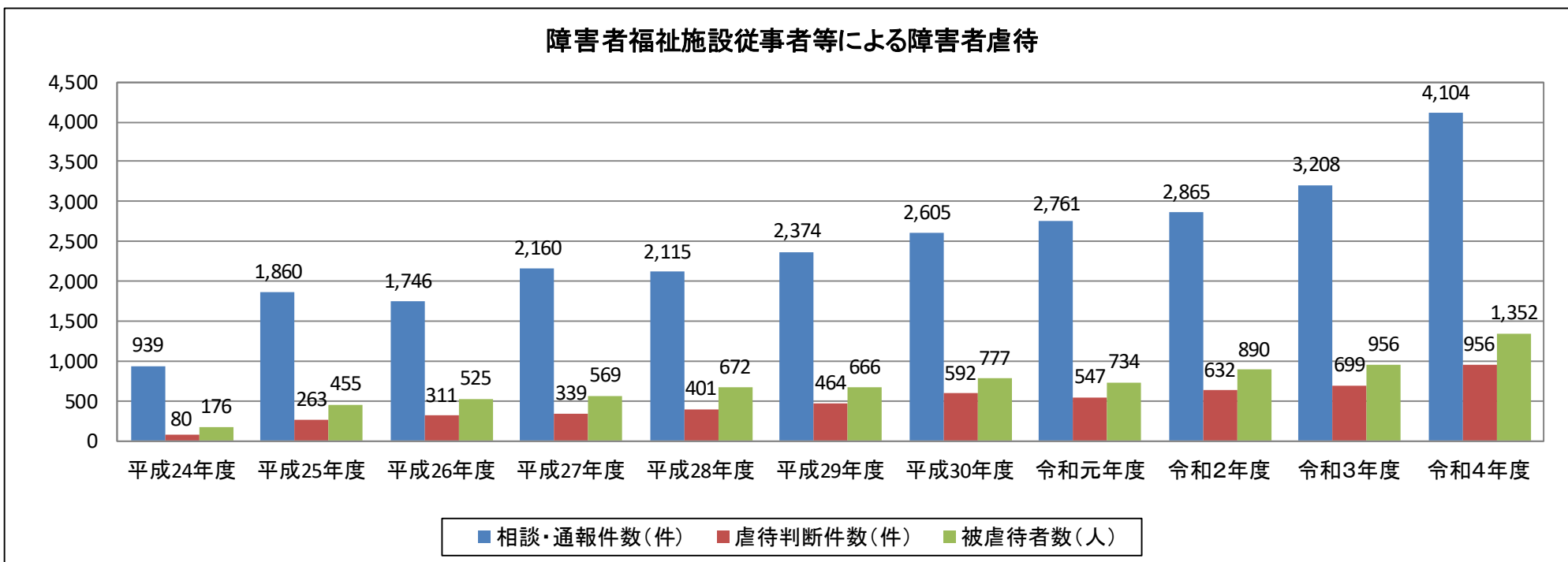


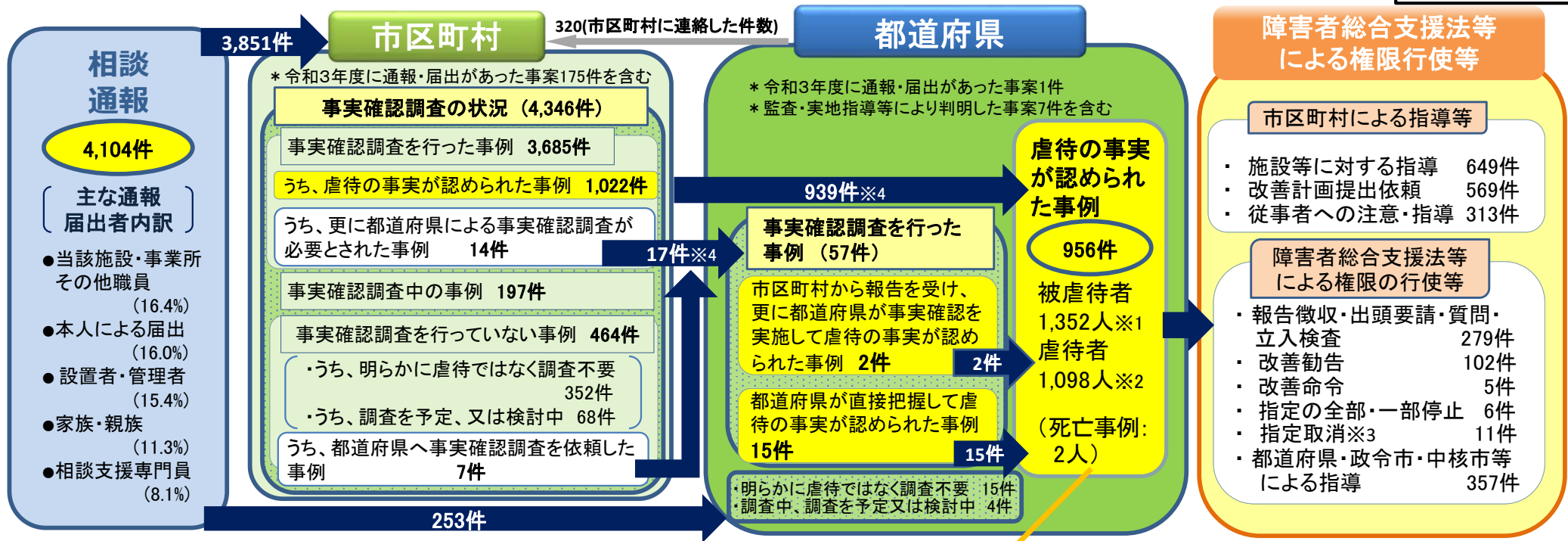
## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く





虐待者 (1,098人) ※2

- 性別  
男性 (69.9%)、女性 (30.1%)
- 年齢  
60歳以上 (20.5%)、50～59歳 (17.9%)、40～49歳 (17.8%)
- 職種  
生活支援員 (44.4%)、世話人 (9.9%)、管理者 (7.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被虐待者 (1,352人) ※1

- 性別  
男性 (63.6%)、女性 (36.4%)
- 年齢  
40～49歳 (18.4%)、30～39歳 (17.8%)、20～29歳 (17.2%)、50～59歳 (17.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待被害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

令和3年度調査結果（障害福祉施設等従事者による虐待）

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所職員				
								当該施設・事業所設置者・管理者	サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	530	335	100	2	54	9	268	460	130	7	9	480
構成割合	16.5%	10.4%	3.1%	0.1%	1.7%	0.3%	8.4%	14.3%	4.1%	0.2%	0.3%	15.0%

	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	193	59	1	147	164	44	3	7	11	214	188	3,415
構成割合	6.0%	1.8%	0.0%	4.6%	5.1%	1.4%	0.1%	0.2%	0.3%	6.7%	5.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数3,208件に対するもの。

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	431	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	366	54.8%
倫理観や理念の欠如	334	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	147	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	165	24.7%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった31件を除く668件に対するもの。

令和4年度調査結果(障害福祉施設等従事者による虐待)

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所職員				
								当該施設・事業所設置者・管理者	サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	655	465	98	3	43	20	331	633	157	11	20	675
構成割合	16.0%	11.3%	2.4%	0.1%	1.0%	0.5%	8.1%	15.4%	3.8%	0.3%	0.5%	16.4%

	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	214	44	3	204	206	53	10	6	13	279	243	4,386
構成割合	5.2%	1.1%	0.1%	5.0%	5.0%	1.3%	0.2%	0.1%	0.3%	6.8%	5.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数4,104件に対するもの。

【通報等】  
「当該施設・事業所職員」や「設置者・管理者」からの通報が増加

【発生要因】  
「教育・知識・介護技術の問題」、  
「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観の欠如」が多い

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	669	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	520	57.2%
倫理観や理念の欠如	528	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	289	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	285	31.4%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった47件を除く909件に対するもの。



②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合と「虐待と判断した事例件数」の割合を都道府県毎に比較した。

市町村における事実確認調査については、100%程度の都道府県がある一方で、30%程度となっている都道府県（※3）もある。また、虐待判断についても、30%程度の都道府県がある一方で、10%程度となっている都道府県もある。

※1 図3・図4ともに平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値と比較

※2 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

※3 都道府県が対応した事例は「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなることに留意。

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

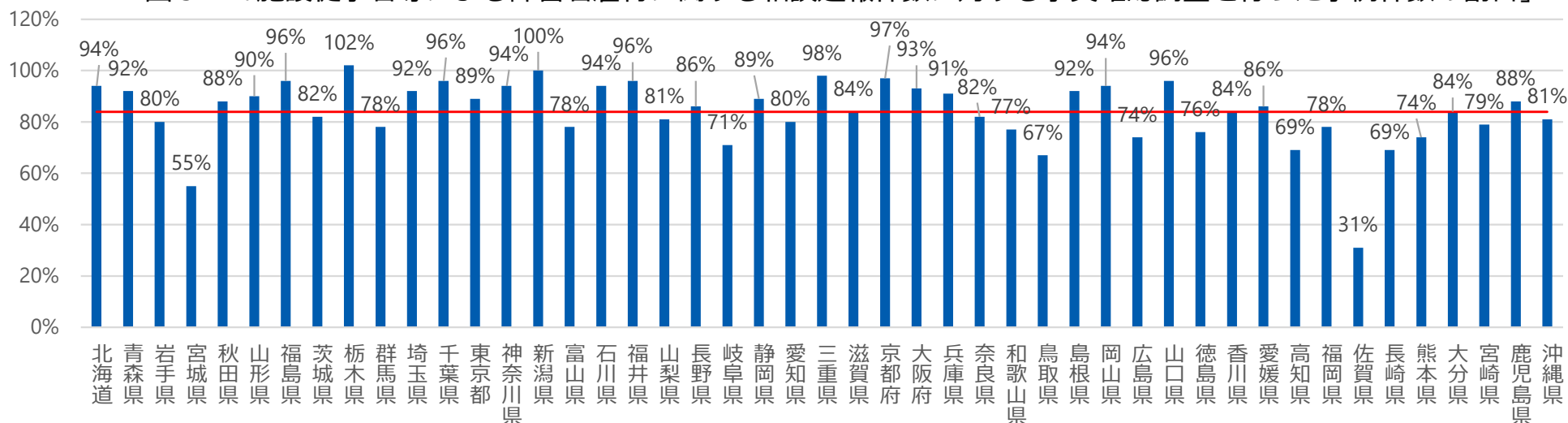
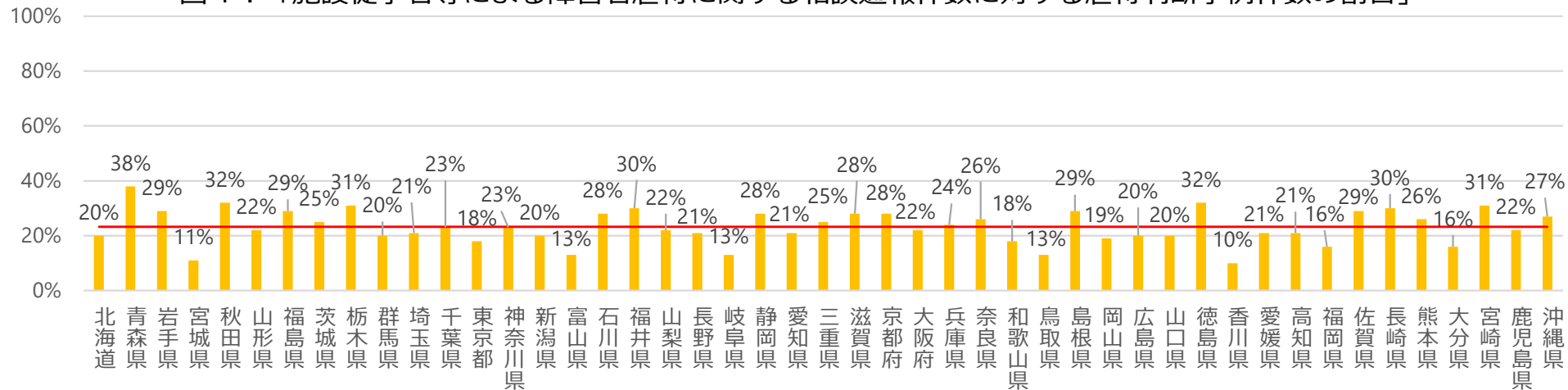


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

## （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

## （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

## ◀地域との連携等【新設】▶

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

### 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。  
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

### 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

### 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

### 【重度障害者支援加算（共通）】

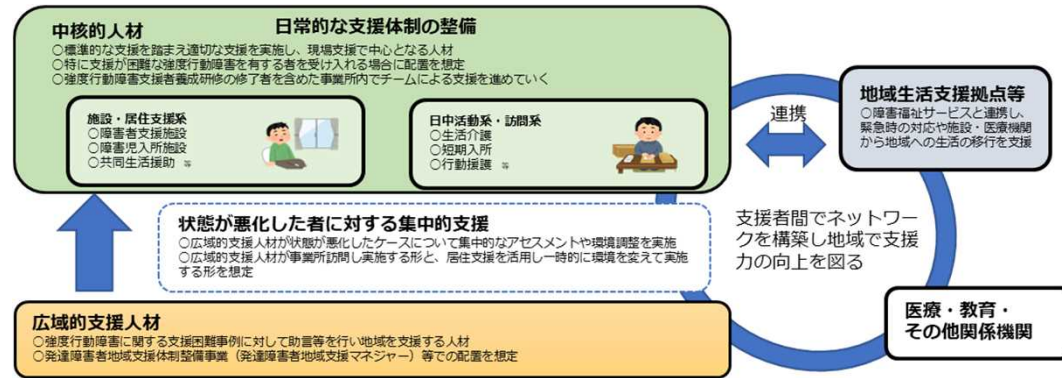
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

### 【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

## ③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

### 【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
  - ・ 医療・教育等の関係機関との連携
  - ・ 行動関連項目18点以上の者を受入れ
  - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

## ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

### 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

### 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）



## ○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度予算案：6.2億円

### 1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

### 2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

#### ① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

#### ② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

#### ③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施

#### ④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

### 3. 実施主体 都道府県及び市町村

### 4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

## ○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和6年度予算案：11,794千円

### 1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

### 2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）



# 権利擁護・虐待防止研修の見直し(案)

○ 都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示予定。

## ア 【講義部分】※事前視聴

### 共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- II 障害者虐待防止法の概要(45分)
- III 当事者の声(45分)
- IV 性的虐待の防止と対応(30分)
- V 身体拘束等の適正化の推進(30分)
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

### 自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分+30分)
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分+20分)

### 管理者・虐待防止責任者コース講義

- I 法人・事業所の理念と管理者の役割(30分)
- II-1 虐待を防止するための日常の取組について①(30分)
- II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～(30分)
- III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)(30分)
- IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割(30分)
- V 虐待防止委員会の実際の運営について(15分+15分)

## イ 【演習部分】※伝達研修

### 自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

### 管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習② 虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営(120分)

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

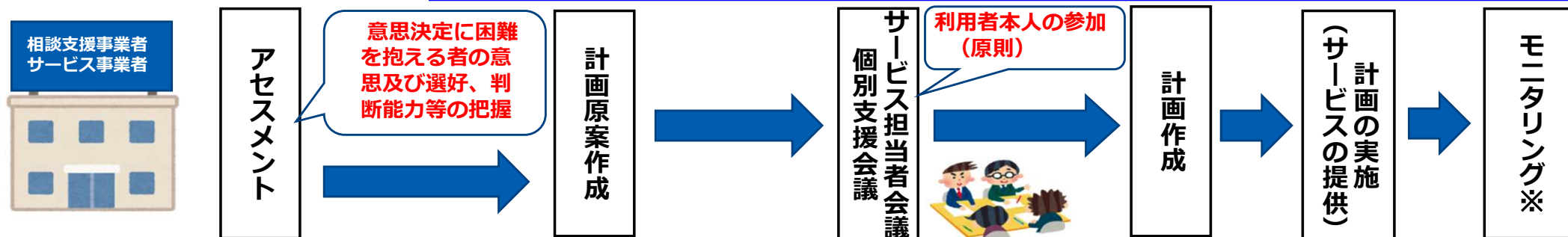
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

## 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の趣旨

- ・障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらか意思及び選好を推定する。

## これまでの取組

平成28年度	(29年3月)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定
平成29年度 ～平成30年度	厚生労働科学研究において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解、活用に関する研修カリキュラムを開発
令和2年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記カリキュラムを踏まえた研修を都道府県等が実施する相談支援従事者及びサービス管理責任者等を対象とした専門コース別研修のメニューとして追加</li> <li>・令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意志決定支援の取組みのための調査研究」を実施</li> </ul>

## 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

### 《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 《意思決定を構成する要素》

#### (1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

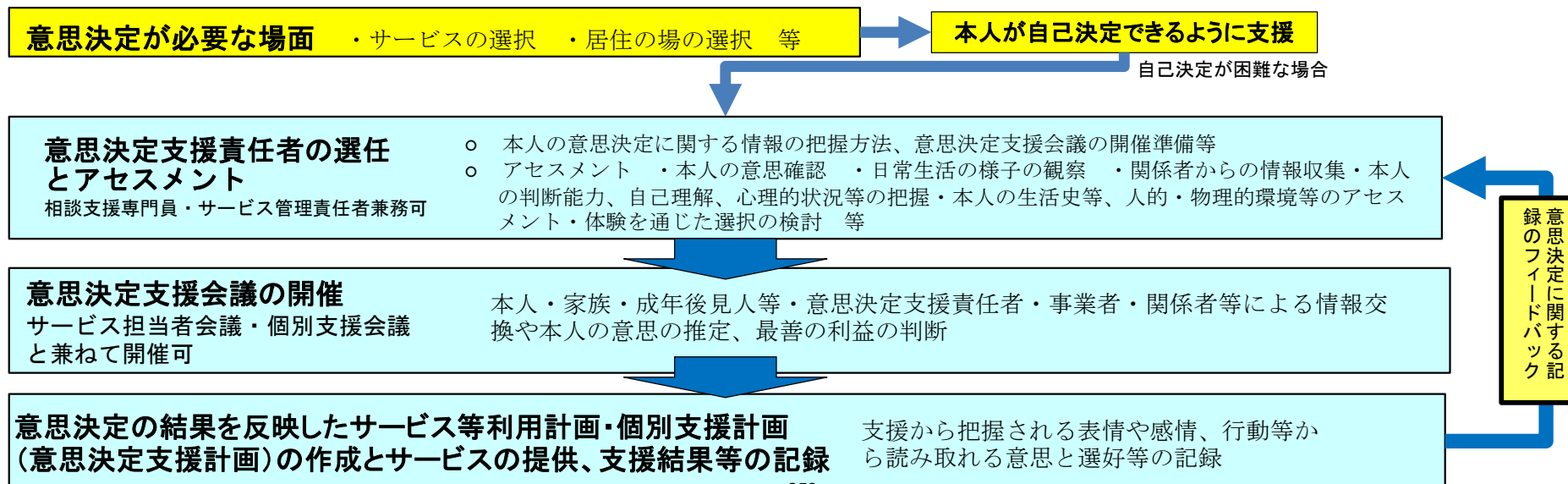
#### (2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

#### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

## 意思決定支援の流れ



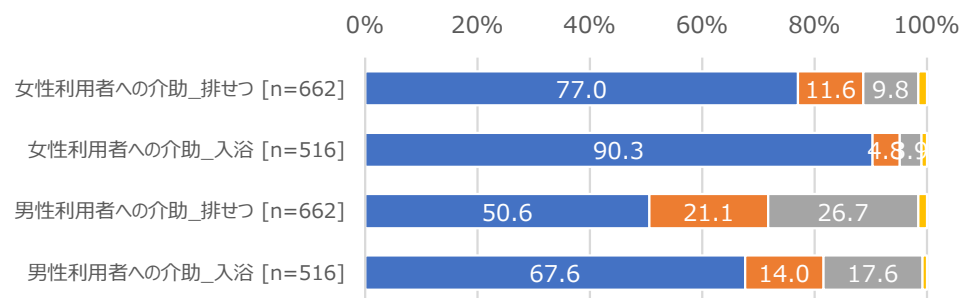
## 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

## 同性介助の状況について

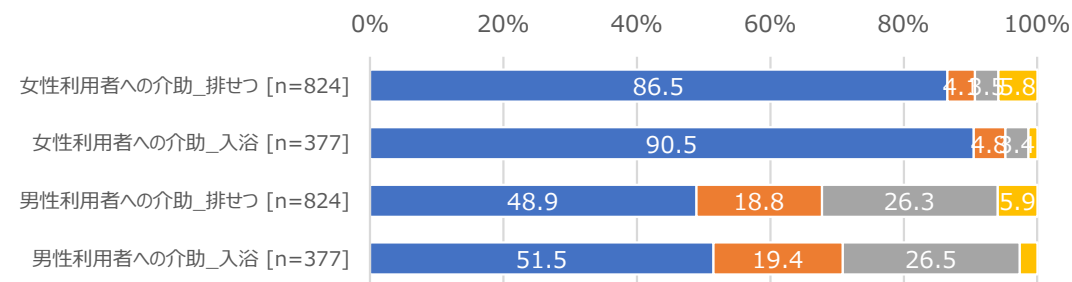
出典: 令和4年度報酬改定検証調査

### 障害者支援施設



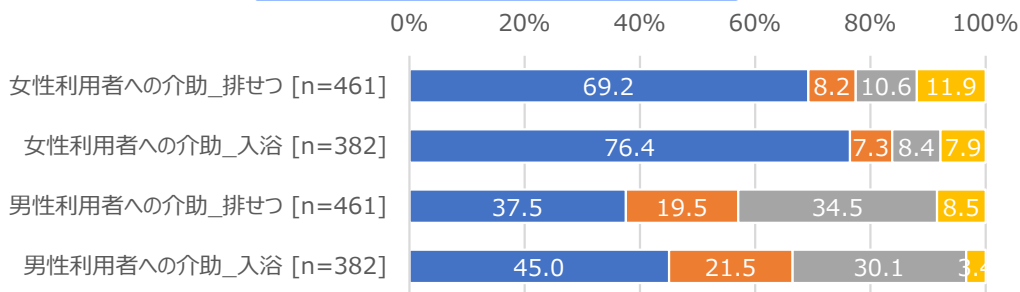
- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない(同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある)
- 無回答

### 生活介護



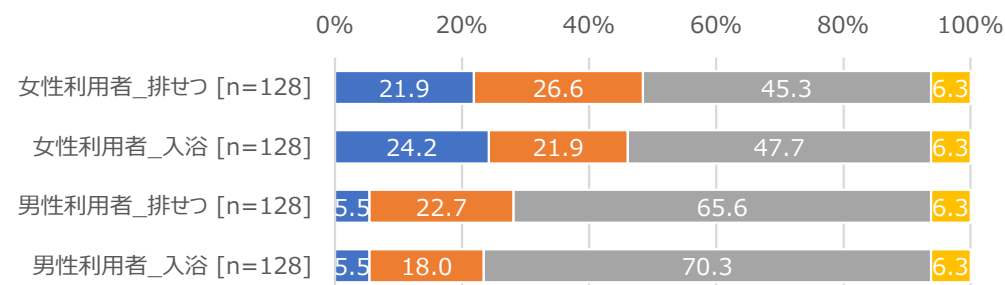
- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない(同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある)
- 無回答

### 短期入所



- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない(同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある)
- 無回答

### 療養介護



- 同性介助に限定している
- 希望者には原則同性介助を実施
- 同性介助に限定していない
- 無回答



## 1 4 成年後見制度の利用促進について

### (1) 市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について【関連資料1～4】

#### ①成年後見制度利用支援事業の推進

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(以下「第二期計画」という。)においては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村は、成年後見制度利用支援事業の対象として、

- ・ 広く低所得者を含めることや、
- ・ 市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬や、後見監督人等が選任される場合の報酬も含める

など、同事業の実施内容を早期に検討することが期待されるとともに、第二期計画のK P Iにおいて令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直しを検討することとされている。

また、令和5年5月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」(事務連絡)(※)を発出し、成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項を示したところである。

市町村におかれては、成年後見制度利用支援事業について、K P Iや当該事務連絡を踏まえ、以下の点も含め地方自治体における実施要綱の内容を改めて確認し、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直しを検討するようお願いする。

- ・ 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・ 市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

また、都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析、適切な実施に向けた広域的な見地からの支援についてお願いする。

※「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」(令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、同精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

#### ②市町村長申立ての適切な実施について

市町村長申立ての適切な実施について、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的な考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、対象者の住所と居所が異なる市町村の場合の申立基準の原則や、虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示しているところである。

また、令和5年5月の事務連絡において、市町村長申立てを適切に実施するため、市町村長申立てに関する要綱を未整備の市町村における要綱の整備や、上記通知で示した申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しについてお願いしたところである。

市町村におかれては、当該通知や事務連絡を踏まえ、市町村長申立てに関する要綱等の整備や申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しを行うとともに、市町村長申立ての適切な実施についてお願いする。

## （2）法人後見の推進について【関連資料5】

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、第二期計画のK P Iにおいて、都道府県による法人後見の育成方針の策定及び養成研修の実施について、令和6年度末までに全47都道府県で対応することされている。

各都道府県におかれては、第二期計画のK P Iを踏まえ、令和6年度末までに、法人後見の育成方針を策定するとともに、地域生活支援事業費等補助金の「成年後見制度法人後見養成研修事業」の活用等により、法人後見の養成に取り組んでいただくようお願いする。

また、市町村におかれては、地域生活支援事業費等補助金において法人後見実施のための研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を実施する「成年後見制度法人後見支援事業」の補助を行っているので、積極的な活用をお願いしたい。

## （3）社会局関係の取組について【関連資料6】

令和6年度予算案においては、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、工程表に掲げられた取組を推進するため、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」として、

- ・ 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・ 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- ・ 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備などの実施に必要な予算を計上している。

各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いします。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

### 今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

### はじめに

#### I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

#### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
  - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
  - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
  - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
  - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
  - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

#### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

#### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進



# 第二期計画の工程表とKPI①

## 関連資料2

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・適切な運用の確保に関する取組		利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
	・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。



# 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について(令和5年5月30日付け事務連絡)

## 関連資料 3

事務連絡  
令和5年5月30日

記

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中  
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施  
及び成年後見制度利用支援事業の推進について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。)」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業(以下「R4調査研究事業」という。)」が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第13条第2項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、R4調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

### 1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、R4調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いします。R4調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているため、参考としてください。

(参考) R4調査研究事業報告書 P86~101、P104~108、P117~120、P126~134、P137~146、P152~165

また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているため、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いします。

(参考) R4調査研究事業報告書 P171~177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル(新潟県・新潟県社会福祉協議会)」

### 2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)においてお示ししたところであり、R4調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。

つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いいたします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いいたします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いいたします。

### 3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

第二期基本計画のKPIでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、R4調査研



究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

各市町村においては、第二期基本計画のKPIや上記調査結果を踏まえ、

- ・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いします。

#### 4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

R4調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いします。

#### 5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

R4調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いします。

#### 6 好事例自治体の取組について

R4調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

- ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
- ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
- ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

- ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
- ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
- ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いします。

#### 【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて  
<参考事例集>

#### 【R4調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

[https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128\\_01.pdf](https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線：3149）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

電話：03-5253-1111（内線：2297）

E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）

E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

令和6年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金505億円の内数

### 1 成年後見制度利用支援事業

#### ・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

#### ・実施主体 市町村

### 2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

#### ・事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

#### ・実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

### 3 成年後見制度普及啓発事業

・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

令和6年度当初予算案 11.4億円 (8.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

## 地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標  
**成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実**



### 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

#### (1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村 (53.7%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県 (40.4%) / 47都道府県

#### (2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

### 2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

#### (1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進を図る。

#### (2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。





## 1 5 発達障害者支援施策の推進について

### (1) 発達障害児者に対する地域支援機能の強化

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、発達障害児者に対する地域支援機能を強化するほか、発達障害に関する住民への理解促進や、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を実施し、発達障害児者の福祉の向上を図るための「発達障害者支援体制整備事業」を実施している。

令和6年度予算案では、新たに、都道府県、指定都市による集中的支援の実施のための体制整備に必要な経費を盛り込んだところであり、具体的には、前述の広域的支援人材の役割を担う者を登録した名簿の作成や派遣調整を行うことを想定している。各都道府県・指定都市におかれては、強度行動障害を有する者を含め、発達障害児者に対する地域支援機能の更なる強化を進めることとしているので、本事業を積極的に活用いただきたい。【関係資料1】

### (2) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2024・日本実行委員会において、「セサミストリート」のキャラクターで自閉症の特性がある「ジュリア」などを起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー（チラシ）、リーフレットについても、実行委員会のホームページに掲載しているため、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベントの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<https://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載【関連資料2】

### (3) 5歳児健診のフォローアップ体制の構築について

令和5年度補正予算において、市町村による5歳児健診の実施を支援する事業が盛り込まれた（こども家庭庁）。5歳児健診については、発達障害など心身の異常の早期発見を主な目的とするところであるが、健診において発達障害を疑わせる所見が認められた場合には、就学前までに必要な支援につ



なげるための地域の支援体制の整備が重要となる。

5歳児健診推進に伴う、保健、医療、福祉、教育に係る地域のフォローアップ体制充実のため、関係省庁でも連携して対応を検討しているところであり、今後の動向については情報提供させて頂くので、各都道府県、指定都市においては、引き続き各地域におけるフォローアップ体制の構築を進めて頂くようお願いする。【関係資料3・4】

# 地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化

(発達障害者支援体制整備事業 (地域生活支援促進事業)) 令和6年度当初予算案 4.3億円 (3.9億円)

## 1 事業の目的

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や発達障害に関する住民の理解促進のためのセミナー等の開催、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

## 2 事業の概要・実施主体等

### (1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置

市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

### (2) 住民の理解促進

発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

### (3) アセスメントツール導入促進

市町村などの関係機関を対象に発達障害児者支援の尺度となるアセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

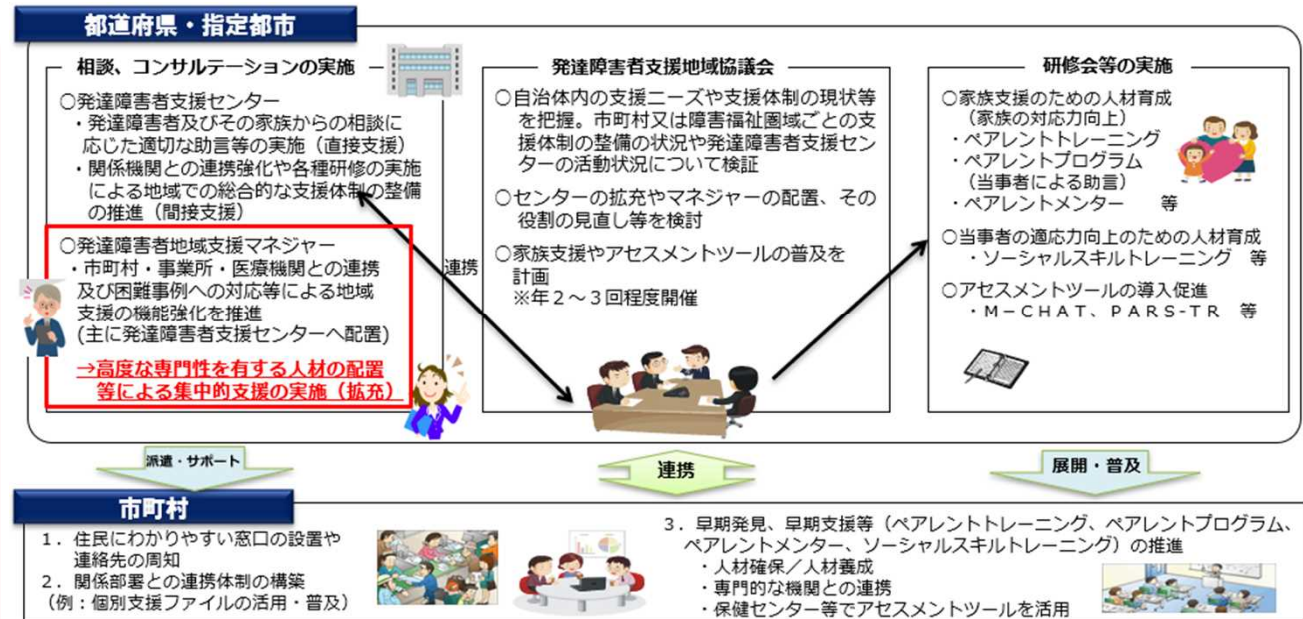
### (4) 個別支援ファイルの活用促進

市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。

### (5) 集中的支援の実施【拡充】

実施主体：都道府県、指定都市

補助率：1/2



### 【拡充内容】

著しい行動障害が生じているなどの対応が難しい事案について現場で支援にあたる人材等に対して、コンサルテーション等による指導助言が可能な高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センターに新たに配置し、集中的な訪問等による適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い、環境調整を進めていく。

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。

決議事項

- ・ 4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・ 全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・ それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・ 事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞



＜オフィシャルHP＞



オフィシャルHPへのアクセスはこちら





## 1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。  
※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

## 2 事業の概要

### ◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

### ◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

#### ① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

#### ② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、事後相談等

### ◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに適切に療育につなげることができるよう、都道府県とも協力しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

## 4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診）  
② 3,000円/人（原則として集団健診）

## 概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要**。  
(4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

## 5歳児健診

今年度、研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会中。今後、成育医療等分科会で議論。

### 問診・診察・評価

- ・ 情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

### 【健診に関わる職種の例】

- 小児科医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士 等

### 専門相談

#### 保護者との共有

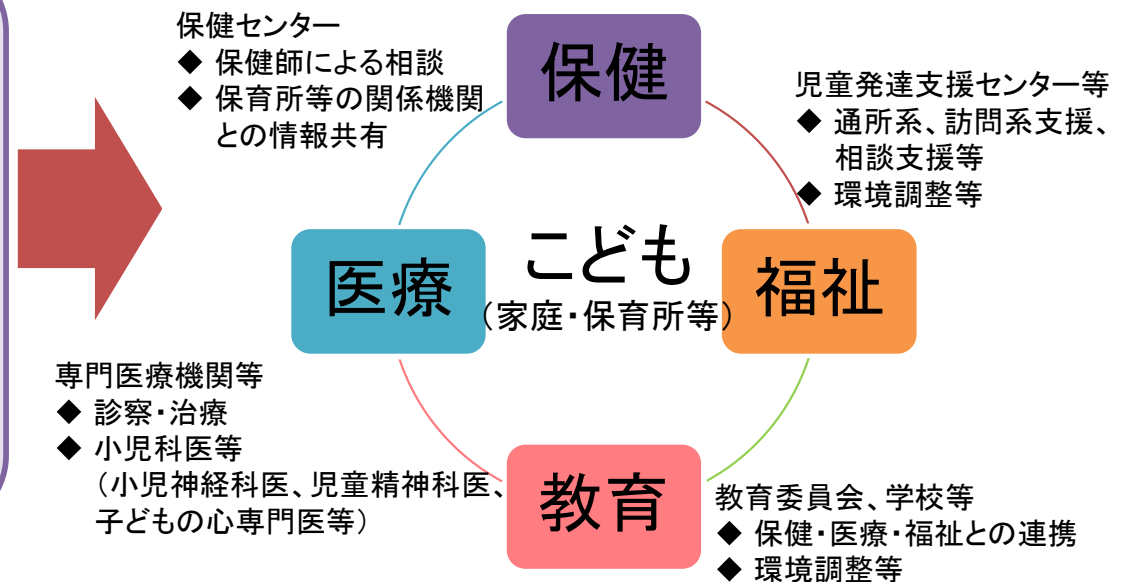
- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

### 健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

## 地域のフォローアップ体制

地域の資源を使った支援体制(受け皿)を構築



## 地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

## 【目次】

### 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

### 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

#### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・19

#### 2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・・・・・・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・22
- (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
- (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・27

<b>3 日中活動系サービス</b>	
(1) 生活介護	28
(2) 短期入所	34
<b>4 施設系・居住支援系サービス</b>	
(1) 施設入所支援	36
(2) 共同生活援助	41
(3) 自立生活援助	45
<b>5 訓練系サービス</b>	
(1) 自立訓練（機能訓練）	47
(2) 自立訓練（生活訓練）	49
<b>6 就労系サービス</b>	
(1) 就労移行支援	50
(2) 就労継続支援A型	52
(3) 就労継続支援B型	52
(4) 就労定着支援	55
(5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項	57
(6) 就労選択支援	59
<b>7 相談系サービス</b>	
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	62
<b>8 障害児支援</b>	
(1) 児童発達支援	73
(2) 放課後等デイサービス	87
(3) 居宅訪問型児童発達支援	91
(4) 保育所等訪問支援	92
(5) 福祉型障害児入所施設	95
(6) 医療型障害児入所施設	100
<b>第3 終わりに</b>	101

**別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて**

<b>[訪問系サービス]</b>	104
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
<b>[日中活動系サービス]</b>	109
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	

<b>[施設系・居住支援系サービス]</b> . . . . .	134
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
<b>[訓練系サービス]</b> . . . . .	142
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
<b>[就労系サービス]</b> . . . . .	144
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
就労選択支援サービス費	
<b>[相談系サービス]</b> . . . . .	159
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
<b>[障害児通所支援]</b> . . . . .	161
児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
<b>[障害児入所支援]</b> . . . . .	177
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 福祉・介護職員等処遇改善加算について . . . . .	186
別紙3 地域区分について . . . . .	188
別紙4 重度障害者支援加算の拡充 . . . . .	190
別紙5 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について . . . . .	193
別紙6 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について . . . . .	197
別紙7 児童発達支援センターの一元化 . . . . .	203

## 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

### 1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から17年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約150万人、国の予算額は約2兆円となっており、施行時と比較すると、それぞれ約3倍以上となっている。
- また、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～ 中間整理 ～」がとりまとめられ、同報告書に基づき児童福祉法等の一部改正が行われ、さらに令和4年6月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」がとりまとめられた。同報告書に基づき、障害者総合支援法・精神保健福祉法等の一部改正が行われたところであるが、障害福祉サービス等報酬の改定により対応すべき事項についても、同報告書において指摘されている。
- またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとめられ、これを踏まえた対応が求められている。  
さらに、昨年5月には、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。
- このような状況の中、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年5月から18回にわたって議論を行い、この間49の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。  
11月には令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果を公表し、12月6日には、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」をとりまとめたところ。  
この「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

## 2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

- 昨年末の令和6年度予算の編成過程において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。
- また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。  
今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされた。
- これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

### (1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

#### ① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。
- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。



## ② 医療と福祉の連携の推進

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実を図る。

## ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

## (2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

### ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。
- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。
- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害の育ちと暮らしを支える。

### ② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さ

らに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。

- 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

### (3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

## 3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行(就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行)とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行とする。

## 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

### 1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

#### (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

#### (2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- ・ 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- ・ 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- ・ 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- ・ 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・ 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・ 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→「福祉・介護職員等処遇改善加算について」（別紙2）参照

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

#### (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《緊急時受入加算【新設】》

100単位／日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に

従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

(4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する。

→ 「重度障害者支援加算の拡充」（別紙4）参照

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をとるとともに、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

《集中的支援加算【新設】》

イ 集中的支援加算（I）

1000単位/回



強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

**（5）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】**

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

Ⅰ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

**(6) 意思決定支援の推進**【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

**(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

**(8) 障害者虐待防止の推進**【全サービス】

① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

② 指定基準の解釈通知において、

- ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

**(9) 身体拘束等の適正化の推進**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス) ※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス) ※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

**(10) 個別支援計画の共有**【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

**(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価**

① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高

次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

- ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／日  
高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《高次脳機能障害者支援体制加算【新設】》 41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## (12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

## (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務で

きることとする。

② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

#### (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

##### 《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着



支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。  
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- ・ 所定単位数の3%を減算  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の1%を減算  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

**(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】**

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

《**運営基準【新設】**》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

(16) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の5%を減算  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

(17) 地域区分の見直し【全サービス】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

→ 「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

(18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	54,000円	→	55,500円

(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労

選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接してない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

#### 《送迎加算の対象拡充》

[現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 2 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

#### ① 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

#### 《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） | 所定単位数の20%に加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）    | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）    | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）    | 所定単位数の5%を加算  |

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）



- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ①及び② (略)
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

## ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

- ・ 居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

※ あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。

## ③ 通院等介助等の対象要件の見直し

- ・ 居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

《通院等介助等の対象要件の見直し》

[現 行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

[見直し後]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

## （2）重度訪問介護

### ① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

#### 《入院中の重度訪問介護利用の対象拡大》

[現 行]

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

[見直し後]

区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、（中略）所定単位数を算定する。

### ② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

- ・ 重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

#### 《入院時支援連携加算【新設】》

300単位／回

病院又は診療所へ入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所へ入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所

と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

### ③ 熟練従業者による同行支援の見直し

- ・ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- ・ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

#### 《熟練従業者による同行支援の見直し》

##### [現 行]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

##### [見直し後]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- ・ 指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

### (3) 同行援護

#### ① 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

#### 《同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保
  - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
  - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
  - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ① (略)
- ② 良質な人材の確保
  - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
  - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
  - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
  - ・ 盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20%以上
- ③及び④ (略)

(4) 行動援護

① 短時間の支援の評価

- ・ 行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

## ② 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対する医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・ 加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・ 加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

### 《行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） | 所定単位数の20%に加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）    | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）    | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）    | 所定単位数の5%を加算  |

#### [現 行]

- ① サービス提供体制の整備
  - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保
  - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
  - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
  - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

#### [見直し後]

- ① サービス提供体制の整備
  - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
  - ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。



※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

② 良質な人材の確保

- ・ 介護福祉士の割合 30%以上
- ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
- ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上）

④ (略)

③ **行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長**

- ・ 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

(5) **重度障害者等包括支援**

① **強度行動障害を有する児者などに対する支援**

- ・ 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価を行う。
- ・ 複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

≪有資格者支援加算【新設】≫

60単位/日

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした従業者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

≪外部連携支援加算【新設】≫

200単位/回

- ・ 指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けた事業者の担当者

を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

## (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- ① 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- ② 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

### 《訪問系サービスの国庫負担基準の見直し》

#### ○居宅介護利用者

##### [現 行]

・ 障害支援区分 1	<u>3,040 単位</u>	( <u>6,280 単位</u> )
・ 障害支援区分 2	<u>3,930 単位</u>	( <u>7,130 単位</u> )
・ 障害支援区分 3	<u>5,770 単位</u>	( <u>9,010 単位</u> )
・ 障害支援区分 4	<u>10,850 単位</u>	( <u>14,040 単位</u> )
・ 障害支援区分 5	<u>17,380 単位</u>	( <u>20,570 単位</u> )
・ 障害支援区分 6	<u>25,000 単位</u>	( <u>28,230 単位</u> )
・ 障害児	<u>9,750 単位</u>	( <u>13,010 単位</u> )

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

##### [見直し後]

・ 障害支援区分 1	<u>3,100 単位</u>	( <u>6,410 単位</u> )
・ 障害支援区分 2	<u>4,010 単位</u>	( <u>7,270 単位</u> )
・ 障害支援区分 3	<u>5,890 単位</u>	( <u>9,190 単位</u> )
・ 障害支援区分 4	<u>11,070 単位</u>	( <u>14,320 単位</u> )
・ 障害支援区分 5	<u>17,730 単位</u>	( <u>20,980 単位</u> )
・ 障害支援区分 6	<u>25,500 単位</u>	( <u>28,800 単位</u> )
・ 障害児	<u>9,950 単位</u>	( <u>13,270 単位</u> )

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

#### 介護保険対象者

・ <u>障害支援区分 5</u>	<u>1,100 単位</u>
・ <u>障害支援区分 6</u>	<u>1,810 単位</u>

## ○重度訪問介護利用者

### [現 行]

- ・ 障害支援区分 4 28,430 単位
- ・ 障害支援区分 5 35,630 単位
- ・ 障害支援区分 6 50,800 単位

介護保険対象者 17,340 単位

### [見直し後]

- ・ 障害支援区分 4 28,940 単位
- ・ 障害支援区分 5 36,270 単位
- ・ 障害支援区分 6 62,050 単位

### 介護保険対象者

- ・ 障害支援区分 4 14,620 単位
- ・ 障害支援区分 5 15,290 単位
- ・ 障害支援区分 6 22,910 単位

## 3 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### ① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

→ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について (別紙1) 参照

## ② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

- ・ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

→ 利用定員規模ごとの基本報酬の設定の設定について（別紙1）参照

## ③ 延長支援加算の見直し

- ・ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

### 《延長支援加算の見直し》

#### [現 行]

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 延長時間 1 時間未満の場合 | 61 単位/日 |
| (2) 延長時間 1 時間以上の場合 | 92 単位/日 |

#### [見直し後]

- |                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| <u>(1) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合</u>  | <u>100 単位/日</u> |
| <u>(2) 所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合</u> | <u>200 単位/日</u> |
| <u>(3) 所要時間 11 時間以上 12 時間未満の場合</u> | <u>300 単位/日</u> |
| <u>(4) 所要時間 12 時間以上</u>            | <u>400 単位/日</u> |

## ④ 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

### 《常勤看護職員等配置加算の見直し》

#### [現 行]

##### イ 常勤看護職員等配置加算（I）

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 28 単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19 単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11 単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8 単位/日  |

(5) 利用定員が81人以上	6単位/日
□ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）	
(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日
ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）	
(1) 利用定員が20人以下	84単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位/日
(5) 利用定員が81人以上	18単位/日

[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

(1) 利用定員が5人以下	32単位/日
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位/日
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位/日
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位/日
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位/日
(6) 利用定員が41人以上50人以下	15単位/日
(7) 利用定員が51人以上60人以下	11単位/日
(8) 利用定員が61人以上70人以下	10単位/日
(9) 利用定員が71人以上80人以下	8単位/日
(10) 利用定員が81人以上	6単位/日

⑤ 人員配置体制加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

《人員配置体制加算の見直し》

[現 行]

イ 人員配置体制加算（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
□ 人員配置体制加算（Ⅱ）	



(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
[見直し後]	
イ 人員配置体制加算 (Ⅰ)	
(1) 利用定員が20人以下	321単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	263単位/日
(3) 利用定員が61人以上	245単位/日
ロ 人員配置体制加算 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ニ 人員配置体制加算 (Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
※人員配置体制加算 (Ⅰ) は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅱ) は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅲ) は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅳ) は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置	

## ⑥ 入浴支援加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

### 《入浴支援加算【新設】》

80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

## ⑦ 喀痰吸引等実施加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

《喀痰吸引等実施加算【新設】》

30単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⑧ **リハビリテーション職の配置基準**

- ・ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(自立訓練(機能訓練)も同様。)

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

[見直し後]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

⑨ **リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し**

- ・ リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

[現 行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

[見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実

施計画を作成すること。

#### ⑩ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

- ・ 生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

##### 《栄養スクリーニング加算【新設】》

5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

##### 《栄養改善加算【新設】》

200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

#### ⑪ 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

- ・ 生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

### (3) 短期入所

#### ① 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- ・ 平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

#### 《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

##### [現 行]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

##### [見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

#### 《緊急短期入所受入加算の見直し》

##### [現 行]

イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270単位／日

##### [見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	270単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	500単位／日

#### ② 福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

- ・ 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

#### 《福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】》

- ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）
  - (一) 区分6 1,107単位／日
  - (二) 区分5 977単位／日
  - (三) 区分4 846単位／日
  - (四) 区分3 784単位／日
  - (五) 区分1及び区分2 715単位／日
- ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）
  - (一) 区分3 977単位／日
  - (二) 区分2 816単位／日
  - (三) 区分1 715単位／日

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

### ③ 医療的ケア児者の受入体制の拡充

- ・ 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

《重度障害児・障害者対応支援加算【新設】》 30単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

### ④ 医療型短期入所における受入支援の強化

- ・ 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》



- |   |                   |           |
|---|-------------------|-----------|
| イ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） | 1,000単位／日 |
| ロ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） | 500単位／日   |
- ※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。
- ※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

#### ⑤ 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

#### 《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

## 4 施設系・居住支援系サービス

### (1) 施設入所支援

#### ① 基本報酬の定員区分の見直し

- ・ 利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

→ 基本報酬の区分の見直しについて（別紙1）参照

#### ② 地域移行を推進するための取組の推進

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意

向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- ・ 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
  - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
  - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

#### 《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

#### 《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。  
(令和8年度から減算を実施。)

《地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】》 60単位/日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③ 地域移行の実績の評価

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

《地域移行支援体制加算【新設】》

イ 利用定員が40人以下

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 区分6   | 15単位/日 |
| (2) 区分5   | 13単位/日 |
| (3) 区分4   | 11単位/日 |
| (4) 区分3   | 8単位/日  |
| (5) 区分2以下 | 6単位/日  |

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 9単位/日 |
| (2) 区分5   | 7単位/日 |
| (3) 区分4   | 6単位/日 |
| (4) 区分3   | 5単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 4単位/日 |

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 7単位/日 |
| (2) 区分5   | 6単位/日 |
| (3) 区分4   | 5単位/日 |
| (4) 区分3   | 4単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 3単位/日 |

二 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	5単位/日
(2) 区分5	4単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	3単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分6	4単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

ヘ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	3単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	2単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

④ 夜間看護体制加算の拡充

- ・ 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

《夜間看護体制加算の見直し》

60単位/日

[現 行]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の

看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

#### ⑤ 通院支援に対する評価の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

《通院支援加算【新設】》

17単位/回

- ・ 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

#### ⑥ 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

- ・ 見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[現 行]

- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合  
夜勤2人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合  
夜勤3人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

[見直し後]

- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合  
夜勤1.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合  
夜勤2.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合



夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

## （2）共同生活援助

### ① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・ グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・ グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・ 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

#### 《自立生活支援加算の拡充》

[現 行]

自立生活支援加算 500単位／回

[見直し後]

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／回

※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

## ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）

(1) 利用期間が3年以内の場合	80単位／日
(2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合	72単位／日
(3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合	56単位／日
(4) 利用期間が5年を超える場合	40単位／日

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

## 《退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【新設】》 2,000単位／月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握

を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

《ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## ② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- ・ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
- ・ 日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

《基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）》 ※別紙1参照

[現 行]

- |   |                |                        |
|---|----------------|------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>4：1</u> 以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （世話人の配置 <u>5：1</u> 以上） |
| ハ | 共同生活援助サービス費（Ⅲ） | （世話人の配置 <u>6：1</u> 以上） |
| ニ | 共同生活援助サービス費（Ⅳ） | （体験利用）                 |

[見直し後]

- |   |                |                        |
|---|----------------|------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>6：1</u> 以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （ <u>体験利用</u> ）        |

《人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）》 ※別紙5参照

- |   |             |
|---|-------------|
| イ | 人員配置体制加算（Ⅰ） |
|---|-------------|

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《日中支援加算（Ⅱ）の見直し》

日中支援加算（Ⅱ）

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

(一) 区分4から区分6まで 539単位

(二) 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

(一) 区分4から区分6まで 270単位

(二) 区分3以下 135単位

[現 行]

指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 支援の質の確保

- ・ 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関

係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする（施設入所支援も同様。）。

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

- ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
  - ・ 令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合には、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

《個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し》 ※別紙1参照

[現 行]

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

[見直し後]

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

(3) 自立生活援助

① 対象者の明確化

- ・ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用



できる対象者を明確化する（地域定着支援も同様。）。

#### 《対象者の見直し》

##### [現 行]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

##### [見直し後]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

#### ② 集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価

- ・ 利用者の支援の必要性に応じて、月に6回以上訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する集中支援加算を新設する。
- ・ 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

#### 《集中支援加算【新設】》

集中支援加算 500単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

#### 《自立生活援助サービス費（Ⅲ）【新設】》

自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月

指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

#### 《定期的な訪問等による支援方法の見直し》

##### [現 行]

指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、必要な援助を行わなければならない。

[見直し後]

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な援助を行わなければならない。

③ 人員配置基準の弾力化

- ・ 併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- ・ サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60：1とする。

《相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】》

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

《従業者の員数の見直し》

[現 行]

サービス管理責任者 30:1

[見直し後]

サービス管理責任者

ア 常勤である場合 60:1 (他の職務との兼務不可)

イ ア以外の場合 30:1

④ 実施主体の拡充

- ・ 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

## 5 訓練系サービス

### (1) 自立訓練（機能訓練）

#### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

- ・ 標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《リハビリテーション加算の見直し【一部新設】》

リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位／日

[現 行]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

[見直し後]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② ピアサポートの専門性の評価

- ・ 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する（自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）も同様。）。

《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位／月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

③ 支給決定の更新の弾力化

- ・ 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す（自立訓練（生活訓練）も同様（宿泊型自立訓練を除く。））。

#### ④ 提供主体の拡充

- ・ 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

#### 《通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準【新設】》

- ① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
- ③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※ 通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

#### 《病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準【新設】》

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- ① 事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。
- ③ 基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

#### (2) 自立訓練（生活訓練）

##### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（宿泊型自立訓練を除く。）

- ・ 自立訓練（機能訓練）と同様に、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《個別計画訓練支援加算の見直し》

個別計画訓練支援加算（Ⅰ） 47単位／日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ （略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- ・ 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

《日中支援加算の見直し》

5の2 日中支援加算 270単位／日

[現 行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 就労系サービス

(1) 就労移行支援

① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- ・ 運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

[現 行]

就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

[見直し後]



就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

## ② 支援計画会議実施加算の見直し

- ・ 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

### 《支援計画会議実施加算の見直し》

#### [現 行]

##### ○ 支援計画会議実施加算 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

#### [見直し後]

##### ○ 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

##### ○ 地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408単位／回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度と

する。

## (2) 就労継続支援A型

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直すとともに、通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。

- ・ 事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・ 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

→「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」（別紙6）参照

## (3) 就労継続支援B型

### ① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- ・ 工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。
- ・ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直し、短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。
- ・ 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置6：1の報酬体系を創設する。
- ・ 6：1の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件を見直すとともに、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。

→「就労継続支援B型の基本報酬について」（別紙1）参照

《短時間利用減算【新設】》（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系） 所定の単位数の70/100算定

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

《目標工賃達成指導員配置加算の見直し》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）  
[現 行]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員	報酬単価
20人以下	89単位
21人以上40人以下	80単位
41人以上60人以下	75単位
61人以上80人以下	74単位
81人以上	72単位

[見直し後]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員	報酬単価
20人以下	<u>45単位</u>
21人以上40人以下	<u>40単位</u>
41人以上60人以下	<u>38単位</u>
61人以上80人以下	<u>37単位</u>

81人以上

36単位

《目標工賃達成加算【新設】》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

10単位／日

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

## ② 平均工賃月額の算定方法の見直し

事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、通知を改正し、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法の見直し》

[現 行]

① 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ウ)により1人当たり平均工賃月額を算出

※ ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

② 平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、平均工賃月額の算出から以下の場合には、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。

・ 月の途中において、利用開始又は終了した利用者

・ 月の途中において、入院又は退院した利用者

・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者(利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外)

③ また、以下の場合には、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。

・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者

・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

[見直し後]

前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額（ア）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（イ）÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※ 現行の②・③の算定方法は廃止する。

(4) 就労定着支援

① 就労定着率のみを用いた報酬設定

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

→「就労定着支援の基本報酬について」（別紙1）参照

② 定着支援連携促進加算の見直し

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

《定着支援連携促進加算の見直し》

[現 行]

○ 定着支援連携促進加算 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[見直し後]

○ 地域連携会議実施加算（I） 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定



着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

○ 地域連携会議実施加算（Ⅱ）405単位／回

関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

③ **支援終了の際の事業所の対応**

就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について減算を設ける。

《支援体制構築未実施減算【新設】》

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

④ **実施主体の追加**

障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加する。

**⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施**

就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、通知を改正し、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

《就労移行支援事業所等との一体的な実施》

[現 行]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできない。

[見直し後]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

**(5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項**

**① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価（就労継続支援A型・就労継続支援B型）**

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額  
の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

**② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・自立訓練）**

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

**③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）**

地方公共団体の事務負担軽減のため、通知を改正し、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

#### ④ 基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

##### 《就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し》

###### ○ 就労支援員の人員基準

###### [現 行]

就労支援員について、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

###### [見直し後]

就労支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

###### ○ 就労定着支援員の人員基準

###### [現 行]

就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

###### [見直し後]

就労定着支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が

行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

⑤ **施設外支援に関する事務処理の簡素化（就労移行支援及び就労継続支援A型・就労継続支援B型）**

施設外支援について、通知を改正し、1ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。

《施設外支援の要件の見直し》

[現 行]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

[見直し後]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1ヶ月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

(6) **就労選択支援**

① **サービスの対象者**

令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとする。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することとする。

② **実施主体の要件**

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援

- 助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等
- ・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

### ③ 従事者の人員配置・要件

- ・ 就労選択支援事業所には、事業所ごとに、管理者及び常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合（利用者数の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る。）は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務できることとする。
- ・ 就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ・ また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- ・ なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
- ・ 個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

### ④ 就労選択支援の基本プロセス

- ・ 事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。
- ・ 事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めるものとする。
- ・ 事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。
- ・ 事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

## ⑤ 支給決定期間

- ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- ・ また、就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。

## ⑥ 特別支援学校における取扱い

より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

## ⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとする。この場合、多機関連携会議の開催、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等の協力を求めることができることとする。

## ⑧ 中立性の確保

- ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には減算を設けることとする。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。

《特定事業所集中減算【新設】》 200単位/月

- ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないこととする。
- ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りが無いよう多機関連携会議を開催する



こととする。

### ⑨ 計画相談支援事業との連携・役割分担

指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。

### ⑩ 基本報酬・加算の設定

#### ア 基本報酬の設定

就労選択支援の基本報酬は、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

《就労選択支援サービス費の設定【新設】》

就労選択支援サービス費（1日につき） 1,210単位

#### イ その他の加算と減算の設定

##### ① 加算

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算

##### ② 減算

虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算

## 7 相談系サービス

### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

※ 以下の見直し内容①～⑨は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## ① 基本報酬の見直し

- ・ 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

### 《機能強化型サービス利用支援費等の拡充》

[現 行]

#### イ サービス利用支援費

(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,864単位
(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,764単位
(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,672単位
(4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,622単位
(5) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,522単位
(6) サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位

#### ロ 継続サービス利用支援費

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,613単位
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,513単位
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,410単位
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1,360単位
(5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,260単位
(6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位

[見直し後]

#### イ サービス利用支援費

(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014単位
(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,914単位
(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822単位
(4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,672単位
(5) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,572単位
(6) サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位

#### ロ 継続サービス利用支援費

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761単位
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,661単位
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558単位

(4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV)	1,408単位
(5) 継続サービス利用支援費 (I)	1,308単位
(6) 継続サービス利用支援費 (II)	606単位

(機能強化型サービス利用支援費 (I)、(II)、(III) を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加)

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件)

※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業員の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

- ・ 上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。
- ・ 上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

## ② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

- ・ 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談

支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

- ・ 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

#### 《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

[現 行]

主任相談支援専門員配置加算 100単位／月

- ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

[見直し後]

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位／月

- ※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位／月

- ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

#### 《地域体制強化共同支援加算の見直し》 2000単位／月

[現 行]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

[見直し後]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

- ※ 令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

### ③ 適切な相談支援の実施

- ・ 市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- ・ モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。
  - 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
  - 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
  - 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

### ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し

- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

#### 《医療・保育・教育機関等連携加算の拡充》

[現 行]

医療・保育・教育機関等連携加算 100単位／月

※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。

[見直し後]

医療・保育・教育機関等連携加算	300単位／月 (①-Ⅱ、②)
	200単位／月 (①-Ⅰ)
	150単位／月 (③)

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
  - Ⅰ 指定サービス利用支援
  - Ⅱ 指定継続サービス利用支援
- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)
- ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)

#### 《集中支援加算の拡充》

[現 行]

集中支援加算 300単位／月

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合
- ②・③ (略)

[見直し後]

集中支援加算 300単位／月 (①～④)

150単位／月 (⑤)

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)
- ②・③ (略)
- ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職



員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）

- ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

《入院時情報連携加算の拡充》

[現 行]

- イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月  
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月

[見直し後]

- イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 300単位／月  
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 150単位／月

《退院・退所加算の拡充》

[現 行]

- 退院・退所加算 200単位／月

[見直し後]

- 退院・退所加算 300単位／月

《居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》

[現 行]

(計画相談)

- 居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)  
100単位／月 (③)

(障害児相談)

- 保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)  
100単位／月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合
- ② (略)
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)  
150単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)  
150単位／月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)

② (略)

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合(単位数の変更のみ)

⑤ 医療との連携のための仕組み

- ・ 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制

- ・ 要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

《要医療児者支援体制加算の見直し》

[現 行]

要医療児者支援体制加算 35単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 要医療児者支援体制加算 (I) 60単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員

により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合  
に加算する。

□ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

#### 《行動障害支援体制加算の見直し》

[現 行]

行動障害支援体制加算 35単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

#### 《精神障害者支援体制加算の見直し》

[現 行]

精神障害者支援体制加算 35単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月

※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して

現に指定計画相談支援を行っている場合。

□ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### ⑦ 相談支援に従事する人材の確保

- ・ 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

### ⑧ ICTの活用等

- ・ 以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）
  - 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
  - 集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
  - 居宅介護支援事業所等連携加算（月2回以上居宅訪問した場合）
  - 保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

《初回加算の見直し》 300単位／月（計画相談）

[現 行]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

[見直し後]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

### ⑨ 離島や過疎地などにおける取扱い

- ・ 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。
  - 居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。
  - 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等との間に一定の距離がある場合は更に評価する。
  - 従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
  - 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

#### 《特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】》

指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

#### 《遠隔地訪問加算【新設】》 300単位／回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・ 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・ 入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）

- ・ 退院・退所加算
- ・ 居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・ 集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

→機能強化型の基本報酬の算定について、①参照

## ⑩ 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

## 8 障害児支援

### (1) 児童発達支援

#### ① 児童発達支援センターの一元化

- ・ 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
- ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
- ・ 難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う（⑰⑲⑳参照）。
- ・ なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人



員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

→ 基準について、「児童発達支援センターの一元化」（別紙7）参照  
基本報酬について、⑦及び「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

## ② 児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。  
（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

### 《中核機能強化加算【新設】》

中核機能強化加算（Ⅰ） 55単位～155単位／日…①

中核機能強化加算（Ⅱ） 44単位～124単位／日…②

中核機能強化加算（Ⅲ） 22単位～62単位／日…③

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、子どもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

①以下の基本要件及びイ・ロ・ハ全てに適合

②以下の基本要件及びイ・ロに適合

③以下の基本要件及びイ又はロのいずれかに適合

基本要件：市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応するための支援体制、インクルージョン推進のための支援体制（保育所等訪問支援の実施）、相談支援体制（障害児相談支援の実施）等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

イ：関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートに専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

ロ：障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成等、障害児支援の専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

ハ：多職種（保育士・児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心

理担当職員、看護職員等)を配置し、多職種連携による専門的な支援を実施

《中核機能強化事業所加算【新設】》

中核機能強化事業所加算 75単位～187単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

③ 総合的な支援の推進

- ・ 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、(中略) 心身の健康等に関する領域との関連性(中略)を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

④ 事業所の支援プログラムの作成・公表

- ・ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

《運営基準【新設】》

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ※ 1年の経過措置期間を設ける

《支援プログラム未公表減算【新設】》

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

⑤ 児童指導員等加配加算の見直し

- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現 行]

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員等を配置 同 15～41単位/日

その他の従業者を配置 同 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員等を配置 同 49～123単位/日

その他の従業者を配置 同 36～90単位/日

[見直し後]

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて22～62単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 18～51単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 15～41単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 13～36単位/日

その他の従業者を配置 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて75～187単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 59～152単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 49～123単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 43～107単位/日

その他の従業者を配置 36～90単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

## ⑥ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

- ・ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

### 《専門的支援加算・特別支援加算の見直し》

[現 行]

#### 専門的支援加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員を配置 同 15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

#### 特別支援加算 54単位/回

※理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

[見直し後]

#### 専門的支援体制加算 …①

【児童発達支援センター】 区分に応じて15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】 同 49～123単位/日

#### 専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

## ⑦ 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）

- ・ 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

- ・ 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

### ⑧ 自己評価・保護者評価の充実

- ・ 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

#### 《運営基準【一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

### ⑨ 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

- ・ こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

#### 《関係機関連携加算の見直し》

[現 行]

関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位／回（月1回を限度）…①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（1回を限度）…②

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

②就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

[見直し後]

関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位／回（月1回を限度）…①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（月1回を限度）…②

関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位／回（月1回を限度）…③

関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位／回（1回を限度）…④

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個

別支援計画を作成等した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

#### ⑩ セルフプランの場合の事業所間連携の強化

- ・ 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
- ・ 併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

《事業所間連携加算【新設】》

事業所間連携加算（Ⅰ） 500単位／回（月1回を限度）…①

事業所間連携加算（Ⅱ） 150単位／回（月1回を限度）…②

※セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、

①コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

②①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

#### ⑪ 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し）

- ・ 医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

《医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し》

[現 行]

医療連携体制加算（Ⅶ） 100単位／日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対して支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）

[見直し後]



医療連携体制加算 (Ⅶ) 250 単位/日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合 (医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない)

⑫ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し

- ・ 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、⑦の時間区分創設の見直しは行わない。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

⑬ 医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

- ・ こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

《入浴支援加算【新設】》

入浴支援加算 55 単位/回 (月8回を限度)

※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑭ 医療的ケア児等に対する送迎支援の促進

- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

《送迎加算の見直し》

[現 行]

送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児 54 単位/回

医療的ケア児 +37 単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ。  
看護職員の付き添いが必要。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児 37 単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

[見直し後]

## 送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児 54単位/回

重症心身障害児 +40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）+80単位/回

医療的ケア児（その他の場合） +40単位/回

（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）80単位/回

医療的ケア児（その他の場合） 40単位/回

（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

（※）医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

## ⑮ 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価

- ・ 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

### 《共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】》

共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位/日

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

## ⑯ 強度行動障害児支援加算の見直し

- ・ 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

### 《強度行動障害児支援加算の見直し》

[現 行]

強度行動障害児支援加算 155単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算 200単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日）

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当

該計画に基づき支援を行った場合

⑰ 重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）

- ・ 個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

《個別サポート加算（Ⅰ）の見直し》

[現 行]

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

※著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅰ） 120単位/日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

⑱ 要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）

- ・ 要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

《個別サポート加算（Ⅱ）の見直し》

[現 行]

個別サポート加算（Ⅱ） 125単位/日

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年1回以上共有）し支援を行った場合

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅱ） 150単位/日

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合

⑲ 難聴児への支援の充実

- ・ 難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を行う。

《人工内耳装用児支援加算の見直し》

[現 行]

人工内耳装用児支援加算 利用定員に応じて445～603単位/日

※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合

[見直し後]

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）利用定員に応じて445～603単位/日  
…①

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）150単位/日…②

※① 児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

⑳ 視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実

- ・ 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】》

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位/日

※視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合

㉑ 家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）

- ・ 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
- ・ きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化する。

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し》

[現 行]

家庭連携加算（月4回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合	
居宅を訪問（所要時間1時間以上）	<u>280単位/回</u>
（所要時間1時間未満）	<u>187単位/回</u>

事業所内相談支援加算

入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合	
加算（Ⅰ）（個別相談）	<u>100単位/回（月1回を限度）</u>
加算（Ⅱ）（グループ）	<u>80単位/回（月1回を限度）</u>

[見直し後] ※両加算を統合

家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）

入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合	
居宅を訪問（所要時間1時間以上）	<u>300単位/回</u>
（所要時間1時間未満）	<u>200単位/回</u>
事業所等で対面	<u>100単位/回</u>
オンライン	<u>80単位/回</u>

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合	
事業所等で対面	<u>80単位/回</u>
オンライン	<u>60単位/回</u>

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑳ 支援場面等を通じた家族支援の評価

- ・ 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

《子育てサポート加算【新設】》

子育てサポート加算 80単位/回（月4回を限度）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

㉑ 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）

- ・ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定すること（㉑参

照)とあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

- ・ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

《延長支援加算の見直し》

[現 行]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位/日	128単位/日
同1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置)

[見直し後]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日
(延長30分以上1時間未満)	61単位/日	128単位/日

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合(職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む)を配置)。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

⑳ インクルージョンに向けた取組の推進

- ・ 運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進に努めなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、(中略) インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなけれ



ばならない。

⑳ 保育・教育等移行支援加算の見直し

- ・ 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

《保育・教育等移行支援加算の見直し》

[現 行]

保育・教育等移行支援加算 500単位/回（1回を限度）

※障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

[見直し後]

保育・教育等移行支援加算

退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合

500単位/回（2回を限度）

（※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合

500単位/回（1回を限度）

退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合

500単位/回（1回を限度）

㉑ 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い

- ・ 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供加算の見直し》

[現 行]

食事提供加算（Ⅰ）（中間所得者の場合） 30単位/日

食事提供加算（Ⅱ）（低所得者の場合） 40単位/日

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して食事の提供を行う場合

[見直し後]

食事提供加算（Ⅰ）30単位/日…①

食事提供加算（Ⅱ）40単位／日…②

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

- ① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合
- ② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

## ⑳ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

## （2）放課後等デイサービス

- ① 地域の障害児支援の中核機能の評価（（1）②と同様）
  - ② 総合的な支援の推進（（1）③と同様）
  - ③ 事業所の支援プログラムの作成・公表（（1）④と同様）
  - ④ 児童指導員等加配加算の見直し（（1）⑤と同様）
  - ⑤ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し（（1）⑥と同様。ただし、専門的支援実施加算については、利用日数等に応じて月2回から最大月6回を限度とする。）
- ⑥ 基本報酬におけるきめ細かい評価（時間区分の創設）
- ・ 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、

個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

- ・ 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とし、「3時間超5時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能とする。平日に3時間、学校休業日に5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。
- ・ なお、時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定することを基本としつつ、事業所の都合で支援時間が短くなった場合は、実支援時間で判定することとし、欠席時対応加算（Ⅱ）については廃止する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ⑦ 自己評価・保護者評価の充実（（1）⑧と同様）
- ⑧ 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）（（1）⑨と同様）
- ⑨ セルフプランの場合の事業所間連携の強化（（1）⑩と同様）

#### ⑩ 送迎時の自立支援の評価

- ・ こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

#### 《通所自立支援加算【新設】》

通所自立支援加算 60単位/回（算定開始から3月を限度）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

#### ⑪ 学校卒業後の生活を見据えた支援の評価

- ・ こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

#### 《自立サポート加算【新設】》

自立サポート加算 100単位/回（月2回を限度）

※高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

- ⑫ 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携加算（Ⅶ）の見直し）（（1）⑪と同様）

⑬ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し（（１）⑫と同様）

⑭ 医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

- ・ こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

《入浴支援加算【新設】》

入浴支援加算 70単位／回（月8回を限度）

※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑮ 医療的ケア児等に対する送迎支援の充実（（１）⑭と同様）

⑯ 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価（（１）⑮と同様）

⑰ 強度行動障害児支援加算の見直し

- ・ 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

《強度行動障害児支援加算の見直し》

[現 行]

強度行動障害児支援加算 155単位／日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上）200単位／日…①

強度行動障害児支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上）250単位／日…②

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位／日）

※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

⑱ 行動障害の予防的支援と重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）

- ・ 個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

《個別サポート加算（Ⅰ）の見直し》

[現 行]

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①

120単位/日…②

※① ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

② ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

- ⑱ 要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）  
（（1）⑱と同様）
- ⑳ 難聴児支援の充実（（1）⑱と同様）
- ㉑ 視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実（（1）㉑と同様）

㉒ 不登校児童への支援の充実

- ・ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

《個別サポート加算（Ⅲ）【新設】》

個別サポート加算（Ⅲ） 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

- ㉓ 家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）（（1）㉓と同様）

- ②④ 支援場面等を通じた家族支援の評価 ((1) ②④と同様)
- ②⑤ 預かりニーズへの対応(延長支援加算の見直し)((1) ②⑤と同様。ただし、延長支援加算の算定が可能となる発達支援の支援時間は、平日3時間、学校休業日5時間)
- ②⑥ インクルージョンに向けた取組の推進 ((1) ②⑥と同様)
- ②⑦ 保育・教育等移行支援加算の見直し ((1) ②⑦と同様)
- ②⑧ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障 ((1) ②⑧と同様)

### (3) 居宅訪問型児童発達支援

- ① 総合的な支援の推進 ((1) ③と同様)
- ② 事業所の支援プログラムの作成・公表 ((1) ④と同様)
- ③ 効果的な支援の確保・促進(支援時間の下限の設定)
  - ・ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- ④ 訪問支援員特別加算の見直し
  - ・ 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

#### 《訪問支援員特別加算の見直し》

[現 行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(その他職員は10年以上)の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算 (Ⅰ) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算 (Ⅱ) 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

### ⑤ 多職種連携による支援の評価

- ・ 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

#### 《多職種連携支援加算【新設】》



多職種連携支援加算 200単位/回（月1回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

#### ⑥ 強度行動障害を有する児への支援の充実

- ・ 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

《強度行動障害児支援加算【新設】》

強度行動障害児支援加算 200単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

#### ⑦ 家族支援の充実

- ・ 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

《家族支援加算【新設】》

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位/回

（所要時間1時間未満） 200単位/回

※居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の日の訪問に限る

事業所等で対面 100単位/回

オンライン 80単位/回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位/回

オンライン 60単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

#### ⑧ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障（（1）⑦と同様）

### （4）保育所等訪問支援

① インクルージョンに向けた取組の推進 ((1) ②と同様)

② 効果的な支援の確保・促進 (訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等)

- ・ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- ・ 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
- ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

《運営基準【一部改正】》

- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、(中略)障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

③ 関係機関との連携の強化

- ・ 効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

《関係機関連携加算【新設】》

関係機関連携加算 150単位/回(月1回を限度)

※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

④ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

- ・ 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

《運営基準【新設】》

- 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 指定保育所等訪問支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては(中略)、自ら評価(自己評価)を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設

による評価（施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。

- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価結果等未公表減算【新設】》

自己評価結果等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

⑤ 訪問支援員特別加算の見直し

- ・ 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現 行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

① 業務従事10年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員

員の場合

② 業務従事5年以上10年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

⑥ 多職種連携による支援の評価（（3）⑤と同様）

⑦ 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実

- ・ ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合

の評価を行う。

《ケアニーズ対応加算【新設】》

ケアニーズ対応加算 120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

⑧ 強度行動障害を有する児への支援の充実 ((3) ⑥と同様)

⑨ 家族支援の充実 (家庭連携加算の見直し)

- ・ 家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う。

《家族支援加算【新設】(家庭連携加算の見直し)》

[現 行]

家庭連携加算 (月2回を限度)

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問 (所要時間1時間以上) 280単位/回

(所要時間1時間未満) 187単位/回

[見直し後]

家族支援加算 (I) (月2回を限度)

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問 (所要時間1時間以上) 300単位/回

(所要時間1時間未満) 200単位/回

事業所等で対面 100単位/回

オンライン 80単位/回

家族支援加算 (II) (月4回を限度)

入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位/回

オンライン 60単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して (I) 及び (II) それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑩ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障 ((1) ⑳と同様)

(5) 福祉型障害児入所施設

① 移行支援計画の作成

- ・ 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、

障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

※その他、入所支援計画作成の規定を準用

② 移行支援にあたっての関係機関との連携の強化

- ・ 移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。

《移行支援関係機関連携加算【新設】》

移行支援関係機関連携加算 250単位/回（月に1回を限度）

- ※ 移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合

③ 移行支援にあたっての体験利用の活用の促進

- ・ 強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等により支援を行った場合の評価を行う。

《体験利用支援加算【新設】》

体験利用支援加算（Ⅰ）700単位／日（1回3日まで、2回を限度）…①

体験利用支援加算（Ⅱ）500単位／日（1回5日まで、2回を限度）…②

※強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合

①宿泊施設等（グループホームや短期入所を含む）での体験利用

②日中活動（生活介護や就労継続B型支援を含む）の体験利用

④ 職業指導員加算の見直し

- ・ 日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

《職業指導員加算の見直し》

[現 行]

職業指導員加算 基本報酬の区分に応じて8～296単位／日

※職業指導員を専任で配置した場合

[見直し後]

日中活動支援加算 基本報酬の区分に応じて16～322単位／日

※一定の経験を有する職業指導員を専任で配置し、将来における生活も考慮した施設における日中活動に関する計画を作成し、支援を行った場合

⑤ 家庭的な養育環境の確保

- ・ 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対して、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。

《運営基準【新設】》

○ 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

⑥ 小規模グループケア加算の見直し

- ・ より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア



加算について、より小規模なケアの評価の見直しを行う。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。

《小規模グループケア加算の見直し》

[現 行]

小規模グループケア加算（定員4～8名（※）） 240単位/日

（※）都道府県知事が認めた施設については最大10名

サテライト型（定員4～6名）として実施した場合 +308単位/日

（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は2以上）配置

[見直し後]

小規模グループケア加算（Ⅰ）（定員4～6名） 320単位/日

小規模グループケア加算（Ⅱ）（定員7名又は8名） 233単位/日

（※）都道府県知事が認めた施設で定員9名又は10名の場合 186単位/日

サテライト型（定員4～6名）として実施した場合 +378単位/日

（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は3以上（うち2は兼務可））配置

⑦ 基本報酬の見直し

- ・ ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬（主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う（11人以上の区分を削除）。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

⑧ 強度行動障害児特別支援加算の見直し

- ・ 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。

《強度行動障害児特別支援加算の見直し》

[現 行]

強度行動障害児特別支援加算 781単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+700単位/日）

※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合（3年間を限度）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

【設備】居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける

[見直し後]

強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上）390単位/日

強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上）781単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+700単位/日）

※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。加算（Ⅱ）は、同（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける

## ⑨ 被虐待児への支援の評価

- ・ 被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

《要支援児童加算【新設】》

要支援児童加算（Ⅰ） 150単位/回（月に1回を限度）…①

要支援児童加算（Ⅱ） 150単位/回（月に4回を限度）…②

※要保護・要支援児童に対し、

①児童相談所等の関係機関と連携し、入所支援を行った場合

②一定の経験年数を有する心理担当職員が、計画的に専門的な心理支援を行った場合

## ⑩ 家族支援の充実

- ・ 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

《家族支援加算【新設】》

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合	
居宅を訪問（所要時間1時間以上）	300単位/回
（所要時間1時間未満）	200単位/回
施設等で対面	100単位/回
オンライン	80単位/回
家族支援加算（Ⅱ）（月2回を限度）	
入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合	
施設等で対面	80単位/回
オンライン	60単位/回

⑪ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障（（1）⑭と同様）

⑫ 経過的サービス費の廃止

- ・ 経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費について、令和6年3月31日までの間の措置であることを踏まえ、廃止する。

#### （6）医療型障害児入所施設

- ① 移行支援計画の作成（（5）①と同様）
- ② 移行支援にあたっての関係機関との連携の強化（（5）②と同様）
- ③ 体験利用の活用の促進（（5）③と同様）
- ④ 家庭的な養育環境の確保（（5）⑤と同様）
- ⑤ 小規模グループケア加算の見直し（（5）⑥（サテライト型は除く）と同様）
- ⑥ 強度行動障害児特別支援加算の見直し（（5）⑧と同様）
- ⑦ 被虐待児への支援の充実（（5）⑨と同様）
- ⑧ 家族支援の充実（（5）⑩と同様）
- ⑨ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障（（5）⑪と同様）

### 第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
  - ① 障害者支援施設の在り方について
    - ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
  - ② 共同生活援助における支援の質の確保について
    - ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
  - ③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて
    - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
  - ④ 障害福祉サービスの地域差の是正について
    - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
  - ⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について
    - ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
  - ⑥ 質の高い障害児支援の確保について
    - ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。

- ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。
- ⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について
- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。
- ⑧ 処遇改善の実態把握等について
- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
  - ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。
- ⑨ 経営実態調査のさらなる分析について
- ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。
- ⑩ 食事提供体制加算等について
- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
  - ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。
- ⑪ 補足給付の在り方について
- ・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。
- ⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。  
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。



## 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
<p>《訪問系サービス》</p> <p>第 1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>256 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>404 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>587 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>669 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>754 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>837 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>921 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>256 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>404 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>587 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>669 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>754 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>837 単位</u></p>	<p>《訪問系サービス》</p> <p>第 1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u></p>

(7) 所要時間 3 時間以上の場合	<u>921 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合	<u>916 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合		ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>106 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>105 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合	<u>153 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合	<u>152 単位</u>
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	<u>197 単位</u>	(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	<u>196 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	<u>239 単位</u>	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	<u>238 単位</u>
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>311 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数	(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>309 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合		ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>106 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合	<u>105 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合	<u>197 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合	<u>196 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>345 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	<u>343 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	<u>102 単位</u>	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	<u>101 単位</u>
※共生型サービスは上記と同様。		※共生型サービスは上記と同様。	
第 2 重度訪問介護		第 2 重度訪問介護	
重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合		イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>186 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>

(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>277 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>369 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>461 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>553 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>644 単位</u>	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>736 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>821 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>817 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,505 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	<u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,184 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>81 単位</u> を加算した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	<u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>80 単位</u> を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,834 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	<u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,520 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	<u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合		□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>186 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>277 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>369 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>461 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>553 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 644 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 736 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 821 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,505 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合  
2,184 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合  
2,834 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合  
3,520 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

### 第 3 同行援護

#### 同行援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 191 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 302 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 436 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 501 単位

- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 640 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 732 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,497 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合  
2,172 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合  
2,818 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合  
3,500 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

※共生型サービスは上記と同様。

### 第 3 同行援護

#### 同行援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 190 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 300 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 433 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 498 単位

ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>566 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>632 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>697 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>66 単位</u> を加算した単位数	

#### 第 4 行動援護

##### 行動援護サービス費

イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>288 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>437 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>619 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>762 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>905 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,047 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,191 単位</u>
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,334 単位</u>
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,479 単位</u>
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,623 単位</u>
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,764 単位</u>
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,904 単位</u>
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,046 単位</u>
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,192 単位</u>
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,340 単位</u>
ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,485 単位</u>

ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>563 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>628 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>693 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>65 単位</u> を加算した単位数	

#### 第 4 行動援護

##### 行動援護サービス費

イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>258 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>407 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>592 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>741 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>891 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,040 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,191 単位</u>
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340 単位</u>
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,491 単位</u>
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641 単位</u>
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,791 単位</u>
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940 単位</u>
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,091 単位</u>
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240 単位</u>
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,391 単位</u>
ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,540 単位</u>

<p>第5 重度障害者等包括支援          重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>204単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 <u>305単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>101単位</u>を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合  <u>2,514単位</u>に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>99単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>973単位</u></p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,019単位</u></p> <p>《日中活動系サービス》</p> <p>第1 療養介護          療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費（I）</p>	<p>第5 重度障害者等包括支援          重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>203単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 <u>303単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>100単位</u>を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合  <u>2,501単位</u>に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>98単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>953単位</u></p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,003単位</u></p> <p>《日中活動系サービス》</p> <p>第1 療養介護          療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費（I）</p>
---	---



(一) 利用定員が 40 人以下	<u>974 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>965 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>948 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>939 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>900 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>891 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>861 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>853 単位</u>
(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)		(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>710 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>703 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>674 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>667 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>625 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>619 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>595 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>589 単位</u>
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>561 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>556 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>532 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>527 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>502 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>497 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>481 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>475 単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>452 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>445 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>416 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>409 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>385 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>381 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>366 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>361 単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>452 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>445 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>416 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>409 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>385 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>381 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>366 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>361 単位</u>

<p>ロ 経過的療養介護サービス費</p> <p>(1) 経過的療養介護サービス費 (I)</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下 <u>915 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>911 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>882 単位</u></p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上 <u>846 単位</u></p> <p>第 2 生活介護</p> <p>生活介護サービス費 (1日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>ロ 経過的療養介護サービス費</p> <p>(1) 経過的療養介護サービス費 (I)</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下 <u>902 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>902 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>873 単位</u></p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上 <u>838 単位</u></p> <p>第 2 生活介護</p> <p>生活介護サービス費 (1日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(1) <u>利用定員が 20 人以下</u></p> <p>(一) <u>区分 6</u> <u>1,288 単位</u></p> <p>(二) <u>区分 5</u> <u>964 単位</u></p> <p>(三) <u>区分 4</u> <u>669 単位</u></p> <p>(四) <u>区分 3</u> <u>599 単位</u></p> <p>(五) <u>区分 2 以下</u> <u>546 単位</u></p> <p>(2) <u>利用定員が 21 人以上 40 人以下</u></p> <p>(一) <u>区分 6</u> <u>1,147 単位</u></p> <p>(二) <u>区分 5</u> <u>853 単位</u></p> <p>(三) <u>区分 4</u> <u>585 単位</u></p> <p>(四) <u>区分 3</u> <u>524 単位</u></p> <p>(五) <u>区分 2 以下</u> <u>476 単位</u></p> <p>(3) <u>利用定員が 41 人以上 60 人以下</u></p> <p>(一) <u>区分 6</u> <u>1,108 単位</u></p>
---	---

(削る)	(二) <u>区分5</u>	<u>820 単位</u>
	(三) <u>区分4</u>	<u>562 単位</u>
	(四) <u>区分3</u>	<u>496 単位</u>
	(五) <u>区分2以下</u>	<u>453 単位</u>
	(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(削る)	(一) <u>区分6</u>	<u>1,052 単位</u>
	(二) <u>区分5</u>	<u>785 単位</u>
	(三) <u>区分4</u>	<u>543 単位</u>
	(四) <u>区分3</u>	<u>487 単位</u>
	(五) <u>区分2以下</u>	<u>439 単位</u>
(削る)	(5) <u>利用定員が81人以上</u>	
	(一) <u>区分6</u>	<u>1,039 単位</u>
	(二) <u>区分5</u>	<u>774 単位</u>
	(三) <u>区分4</u>	<u>541 単位</u>
	(四) <u>区分3</u>	<u>484 単位</u>
(削る)	(五) <u>区分2以下</u>	<u>434 単位</u>
	※1 <u>短時間利用減算</u> <u>前3月の利用者のうち、平均利用時間が5時間未満の利用者の割合が、事業所の利用者全体の50/100以上に該当する場合に減算する。</u> <u>所定単位数の30%減算</u>	
(削る)	※2 <u>開所時間減算</u> <u>運営規程に定める営業時間が6時間未満の場合に減算する。</u>	

		<u>営業時間が4時間未満：所定単位数の50%減算</u> <u>営業時間が4時間以上6時間未満：所定単位数の30%減算</u>
(1) <u>利用定員が5人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>669単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>500単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>347単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>310単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>283単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>836単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>625単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>434単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>387単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>353単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,003単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>750単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>520単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>465単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>423単位</u>	
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,170単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>875単位</u>	

(三) <u>区分4</u>	<u>607単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>543単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>495単位</u>	
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,628単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,218単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>845単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>755単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>689単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,672単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,250単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>866単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>775単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>706単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,733単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,312単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>927単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>837単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>767単位</u>	
(2) <u>利用定員が6人以上10人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>649単位</u>	

(二) <u>区分5</u>	<u>485単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>336単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>301単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>274単位</u>
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>812単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>607単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>420単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>376単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>343単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>974単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>727単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>504単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>452単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>411単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,136単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>849単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>588単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>526単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>480単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,580単位</u>



(二) <u>区分5</u>	<u>1,182単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>819単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>733単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>668単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,622単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,213単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>840単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>752単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>685単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,684単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,274単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>901単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>814単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>746単位</u>	
(3) <u>利用定員が11人以上20人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>517単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>386単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>268単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>239単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>218単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		

(一) <u>区分6</u>	<u>646単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>483単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>335単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>300単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>273単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>774単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>578単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>401単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>358単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>327単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>904単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>676単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>469単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>419単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>381単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,258単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>941単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>652単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>583単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>532単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	

(一) <u>区分6</u>	<u>1,291単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>966単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>669単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>598単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>545単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,353単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>1,027単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>730単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>660単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>607単位</u>	
(4) <u>利用定員が21人以上30人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>449単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>333単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>228単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>204単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>185単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>575単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>427単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>293単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>262単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>236単位</u>	

③ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 区分 6	690単位
(二) 区分 5	512単位
(三) 区分 4	351単位
(四) 区分 3	313単位
(五) 区分 2 以下	284単位
④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 区分 6	805単位
(二) 区分 5	597単位
(三) 区分 4	409単位
(四) 区分 3	366単位
(五) 区分 2 以下	332単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,120単位
(二) 区分 5	833単位
(三) 区分 4	570単位
(四) 区分 3	510単位
(五) 区分 2 以下	463単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,150単位
(二) 区分 5	854単位
(三) 区分 4	584単位
(四) 区分 3	523単位
(五) 区分 2 以下	475単位

⑦ <u>所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	1,211 単位	
(二) <u>区分 5</u>	915 単位	
(三) <u>区分 4</u>	646 単位	
(四) <u>区分 3</u>	584 単位	
(五) <u>区分 2 以下</u>	536 単位	
(5) <u>利用定員が31人以上40人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間 3 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	447 単位	
(二) <u>区分 5</u>	331 単位	
(三) <u>区分 4</u>	226 単位	
(四) <u>区分 3</u>	203 単位	
(五) <u>区分 2 以下</u>	184 単位	
② <u>所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	558 単位	
(二) <u>区分 5</u>	414 単位	
(三) <u>区分 4</u>	284 単位	
(四) <u>区分 3</u>	253 単位	
(五) <u>区分 2 以下</u>	229 単位	
③ <u>所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分 6</u>	670 単位	
(二) <u>区分 5</u>	497 単位	
(三) <u>区分 4</u>	340 単位	
(四) <u>区分 3</u>	305 単位	

(五) <u>区分2以下</u>	<u>277単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>782単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>579単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>396単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>355単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>322単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,087単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>808単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>553単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>495単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>450単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,116単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>829単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>567単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>507単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>461単位</u>
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,178単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>890単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>629単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>568単位</u>



(五) <u>区分2以下</u>	<u>522単位</u>	(新設)
(6) <u>利用定員が41人以上50人以下</u>		
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>445単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>328単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>224単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>198単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>181単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>555単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>410単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>281単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>247単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>226単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>666単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>493単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>337単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>297単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>271単位</u>	
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>778単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>574単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>393単位</u>	

(四) <u>区分3</u>	<u>346単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>316単位</u>	
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,082単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>800単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>547単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>483単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>441単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,110単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>821単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>561単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>495単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>452単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,172単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>882単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>623単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>556単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>513単位</u>	
(7) <u>利用定員が51人以上60人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>431単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>319単位</u>	

(三) <u>区分4</u>	<u>221単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>197単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>178単位</u>
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>539単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>398単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>276単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>245単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>222単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>647単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>477単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>330単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>294単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>266単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>754単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>557単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>384単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>343単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>310単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,049単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>775単位</u>

(三) <u>区分4</u>	<u>533単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>475単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>429単位</u>	
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,078単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>797単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>547単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>488単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>442単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,140単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>858単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>609単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>549単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>503単位</u>	
(8) <u>利用定員が61人以上70人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>421単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>314単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>219単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>195単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>176単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>527単位</u>	

(二) <u>区分5</u>	<u>393単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>274単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>243単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>220単位</u>
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>633単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>472単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>327単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>291単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>264単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>738単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>550単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>381単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>339単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>307単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,026単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>764単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>530単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>471単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>426単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,054単位</u>

(二) <u>区分5</u>	<u>786単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>544単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>484単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>438単位</u>	
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>1,115単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>847単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>605単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>545単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>499単位</u>	
(9) <u>利用定員が71人以上80人以下</u>		(新設)
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>413単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>309単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>214単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>191単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>173単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>515単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>384単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>267単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>237単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>215単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		



(一) <u>区分6</u>	<u>618単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>461単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>319単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>285単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>257単位</u>
④ <u>所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>720単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>538単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>372単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>331単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>300単位</u>
⑤ <u>所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,000単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>745単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>516単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>459単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>415単位</u>
⑥ <u>所要時間7時間以上8時間未満の場合</u>	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,027単位</u>
(二) <u>区分5</u>	<u>766単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>529単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>471単位</u>
(五) <u>区分2以下</u>	<u>425単位</u>
⑦ <u>所要時間8時間以上9時間未満の場合</u>	

(一) <u>区分6</u>	<u>1,088単位</u>	(新設)
(二) <u>区分5</u>	<u>828単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>590単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>532単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>487単位</u>	
(10) <u>利用定員が81人以上</u>		
① <u>所要時間3時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>408単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>306単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>211単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>189単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>171単位</u>	
② <u>所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>510単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>381単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>264単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>235単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>212単位</u>	
③ <u>所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
(一) <u>区分6</u>	<u>611単位</u>	
(二) <u>区分5</u>	<u>456単位</u>	
(三) <u>区分4</u>	<u>315単位</u>	
(四) <u>区分3</u>	<u>283単位</u>	
(五) <u>区分2以下</u>	<u>254単位</u>	

④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 区分 6	713単位
(二) 区分 5	532単位
(三) 区分 4	367単位
(四) 区分 3	329単位
(五) 区分 2 以下	297単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 区分 6	991単位
(二) 区分 5	739単位
(三) 区分 4	510単位
(四) 区分 3	457単位
(五) 区分 2 以下	411単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,017単位
(二) 区分 5	759単位
(三) 区分 4	523単位
(四) 区分 3	470単位
(五) 区分 2 以下	423単位
⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 区分 6	1,078単位
(二) 区分 5	821単位
(三) 区分 4	584単位
(四) 区分 3	531単位
(五) 区分 2 以下	485 単位

<p>ロ 共生型生活介護サービス費</p> <p>(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) <u>697 単位</u></p> <p>(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) <u>859 単位</u></p> <p>ハ 基準該当生活介護サービス費</p> <p>(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) <u>697 単位</u></p> <p>(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) <u>859 単位</u></p> <p>第3 短期入所</p> <p>短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)</p> <p>(一) 区分6 <u>923単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>784単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>648単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>583単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>509単位</u></p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)</p> <p>(一) 区分6 <u>602単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>527単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>318単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>240単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>173単位</u></p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)</p> <p>(一) 区分3 <u>784単位</u></p>	<p>ロ 共生型生活介護サービス費</p> <p>(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) <u>693 単位</u></p> <p>(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) <u>854 単位</u></p> <p>ハ 基準該当生活介護サービス費</p> <p>(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) <u>693 単位</u></p> <p>(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) <u>854 単位</u></p> <p>第3 短期入所</p> <p>短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)</p> <p>(一) 区分6 <u>903 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>767 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>634 単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>570 単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>498 単位</u></p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)</p> <p>(一) 区分6 <u>589 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>516 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>311 単位</u></p> <p>(四) 区分3 <u>235 単位</u></p> <p>(五) 区分1及び区分2 <u>169 単位</u></p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)</p> <p>(一) 区分3 <u>767 単位</u></p>
--	---

(二) 区分 2	<u>615単位</u>	(二) 区分 2	<u>602 単位</u>
(三) 区分 1	<u>509単位</u>	(三) 区分 1	<u>498 単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費 (IV)		(4) 福祉型短期入所サービス費 (IV)	
(一) 区分 3	<u>527単位</u>	(一) 区分 3	<u>516 単位</u>
(二) 区分 2	<u>279単位</u>	(二) 区分 2	<u>273 単位</u>
(三) 区分 1	<u>173単位</u>	(三) 区分 1	<u>169 単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)	
(一) 区分 6	<u>1,164単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,104 単位</u>
(二) 区分 5	<u>1,026単位</u>	(二) 区分 5	<u>969 単位</u>
(三) 区分 4	<u>889単位</u>	(三) 区分 4	<u>835 単位</u>
(四) 区分 3	<u>824単位</u>	(四) 区分 3	<u>772 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>751単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>700 単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費 (II)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費 (II)	
(一) 区分 6	<u>844単位</u>	(一) 区分 6	<u>791 単位</u>
(二) 区分 5	<u>770単位</u>	(二) 区分 5	<u>719 単位</u>
(三) 区分 4	<u>559単位</u>	(三) 区分 4	<u>513 単位</u>
(四) 区分 3	<u>483単位</u>	(四) 区分 3	<u>438 単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>413単位</u>	(五) 区分 1 及び区分 2	<u>370 単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費 (III)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費 (III)	
(一) 区分 3	<u>1,026単位</u>	(一) 区分 3	<u>969 単位</u>
(二) 区分 2	<u>858単位</u>	(二) 区分 2	<u>804 単位</u>
(三) 区分 1	<u>752単位</u>	(三) 区分 1	<u>700 単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV)	
(一) 区分 3	<u>770単位</u>	(一) 区分 3	<u>719 単位</u>

(二) 区分2	<u>521単位</u>	(二) 区分2	<u>475 単位</u>
(三) 区分1	<u>412単位</u>	(三) 区分1	<u>370 単位</u>
(9) <u>福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）</u>		(新設)	
(一) <u>区分6</u>	<u>1,107単位</u>		
(二) <u>区分5</u>	<u>977単位</u>		
(三) <u>区分4</u>	<u>846単位</u>		
(四) <u>区分3</u>	<u>784単位</u>		
(五) <u>区分1及び区分2</u>	<u>715単位</u>		
(10) <u>福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）</u>		(新設)	
(一) <u>区分3</u>	<u>977単位</u>		
(二) <u>区分2</u>	<u>816単位</u>		
(三) <u>区分1</u>	<u>714単位</u>		
□ 医療型短期入所サービス費		□ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>3,117単位</u>	(1) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>3,010 単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,864単位</u>	(2) 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,762 単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,826単位</u>	(3) 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,747 単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>2,938単位</u>	(1) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>2,835 単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,735単位</u>	(2) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>2,636 単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,723単位</u>	(3) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	<u>1,646 単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	<u>2,150単位</u>	(4) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	<u>2,070 単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	<u>2,020単位</u>	(5) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	<u>1,943 単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	<u>1,328単位</u>	(6) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	<u>1,266 単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	



(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）	<u>784単位</u>	(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）	<u>767 単位</u>
(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）	<u>240単位</u>	(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）	<u>235 単位</u>
(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）	<u>1,013単位</u>	(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）	<u>965 単位</u>
(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>471単位</u>	(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>436 単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>784単位</u>	(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>767 単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>240単位</u>	(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>235 単位</u>
<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>		<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>	
第1 施設入所支援		第1 施設入所支援	
施設入所支援サービス費（1日につき）		施設入所支援サービス費（1日につき）	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	<u>463単位</u>	(1) 区分6	<u>459 単位</u>
(2) 区分5	<u>392単位</u>	(2) 区分5	<u>387 単位</u>
(3) 区分4	<u>316単位</u>	(3) 区分4	<u>312 単位</u>
(4) 区分3	<u>239単位</u>	(4) 区分3	<u>236 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>174単位</u>	(5) 区分2以下	<u>171 単位</u>
ロ 利用定員が41人以上50人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	<u>362単位</u>	(1) 区分6	<u>360 単位</u>
(2) 区分5	<u>303単位</u>	(2) 区分5	<u>301 単位</u>
(3) 区分4	<u>240単位</u>	(3) 区分4	<u>239 単位</u>
(4) 区分3	<u>189単位</u>	(4) 区分3	<u>188 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>150単位</u>	(5) 区分2以下	<u>149 単位</u>
ハ 利用定員が51人以上60人以下		(新設)	

(1) <u>区分6</u>	<u>355単位</u>		
(2) <u>区分5</u>	<u>297単位</u>		
(3) <u>区分4</u>	<u>235単位</u>		
(4) <u>区分3</u>	<u>185単位</u>		
(5) <u>区分2以下</u>	<u>147単位</u>		
三 <u>利用定員が61人以上70人以下</u>		ハ <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>301単位</u>	(1) <u>区分6</u>	<u>299単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>252単位</u>	(2) <u>区分5</u>	<u>251単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>202単位</u>	(3) <u>区分4</u>	<u>201単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>166単位</u>	(4) <u>区分3</u>	<u>165単位</u>
(5) <u>区分2以下</u>	<u>137単位</u>	(5) <u>区分2以下</u>	<u>135単位</u>
ホ <u>利用定員が71人以上80人以下</u>		(新設)	
(1) <u>区分6</u>	<u>295単位</u>		
(2) <u>区分5</u>	<u>247単位</u>		
(3) <u>区分4</u>	<u>198単位</u>		
(4) <u>区分3</u>	<u>163単位</u>		
(5) <u>区分2以下</u>	<u>133単位</u>		
ヘ <u>利用定員が81人以上</u>		ニ <u>利用定員が81人以上</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>273単位</u>	(1) <u>区分6</u>	<u>273単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>225単位</u>	(2) <u>区分5</u>	<u>226単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>181単位</u>	(3) <u>区分4</u>	<u>181単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>150単位</u>	(4) <u>区分3</u>	<u>149単位</u>
(5) <u>区分2以下</u>	<u>129単位</u>	(5) <u>区分2以下</u>	<u>128単位</u>

第2 共同生活援助		第2 共同生活援助	
1 共同生活援助サービス費（1日につき）		1 共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ 共同生活援助サービス費（I）（4：1の場合）	
		(1) 区分6	<u>667 単位</u>
		(2) 区分5	<u>552 単位</u>
		(3) 区分4	<u>471 単位</u>
		(4) 区分3	<u>381 単位</u>
		(5) 区分2	<u>292 単位</u>
		(6) 区分1以下	<u>243 単位</u>
（削る）		ロ 共同生活援助サービス費（II）（5：1の場合）	
		(1) 区分6	<u>616 単位</u>
		(2) 区分5	<u>500 単位</u>
		(3) 区分4	<u>421 単位</u>
		(4) 区分3	<u>331 単位</u>
		(5) 区分2	<u>243 単位</u>
		(6) 区分1以下	<u>198 単位</u>
イ 共同生活援助サービス費（I）（6：1の場合）		ハ 共同生活援助サービス費（III）（6：1の場合）	
(1) 区分6	<u>600 単位</u>	(1) 区分6	<u>583 単位</u>
(2) 区分5	<u>456 単位</u>	(2) 区分5	<u>467 単位</u>
(3) 区分4	<u>372 単位</u>	(3) 区分4	<u>387 単位</u>
(4) 区分3	<u>297 単位</u>	(4) 区分3	<u>298 単位</u>
(5) 区分2	<u>188 単位</u>	(5) 区分2	<u>209 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>170 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費（II）（体験利用）		ニ 共同生活援助サービス費（IV）（体験利用）	

(1) 区分6	<u>717 単位</u>	(1) 区分6	<u>697 単位</u>
(2) 区分5	<u>569 単位</u>	(2) 区分5	<u>582 単位</u>
(3) 区分4	<u>481 単位</u>	(3) 区分4	<u>501 単位</u>
(4) 区分3	<u>410 単位</u>	(4) 区分3	<u>411 単位</u>
(5) 区分2	<u>290 単位</u>	(5) 区分2	<u>322 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>273 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>272 単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
（削る）		(1) <u>4 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>444 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>398 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>364 単位</u>
（削る）		(2) <u>5 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>393 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>346 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>314 単位</u>
<u>（6 : 1 の場合）</u>		(3) <u>6 : 1 の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>369 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>359 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>306 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>313 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>270 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>281 単位</u>
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）（3 : 1 の場合）</u>	
		(1) <u>区分6</u>	<u>1,105 単位</u>
		(2) <u>区分5</u>	<u>989 単位</u>

(削る)		(3) 区分4	907 単位
		(4) 区分3	650 単位
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4 : 1の場合)	
		(1) 区分6	1,021 単位
		(2) 区分5	904 単位
		(3) 区分4	822 単位
		(4) 区分3	574 単位
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (5 : 1の場合)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5 : 1の場合)	
(1) 区分6	997 単位	(1) 区分6	969 単位
(2) 区分5	860 単位	(2) 区分5	852 単位
(3) 区分4	771 単位	(3) 区分4	770 単位
(4) 区分3	524 単位	(4) 区分3	528 単位
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	
(1) 区分6	1,168 単位	(1) 区分6	1,135 単位
(2) 区分5	1,028 単位	(2) 区分5	1,019 単位
(3) 区分4	938 単位	(3) 区分4	937 単位
(4) 区分3	672 単位	(4) 区分3	677 単位
ハ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(削る)		(1) 3 : 1の場合	
		(一) 区分6	910 単位
		(二) 区分5	793 単位
		(三) 区分4	712 単位
		(四) 区分3	563 単位
		(五) 区分2	414 単位

(削る)		(六) <u>区分1以下</u>	<u>360 単位</u>
		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>826 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>709 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>627 単位</u>
		(四) <u>区分3</u>	<u>486 単位</u>
		(五) <u>区分2</u>	<u>337 単位</u>
		(六) <u>区分1以下</u>	<u>292 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>765 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>774 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>627 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>657 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>539 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>575 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>407 単位</u>	(四) <u>区分3</u>	<u>440 単位</u>
(5) <u>区分2</u>	<u>270 単位</u>	(五) <u>区分2</u>	<u>292 単位</u>
(6) <u>区分1以下</u>	<u>253 単位</u>	(六) <u>区分1以下</u>	<u>252 単位</u>
ニ <u>体験利用の場合 (日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</u>		(4) <u>体験利用の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>929 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>940 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>787 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>824 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>695 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>742 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>546 単位</u>	(四) <u>区分3</u>	<u>590 単位</u>
(5) <u>区分2</u>	<u>408 単位</u>	(五) <u>区分2</u>	<u>441 単位</u>
(6) <u>区分1以下</u>	<u>389 単位</u>	(六) <u>区分1以下</u>	<u>387 単位</u>
ホ <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</u>		ハ <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</u>	



(削る)		(1) <u>3 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>698 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>651 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>617 単位</u>
(削る)		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>612 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>566 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>533 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>565 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>561 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>505 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>515 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>467 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>482 単位</u>
△ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(削る)		(1) <u>3 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>605 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>558 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>525 単位</u>
(削る)		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>520 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>474 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>440 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>454 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>469 単位</u>

(2) 区分5	394 単位	(二) 区分5	422 単位
(3) 区分4	356 単位	(三) 区分4	389 単位
1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4:1）	243 単位
（削る）		ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（5:1）	198 単位
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6:1）	171 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6:1）	170 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（10:1）	115 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）（10:1）	114 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（体験）	273 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）（体験）	272 単位
※ 人員配置体制加算			
事業所に置くべき従業員に加え、一定数以上の従業員が配置されている事業所において、1日につき所定単位数を加算する。			
1の2の3 退居後共同生活援助サービス費	2,000 単位	（新設）	
1の2の4 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	2,000 単位	（新設）	
1の3 受託居宅介護サービス費		1の3 受託居宅介護サービス費	
イ 所要時間15分未満の場合	96 単位	イ 所要時間15分未満の場合	96 単位
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	194 単位	ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	193 単位
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	263 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数	ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	262 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 564 単位に所要時間 1 時間 30 分  
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

### 第 3 自立生活援助

#### 自立生活援助サービス費

##### イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,566 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,095 単位

##### ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,172 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 821 単位

ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700 単位

### 《訓練系サービス》

#### 第 1 自立訓練(機能訓練)

##### 機能訓練サービス費(1日につき)

##### イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 819 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 732 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 695 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 667 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 629 単位

##### ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 265 単位

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 561 単位に所要時間 1 時間 30 分  
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

### 第 3 自立生活援助

#### 自立生活援助サービス費

##### イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,558 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,090 単位

##### ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,166 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 817 単位

(新設)

### 《訓練系サービス》

#### 第 1 自立訓練(機能訓練)

##### 機能訓練サービス費(1日につき)

##### イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 815 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 728 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 692 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 664 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 626 単位

##### ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>606 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>584 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>779 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750 単位</u>
ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>721 単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>717 単位</u>
ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>721 単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>717 単位</u>
第 2 自立訓練（生活訓練）		第 2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1 日につき）		生活訓練サービス費（1 日につき）	
イ 生活訓練サービス費（I）		イ 生活訓練サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下	<u>776 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下	<u>748 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>693 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>668 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>659 単位</u>	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>635 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>633 単位</u>	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>610 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上	<u>595 単位</u>	(5) 利用定員が 81 人以上	<u>573 単位</u>
ロ 生活訓練サービス費（II）		ロ 生活訓練サービス費（II）	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>265 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>255 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>606 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	<u>584 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>779 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>750 単位</u>
ハ 生活訓練サービス費（III）		ハ 生活訓練サービス費（III）	
(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	<u>281 単位</u>	(1) 利用期間が 2 年間以内の場合	<u>271 単位</u>
(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	<u>170 単位</u>	(2) 利用期間が 2 年間を超える場合	<u>164 単位</u>
ニ 生活訓練サービス費（IV）		ニ 生活訓練サービス費（IV）	
(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	<u>281 単位</u>	(1) 利用期間が 3 年間以内の場合	<u>271 単位</u>
(2) 利用期間が 3 年間を超える場合	<u>170 単位</u>	(2) 利用期間が 3 年間を超える場合	<u>164 単位</u>
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>690 単位</u>	ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>665 単位</u>

<p>へ 基準該当生活訓練サービス費 <u>690 単位</u></p> <p>≪就労系サービス≫</p> <p>第1 就労移行支援</p> <p>就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,210 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>1,020 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>879 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>719 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>569 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>519 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>479 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,055 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>881 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>743 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>649 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>524 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>466 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>432 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,023 単位</u></p>	<p>へ 基準該当生活訓練サービス費 <u>665 単位</u></p> <p>≪就労系サービス≫</p> <p>第1 就労移行支援</p> <p>就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,128 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>959 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>820 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>690 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>557 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>507 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>468 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,035 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>863 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>725 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>631 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>506 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>448 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>414 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,003 単位</u></p>
---	---

(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>857 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>838 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>711 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>693 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>614 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>596 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>515 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>497 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>446 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>428 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>413 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>395 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>968 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>948 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>816 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>797 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>664 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>646 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>562 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>544 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>494 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>476 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>418 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>400 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>387 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>369 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>935 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>915 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>779 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>760 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>625 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>607 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>516 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>498 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>478 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>460 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>392 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>374 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>364 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>346 単位</u>
□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	



(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>756 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>736 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>644 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>625 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>553 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>535 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>468 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>450 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>381 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>363 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>348 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>330 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>323 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>305 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>699 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>679 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>587 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>568 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>495 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>477 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>433 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>415 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>351 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>333 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>313 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>295 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>291 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>273 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>665 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>645 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>560 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>541 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>464 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>446 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>402 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>384 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>338 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>295 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>277 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>272 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>254 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	

(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>658 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>638 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>554 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>535 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>453 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>435 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>384 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>366 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>338 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>286 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>268 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>266 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>248 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>653 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>633 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>545 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>526 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>439 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>421 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>363 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>345 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>337 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>319 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>277 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>259 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>258 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>240 単位</u>
<b>第 2 就労継続支援 A 型</b>		<b>第 2 就労継続支援 A 型</b>	
就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）		イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>791 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>724 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>733 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>692 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>701 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>676 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>666 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>655 単位</u>

(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>533 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>527 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>419 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>413 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>325 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>319 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>710 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>643 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>656 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>615 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>626 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>601 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>594 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>583 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>474 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>468 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>373 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>367 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>288 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>282 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>672 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>605 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>619 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>578 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>590 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>565 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>558 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>547 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>445 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>439 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>350 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>344 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>271 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>265 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>660 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>593 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>609 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>568 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>580 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>555 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>547 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>536 単位</u>

(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>438 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>432 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>344 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>338 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>266 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>260 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>641 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>574 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>588 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>547 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>559 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>534 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>529 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>518 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>422 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>416 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>333 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>327 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>252 単位</u>
□ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)		□ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>727 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>660 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>671 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>630 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>641 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>616 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>608 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>597 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>486 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>480 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>382 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>376 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>296 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>290 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>655 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>588 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>604 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>574 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>549 単位</u>

(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>543 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>532 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>432 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>426 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>341 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>335 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>264 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>613 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>546 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>522 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>535 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>510 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>505 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>494 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>403 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>397 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>318 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>312 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>246 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>240 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>602 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>535 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>552 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>511 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>524 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>499 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>495 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>484 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>394 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>388 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>311 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>305 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>241 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>235 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>583 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>516 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>534 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>493 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>507 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>482 単位</u>

(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	478 単位	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	467 単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	381 単位	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	375 単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	301 単位	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	295 単位
(七) 評価点が60点未満の場合	232 単位	(七) 評価点が60点未満の場合	226 単位
第3 就労継続支援B型		第3 就労継続支援B型	
就労継続支援B型サービス費（1日につき）		就労継続支援B型サービス費（1日につき）	
イ 就労継続支援B型サービス費（I）		（新設）	
(1) 利用定員が20人以下			
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837 単位		
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	805 単位		
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758 単位		
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738 単位		
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726 単位		
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703 単位		
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673 単位		
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590 単位		
(2) 利用定員が21人以上40人以下			
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746 単位		
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	717 単位		
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676 単位		
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660 単位		
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637 単位		
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624 単位		



(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>526単位</u>
(3)	<u>利用定員が41人以上60人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>700単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>674単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>636単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>620単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>586単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>563単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>494単位</u>
(4)	<u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>688単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>662単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>625単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>609単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>589単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>575単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>553単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>485単位</u>
(5)	<u>利用定員が81人以上</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>640単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>605単位</u>

(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>570 単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>557 単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>535 単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>468 単位</u>		
<u>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>		<u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>748 単位</u>	(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>702 単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>716 単位</u>	(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>672 単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>669 単位</u>	(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>657 単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>649 単位</u>	(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>643 単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>637 単位</u>	(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>631 単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>614 単位</u>	(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>611 単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>584 単位</u>	(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>537 単位</u>	(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>566 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666 単位</u>	(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>625 単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>637 単位</u>	(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>598 単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>596 単位</u>	(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>584 単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>580 単位</u>	(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>572 単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>557 単位</u>	(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>551 単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>544 単位</u>	(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>541 単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>520 単位</u>	(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>525 単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>478 単位</u>	(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>504 単位</u>

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>625 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>586 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>599 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>562 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>561 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>549 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>545 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>537 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>525 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>518 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>488 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>493 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>449 単位</u>	(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>473 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>614 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>576 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>588 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>552 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>551 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>539 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>535 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>527 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>515 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>508 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>501 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>498 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>479 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>484 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>440 単位</u>	(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>594 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>557 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>568 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>533 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>533 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>521 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>518 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>510 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>498 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>491 単位</u>

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>485 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>482 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>463 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>425 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>448 単位</u>
<u>ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>		<u>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>682 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>653 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>613 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>611 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>594 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>572 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>557 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>554 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>532 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>538 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>490 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>516 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>609 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>584 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>534 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>532 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>511 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>497 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>494 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>475 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>438 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>461 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>564 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529 単位</u>

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>541 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>507 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>508 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>495 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>493 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>474 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>461 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>458 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>441 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>445 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>405 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>427 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>554 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>519 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>530 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>497 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>498 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>485 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>483 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>475 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>465 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>458 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>452 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>449 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>432 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>436 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>397 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>418 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>535 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>501 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>512 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>459 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>449 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>442 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>437 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>434 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>417 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>421 単位</u>

(ハ) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>384 単位</u>	(ハ) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>404 単位</u>
ニ 就労継続支援B型サービス費(IV)		(新設)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>584 単位</u>		
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>519 単位</u>		
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>488 単位</u>		
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>479 単位</u>		
(5) 利用定員が81人以上	<u>462 単位</u>		
ホ 就労継続支援B型サービス費(V)		ハ 就労継続支援B型サービス費(III)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>530 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>556 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>471 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>494 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>443 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>463 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>434 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>454 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>419 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>438 単位</u>
ヘ 就労継続支援B型サービス費(VI)		ニ 就労継続支援B型サービス費(IV)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>484 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>506 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>430 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>451 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>398 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>417 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>390 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>408 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>376 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>394 単位</u>
第4 就労定着支援		第4 就労定着支援	
就労定着支援サービス費(1月につき)		就労定着支援サービス費(1月につき)	
(削る)		イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>3,512 単位</u>	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>3,449 単位</u>



(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>3,348 単位</u>	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>3,285 単位</u>
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,768 単位</u>	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,710 単位</u>
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,234 単位</u>	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,176 単位</u>
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,690 単位</u>	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,642 単位</u>
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,433 単位</u>	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,395 単位</u>
(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>1,074 単位</u>	(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>1,046 単位</u>
(削る)		ロ 利用者数が21人以上40人以下	
		(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>2,759 単位</u>
		(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>2,628 単位</u>
		(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,168 単位</u>
		(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,741 単位</u>
		(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,314 単位</u>
		(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,117 単位</u>
		(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>837 単位</u>
(削る)		ハ 利用者数が41人以上	
		(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>2,587 単位</u>
		(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>2,463 単位</u>
		(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,032 単位</u>
		(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,632 単位</u>
		(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,232 単位</u>
		(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,047 単位</u>
		(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>785 単位</u>
第5 就労選択支援		(新設)	

就労選択支援サービス費（1日につき）	1,210 単位
<p>《相談系サービス》</p>	<p>《相談系サービス》</p>
第1 計画相談支援費	第1 計画相談支援費
イ サービス利用支援費	イ サービス利用支援費
(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864 単位
(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764 単位
(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672 単位
(4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	(4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1,622 単位
(5) サービス利用支援費（Ⅰ）	(5) サービス利用支援費（Ⅰ） 1,522 単位
(6) サービス利用支援費（Ⅱ）	(6) サービス利用支援費（Ⅱ） 732 単位
ロ 継続サービス利用支援費	ロ 継続サービス利用支援費
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	(1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,613 単位
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1,513 単位
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1,410 単位
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 1,360 単位
(5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	(5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,260 単位
(6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	(6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 606 単位
第2 障害児相談支援費	第2 障害児相談支援費
イ 障害児支援利用援助費	イ 障害児支援利用援助費
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ） 2,027 単位

(2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>2,101 単位</u>	(2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>1,927 単位</u>
(3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>2,016 単位</u>	(3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>1,842 単位</u>
(4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,866 単位</u>	(4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,792 単位</u>
(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,766 単位</u>	(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,692 単位</u>
(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位	(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位
□ 継続障害児支援利用援助費		□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,896 単位</u>	(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,724 単位</u>
(2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>1,796 単位</u>	(2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)	<u>1,624 単位</u>
(3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>1,699 単位</u>	(3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)	<u>1,527 単位</u>
(4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,548 単位</u>	(4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)	<u>1,476 単位</u>
(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,448 単位</u>	(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,376 単位</u>
(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位	(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費		地域移行支援サービス費	
イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	<u>3,613 単位</u>	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	<u>3,504 単位</u>
ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	<u>3,157 単位</u>	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	<u>3,062 単位</u>
ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	<u>2,422 単位</u>	ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	<u>2,349 単位</u>
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	<u>315 単位</u>	イ 体制確保費	<u>306 単位</u>
ロ 緊急時支援費		ロ 緊急時支援費	
(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>734 単位</u>	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>712 単位</u>

(2) 緊急時支援費(Ⅱ) 98 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1(指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下同じ。)

(一) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- a 利用定員30人以下の場合 3,136 単位
- b 利用定員31人以上40人以下の場合 3,061 単位
- c 利用定員41人以上50人以下の場合 2,991 単位
- d 利用定員51人以上60人以下の場合 2,924 単位
- e 利用定員61人以上70人以下の場合 2,897 単位
- f 利用定員71人以上80人以下の場合 2,873 単位
- g 利用定員81人以上の場合 2,849 単位

(二) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上)の場合

- a 利用定員30人以下の場合 2,120 単位
- b 利用定員31人以上40人以下の場合 2,045 単位
- c 利用定員41人以上50人以下の場合 1,975 単位
- d 利用定員51人以上60人以下の場合 1,909 単位
- e 利用定員61人以上70人以下の場合 1,881 単位
- f 利用定員71人以上80人以下の場合 1,857 単位

(2) 緊急時支援費(Ⅱ) 95 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (口又はハに該当する場合を除く。)

(新設)

(1) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- (一) 利用定員30人以下の場合 3,086 単位
- (二) 利用定員31人以上40人以下の場合 3,005 単位
- (三) 利用定員41人以上50人以下の場合 2,930 単位
- (四) 利用定員51人以上60人以下の場合 2,859 単位
- (五) 利用定員61人以上70人以下の場合 2,830 単位
- (六) 利用定員71人以上80人以下の場合 2,804 単位
- (七) 利用定員81人以上の場合 2,778 単位

(2) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上)の場合

- (一) 利用定員30人以下の場合 2,086 単位
- (二) 利用定員31人以上40人以下の場合 2,005 単位
- (三) 利用定員41人以上50人以下の場合 1,930 単位
- (四) 利用定員51人以上60人以下の場合 1,859 単位
- (五) 利用定員61人以上70人以下の場合 1,830 単位
- (六) 利用定員71人以上80人以下の場合 1,804 単位

g 利用定員 81 人以上の場合	1,833 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,778 単位
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(3) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 30 人以下の場合	1,782 単位	(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,753 単位
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,706 単位	(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,672 単位
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,636 単位	(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,597 単位
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,570 単位	(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,526 単位
e 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,543 単位	(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,497 単位
f 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,519 単位	(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,471 単位
g 利用定員 81 人以上の場合	1,495 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,445 単位
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(4) (1)から(3)まで以外の場合	
a 利用定員 30 人以下の場合	1,104 単位	(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,086 単位
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,029 単位	(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,005 単位
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	959 単位	(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	930 単位
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	893 単位	(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	859 単位
e 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	866 単位	(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	830 単位
f 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	841 単位	(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	804 単位
g 利用定員 81 人以上の場合	817 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	778 単位
(2) 時間区分 2（指定児童発達支援の提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下。以下同じ。）		(新設)	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合			
a 利用定員 30 人以下の場合	3,163 単位		
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	3,085 単位		
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	3,013 単位		
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	2,945 単位		

e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>2,918 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>2,893 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>2,868 単位</u>
(二)	<u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>2,147 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,069 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,997 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,929 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,902 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,877 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,852 単位</u>
(三)	<u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,808 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,731 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,659 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,591 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,563 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,538 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,514 単位</u>
(四)	<u>(一)から(三)まで以外の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,131 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,053 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>981 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>913 単位</u>



e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>886 単位</u>	(新設)
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>861 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>836 単位</u>	
(3)	<u>時間区分 3 (指定児童発達支援の提供時間が 3 時間超 5 時間以下。以下同じ。)</u>		
(一)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 32 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>3,215 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>3,134 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>3,059 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>2,987 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>2,958 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>2,932 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>2,906 単位</u>	
(二)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 16 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>2,199 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,118 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>2,043 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,971 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,942 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,916 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,890 単位</u>	
(三)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 3 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,861 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,780 単位</u>	

c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,704 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,633 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,604 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,578 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,551 単位</u>	
(四)	<u>(一)から(三)まで以外の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,184 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,102 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,027 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>955 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>926 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>900 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>874 単位</u>	
(削る)			
			ロ <u>児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>
			(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>
			(一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u> <u>3,384 単位</u>
			(二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u> <u>3,191 単位</u>
			(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> <u>3,075 単位</u>
			(四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u> <u>2,975 単位</u>
			(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>
			(一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u> <u>2,384 単位</u>
			(二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u> <u>2,191 単位</u>
			(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> <u>2,075 単位</u>

<p>(削る)</p> <p>□ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 時間区分1</p> <p>(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>a 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p>	<p>(四) 利用定員41人以上の場合 1,975単位</p> <p>(3) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p> <p>(一) 利用定員20人以下の場合 2,051単位</p> <p>(二) 利用定員21人以上30人以下の場合 1,858単位</p> <p>(三) 利用定員31人以上40人以下の場合 1,742単位</p> <p>(四) 利用定員41人以上の場合 1,642単位</p> <p>(4) (1)から(3)まで以外の場合</p> <p>(一) 利用定員20人以下の場合 1,384単位</p> <p>(二) 利用定員21人以上30人以下の場合 1,191単位</p> <p>(三) 利用定員31人以上40人以下の場合 1,075単位</p> <p>(四) 利用定員41人以上の場合 975単位</p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>合</p> <p>(1) 利用定員15人以下の場合 1,331単位</p> <p>(2) 利用定員16人以上20人以下の場合 1,040単位</p> <p>(3) 利用定員21人以上の場合 924単位</p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p>
---	---

(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,933 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,684 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,568 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,486 単位</u>
b 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,917 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,668 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,552 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,486 単位</u>
c 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,579 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,552 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,280 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,214 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,153 単位</u>
d a から c まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>901 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>652 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>536 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>486 単位</u>
(二) (一)以外の場合		(2) (1)以外の場合	
a 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,813 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,754 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,593 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,513 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,493 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,404 単位</u>
b 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,797 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,754 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,577 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,513 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,477 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,404 単位</u>

c	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,459 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,238 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,139 単位</u>
d	a から c まで以外の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>781 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>561 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>461 単位</u>

(2) 時間区分 2

(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

a	医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>2,959 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,702 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>2,582 単位</u>
b	医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,943 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,687 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,567 単位</u>
c	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,605 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,348 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,228 単位</u>
d	a から c まで以外の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>928 単位</u>

(三)	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
a	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,421 単位</u>
b	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,180 単位</u>
c	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,071 単位</u>
(四)	(一)から(三)まで以外の場合	
a	利用定員 10 人以下の場合	<u>754 単位</u>
b	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>513 単位</u>
c	利用定員 21 人以上の場合	<u>404 単位</u>

(新設)

(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>671 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>551 単位</u>	
(二) <u>(一)以外の場合</u>		
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,836 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,608 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,505 単位</u>	
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,820 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,592 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,489 単位</u>	
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,481 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,254 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,151 単位</u>	
d <u>a から c まで以外の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>804 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>576 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>473 単位</u>	
(3) <u>時間区分 3</u>		(新設)
(一) <u>主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>		
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>3,012 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,739 単位</u>	

(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,611 単位</u>
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,996 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,723 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,596 単位</u>
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,658 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,385 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,257 単位</u>
d <u>a から c まで以外の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>980 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>707 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>580 単位</u>
(二) <u>(一)以外の場合</u>	
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,881 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,639 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,529 単位</u>
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,865 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,623 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,513 単位</u>
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,526 単位</u>



(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,284 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,175 単位</u>		
d <u>a から c まで以外の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>849 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>607 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>497 単位</u>		
ハ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合</u>	<u>2,131 単位</u>	(1) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>2,098 単位</u>
(削る)		(2) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,757 単位</u>
(2) <u>利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合</u>	<u>1,347 単位</u>	(3) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,511 単位</u>
(削る)		(4) <u>利用定員が 8 人の場合</u>	<u>1,326 単位</u>
(削る)		(5) <u>利用定員が 9 人の場合</u>	<u>1,184 単位</u>
(削る)		(6) <u>利用定員が 10 人の場合</u>	<u>1,069 単位</u>
(3) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>850 単位</u>	(7) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>837 単位</u>
三 <u>共生型児童発達支援給付費</u>	<u>682 単位</u>	ヘ <u>共生型児童発達支援給付費</u>	<u>591 単位</u>
ホ <u>基準該当児童発達支援給付費</u>		ト <u>基準該当児童発達支援給付費</u>	
(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)</u>	<u>793 単位</u>	(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)</u>	<u>701 単位</u>
(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)</u>	<u>682 単位</u>	(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)</u>	<u>591 単位</u>
別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）		別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）	
(略)		(略)	
(削る)		第 2 <u>医療型児童発達支援</u>	

<p> <u>《放課後等デイサービス》</u>  第3 放課後等デイサービス  1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）  イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ又はニに該当する場合を除く。）  (1) <u>時間区分1</u>  (一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合  a 利用定員10人以下の場合 <u>2,591単位</u>  b 利用定員11人以上20人以下の場合 <u>2,399単位</u>  c 利用定員21人以上の場合 <u>2,304単位</u>  (二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合  a 利用定員10人以下の場合 <u>1,583単位</u> </p>	<p> 1 <u>医療型児童発達支援給付費（1日につき）</u>  イ <u>指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>389単位</u>  ロ <u>指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>501単位</u>  ハ <u>指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>338単位</u>  ニ <u>指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>450単位</u>    <u>《放課後等デイサービス》</u>  第3 放課後等デイサービス  1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）  イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し<u>授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</u>  (1) <u>区分1（3時間以上）</u>  (一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合  a 利用定員10人以下の場合 <u>2,604単位</u>  b 利用定員11人以上20人以下の場合 <u>2,402単位</u>  c 利用定員21人以上の場合 <u>2,302単位</u>  (二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合  a 利用定員10人以下の場合 <u>1,604単位</u> </p>
---	---

b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,391 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,402 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,296 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,302 単位</u>
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,247 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,271 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,055 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,069 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>960 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>969 単位</u>
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>574 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>604 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>382 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>402 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>287 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>302 単位</u>
(2) <u>時間区分 2</u>		(2) <u>区分 2（3 時間未満）</u>	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,627 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,423 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,322 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,295 単位</u>
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,618 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,414 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,313 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,295 単位</u>
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,282 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,258 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,078 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,060 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>977 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>962 単位</u>
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	

a 利用定員 10 人以下の場合	<u>609 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>406 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>305 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>295 単位</u>
(3) 時間区分 3		(新設)	
(一) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,683 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,461 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,361 単位</u>		
(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,674 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,452 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,352 単位</u>		
(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,339 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,116 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,016 単位</u>		
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>666 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>443 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>343 単位</u>		
※(3)については学校休業日のみ算定可とする。			
(削る)		ロ <u>障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</u>	
		(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	

	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,372 単位</u>
	(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,372 単位</u>
	(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,388 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,147 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,039 単位</u>
	(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>372 単位</u>
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) <u>利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合</u>	(一) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>1,771 単位</u>
(削る)	(二) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,756 単位</u>
(削る)	(三) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,467 単位</u>
(二) <u>利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合</u>	(四) <u>利用定員が 8 人の場合</u>	<u>1,263 単位</u>
(削る)	(五) <u>利用定員が 9 人の場合</u>	<u>1,108 単位</u>
(削る)	(六) <u>利用定員が 10 人の場合</u>	<u>989 単位</u>
(三) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	(七) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>893 単位</u>
		<u>692 単位</u>
		<u>686 単位</u>

(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下</u> の場合	<u>2,056 単位</u>	(一) 利用定員が <u>5人</u> の場合	<u>2,038 単位</u>
(削る)		(二) 利用定員が <u>6人</u> の場合	<u>1,706 単位</u>
(削る)		(三) 利用定員が <u>7人</u> の場合	<u>1,466 単位</u>
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下</u> の場合	<u>1,299 単位</u>	(四) 利用定員が <u>8人</u> の場合	<u>1,288 単位</u>
(削る)		(五) 利用定員が <u>9人</u> の場合	<u>1,150 単位</u>
(削る)		(六) 利用定員が <u>10人</u> の場合	<u>1,039 単位</u>
(三) 利用定員が11人以上の場合	<u>817 単位</u>	(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>810 単位</u>
ハ 共生型放課後等デイサービス給付費		三 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>430 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>507 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>534 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>602 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>652 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>430 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>507 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
第4 居宅訪問型児童発達支援		第4 居宅訪問型児童発達支援	
1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,066 単位</u>	1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>
第5 保育所等訪問支援		第5 保育所等訪問支援	

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>1,071 単位</u>	1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>1,035 単位</u>
<u>《障害児入所支援》</u>		<u>《障害児入所支援》</u>	
第1 福祉型障害児入所施設		第1 福祉型障害児入所施設	
1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）		1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	<u>957 単位</u>		<u>941 単位</u>
(2) 入所定員が10人の場合		(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
	<u>837 単位</u>		<u>823 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,727 単位</u>		<u>1,697 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	<u>957 単位</u>		<u>941 単位</u>
(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
	<u>665 単位</u>		<u>654 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,109 単位</u>		<u>1,090 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	<u>878 単位</u>		<u>863 単位</u>
(4) <u>入所定員が16人以上20人以下の場合</u>		(新設)	



(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	645 単位		
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,075 単位		
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	852 単位		
(5) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	837 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 (新設)	823 単位
(6) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	812 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 (新設)	688 単位
(7) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合	700 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	614 単位
(8) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	665 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	590 単位
(9) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	625 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	568 単位
(10) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	600 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	545 単位
(11) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	578 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	526 単位
(12) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	554 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	504 単位
(13) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	535 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	501 単位
(14) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	513 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	499 単位
(15) 入所定員が 101 人以上の場合	493 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	496 単位
(削る)		(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	493 単位
(削る)		(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	490 単位
(削る)		(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	485 単位
(削る)		(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	481 単位
(削る)		(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	477 単位
(削る)			

(削る)	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	473 単位	
(削る)	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	470 単位	
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	845 単位	831 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	772 単位	759 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	734 単位	721 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	701 単位	689 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	668 単位	657 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	637 単位	626 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		
(1) 入所定員が 5 人の場合	(1) 入所定員が 5 人の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246 単位	1,225 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988 単位	971 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907 単位	891 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988 単位	971 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合	(3) 入所定員が 10 人の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907 単位	891 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		

	<u>1,903 単位</u>		<u>1,870 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>988 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>694 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>682 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,360 単位</u>		<u>1,337 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>900 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>644 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>633 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,142 単位</u>		<u>1,122 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>900 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>577 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>567 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,022 単位</u>		<u>1,005 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>871 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>542 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>533 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

	<u>871 単位</u>		<u>856 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>871 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>767 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>754 単位</u>
(9)入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>713 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>701 単位</u>
(10)入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>626 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>615 単位</u>
(11)入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>603 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>593 単位</u>
(12)入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>582 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>572 単位</u>
(13)入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>560 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>550 単位</u>
(14)入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>540 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>531 単位</u>
(15)入所定員が 91 人以上の場合	<u>519 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>510 単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,246 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>929 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設である		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設である	

とき	<u>929 単位</u>	とき	<u>913 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,889 単位</u>		<u>1,857 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>695 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>683 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,349 単位</u>		<u>1,326 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>895 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>647 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>636 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	
	<u>1,139 単位</u>		<u>1,120 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>895 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>573 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>563 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>949 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>866 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>545 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>536 単位</u>

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であると	<u>866 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>851 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>866 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>763 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>750 単位</u>
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>710 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>698 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>623 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>612 単位</u>
(11) 所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>600 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>590 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>580 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>570 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>558 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>548 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>537 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>528 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>518 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>509 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>766 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>753 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>752 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>739 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>737 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>724 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>720 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>708 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>380 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>352 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>189 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>175 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>988 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>914 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>454 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>420 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>415 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>384 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>380 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>352 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>345 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>319 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>223 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>206 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>205 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>190 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>189 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>175 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>173 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>160 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,190 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,101 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,084 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,003 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>988 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>914 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>891 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>825 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>137 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>127 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>962 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>890 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	



(一) 60日目まで	<u>165 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>153 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>150 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>139 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>137 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>127 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>124 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>115 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,164 単位</u>	(一) 60日目まで	<u>1,077 単位</u>
(二) 61日目以降 90日目まで	<u>1,058 単位</u>	(二) 61日目以降 90日目まで	<u>979 単位</u>
(三) 91日目以降 180日目まで	<u>962 単位</u>	(三) 91日目以降 180日目まで	<u>890 単位</u>
(四) 181日目以降	<u>865 単位</u>	(四) 181日目以降	<u>801 単位</u>

## 福祉・介護職員等処遇改善加算について

### 算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
 ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※） 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	<b>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	<b>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	<b>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

## 福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率について

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善																	
	I	II	III	IV	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.9%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	17.8%	19.9%			15.4%		17.0%	11.7%		12.5%	9.3%		10.9%	6.4%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	10.9%	12.0%	10.7%	11.8%	9.2%	9.0%	9.9%	8.8%	9.7%	7.1%	7.1%	6.9%	7.8%	5.0%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%														
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%	8.3%	8.0%	8.1%	7.8%	6.7%	6.5%	6.2%	6.6%	6.0%	4.9%	5.0%	4.7%	4.5%	3.2%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	8.0%	7.9%	7.8%	7.7%	6.6%	6.4%	6.1%	6.3%	5.9%	4.8%	4.9%	4.6%	4.4%	3.1%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%	9.0%	8.6%			7.3%		6.5%	7.3%		5.2%	5.6%		4.8%	3.5%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%	18.5%	17.1%	18.2%	16.8%	14.5%	14.2%	12.2%	16.6%	11.9%	9.6%	12.6%	9.3%	10.3%	7.7%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%	11.1%	10.9%	10.8%	10.6%	8.9%	8.6%	8.3%	9.8%	8.0%	6.3%	7.6%	6.0%	7.0%	5.0%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%	15.6%	14.2%	15.3%	13.9%	12.2%	11.9%	10.1%	14.3%	9.8%	8.1%	10.9%	7.8%	8.8%	6.8%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%	11.4%	11.1%	11.1%	10.8%	9.1%	8.8%	8.4%	10.1%	8.1%	6.4%	7.8%	6.1%	7.1%	5.1%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%	17.3%	18.4%	16.9%	18.0%	14.6%	14.2%	15.2%	13.0%	14.8%	11.4%	10.3%	11.0%	10.9%	7.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%	15.3%	17.0%	14.9%	16.6%	13.2%	12.8%	14.4%	11.0%	14.0%	10.6%	8.9%	10.2%	10.1%	6.3%
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%	9.0%	8.4%			7.3%		6.5%	7.3%		5.4%	5.6%		4.8%	3.7%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%	9.4%	8.9%			7.6%		6.7%	7.6%		5.4%	5.8%		4.9%	3.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6.9%	9.2%	8.7%			7.4%		6.6%	7.4%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6.9%	9.1%	8.7%			7.4%		6.6%	7.3%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%

※経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設ける。

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

		見直し後の障害者の地域区分								
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)	
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	1級地 (18%)	東京都 特別区								
	2級地 (15%)	東京都 町田市、船江市、多摩市 神奈川県 横浜市の川崎市 大阪府 大阪市								
	3級地 (12%)	東京都 練馬市	埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、国分寺市 神奈川県 鎌倉市 東京都 名古屋市中区 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 芦屋市	千葉県 印西市 四條畷市						
	4級地 (10%)	千葉県 浦安市 神奈川県 藤沢市 東京都 刈谷市、豊田市	埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、習志野市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 横浜市の藤沢市、定西市、海老名市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市、西宮市、宝塚市	千葉県 袖ヶ浦市						
	5級地 (6%)		神奈川県 横浜市の 埼玉県 熊谷市 千葉県 船橋市、習志野市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 横浜市の藤沢市、定西市、海老名市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市、西宮市、宝塚市	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、取手市、つくば市、守谷市 埼玉県 朝霞市、新市、心川町 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、栄町 東京都 羽村市、あきる野市、日の出町 神奈川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、藤岡市、緑園市、寒川町、愛川町 みよし市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 姫路市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 広島市、府中市 福岡県 福岡市、春日市						
	6級地 (3%)	神奈川県 三浦市	茨城県 龍ヶ崎市の 埼玉県 川口市、草加市、戸田市、八潮市 神奈川県 葉山町 東京都 知立市、豊研市 滋賀県 栗東市 京都府 長岡京市	宮城県 仙台市、多賀城市 茨城県 吾妻市、利根町 栃木県 宇都宮市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、行田市、所沢市、蕨崎市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、東市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、野火鳥市、吉川市、白岡市、伊勢崎、三芳町、安代町、谷戸町、松井町 千葉県 大塚市、野田市、茂原市、柏市、流山市、狭山市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町 東京都 武蔵村山市、瑞穂町、稲城町、瑞穂町、長多摩町 神奈川県 藤沢市、大磯町、二宮町、津川町 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西宮市、稲沢市、大府市、尾張旭市、日進市、愛西市、津島市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、笠江町、岡崎市 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南町、大阪狭山市、浪速市、島本町、豊能町、能勢町、忠南町、熊取町、田尻町、神町、大正町、河内町、平塚島町 兵庫県 明石市、播磨川町 奈良県 奈良市、大和郡山形市、生駒市 福岡県 福岡市、糟屋町	栃木県 下野市 大和高田市					
	7級地 (3%)		愛知県 かずみょうろ市	北海道 札幌市 東京都 一宮市、江崎市、鎌倉市 埼玉県 鴻巣市、大田町、朝霞市、川口市、蓮沼町 千葉県 千葉市、船橋市、八千代市、船橋市、船橋市	北海道 札幌市 東京都 一宮市、江崎市、鎌倉市 埼玉県 鴻巣市、大田町、朝霞市、川口市、蓮沼町 千葉県 千葉市、船橋市、八千代市、船橋市、船橋市 茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、取手市、つくば市、守谷市 埼玉県 朝霞市、新市、心川町 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、栄町 東京都 羽村市、あきる野市、日の出町 神奈川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、藤岡市、緑園市、寒川町、愛川町 みよし市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 姫路市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 広島市、府中市 福岡県 福岡市、春日市	栃木県 下野市 大和高田市				
	その他 (0%)									

# ○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

	届出後の障害児の地域区分							その他 (2%)
	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	
現行の障害児の地域区分	1級地 (20%)	東京都 特別区						
	2級地 (16%)	東京都 町田市、狛江市、多摩市 神奈川県 横浜市の、川崎市 大阪府 大阪市			千葉県 袖ヶ浦市、印西市			
	3級地 (15%)	東京都 調布市	埼玉県 志いたま市、朝光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、墨田区、三鷹市、青梅市、府中、小金井市、小平市、日野市、東村山、国分寺市、国立市、瑞穂市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市中区 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	大阪府 四條畷市				
	4級地 (12%)	千葉県 浦安市 神奈川県 藤木市 東京都 町田市、豊田市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 牛久市 埼玉県 越前市、志木市 千葉県 船橋市、船橋区 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、墨子市、海老名市 大阪府 豊中市、旭町市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市	埼玉県 東松山市 千葉県 八千代市				
	5級地 (10%)		茨城県 鹿沼市 埼玉県 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市 千葉県 新津市、富士見市、ふし内野市、三芳町 東京都 あきる野市、日の出町 神奈川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、履問市、綾瀬市、寒川町、愛川町 愛知県 西尾市、みよし市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 府中市 福岡県 糟粕川町、春日市	神奈川県 横浜市の	茨城県 仙台市、多賀城市 茨城県 水戸市、利根町 栃木県 宇都宮市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、行田市、所沢市、龍崎町、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、熊谷市、久利市、桐川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、松本市、幸手市、蕨ヶ崎市、吉川市、白岡市、伊東市、宮代町、杉野町、松伏町 千葉県 野田市、茂原市、船橋市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、流々井町 東京都 武蔵野市、羽村市、瑞穂町、瑞穂町、長多摩町 神奈川県 秦野市、大磯町、二宮町、清川村 長野県 塩尻市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、あま市、長久手市、菟野町、豊山町、大治町、国江町、飛島村 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日市、八幡市、谷田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸和田市、高天原市、箕面市、東淀川区、東淀川区、東淀川区、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、志田町、鳥取町、田尻町、神代、太子町、河内町、千早赤松村 兵庫県 明石市、播磨川町 奈良県 奈良市、大和郡山部市、生駒市 和歌山県 橋本町 福岡県 大野城市、太宰府市、糟津市、糸島市、粕屋町			
	6級地 (6%)	神奈川県 三浦市	埼玉県 川口市、草加市、戸田市、八潮市 神奈川県 葉山町 愛知県 知立市、豊明市 滋賀県 彦根市 京都府 長岡京市	宮城県 仙台市、多賀城市 茨城県 水戸市、利根町 栃木県 宇都宮市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、行田市、所沢市、龍崎町、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、熊谷市、久利市、桐川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、松本市、幸手市、蕨ヶ崎市、吉川市、白岡市、伊東市、宮代町、杉野町、松伏町 千葉県 野田市、茂原市、船橋市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、流々井町 東京都 武蔵野市、羽村市、瑞穂町、瑞穂町、長多摩町 神奈川県 秦野市、大磯町、二宮町、清川村 長野県 塩尻市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、あま市、長久手市、菟野町、豊山町、大治町、国江町、飛島村 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日市、八幡市、谷田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸和田市、高天原市、箕面市、東淀川区、東淀川区、東淀川区、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、志田町、鳥取町、田尻町、神代、太子町、河内町、千早赤松村 兵庫県 明石市、播磨川町 奈良県 奈良市、大和郡山部市、生駒市 和歌山県 橋本町 福岡県 大野城市、太宰府市、糟津市、糸島市、粕屋町	栃木県 下野市 奈良県 大和高田市			
7級地 (3%)			茨城県 かずみがうら市	千葉県 木更津市 愛知県 一宮市、江南市、尾張旭市、碧南市 福岡県 福岡市、大田原町、久御山町 福岡県 那珂川市	北海道 札幌市 茨城県 越前町、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、伊勢町、河内町、八千代町、笠原町、取手町 栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町 群馬県 前橋市、伊勢崎町、太田市、渋川市、五ヶ野町 埼玉県 飯沼市、深谷市、日東市、秩父市、熊谷市、鴻巣市、川島市、吉見町、鳩山町、寄居町 千葉県 山北町、君津町 神奈川県 新磯町 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、諏訪市、伊那市 岐阜県 大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市 静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿町、袋井市、小山町、川原町、清水町 愛知県 豊橋市、手田町、津島市、犬山町、常滑市、小牧市、栗海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、岡崎市、稲沢町、東郷町、東郷町、東郷町、東郷町 三重県 名張市、七郷町、伊賀市、木曽町、美加町、桑名町、朝日町、川越町 滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市 奈良県 天理市、橿原市、桜井市、磯原市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、磯城町、安堵町、川西町、三宅町、田原町、香取町、明日香村、上牧町、玉手町、広陵町、河合町 岡山県 岡山市 広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、藤塚市、筑紫野市 長崎県 長崎市			
その他 (0%)				千葉県 狭山市 神奈川県 中井町	宮城県 東涌町 群馬県 碓氷町、吉岡町 神奈川県 南足柄市 山梨県 南都賀町 静岡県 裾野市、静岡市、清水町、長泉町 愛知県 新城市 滋賀県 近江八幡市、竜王町 兵庫県 高砂市 広島県 呉市 福岡県 苅谷町	全ての都道府県7級地から7級地以外の地域		

重度障害者支援加算の拡充

①生活介護・施設入所支援の場合

見直し後	現行
<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p><u>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> <u>360単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p><u>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> <u>（一）に加え+150単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ハ 重度障害者支援加算（Ⅲ）</p> <p><u>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> <u>180単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p>	<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p><u>（一）実践研修修了者が支援計画シート等の作成を行う体制を整えた場合</u> <u>7単位/日</u></p> <p><u>（二）基礎研修修了者が行動関連項目10点以上の者に個別支援を行った場合</u> <u>180単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p>

<p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合  <u>(一) に加え+150単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は (一) ※に加え+200単位/日</p> <p>(注) 口、ハの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。</p>	
---	--

## ②短期入所の場合

見直し後	現行
<p><u>イ 重度障害者支援加算 (I)</u></p> <p>(一) 区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合  <u>50単位/日</u></p> <p>※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合</u>  <u>+100単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合  <u>(一) に加え+50単位/日</u></p> <p><u>ロ 重度障害者支援加算 (II)</u></p> <p>(一) <u>区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合</u>  <u>30単位/日</u></p> <p>※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+70単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合  <u>(一) に加え+50単位/日</u></p>	<p>重度障害者支援加算</p> <p>区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合  50単位/日</p> <p>※ 基礎研修修了者が支援を行った場合+10単位/日</p>



### ③共同生活援助の場合

見直し後	現行
<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p>	<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p>

## 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について

(介護サービス包括型)

イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (加配 12:1)

- (1) 区分 4 以上 83 単位
- (2) 区分 3 以下 77 単位

イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法<sup>\*</sup>で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (加配 30:1)

- (1) 区分 4 以上 33 単位
- (2) 区分 3 以下 31 単位

ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (加配 12:1、個人単位特例) 84 単位

ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

ニ 人員配置体制加算(Ⅳ) (加配 30:1、個人単位特例) 33 単位

ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

(日中サービス支援型)

ホ 人員配置体制加算(Ⅴ) (加配 7.5:1)

(1) 区分 4 以上 138 単位

(2) 区分 3 121 単位

ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 7.5:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ) (加配 20:1)

(1) 区分 4 以上 53 単位

(2) 区分 3 45 単位

ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 20:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホを算定している場合は、算定しない。

ト 人員配置体制加算(Ⅶ) (加配 7.5:1、日中住居以外)

(1) 区分 4 以上 131 単位

(2) 区分 3 以下 112 単位

トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

チ 人員配置体制加算(VIII)（加配20:1、日中住居以外）

- (1) 区分4以上 50 単位
- (2) 区分3以下 42 単位

チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホからトまでを算定している場合は、算定しない

リ 人員配置体制加算(IX)（加配7.5:1、個人単位特例） 134 単位

リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

ヌ 人員配置体制加算(X)（加配20:1、個人単位特例） 50 単位

ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

ル 人員配置体制加算(XI)（加配7.5:1、個人単位特例、日中住居以外） 128 単位

ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

ヲ 人員配置体制加算(XII)（加配20:1、個人単位特例、日中住居以外） 49単位

ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

（外部サービス利用型）

ワ 人員配置体制加算(XIII)（加配12:1） 73単位

ワについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

カ 人員配置体制加算(XIV)（加配30:1） 28単位

カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ワを算定している場合は、算定しない。

※ 「特定従業者数換算方法」とは、従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、本加算の算定に当たっての従業者の員数に換算する方法をいう。

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

※変更部分は下線部

<b>I 労働時間</b>	(評価要素)	
1 日の平均労働時間の状況	・ 1 日の平均労働時間	
(評価の視点)		
「1 日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1 日の平均労働時間」により評価。		
(評価方法)		
前年度において、雇用契約を締結していた利用者※の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における 1 日当たりの平均労働時間数によって 8 段階の評価を行う。		
【現行】		
7 時間以上	: <u>80 点</u>	4 時間以上 4 時間 30 分未満 : 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: <u>70 点</u>	3 時間以上 4 時間未満 : 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: <u>55 点</u>	2 時間以上 3 時間未満 : 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: <u>45 点</u>	2 時間未満 : 5 点
【見直し後】		
7 時間以上	: <u>90 点</u>	4 時間以上 4 時間 30 分未満 : 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: <u>80 点</u>	3 時間以上 4 時間未満 : 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: <u>65 点</u>	2 時間以上 3 時間未満 : 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: <u>55 点</u>	2 時間未満 : 5 点
※ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に就労継続支援 A 型を利用している者は除く。		

<b>Ⅱ 生産活動</b>	<b>(評価要素)</b>
<b>生産活動収支の状況</b>	・ 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況
<b>(評価の視点)</b>	
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。	
<b>(評価方法)</b>	
<b>【現行】</b>	
前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： 40 点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： 25 点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： 20 点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： 5 点
<b>【見直し後】</b>	
前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価の評価。	
前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上である	： <u>60 点</u>
前年度及び前々年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： <u>50 点</u>
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： <u>40 点</u>
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： <u>20 点</u>
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： <u>-10 点</u>
前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満である	： <u>-20 点</u>



<b>Ⅲ 多様な働き方</b>	<b>(評価要素)</b> ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
<b>多様な働き方に係る制度整備状況</b>	
<b>(評価の視点)</b> 利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価を行う。	
<b>(評価方法)</b> <b>【現行】</b> <u>任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点      6又は7の場合：25点      1以上5以下の場合：15点 <b>【見直し後】</b> <u>評価項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 5点以上の場合：15点      3点又は4点の場合：5点      2点以下の場合：0点	

<b>IV 支援力向上</b>	<p><b>(評価要素)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況</li> <li>② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況</li> <li>③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況</li> <li>④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況</li> <li>⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況</li> <li>⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況</li> <li>⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況</li> <li>⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況</li> </ol>
<b>安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組</b>	
<p><b>(評価の視点)</b></p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価を行う。</p>	
<p><b>(評価方法)</b></p> <p><b>【現行】</b></p> <p>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>8以上の場合：35点    6又は7の場合：25点    1以上5以下の場合：15点</p> <p><b>【見直し後】</b></p> <p>各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>5点以上の場合：15点    3点又は4点の場合：5点    2点以下の場合：0点</p>	

※ Vについては変更なし

<b>V 地域連携活動</b>	<p><b>(評価要素)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無</li> <li>・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組</li> </ul>
<b>地域連携活動の実施状況</b>	
<p><b>(評価の視点)</b></p> <p>事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価を行う。</p>	
<p><b>(評価方法)</b></p> <p>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</p> <p>1事例以上ある場合    :    10点</p>	

<b>VI 経営改善計画【新規】</b>	(評価要素)
<b>経営改善計画の作成状況</b>	・ <u>経営改善計画の作成及び提出の有無</u>
<p>(評価の視点)</p> <p><u>指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。</u></p>	
<p>(評価方法)</p> <p>【新規】</p> <p><u>経営改善計画の作成状況に基づき評価。</u></p> <p>経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50点</p>	

<b>VII 利用者の知識・能力の向上【新規】</b>	(評価要素)
<b>利用者の知識及び能力の向上に向けた取組の状況</b>	・ <u>利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価</u>
<p>(評価の視点)</p> <p><u>事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況を評価する。</u></p>	
<p>(評価方法)</p> <p>【新規】</p> <p><u>前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。</u></p> <p>取組が1以上ある場合 : 10点</p>	

【現行】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 80点	
II 生産活動	5点 ~ 40点	
III 多様な働き方	0点 ~ 35点	
IV 支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	

【見直し後】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 90点	
II 生産活動	-20点 ~ 60点	
III 多様な働き方	0点 ~ 15点	
IV 支援力向上	0点 ~ 15点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	
VI 経営改善計画【新規】	-50点 ~ 0点	
VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	0点 ~ 10点	

# 児童発達支援センターの一元化 一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準について

◎ 改正後（一元化後）の基準（令和6年4月以降～）

児童発達支援センター				
	児童発達支援		治療を行う場合	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○ 児童指導員及び保育士 4:1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・ 保育士・・・ 1以上</li> </ul> </li> <li>(機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○ 調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可</li> <li>○ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く</li> <li>○ 管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul>	左記の人員に加え、 ○ 診療所に必要とされる従業者 ・・・・医療法に規定する必要数
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医務室</li> <li>○ 発達支援室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人</li> <li>○ 遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外遊技場</li> <li>○ 相談室</li> <li>○ 調理室</li> <li>○ 便所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 静養室</li> <li>○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> </ul>	左記の基準に加え(※)、 ○ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備 (※) 医務室については除く。

◎ 経過措置

旧医療型児童発達支援センター及び旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員・設備について、令和8年度末までの間（設備基準は当分の間）、改正前の基準によることができる。

<参考> 改正前の基準

	福祉型			医療型
	障害児	難聴児	重症心身障害児	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○ 児童指導員及び保育士 4:1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・ 保育士・・・ 1以上</li> </ul> </li> <li>(機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること)</li> <li>○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○ 調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可</li> <li>○ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く</li> <li>○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く</li> <li>○ 管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘱託医・・・ 1以上 (眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○ 児童指導員及び保育士 4:1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・ 保育士・・・ 1以上</li> </ul> </li> <li>○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○ 調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可)</li> <li>○ 機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く)</li> <li>○ 看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く)</li> <li>○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)</li> </ul> <p>上記の人員に加え、言語聴覚士を指定発達支援の単位ごとに4人以上配置</p> <p>※ 言語聴覚士、機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘱託医・・・ 1以上 (内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○ 児童指導員及び保育士 4:1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・ 保育士・・・ 1以上</li> </ul> </li> <li>○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○ 調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可)</li> <li>○ 機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く)</li> <li>○ 看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く)</li> <li>○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)</li> </ul> <p>上記の人員に加え、看護職員、機能訓練担当職員を各々1人以上配置</p> <p>※ 機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療所に必要とされる従業者 ・・・医療法に規定する必要数</li> <li>○ 児童指導員・・・ 1以上</li> <li>○ 保育士・・・ 1以上</li> <li>○ 看護職員・・・ 1以上</li> <li>○ 理学療法士又は作業療法士 ・・・ 1以上</li> <li>○ 機能訓練担当職員・・・ 必要数 (言語訓練等を行う場合)</li> <li>○ 児童発達支援管理責任者 1以上</li> <li>○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医務室</li> <li>○ 指導訓練室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人</li> <li>○ 遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人</li> <li>○ 屋外遊技場</li> <li>○ 静養室 (主として知的障害児が通所)</li> <li>○ 相談室</li> <li>○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> <li>○ 調理室</li> <li>○ 便所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医務室</li> <li>○ 指導訓練室</li> <li>○ 遊戯室</li> <li>○ 屋外遊技場</li> <li>○ 静養室</li> <li>○ 相談室</li> <li>○ 調理室</li> <li>○ 便所</li> <li>○ 聴力検査室 (主として聴覚障害児が通所)</li> <li>○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医務室 (設けないことができる)</li> <li>○ 指導訓練室</li> <li>○ 遊戯室 (設けないことができる)</li> <li>○ 屋外遊技場 (設けないことができる)</li> <li>○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> <li>○ 相談室 (設けないことができる)</li> <li>○ 調理室</li> <li>○ 便所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備</li> <li>○ 浴室及び便所には手すり等身体の機能の非自由を助ける設備</li> <li>○ 階段の傾斜は緩やかにする</li> <li>○ 指導訓練室</li> <li>○ 相談室</li> <li>○ 屋外訓練場</li> <li>○ 調理室</li> </ul>